

平成 26 年度

博士学位請求論文

指導教授：田中 寛

# 関東州の中国人初等教育における

## 日本語教育の研究

—1904 年日露戦争から 1945 年日本敗戦まで—

学籍番号：10233101

宋 群

(SONG QUN)

大東文化大学大学院外国語学研究科  
日本語文化学専攻博士課程後期課程

## 章立て目次

章立て目次	2
詳細目次	5
表目次	11
図目次	13
凡例	14
<b>序章</b>	<b>15</b>
1. 研究の目的と方法	15
2. 先行研究と課題	19
3. 研究の構成と概要	23
4. 本研究で使用了な主な史料	26
注	28
<b>第1部 関東州都督府及び関東庁統治時期の日本語教育</b>	
一軍事管制期の1904年から満州国建国後の行政改革の1934年まで	31
<b>第1章 民智開化の為の日本語教育</b>	
一軍事管制時期（1904.12～1906.8月）	32
1. はじめに	32
2. 東亜同文書院院長根津一の満洲教育構想	32
3. 軍政下の日本語教員事情と教授法	40
4. 関東州の日本語教育の嚆矢一南金書院民立小学堂の設立	42
5. 大連公学堂、旅順学堂の日本語事情一教育方針、教科目と教科書	50
6. 「関東州公学堂規則」の公布一日本語重視のカリキュラム	54
7. おわりに	59
注	59
<b>第2章 親日化を企図した日本語教育</b>	
一都督府統治時期（1906～1919年）	66
1. はじめに	66
2. 歴史背景	66
3. 租借地関東州の植民教育方針の議論	67
4. 関東州統治当局の日本語教育方針一親日的且つ実用への日本語	79

5. 日本語教育事情—教授法、教科書と教員	90
6. おわりに	93
注	94

### 第3章 日支共存共栄を求めた日本語教育

#### —関東庁統治時期の前期（1919～1929年）

1. はじめに	99
2. 歴史背景	99
3. 関東庁植民統治下における中国人主導の私立小学校及び私塾と 日本人主導の公学堂及び普通学堂との相克	106
4. 日本語教育実態—教科書・教授法及び教員の編制	117
5. 日本語学習の目的	121
6. 満鉄の日本語事情—教育政策と日本語研究	124
7. おわりに	131
注	132

### 第4章 日満親善を鼓吹した日本語教育

#### —関東庁統治時期の後期（1930～1934年）

1. はじめに	139
2. 歴史背景	139
3. 満洲国建国初期における日本語教育の開始時期と内容	141
4. 満鉄附属地の日本語教育方針の揺れ	147
5. 満洲国建国にあわせた関東州教育方針	151
6. 関東州の留学生派遣事情	160
7. おわりに	165
注	166

## 第2部 関東局統治時期における日本語教育

### —行政改革の1934年から日本敗戦の1945年まで

### 第5章 日満一体化を指向した日本語教育

#### —関東州庁統治時期の前期（1934～1940年）

1. はじめに	171
2. 歴史背景	171
3. 満洲国における日本語教育政策の展開	172

4. 南満州鉄道付属地行政権譲渡による満鉄公学校の改編—満洲国への統括	181
5. 関東州における日本語教育国策化への過度期	188
6. 聞き取り調査にみる日中戦争期の日本語教育の実態	196
7. おわりに	203
聞き取り調査リスト	204
注	204

## 第6章 皇民化教育を目指した日本語教育

### —関東州庁統治時期の後期（1941～1945年）

1. はじめに	209
2. 歴史背景	209
3. 「関東州人教育令」の公布への経緯	211
4. 「関東州人教育令」（案）の公布と内容	218
5. 日本語から国語へ—教科目構成・教員・教科書・教授法	225
6. 総力戦体制下での満洲国の日本語教育	230
7. 教育現場にみる皇民化教育の実相	233
8. おわりに	241
注	242

## 終章

1. 本研究で明らかにされたこと	247
2. 今後の課題と展望	252
参考文献一覧	255
本論文と既発表論文の関係	267

## 細目目次

序章	15
1. 研究の目的と方法	15
2. 先行研究と課題	19
2.1 日本側における主な先行研究について	19
2.2 中国側における主な先行研究について	21
3. 研究の構成と概要	23
4. 本研究で使用した主な史料	26
4.1 官庁公的資料	26
4.2 教育通史	26
4.3 学事法規・教育令	27
4.4 日本語教育関連	27
4.5 新聞・雑誌	28
注	28

### 第1部 関東州都督府及び関東庁統治時代の日本語教育

#### 一 軍事管制期の1904年から満洲国建国後の行政改革の1934年まで

### 第1章 民智開化の為の日本語教育

#### 一 軍事管制時期（1904.12～1906.8月）

1. はじめに	32
2. 東亜同文書院院長根津一の満洲教育構想	32
2.1 満洲教育構想の経緯	32
2.2 満洲教育構想の主旨と内容	34
2.3 「満洲ニ於ける新教育制度施設案」（以下「施設案」）	35
2.4 初の中国人植民教育の指導方針—「支那人教育ニ関スル通牒」	38
3. 軍政下の日本語教員事情と教授法	40
4. 関東州の日本語教育の嚆矢—南金書院民立小学堂の設立	42
4.1 南金書院の沿革	42
4.2 南金書院民立小学堂の設立経緯	43
4.3 南金書院民立小学堂の教育方針、日本語教育内容と教授法、教科書	45
4.3.1 清国の教育制度を重視する教育方針	45
4.3.2 日本語教育の内容、教科書と教授法	47
4.3.3 岩間徳也を支えた中国人たち	48

5. 大連公学堂、旅順学堂の日本語事情—教育方針、教科書と教科目	50
5.1 日本語教育重視の教育方針	51
5.2 教科書と教科目	52
6. 「関東州公学堂規則」の公布—日本語重視のカリキュラム	54
6.1 日本語重視の教育方針及び教授要旨	54
6.2 岩間徳也の初の「関東州公学堂規則」への反発	57
6.3. 公学堂南金書院への改組	58
7. おわりに	59
注	59

## 第2章 親日化を企図した日本語教育

—都督府統治時期（1906～1919年）	66
1. はじめに	66
2. 歴史背景	66
3. 租借地関東州の植民教育方針の議論	67
3.1 同化主張論—大連公学堂長浅井政次郎の「教育ニ関する卑見十則」	68
3.2 同化漸進論—旅順公学堂長中堂謙吉	69
3.3 同化反対論—公学堂南金書院学堂長岩間徳也	71
3.3.1 中国人のための教育	72
3.3.2 差別論—「南満洲支那人教育論」	76
3.3.3 『南満洲支那人教育論』の動機	76
3.3.4 差別論—関東州における取るべき教育政策	77
4. 関東州統治当局の日本語教育方針—親日的且つ实用への日本語	79
4.1 日本語重視の背景	81
4.2 1908年の「関東州公学堂規則」改正と 1915年の「関東州公学堂規則」改正	84
4.3 蒙学堂・小学堂の設立と普通学堂への改編	87
4.3.1 蒙学堂・小学堂の設立	89
4.3.2 普通学堂への改編	90
5. 日本語教育事情—教授法、教科書と教員	90
6. おわりに	93
注	94

### 第3章 日支共存共栄を求めた日本語教育

一 関東庁統治時期の前期 (1919～1929年) . . . . .	99
1. はじめに . . . . .	99
2. 歴史背景 . . . . .	99
2.1 旅大回収運動 . . . . .	99
2.2 教育権回収運動 . . . . .	101
2.3 大連での新文化運動—傅立魚の存在と大連中華青年会の役割 . . . . .	102
3. 関東庁植民統治下における中国人主導の私立小学校及び私塾と 日本人主導の公学堂及び普通学堂との相克 . . . . .	106
3.1 中国人主導の私立小学校 . . . . .	106
3.1.1 大連中華青年会附属小学校 . . . . .	106
3.1.2 中国人主導の私立小学校 . . . . .	107
3.1.3 伝統文化伝授の場—私塾 . . . . .	109
3.2 日本人主導の公学堂及び普通学堂—日本語教育方針の調整 . . . . .	110
3.2.1 1921年の公学堂規則の一部改正 . . . . .	111
3.2.2 1923年の公学堂規則の改正 . . . . .	113
3.2.3 1923年の普通学堂規則の改正 . . . . .	116
4. 日本語教育実態—教科書・教授法及び教員の編制 . . . . .	117
4.1 日本語教科書の合同編纂 . . . . .	117
4.2 直接教授法の確立 . . . . .	119
4.3 教員の正規化 . . . . .	120
5. 日本語学習の目的 . . . . .	121
6. 満鉄の日本語事情—教育方針、教科目と日本語研究 . . . . .	124
6.1 教育方針 . . . . .	124
6.2 公学堂規則改正の流れ . . . . .	125
6.3 公学堂規則改正 (1923年4月) . . . . .	127
6.4 低潮期でありながらの日本語研究の成果 . . . . .	130
7. おわりに . . . . .	131
注 . . . . .	132

### 第4章 日満親善を鼓吹した日本語教育

一 関東庁統治時期の後期 (1930～1934年) . . . . .	139
1. はじめに . . . . .	139
2. 歴史背景 . . . . .	139

3.	満洲国建国初期における日本語教育の開始時期と内容	141
3.1	臨時教科目の設定と外国語選定の各省の意見	141
3.2	満鉄経済調査会第五部教育班の調査経緯と「日語教育施設方案」	143
4.	満鉄附属地の日本語教育方針の揺れ	147
4.1	満洲事変前の「南満洲鉄道株式会社公学堂規則」改正（1931年）	147
4.2	満洲事変後の「南満洲鉄道株式会社公学堂規則」改正（1933年）	149
5.	満洲国建国にあわせた関東州教育方針	151
5.1	「関東州公学堂規則」一部改正（関東庁令第五号）（1932年）	
	—満洲国建国の相乗効果—日本語教育熱	151
5.2	公学堂の卒業生の進路と高就職率原因	155
6.	関東州の留学生派遣事情	161
6.1	留学生派遣の開始時期	161
6.2	派遣理由—岩間徳也の留学生派遣論	161
6.3	中国奉天省政府の関東州留学援助	163
7.	おわりに	165
	注	166

## 第2部 関東局統治時期における日本語教育

—行政改革の1934年から日本敗戦の1945年まで	170
---------------------------	-----

### 第5章 日満一体化を指向した日本語教育

—関東州庁統治時期の前期（1934～1940年）	171
1. はじめに	171
2. 歴史背景	171
3. 満洲国における日本語教育政策の展開	172
3.1 外国語としての日本語教育前期	172
3.2 新学制の登場—日本語から国語へ	175
3.3 日本語教育の実際—教科書・教員	177
3.4 「語学検定試験規則」（局令81号）の実施	179
4. 南満洲鉄道付属地行政権譲渡による満鉄公学校の改編—満洲国への統括	181
4.1 日本語教育の二重性	181
4.2 日本語教育の研究	183
4.2.1 基礎日本語研究の変化	183
4.2.2 日本語教授法とその変遷	185
5. 関東州における日本語教育国策化への過渡期	188



5.1	公学堂規則と普通学堂規則の改正	188
5.2	各公学堂の方針変更	191
5.3	教科書と教員	195
6.	聞き取り調査にみる日中戦争期の日本語教育の実態	196
6.1	劉潮争 聞き取り 3回	196
6.2	李銘五 聞き取り 2回	197
6.3	張本昌 聞き取り 2回	197
6.4	張学富 聞き取り 2回	199
6.5	孫械芄 聞き取り 5回	199
7.	おわりに	203
	聞き取り調査リスト	204
	注	204

## 第6章 皇民化教育を目指した日本語教育

	一 関東州庁統治時期の後期 (1941～1945年)	209
1.	はじめに	209
2.	歴史背景	209
3.	「関東州人教育令」の公布への経緯	211
3.1	「在関東州及び満州国帝国臣民令 (勅令第213号)の公布	211
3.1.1	制定の要因	211
3.1.2	「在関東州及満洲国帝国臣民教育令」の要旨	214
3.2	「関東州人教育令」の原案—「仮称州民学校案」	215
3.2.1	「仮称州民学校案」の作成事情	215
3.2.2	「州民学校案」の本旨と内容	217
4.	「関東州人教育令」(案)の公布と内容	218
4.1	「関東州人」にする理由と「教育令」の制定目的	218
4.2	「関東州人教育令」案の主旨	221
4.3	奉公科(国語)の要旨と内容	223
5.	日本語から国語へ—教科目構成・教員・教科書・教授法	225
5.1	教科目構成	225
5.2	教科書と教授法及び教員	226
5.2.1	『国語』(日本語)教科書	226
5.2.2	教授法及び教員事情	229
6.	総力戦体制下での満洲国の日本語教育	230
6.1	政策転換の背景	230

6.2	満洲国崩壊寸前の教育方針及び教科目	231
7.	教育現場にみる皇民化教育の実相	233
7.1	関東州日本語教育研究会特集	233
7.2	喜代原友治(旅順高等公学校附属公学堂訓導)の発表	235
7.3	松尾忠風(ある公学堂教頭)の回顧	237
7.4	陳丕忠(普通学堂中国人教員)の回顧	238
7.5	高山照二(満洲国ある国民学校の教員)の論文掲載	239
7.6	王美麗(新京市永末路国民優級学校2年生=国民学校6年)の作文	241
8.	おわりに	241
	注	242
<b>終章</b>		
1.	本研究のまとめ	247
2.	今後の課題と展望	252
2.1	教員養成のシステム化のプロセスへの探究	252
2.2	軍事管制期及び関東都督府統治時期の教科書の解明	253
2.3	教科書と緊密な関連をもつ教授法に対する細密な分析	253
2.4	1920年代の中国ナショナリズムの高揚に誕生した 中国人主導の私立学校のカリキュラムの究明	254
2.5	関東局統治後期における言語政策の背景、 経緯展開及び実態への具体的な検証	254
<b>参考文献一覧</b>		
本論文と既発表論文の関係		267

## 表 目 次

### 第 1 章 民智開化の為の日本語教育

#### 一 軍事管制時期（1904. 12～1906 年）・・・ 31

- 表 1-1 「満洲ニ於ケル新教育制度綱領」と  
清国初等小学堂の教科目及び週時間数（1904 年）・・・ 37
- 表 1-2 関東都督府管内中国人学堂及び  
日本人教習一覧表（奉天、新民管轄を除く）・・・ 41
- 表 1-3 「南金書院私立小学堂教科目」と清国「奏定初等小学堂章程」  
「満洲ニ於ケル新教育制度施設案」の教科目・・・ 46
- 表 1-4 南金書院創立当初の教職員表・・・ 48
- 表 1-5 南金書院私立小学堂と大連公学堂、旅順学堂との規則比較・・・ 51
- 表 1-6 旅順学堂教科目・・・ 54
- 表 1-7 「関東州公学堂規則」日本語科目及び時間数（1906 年）・・・ 55

### 第 2 章 親日化を企図した日本語教育

#### 一 都督府統治時期（1906～1919 年）・・・ 66

- 表 2-1 岩間徳也の特殊教育と「関東州公学堂規則」改正の流れ・・・ 74
- 表 2-2 「関東州公学堂規則」改正 教科目及び週時間数（1908 年）・・・ 85
- 表 2-3 「関東州公学堂規則」改正 教科目及び週時間数（1915 年）・・・ 86
- 表 2-4 関東州公学堂数、学生数と私塾数、塾生数との比較（1905～1909 年）・・・ 88
- 表 2-5 「関東州蒙学堂規則」教科目及び週時間数（1909 年）・・・ 89
- 表 2-6 「関東州普通学堂規則」教科目及び週時間数（1915 年）・・・ 90
- 表 2-7 関東州公学堂一覧（1908 年現在）・・・ 92

### 第 3 章 日支共存共栄を求めた日本語教育

#### 一 関東庁統治時期の前期（1919～1929 年）・・・ 99

- 表 3-1 大連中華青年会顧問一覧表（1923 年当時）・・・ 103
- 表 3-2 大連中華青年会の運営資金・・・ 103
- 表 3-3 中国人私立学校、私塾と公学堂、普通学堂数及び学生数、教員数の流れ・・・ 109
- 表 3-4 1921 年の公学堂規則一部改正 第二号表・・・ 111
- 表 3-5 「関東州公学堂規則」改正 教科目及び週時間数（1921 年）・・・ 113
- 表 3-6 「関東州公学堂規則」改正 教科目及び週時間数（1923 年）・・・ 115
- 表 3-7 「関東州普通学堂規則」改正 教科目及び週時間数（1923 年）・・・ 116
- 表 3-8 関東州の職業構成の推移（1906 年～1936 年）・・・ 122
- 表 3-9 満鉄附属地公学堂の日本語教授時間数と  
中国語教授時間数との推移表・・・ 126

表 3-10 「南満洲鉄道株式会社公学堂規則」改正 教科目及び週時間数 (1923 年) . . . . .	128
表 3-11 満鉄「初等教育研究会第二部」における	

各教科実地授業研究会の開催数 (1922~1936 年) . . . . .	131
--	-----

#### 第 4 章 日満親善を鼓吹した日本語教育

##### 一 関東庁統治時期の後期 (1930~1934 年) . . . . .

表 4-1 満洲事変前東北の中国人小学校数 . . . . .	140
表 4-2 満洲国小学校教科目及び週時間数 (1933 年) . . . . .	144
表 4-3 満鉄公学校教科目及び週時間数 (1931 年) . . . . .	148
表 4-4 中華民国小学校教科目及び週時間数 (1930 年) . . . . .	148
表 4-5 満鉄公学校教科目及び週時間数 (1933 年) . . . . .	150
表 4-6 「関東州公学堂規則」一部改正 教科目及び週時間数 (1932 年) . . . . .	152
表 4-7 日本語教授時間数と中国語教授時間数との推移表 (1904~1932) . . . . .	153
表 4-8 1932 年関東州公学堂出身者の満洲国での就職者数 . . . . .	154
表 4-9 関東州公学堂卒業者の満洲国での簡任官以上就職者リスト . . . . .	156
表 4-10 関東州公学堂卒業者数の満洲国で薦任官以上就職者の統計 . . . . .	160

#### 第 5 章 日満一体化を指向した日本語教育

##### 一 関東州庁統治時期の前期 (1934~1940 年) . . . . .

表 5-1 満洲国小学校教科目及び週時間数 (1936 年) . . . . .	173
表 5-2 満洲国「国民義塾」と「国民学舎」教科目及び週時間数 (1937 年) . . . . .	175
表 5-3 満洲国「国民学校」と「国民優級学校」教科目及び週時間数 (1937 年) . . . . .	176
表 5-4 満洲国初等学校数、教員数、学生数推移 (1932~1943 年) . . . . .	178
表 5-5 満洲国の語学検定試験日本語受験者数及び合格者数 (1936~1941 年) . . . . .	180
表 5-6 満鉄附属地公学校数、職員数、学生数 (1937 年 12 月現在) . . . . .	183
表 5-7 「関東州普通学堂規則」一部改正 教科目及び週時間数 (1934 年) . . . . .	189
表 5-8 「関東州公学堂規則」一部改正 教科目及び週時間数 (1934 年) . . . . .	190

#### 第 6 章 皇民化教育を目指した日本語教育

##### 一 関東州庁統治時期の後期 (1941~1945 年) . . . . .

表 6-1 関東州中国人名称使用の流れ (1908~1941 年) . . . . .	219
表 6-2 「関東州公学堂規則」一部改正 教科目及び週時間数 (1934 年) . . . . .	225
表 6-3 「関東州公学校規則」教科目及び週時間数 (1943 年) . . . . .	226
表 6-4 関東州公学校、普通学堂、私塾の数、学級数及び教員数 (1940~1945 年) . . . . .	229
表 6-5 満洲国「国民義塾」と「国民学舎」の教科目及び週時間数 (1943 年) . . . . .	232
表 6-6 満洲国「国民学校」と「国民優級学校」教科目及び週時間数 (1943 年) . . . . .	232

## 目 次

図 1	関東州初期教育行政図	32
図 2	「新制最近日本地図」1936 年当時の関東州位置	194
図 3	『教員必携』1 頁推測 1938 年頃使用	201
図 4	『教員必携』2 頁	201
図 5	『教員必携』3 頁	202
図 6	『教員必携』4 頁	202

## 凡例

1. 年月日の表記は、西暦を基本としたが、便宜上、年号を使用した場合もある。
2. 文献の刊行年は奥付に表記された元号年を西暦に換算して表記した。
3. 資料の引用の際は、現行の通用字体に改め、仮名遣と清濁音は原文のまま記した。人物名などの固有名詞は旧字体のまま記した場合もある。
4. 引用文中、解読不可能な箇所は「□」とし、省略した場合には「……」と記した。
5. 注は、各章ごとの章末に付けた。
6. 満洲、満洲国の場合は、「洲」とし、関東州の場合は「州」とした。なお、満洲国建国後の場合には、満語は、「満洲語」を指す場合と、「中国語」を指す場合がある。植民教育の体験者の証言及び説明においては、「中国語」という語が用いられることが多いが、これは「満語」をさしている。

## 序論

1. 研究の目的と方法
2. 先行研究と課題
  - 2.1 日本側における主な先行研究について
  - 2.2 中国側における主な先行研究について
3. 研究の構成と概要
4. 本研究で使用した主な史料
  - 4.1 官庁公的資料
  - 4.2 教育通史
  - 4.3 学事法規・教育令
  - 4.4 日本語教育関連
  - 4.5 新聞・雑誌

### 1. 研究の目的と方法

本研究は、研究対象とする時期を、日露戦争期の 1904 年に関東州で日本語教育が発足した時点から、1945 年の日本の敗戦までの時期に限定し、その 40 年間の日本語教育の実態を主題として、どのような政治的環境の下で、どのような影響を受け、変遷してきたのか、またそれぞれの時期に果たした社会的役割を明らかにすることを研究の目的とする。

中国国内の日本語教育の拠点と言われる大連には、日本語教育では中国国内で有数の地位を誇る大連外国語大学の日本語学院（前身は周恩来の指示で、1964 年に設置された中国国内では初の「日語専科学校」）を初めとして、ほとんどの大学に日本語科が開設されており<sup>1</sup>、公私立の日本語の中等専門学校も多く、現在では日本語が必修科目と定められている小学校及び中学校もある<sup>2</sup>。次に経済関係に目を向けると、大連開発区には既に 1000 社余りの日本企業が投資し、市内にも日本商社あるいは IT ソフトバンクをはじめ数多くの日本企業が活動拠点を置いている。これらの企業がもつ人材ニーズに応えるため、民間日本語教育施設及び日本が出資経営している日本語学校が数多く設置され、日本文化を理解し、日本語に精通する即戦力となりうる複合型の人材を育成しているという状況も存在している。特筆すべきは、1990 年からスタートした大連最大規模「日本語コンテスト」の「キャノン杯」<sup>3</sup>は、日中交流と日本語教育の促進の趣旨に基づき、実施以来、2013 年までの総参加人数が約 8 万人に及んでいることである。日本語普及及び日本語能力向上への環境づくりは、公的教育以外の社会教育においても加速しており、日本との友好関係は、日本の尖閣諸島国有化以後も大連ではなお継続しているのである。

大連では日本人に対する社会サービスも、テレビでは日本人向けのチャンネルが設けら

れたり、日本料理店も 200 軒余りに上ったりして、常住している約 1.7 万人の日本人に利便が提供されている。こうした親日的雰囲気は、中国人社会側にも浸透しており、歴史的関係から 80 歳以上の年配者に日本語のわかる人が多いこと、また、若い人たちも日本留学・企業研修等を通し、あるいは日本企業の日本人社員やその家族との交流といった、日本人との直接接触の経験をもつ中国人の割り合いが、他地方よりも多いこと、などの社会的特徴となっている。そしてこれが起因して、生活感覚における日本式清潔感の導入、新築時における日本式様式の採用、たとえば畳部屋の導入などが、大連市民の生活を形成されている。

このようなことが大連という地域文化の特徴となっているのだが、何より、“中国内日本特区”である大連市で、一度も反日デモが起きなかったことが、大連市の根強い親日的な文化観念を物語っている。しかし、同時に指摘すべきは、他の都市と比較すれば、「人文科学の学術研究と文学芸術創作の研究」<sup>4</sup>の薄弱さ及び 70 歳年代以上の世代の一般教養レベルの低さの存在といった事実である。

本研究は、大連におけるこのような中国内でも特異な文化観念の継続を社会の底流で支え続けてきたエネルギーが、戦前からの日本語教育に起因するのではないかという想定の上に、その日本語教育が果たした社会的役割を多面的に把握し、戦前の各時点各時点での社会的葛藤を 1 つずつ明らかにしながら、その葛藤の蓄積の総和として今日の大連が存在し、“中国内日本特区”に至るといふ、道筋を考えていきたい。

大連—関東州は、中国の遼東半島の南端に位置し、海から中国東北陸地に出入りする重要な門戸であるため、18 世紀末から、帝国ロシアと日本の熾烈な争奪の戦略地であった。1894 年から 1895 年にかけての日清戦争により、日本は朝鮮を占領し、南満洲に侵入し、勝利を収めた。戦争の代価として、「台湾と清国の軍事基地・旅順に代表される遼東半島を割譲させ」<sup>5</sup>、3000 万両の賠償金を得た。ところが、領土拡張を目指すロシア、フランス、ドイツの「三国干渉」に屈した日本は遼東半島を返還した。しかしながら、ロシアは 1898 年 4 月 1 日清国に調印させた「中俄旅大租地条約」及び「中俄续訂旅大租地条約」<sup>6</sup>によって、強引に関東州の 25 年租借権、東清鉄道の敷設権・運営権を清国から獲得し、旅順一帯に強固な軍事基地を築き、同時に植民教育をスタートさせた。一方では、日本は失った遼東半島を奪い取ろうとし、「卧薪尝胆」を合言葉に、軍備拡張に 10 年かけ、日露戦争すなわちロシアとの壮絶な戦いを中国の領土で繰り広げた。戦争に勝利した日本は、ロシアが清国から租借していた関東州と、東清鉄道の一部を手に入れ<sup>7</sup>、中国大陸侵略の拠点を作ったのである。日本が関東州の支配を始めるのは、まだ戦争の最中の時からであるが、それは清国政府の抗議すなわち「占領地の主権は清国にあるとし、軍政署設置に反対した」<sup>8</sup>を無視するかたちで進められた。日本は次々と占領した各地に軍政署を設置し、植民教育をスタートさせた。軍政の目的は戦争の被害を受けた清国民衆の「民心ノ鎮撫」「民智ノ開発」にあった。このようにして、1895 年に割譲された台湾に続き、関東州においても、日



本語教育が開始される。その後日露戦争で南満洲への侵出を果たした日本は、満洲全土の独占を目指した野望をふくらませて、満洲事変を起し、満洲国建国に独走した。さらに 1937 年に中国に全面侵略戦争をしかけ、1941 年真珠湾攻撃を皮切りに太平洋戦争が勃発し、1945 年敗戦までの戦争期が続くが、その侵略占領期を通して、中国の領土では 50 年にわたって、「国家的規模でかつアジアの人々に対する強制的な日本語教育」<sup>9</sup>が行われたのである。

従来から、満洲における植民地教育については、既に先行研究が進められてきている。1980 年代の末頃から始まる、本格的な植民地教育についての研究は 1991 年の「9.18 事変六十周年」や 1995 年の「世界反ファシズム戦争勝利五十周年」をきっかけに、資料や文献の出版ブームが巻き起こり、今日に至るまで、中日両側で数多く研究成果が挙げられているが、量的に圧倒的な研究がなされた地域は、台湾、朝鮮である。満洲については、研究は満洲「国」期に集中しており、関東州に関する研究が乏しく、特に日本語教育の視点からの系統的、具体的な実態は、まだ解明されていない。

関東州についての先行研究の中で高く評価できるのは、竹中憲一の一連の研究である。竹中は、関東州の特色として、「租借地、鉄道附属地に関する法的解釈が曖昧なまま調印となり、以後の主権をめぐる議論がつづくこと」<sup>10</sup>を挙げている。その曖昧な法的解釈が、太平洋戦争期までの対中国人教育の政策策定に影響を与えることとしながら、関東州の日本植民教育を最後まで持続させる拠り所ともなった。また、竹中は、当時の学説を整理し、「租借は領土割譲とみなす領土説、主権は中国にあるが主権行使は日本にあるとする準領土説、鉄道附属地については鉄道経営国の外国行政地域説、居留地と同じとする専管居留地説、準租借地説」の諸説の存在を認め、その中で、租借地関東州についての日本側の一般的な解釈は、日本の主権の及ぶ領土に準じる土地であるという解釈であると説明している<sup>11</sup>。また、満鉄附属地については、シ・ウォルター・ヤングの論理を取り上げ、「法的には中国の主権の範囲にあり、本来なら中国の許可のもとに教育が行われるべきであり、「内地」の教育令にもとづいた教育を行うことがはばかられた」と解釈している<sup>12</sup>。

これに対して、中国側の主張は、米国公法専門家シ・ウォルター・ヤングの『関東州租借地の国際法上の地位』に依拠する。ヤングは「二十世紀初期に、公法学者は租借地の所在主権を實際上の行政管轄権と混同している。主権は領土或はその領土を支配する最終権利であり、行政権の行使と全く異なることである」と主張し、これを立証するために、次の三つの例を列挙する<sup>13</sup>。

- ① 日本の中国山東省の威海衛・膠州湾の返還の歴史事実は事実上においても法律上においても、租借地の土地主権が中国にあるということを証明している。
- ② 1898 年に中国政府は、まず「関東州」の管轄権をロシアに貸し、1905 年にまたロシアの権利を日本に移譲し、さらに 1915 年に日本との条約、関東州の租借

期限を99年まで延長した。このこと自体は関東州の領土主権の行使となっている。

- ③ 1921年ワシントンの軍縮会議での中国代表の発言を引用し、“租借地において行政権の行使は中国側が完全に租借国に放棄したが、中国のもつ主権は保留している。事実上から見ても法律上から見ても、条約上において一つの創造である”。

このような、関東州租借地の性質の問題をめぐっての中日双方の紛争が止まらないまま、関東州日本統治機関は日中関係の変化に応じ、時期的に複雑な変動をしながら、その特殊性＝中国の主権であることを考慮しながら教育政策策定をしてきたのである。しかもこれらの点を考慮すると同時に、日本語教育の展開の中で、日本語教育の社会的な役割も変わっていくことを視野に置くことが必要である。

そのため、本研究は関東州の日本語教育について、序章の3節で詳述するように、日本統治機構の変更時期によって、時期区分をし、それぞれの時期にあげられているスローガン及び日本語教育の果たした役割を

- a. 民智開化のための日本語教育
- b. 親日化を企図した日本語教育
- c. 日支共存を求めた日本語教育
- d. 日満親善を鼓吹した日本語教育
- e. 日満一体化を指向した日本語教育
- f. 皇民化教育を目指した日本語教育

のように分けて、次の四大項目に絞り、分析する。

- a. 日本語教育の施策を左右する歴史背景。
- b. 日本語教育の政策及び、教育制度、教育方針。
- c. 日本語教育内容、つまり、教員、教科書、教授方法、学習動機及び留学派遣事情等。
- d. 関東州の日本語教育を考察するためには、抜きにしてはできない存在一満鉄附属地及び満洲国の日本語教育全般。

本研究の特徴は、実証的歴史研究法に基き、歴史の事実を明らかにするため、日本側の歴史文献資料を公正的、客観的に分析すると同時に、できるかぎり中国側の歴史資料を掘り下げ、構成したことにある。また、1937年以降の公的資料がほとんど焼却された<sup>14</sup>ので、事実を解明するため、文献資料の少ない日中戦争期及び太平洋戦争期において、聞き取り

調査の内容を、現場教育状況の補助資料として用いる。筆者が関東州租借地の植民教育の実態調査について、正式にスタートしたのは2000年からである。今までの日中両側の聞き取り調査と異なる方法で行ってきている。真実且つ客観的な状況を得るために、一回の聞き取りに止まらず、聞き取り対象者及び内容の必要により、五年にわたって、追跡取材の形をとっている場合もある。また、筆者の予定ではなく、語り手のペースに従い、場所を問わず（自宅、散歩、遠足、旧地訪問、入院先等）、問答の形を避け、さらに、集会の（体験者らの懇談会、追憶会、新年会、誕生祝賀会、小グループの談話会など）の一員として参加し、体験者たちの自由な回想話から過去の真実をリアルにさぐった。本研究に引用している聞き取りの内容について、通時性、共通性のあるものに限っている<sup>15</sup>。

1904年から1945年までの関東州における中国人初等教育の日本語教育の全容を本格的に考察するのは本研究が始めてのものであり、そのため、日本語教育史上の空白を埋めることといえる。それだけではなく、日本植民教育史、中国近現代史の一部としての大連市の更なる理解に役立つことを期待するものである。

## 2. 先行研究と課題

### 2.1 日本側における主な先行研究について

関東州を含めた、中国全地域としての日本語教育史的な研究には、徐敏民『戦前中国における日本語教育』、石剛『植民地支配と日本語』、また日本語教育を含めた満洲の植民地教育史の研究成果としては、竹中憲一『「満洲」における教育の基礎的研究』が挙げられる。徐敏民は、1895年日清戦争後から第二次世界大戦の終戦までの台湾、満洲、大陸における日本語教育を史的に考察し、日本語教育を五つの分析項目に分けて、日本語教育における政策・機関・内容・方法に関する比較考察を行ったものである。

しかし、関東州の日本語教育に関しては、『戦前中国における日本語教育』の取り上げている範囲が広いいため、関東州を満鉄及び満洲国と区別せず、「台湾」、「大陸」と同等に、「満洲」という一つの地域範囲に統括しているという欠点をもつ。同じ満洲においても、関東州、満鉄、満洲国は、それぞれ租借地、附属地、傀儡国家といった特殊性のある地域であるため、「法的性質が異なり、教育政策にも違いがみられた」<sup>16</sup>のであり、分割し分析する必要がある。また同じ関東州においても、時期により、政治、社会状況に応じて統治側の組織も政策も異なり、それにより日本語教育の果たした役割にも著しい違いがみられる。また、関東州の日本語教育については、軍事管制時期及び関東局統治時期の後期が抜けていた。そして、他の時期においても、関東州についての考察が少なく、不明なところが多い。

例えば、軍事管制時期における問題であるが、日露戦争中の日本軍政下の中国人教育の原点となるもの、所謂東亜同文書院院長根津一の満洲教育構想がある。これに触れずに、

当時の三大公学堂、南金書院私立小学堂、大連公学堂及び旅順学堂の教育方針の異同を取り上げても意味はない。従来の関東州の日本語教育史研究は、根津の教育構想に触れずに進められてきた。そのため、なぜ日本語教育の嚆矢であった南金書院私立小学堂が、大連公学堂及び旅順学堂と教育方針が違うのか。その要因は何であったのかについての具体的な検証はなされてこなかった。本研究は、出発点を根津の教育構想におき、それらの点を明らかにした。また関東州の最盛期の植民政策を解明するためには、「関東州人教育令」ぬきには論じることができないが、これもとりあげられてこなかった。そのため満洲国建国以後の時期における日本語教育の本質、すなわち日本語から国語へという科目名の変更に伴う本質の変化をとらえられないまま、満洲国の定義のみで終わり、解明には至らなかった。

石剛『植民地支配と日本語』は、中国全域における言語政策を中心に考察したものであるが、関東州に関する記述について、僅か3頁餘、3000字ぐらいであるにもかかわらず、

台湾などでの日本語教育の経験を踏まえながらも、関東州では最後まで日本語を外国語としてしかこの特殊な「領地」で教えることができず、現地の中国人の母語を完全に剥奪するような言語政策はとられなかった。<sup>17</sup>

という結論を出した。しかし、参考文献の目録を見ると、公的資料が少なく、十分に検証されていることとは言えない。

先行研究、竹中憲一『「満洲」における教育の基礎的研究』は全6巻に及ぶ大著であり、日露戦争後の軍政期（1904年）から満洲事変（1931年）までの日本植民教育活動を対中国人・対日本人・対朝鮮人教育の3部に分けて、その沿革を明らかにした実証的な研究である。近年、日本の植民地教育における日本の貢献についての研究が多くなされているが、同書において、竹中は「支配と被支配の関係を抜きにして、近代化への「貢献」を議論することは無意味である」と主張し、「満洲」における植民地教育の全体的な「事実」について、「個々の研究を除いてまだ空白に近い状況」にあると指摘している。また、同研究に対して、槻木瑞生は、歴史「事実を知ることから始めるべきであるという認識に立って膨大な一次史料を駆使し、これまでの満洲教育の事実認識を超えるもの」<sup>18</sup>をつくったと高く評価している。竹中はさらに関東州植民教育全体への考察を通して、1931年までの関東州における日本語教育活動も明らかにした。しかし、岩間徳也を取り上げてはいるが、それは、1931年満洲事変の直前までの、関東州統治側の政策策定に絶大な影響を与えた時期に岩間徳也が著した『南満洲支那人教育論』（1914年）の中の「中国人のための実業教育の考察」<sup>19</sup>にとどまっており、台湾で行われたような同化教育を満洲に導入することに反対した理由、根拠、すなわち、『南満洲支那人教育論』第2章第5節に明記している「関東州ニ於テ取ルヘキ教育政策＝吾人ノ我カ南満洲ニ於テ治下ノ支那人ニ對シ差別主義ノ政

策ヲ持スヘシト主張スル」<sup>20</sup>という根幹部分に対する記述・評価を欠いている。また、1920年代の歴史背景として、関東州植民教育の方針を左右していた教育権回収運動、旅大回収運動については、言及されているが、それが20年代の関東州植民教育を牽制して、植民統治側を悩ませるほどであったという新文化運動の経緯については考察されていない。さらに、同著が1904年から1931年までの期間を研究対象としているため、関東州の日本語教育史において、日本語が「国語的教授」の日本語へ、さらに「国語」へとの変質が展開していく最も重要な時期、すなわち、1931年から1945年までの期間に関しては空白のままであり、研究課題として残されるところとなっている。

本研究が依存した主な先行研究は以上のほかに、関東州教員史に先鞭をつけた槻木瑞生の「満鉄の教師たち—中国人教育に携わった日本人の履歴」、「岩間徳也と「満洲」の中国人教育」、「満洲の教育を創った人々」などがある。しかし、これらの論文は、いずれも中国の教育近代化に果たした日本人教習の役割とその意味を多く取り上げられたものである。例えば、「岩間徳也と「満洲」の中国人教育」では、竹中著と同様に、関東州前期の植民教育政策に大きな影響を与えた中国人教育思想が傍証できる重要な文献である岩間徳也の『南満洲支那人教育論』については取り上げていない。とはいえ、「日本旧植民地における教育—1920年代の「満洲」における中国人教育」、「「満洲」における近代学校の発展と満鉄の教育活動」など、一連の先駆的な研究は、関東州及び満鉄の前期における日本語教育の具体像を探求するうえでの不可欠な重要なものであり、本論文もそれに負うところが大きい。

また、参考となるのは、阿部洋『満洲における近代教育の展開と満鉄の教育』及び、駒込武『戦前期中国大陸における日本語教育』である。

## 2.2 中国側における主な先行研究について

一方、中国においても、日本語教育史的な視角からの先行研究が見当たらないが、関東州における日本語教育研究の基礎となる主要な研究成果として、次のようなものを挙げることができる。

- a. 王野平主編『東北淪陷十四年教育史』（1989年）、
- b. 武強『日本侵華時期殖民教育政策』（1994年）
- c. 芦鴻徳他『日本侵略東北教育史』（1995年）、
- d. 斉紅深『日本侵華教育史』（2002）、
- e. 宋恩榮他『日本侵華教育全史』全四巻（2005年）
- f. 武強他編『東北淪陷十四年教育史料』（1989～1998年）
- g. 遼寧省教育志編纂委員会編『遼寧教育史志史料』全4集（1990年）
- h. 大連史誌辦公室編『大連誌・教育誌』（2001年）

i. 郭鉄柱・関捷『日本植民統治大連四十年史』上・下(2008)

以上、1980年代後半から2000年代に至るまでの研究成果a~iは、中国各省乃至中国社会科学院、中国教育部において、教育プロジェクトを組んで、なされたものである。そのためそれぞれの時期区分、研究範囲、研究のアプローチに若干差異があっても、「日本帝国主義の中国への教育侵略」を基本的研究視点にしていることは一致している。ただし、課題を細分化させたミクロ的実証研究とは異なり、巨視的で、具体的な論証の欠けていることが中国側の研究における共通した問題点であるといえよう。

aは第10章において、関東州と満鉄を取り上げ、概説をしてあるが、他の章においては、満洲国建国の経緯と日本敗戦までの植民教育制度をまとめて、「日本帝国主義がいかに東北地方の教育を破壊し、そのレベルを落としたかについて、力を込めて書いている」<sup>21</sup>にすぎない。個々の具体的な実証がなされていないことを問題として残しているが、第2次大戦後の中国において、最初に植民地教育を取り上げた、その先駆的な意味は大きい。

bは宮脇弘幸によって、日本語に訳されてもいる。台湾、関東州(満鉄も含め)、満洲国、汪兆銘政権下を四つの地域に分けて、それぞれ「皇民化」教育、植民地教育、奴隷化教育、反動教育と位置付け、「各時期、各地の教育政策とその実施状況を簡潔にまとめて、整理しているため、中国における殖民奴隷化教育を鳥瞰できる、わかりやすくコンパクトなもの」<sup>22</sup>という特徴をもつ。

cは 関東州、満鉄、満洲国を対象とし、dは台湾、関東州、満鉄、満洲国を含め、台湾、華北を対象とした通史である。

eは研究範囲が広く、東北地区(関東州、満鉄、満洲国)、華北地区(中華民国臨時政府、華北政務委員会、蒙疆政権)、華東、華中、華南地区(中華民国維新政府と汪国民政府政権、香港淪陥時期)、台湾地区を四巻に分け、日本帝国主義に侵略されたあらゆる地域について、cとeの本についての評価を「日本侵華教育の二分化」、「善政と侵略」、「現代化と殖民化」、「文化輸出と武化輸出」、「国語同化と文化統制」の問題を提起し、豊富な史料を駆使し、段階的に分析し、系統的にまとめた研究大作である。eがc、dと共通する点は、これまでの先行研究よりも、歴史背景と日本の植民教育への反抗運動に力を注いでいること。また、各地域との比較研究方法を用い、教育政策、制度、内容などの考察を通して、それぞれの地域の特徴、教育の本質をはっきりと示し、50余年間の日本の侵華教育の全体像が把握できるようになっていることである。ただ、関東州及び満鉄における植民教育について、cとdをそのまま踏襲したことから、十分な検証が行えたとは言いがたい。

fとgは史料集である。fは中国東北全域を、gは基本的に遼寧省全域を中心としているが、一部現在、遼寧省の行政管轄範囲から外れている地域、例えば東北地域及び河北地域については、一次史料の整合性から、保留されている。中国語に訳された日本側の一次史料もふくめ、古代から現代までの一次史料の集大成であるため、中国側の研究者らによく利用されている。問題点としては、印刷のミスか、数字の例示及び引用の出典の時期にミスが多く、使用する際に、档案馆の所蔵する一次資料にあわせて確認する必要がある。

hの第1章は、清明時期から現代までの大連の教育沿革を記録している、大連に関する教育研究専門書である。17章からなりたち、戦前の上編と戦後の下編に分けている。上編は第1章清明時期金州、复州（後瓦房店と改称）与庄河、第2章沙俄殖民統治時期、関東州教育、第3章日本殖民統治時期 関東州教育、第4章民国初年至東北淪陥時期复県与庄河県教育からなりたつ。興味深いことは、編集担当者が、ほぼ全員関東州植民教育体験者であり、先行研究に取り上げられていない部分については、地方誌、当時の刊行物、個人の保存史料などを利用し、叙述している部分が多数あることである。本論文にとって興味をもてるのは、复州と庄河（当時、一部は関東州に属した）のように、満洲国建国前は、中華民国に属したが、建国後は行政区分上、満洲国一部になる地域についての記載があり、両地域が関東州と隣接しているため、敗戦までの関東州の社会状況及び文化背景を考察するための手がかりとなるであろうことである。

iは関東州における日本の植民統治の総合的な研究巨作であり、歴史背景から説き起こし、次のような手順を追って、検証を進めていく。第一編では、植民統治機構の設立及び沿革、満鉄王国の変遷、殖民工業の振興、大連商港の形成を論ずる。第二編では、関東軍の設立及び活動、中国労働者の反抗、商業の繁栄、資源の奪掠、金融証券など、都市建設の植民地特色、関東州の植民教育及び文化侵略について論ずる。第三編では、満洲事変後の関東州植民統治の行政改革、警察憲兵の抗日運動への鎮圧、関東軍と満鉄、日満経済一体化与関東州経済、労働統制及び対人力奪掠、中国民族経済を扱っている。第四編は、戦時体制下の関東州、満鉄と七七事変、関東州の崩壊でおわる。本研究にとっては、関東州の日本植民統治の全体像を見渡すことのできる重要な一冊である。

本研究は以上のような先行研究を踏まえ、第2次大戦前の関東州における日本語教育の全貌を明らかにするために、次のような構成をもとに、考察を行う。

### 3. 研究の構成と概要

本研究は、満洲国建国後の1934年に完成された日本統治機構の「三位一体」行政改革を境にし、その前とその以降で大きく性格を変える。このため、本論文は、まず二部で構成し、二部をさらに次のように6時期に区分し、史的に考察する。

#### 「第1部」

軍事管制時期	(1904. 12～1906. 8)
都督府統治時期	(1906. 10～1919)
関東庁統治時期の前期	(1919～1929)
関東庁統治時期の後期	(1930～1934)

## 「第2部」

関東州庁統治時期の前期（1934～1940）

関東州庁統治時期の後期（1941～1945.8）

本論文は、序章とそれに続く6章及び終章で構成する。以下に各章の内容を概観する。

第1章「民智開化への日本語教育」においては、日露戦争の中で作られた金州南金書院、国立小学堂、大連公学堂、旅順学堂における日本語教育をめぐる問題をとりあげた。三校設立期は、統治組織からみると関東州軍事管制時期にあたり、この時期において中国人教育の原点となったのは、根津一の満州教育構想である。この構想が、それぞれ背景の異なる三校の日本語教育にどのように影響をしていくかを検証する。三校の異なる背景とは、悠久な儒教文化を背景とした金州南金書院国立小学堂、それとは異なる新開地の大連公学堂、開城したばかりの旅順学堂である。関東州では日露戦争後、まずその被害を受けた現地の「民心鎮撫」「民智開化」のための教育工作が求められるが、戦後の戦乱処理が迫られた軍政署は、各公学堂にその対応を委ねた。その結果、南金書院は「中国人の為」の運営理念を中核とし、大連公学堂及び旅順公学堂は台湾の同化教育の模倣を試みようとするという異なりが生じた。しかし、1905年の日露講和条約の調印により、軍政署は関東州の植民教育経営に本格に乗り出し、1906年3月に初の関東州公学堂規則を公布し、日本語を重視する方針が定められ、当局は三校の異なる方針の統一が求められた。本章では、日本語を教えるに際しての当時の日本人教習及び対訳法の固定化の特徴を探りながら、それが「民智開化」の手段としての日本語にどう関連があったのかを考察して、この時期の日本語教育の実態と特質を明らかにする。

第2章「親日化への日本語教育」では、関東州租借地の終了期限の問題を目前にし、関東都督府統治当局が行った同化教育をめぐる論争を通して、日本語教育方針がまず変わっていくこと、すなわち1908年及び1915年の公学堂規則の改正、さらに1910年に私塾が蒙学堂、普通学堂へと改編されていくことによって、徐々に日本語教育方針を変更させることを論証し、その原因を究明する。

具体的にいえば、日本がロシアから譲りうけた関東州と満鉄付属地は、1923年までの期限付きの租借地であり、期限終了の1923年までに残された時間はわずかでしかない。法的にはその間しか統治が許されていないのであり、当面する問題は、経済発展、資源の略奪に集中することであった。そのためには、日本語のわかり且つ親日的な中国人下級労働者の養成が急務とされた。岩間徳也は、長時間を必要とする同化教育に反対し、現実的な下級労働者を認める差別教育を主張した。この岩間徳也の中国人教育観及び実業教育論は、事実上関東州の初等教育を主導するようになる。岩間の主張は『南満洲中国人教育論』に集約されているが、今まで解明されてこなかった。本章はこの『南満洲中国人教育論』を検証し、岩間の理論がこの時期の関東州植民教育にどのような影響をも



たらしめたかを明らかにし、その実業教育を重視する姿勢と、同時に拡大していく日本語教育が、親日且つ実用の手段として、どのように展開されていったのか、その特質を解明していくこととする。

第3章「日支共存への日本語教育」では、中国側の五四運動に続く旅大回収運動、教育権回収運動及び新文化運動などの反日運動によって日本は自らの植民政策に打撃を受け、あわせて1922年2月のワシントン軍縮会議により、中国における日本の特権的地位は否定され、植民政策なかならず教育政策の変更の必要に迫られた。関東庁は1923年の規則改正により、教育主旨から「日本語教え」の用語さえ削除し、日本語教授時間数を減少させるなどの対策を施した。一方、中国人側の動きとして、まだ明らかにされていない事実ではあるのだが、新文化運動の高揚に賛同して誕生した中国人主導の私立学校がある。本章はそれらの学校が誕生していく様相に注目しながら、それらとの共存を求める日本側の日本語教育の実態を考察し、1922年に関東州と満鉄の合同編纂による教科書の統一、満鉄を中心とした直接教授法の普及、日本語教員の正規化などの特徴を探った。また関東庁の行政監督下に置かれていた満鉄附属地の日本語教育を概観し、関東州の日本語教育と比較対照を試み、相互の関連性及び特質を検証する。

第4章「日満親善への日本語教育」では、満洲事変及び満洲国の建国が、関東州及び満鉄の日本語教育の転換点となる経緯及び要因について考察する。また満鉄が積極的に満洲国教育政策の策定に関与したことを検証するとともに、関東州で沸き起こる満洲国への就職ブームの原点、あるいは日本留学制度の契機となる日本語教育について、その経緯及び特徴を、岩間徳也の留学生派遣観との関連に注目しながら解明する。

また、「日支共存」から「日満親善」への転換を導いた満洲国建国当初の日本語教育の消極姿勢と、日本語教授法研究などで見せる積極的な姿勢をもつ満鉄が、矛盾を抱え揺れながら、建国を契機に起こる満洲国での日本語人材ニーズ、就職ブーム、それにともなって日本語教育が高潮期を迎えていく様子を考察する。付け加えれば、満洲国建国に深いかわりをもつ満鉄は、建国後速やかに方針変更をし、初等1.2学年の日本語を復活させる。満鉄は1920年代に高まる中国側の反日運動に配慮して初等1.2学年から日本語を排していたのであるが、ここに新たな動きを見せ始めるのである。満鉄が人間陶冶の教育を提唱しはじめるのに対し、満洲国の方は満洲事変後の治安対策及び三民主義の教科書の排除工作に忙殺され、また日本語教員の不足などに起因するところもあったが、新学制の公布までは日本語教育に消極的ならざるを得なかった。満洲国の建国による日本語人材需要の高まり、相乗効果に現れた中国人の日本語学習への意欲が、この時期の関東州及び満鉄の日本語教育を促進させたと言えることを本研究は、解明する。

第5章「日満一体化への日本語教育」では、1934年の三位一体の行政改革によって、関東庁官制は廃止され、代わりに関東局に属する関東州庁が設置され、行政は満洲国と満鉄とが一体化されるが、この「日満一体化」された時期における日本語教育の問題を考察す

る。満洲国建国後の新学制は、日本語を外国語の一つから「国語の一」へと転換させるが、それに続く1937年の治外法権の撤廃は、満鉄の日本語教育を満洲国に移譲させる。満鉄は満洲国の中にありながら、満洲国とは違う日本語教育の歴史をもつ組織であり、特に「教授法の研究」では日本語教育史上に特異な業績を残すが、その満鉄と満洲国の日本語教育がどのように融合していくのか、満鉄の独自の日本語教育がどのような最後の姿を見せているのかについて、本章は解明を試みる。満洲国建国は関東州の日本語教育方針にも影響を与えているが、そこにも注目し、各公学堂の日本語教育の理念について比較検証を行うとともに、当時の公学堂・普通学堂の学生であった人々に面接調査を行い、日本語教育の実態及び特質の解明を試みる。

第6章「皇民化への日本語教育」では、1941年12月の太平洋戦争勃発後、大東亜戦争に協力させられた台湾、朝鮮などの各植民地と同様に満洲国・関東州においても国民教育の体系に組み込まれていくことを確認する。従来に関東州は、租借地という特殊性が配慮され、日本政府も教育令の制定をしておこななかったが、1943年6月になると中国人に対して、「関東州人教育令」を公布する。これは「皇民化」教育を目指す根拠となる法令であり、外国語教育としての日本語教育をいかに「国民」意識を形成・助長するための国語教育に変質させていったかが、たどれる貴重な史料である。本章はこの資料を中心に考察を進め、満洲国・関東州の教育政策の比較、当時の現場教育者の資料を通して、総力戦下の日本語教育の実態・特質を明らかにする。

以上、本研究は関東州における初等教育の日本語教育の展開について、その設置時期から第2次大戦の日本敗戦による日本語教育終了までを、六つの時期に区分し、それぞれの時期における教育制度及び教育内容の実態・変遷及びそれを促した要因の解明を主題として考察しながら、日本語及び日本語教育が果たした社会的役割を明らかにしようとするものである。この解明が、日本語教育史の研究に寄与できるであろうことを期待する。

#### 4. 本研究で使用した主な史料

本研究は、大連図書館、遼寧省档案馆、日本国会図書館、国立公文書館に保管されている日中両国政府の植民地時代の調査資料、官報、統計資料、公文書・法律法規・秘密文書、新聞雑誌、個人の論文等の一次資料を考察の基礎としている。

本研究で用いた主な一次史料は、次の通りである。

##### 4.1 官庁公的資料

- (1) 関東州都督府民政部庶務科『南満洲教育ノ状況』、1908年
- (2) 関東州都督府民政部地方課『南満洲教育概況』、1918年

- (3) 関東庁内務局学務課『満洲における我邦の教育施設』、1927年
- (4) 関東庁内務局学務課『関東州における教育施設』、1934年
- (5) 関東州庁内務部学務課『関東州の教育』、1941年
- (6) 国民政府中央設計局東北調査委員会『偽満教育文化総検討』、1945年ガリ版

#### 4.2 教育通史

- (1) 関東長官官房文書課編『関東庁施政二十年史』、1926年
- (2) 作者不明『関東州教育史』、1932年（槻木瑞生の考証によると、当時関東州貔子窩公学堂教諭黒崎誠三の作ではないかとのこと）中国側によく引用されているのは同書の第三編第二章「中国人教育—公学堂・普通学堂」である。満洲事変まで、関東州植民教育の沿革について、唯一の教育通史である。
- (3) 嶋田道弥『満州教育史』文教社、1935年
- (4) 満鉄総裁室地方部残務整理委員会『満鉄附属地経営沿革全史』上・中・下、1939年
- (5) 南満洲総裁室地方部残務整理委員会『南満洲鉄道附属地における学校及図書館並社会公共施設の発達』上・下、1939年
- (6) 満鉄初等教育研究会編『初等教育研究会第一部沿革史』、1937年

#### 4.3 学事法規・教育令

- (1) 教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史』全十三巻、1939年
- (2) 関東庁内務局学務課編『関東庁 文部省 朝鮮総督府 台湾総督府 現行学事法規』、1932年
- (3) 関東州庁学務課編『現行学事法規』、1945年
- (4) 関東局令第90号『関東州人教育令』、1944年
- (5) 満鉄地方部学務課編『南満洲鉄道株式会社学事関係規程』、1933年
- (6) 満洲国文教部『第三次満洲帝国文教年鑑』、1937年
- (7) 満洲国文教部『第四次満洲帝国文教年鑑』、1943年

#### 4.4 日本語教育関連

- (1) 岩間徳也『南満洲支那人教育論』、1914年
- (2) 国府種武『台湾における国語教育の展開』、1931年
- (3) 満鉄初等教育研究会第二部（坪川興吉）『満鉄沿線に於ける日本語教授法の変遷』、1933年
- (4) 満鉄学務課満鉄初等教育研究会第二部『（公学校日語学堂）教育の実際』、1937年
- (5) 文部省図書局『国語対策協議会議事録』、1939年

- (6) 石黒修『日本語の世界化—国語の発展と国語政策—』、1941年

#### 4.5 新聞・雑誌

- (1) 『泰東日報』、1908年創刊
- (2) 南満洲教育会会報『南満教育』、不明～1943年
- (3) 満蒙文化協会機関誌『満蒙』、1920～1942年、旧植民地・満洲に関する基本的資料のひとつである。
- (4) 『国語運動』第2巻、第3巻、東京国語協会、1938～1939年
- (5) 『日本語』第1巻～第5巻、日本語教育振興会、1941年～1945年
- (6) 国語文化学会『外地・大陸・南方—日本語教授実践』国語文化研究所、1943年
- (7) 『国語文化講座第六巻 国語進出編』朝日新聞社、1942年
- (8) 『コトバ』国語文化学会機関誌、1939～1944年

以上の史料は、日本統治側のものが多く、客観的な分析には限界がある。そのため補強史料として、中国地方誌、当時の新聞、植民教育体験者の回想録、インタビューの記録などを厳選しながら利用した。

---

#### 【注】

1. 大連市史誌辦公室編『大連市誌・教育誌』p598—627 中共文献出版社、2001年  
教育誌及び筆者の現地調査によれば、職業大学、放送大学などを除いて、正規公立大学について、大連理工大学（前身大連工学院）、大連医科大学（前身大連医学院）、大連交通大学（前身大連鉄道学院）、大連工業大学（前身大連軽工学院）、大連海事大学（前身大連海運学院）、大連水産大学（大連水産学院）、東北財経大学、遼寧師範大学、大連大学、大連民族学院など、30校がある。それぞれ大学内に、外語学院または日本語科目を設けている。
2. 日本語教育開始年齢が小学校まで下がるということは、戦前と同じになったことになり、戦前の日本植民統治時代の侵略的な日本語教育と、今日の中国人自身が形成する国家体制の中での日本語教育の異同については、本研究の範囲を超えるが興味深い問題でもある。
3. 大連対外友好協会の資料によれば、大連市“佳能杯”という「日本語コンテスト」は大連市人民対外友好協会と日本キャノン大連辦公設備有限公司が長年共同して行われている中日交流のための重要な活動であり、1990年から2013年まですでに24回行われ、累計8.3万人が参加した実績がある。なお、受賞した選手70余名が、日本への短期留学を果たしたという。

資料1：キャノン大連辦公設備有限公司は1989年に大連經濟技術開發区に進出して創立した外資企業であり、従業員が7000余人、資本金が3.9億ドルである。

資料2：2013年第24回キャノウ杯「日本語コンテスト」の後援者は以下の通りである。

大連市外事辦公室、日本キャノン公司、キャノウ（中國）有限公司、大連市教育局、大連教育學院、大連外國語學院、大連理工大学、東北財經大學、大連海事大學、遼寧師範大學、大連民族學院、大連海洋大學、大連中日友好學友會、大連日報社、大連テレビ放送局、大連晚報社、半島晨報社、新商報、日本貿易振興機構、日本財產保險公司、全日本空輸株式会社、みずほ実業銀行（中國）有限公司大連分行

4. 白瑩「簡論日本植民統治時期大連文化特性」大連芸術研究所『芸術通信』第2期、1988年、同論文は『大連市誌』を編纂する会議において、講演をなされた内容を録音し、論文としたものである。
5. 太平洋戦争研究会『満洲帝国』p4、河出書房新社、1996年
6. 王鉄崖『中外旧約章汇编』第1巻pp741-755、三聯書店、1957年
7. 1905年9月5日アメリカの海軍基地・ポーツマスで「日露講和条約」を締結し、ロシアは中国から得た関東州の租借権及び東清鉄道の一部を日本に移譲した。同年11月に日本は中国政府の承認を得た。
8. 竹中憲一『「満洲」における教育の基礎的研究』p69 柏書房、2000年
9. 関正昭『日本語教育史』p36 愛知教育大学、1990年
10. 竹中憲一『「満州」における中国語教育』p73 柏書房、2004年
11. 同前 p73 シ・ウォルター・ヤング『南満洲鉄道附屬地に於ける日本の管轄権』拓務省文書課訳、1932年の引用
12. 同前 p74
13. シ・ウォルター・ヤング・吉村訳編『関東州租借地の国際法上の地位』p79 拓務省文書課、1932年、大連図書館 M412
14. 富永孝子『遺言なき自決』p200-201、新評論出版、1988年  
「外交資料館の資料によると、八月十四日付、東郷外務大臣名で次の二通の“暗合”（ママ）が出されていることがわかった。  
暗合（ママ）第七一六號  
一、御眞影、御紋章の取扱いに付、万全の措置を採る。  
二、機密文書、電信符合、暗合機械は状況により、遅滞なくこわし、焼着する。  
三、居留民に対する措置。  
大連も在外現地期間であるから、この使令は関東州庁に届いた。  
八月十五日、徳重伍介は、大連經濟専門學校奉安殿にあった御眞影、勅語の類を校庭の一隅で焼却後、帰宅した。

関東州庁学務課からの指示であったから、同“暗合”は、たしかに受信されていたことがわかる。……

市役所では、中庭で重要書類の焼却がはじまった。大広場に位置する銀行、警察署、それに満鉄などからも、煙が空高く立ちのぼった。

日本の植民地となって約四一年、その公的記録の殆どがこの日に消えた。大連市中が火葬場となったような重くらしい一日であった」。

以上のような資料の焼却について、岩間徳也の長男の嫁である岩間雪子の聞き取り、また孫玉先生など多数の植民教育体験者の証言によって、証明されたことである。

15. 本研究で使用している聞き取り調査対象者について、第5章6節を参照されたい。
16. 竹中憲一『「満洲」における教育の基礎的研究』第1巻 p3 柏書房、2000年
17. 石剛『植民地支配と日本語』p86 三元社、1993年
18. 槻木瑞生『竹中憲一著『「満洲」における教育の基礎的研究』『植民地教育史研究年報』第4号 p269、2001年
19. 前掲『「満洲」における教育の基礎的研究』第1巻第3章「南金書院私立小学堂と岩間徳也」p152
20. 岩間徳也『南満洲支那人教育論』p509、1914年『「満洲・満州国」教育史料集成』第1巻所収
21. 王智新「中国における「日本侵華教育史」研究の動向と課題」、『中国人の視点から見た植民地』p25
22. 同前 p28

第一部 関東州都督府及び関東庁統治時期の日本語教育  
—軍事管制期の1904年から満洲国建国後の1934年まで

## 第1章 民智開化のための日本語教育

### —軍事管制時期（1904.12～1906.8月）

#### 1. はじめに

1904年2月、日本はロシアと中国東北の争奪を目的にした、中国東北を主戦場とした、所謂日露戦争を起こした。同年5月日本軍は安東の占領をはじめ、鳳凰城、金州、大連、1905年3月までに、岫岩、復州、蓋平、営口、海城、遼陽、旅順、奉天、鉄嶺等に占領地域を拡大し、そこに軍政署を設置するとともに、各軍政署に「長期にわたって中国問題に関係する仕事に従事して、中国語に通曉し、また中国の風俗習慣に熟知している」<sup>1</sup>将校らを軍政委員として派遣した。この軍政委員が、戦争中でありながら、日本軍の「民心鎮撫」、「民智開発」の工作の一環と視された中国人教育事業を行ったのである。

関東州での教育事業に最初に関与したのは、1904年12月日露戦争中設立させた金州南金書院私立小学堂であった。日本語教育は、その翌年の2月、関東州において初の日本人教習であった岩間徳也の現地赴任と同時に、スタートした。本章では、日露戦争中「日本軍政下の教育事業」と言われる時期、1904年12月から1906年8月までの期間に限定する。この時期において、注目すべきは、軍政下日本語教育の原点、東亜同文書院院長根津一の満洲教育構想を辿って、その教育モデルがどのような経緯のもとに構想されたのか、どのような教育施策が打ち出されたかということである。軍政時期の教育事業の展開していく中で、関東州における中国人初等教育の嚆矢であった金州南金書院私立小学堂は、満洲教育構想にどうかかわっていたのか、その設立経緯及び教育内容を考察することを通して、同時期で設立された大連公学堂、旅順学堂と比較しながら、日本植民教育の草創期における「日本語教育」の実態と特質について検証し、明らかにする。

#### 2. 東亜同文書院院長根津一の満洲教育構想

##### 2.1 満洲教育構想の経緯

なお、満洲教育構想を理解するために、まず、根津一及び彼の満洲での活動について、簡略に紹介しておく<sup>2</sup>。

根津一（1896～1927年）は、山梨県出身で、号山洲、幼い頃から学問を好み、漢学に親しんだという。西南戦争の際、陸軍教導団に入り、陸軍士官学校（陸士旧4期）を経て、陸軍大学校への入学を果たしたが、ドイツ教官の日本軍隊蔑視言動に反発した理由で、退学



処分に繋がり、参謀としての栄達の道は閉ざされた。その間、「谷中会」と称する勉強会で、盟友となる荒尾精と知り合い、中国への志をつよめている。根津は「近代化を急ぐあまり技術教育偏重、人格形成をになう道徳的な教育を軽視する風潮を批判して『将徳論』『哲理論』2編を発表しているが、ここに後年教育者として活動するかれの原型がみてとれる<sup>3</sup>。根津はその後予備役として、荒尾精による上海の日清貿易研究所に参加し、荒尾に代って実質的な所長として同所の運営、教育活動にありながら、一貫とした中国重視の姿勢を示し、まず荒尾精などによる中国実地調査の資料を、『清国通商綜覧』として編纂刊行しており、生の中国を伝える高い価値をもつ百科事典という評価を得ている。

日清戦争開戦にあたって、根津は軍務に復帰し、上海での諜報活動を踏まえ、広島大本営の御前会議に列席し、有名な「根津大尉の長奏上」という情報と作戦意見を奏上し、日清戦争戦略策成に重要な情報を提供した。この奏上は中国側の研究に大いに取り上げられている。日清戦争は朝鮮境内から中国東北に転じていく際、根津は、第二軍司令部付員外参謀官となり、のち遼東守備軍軍政長官に昇進し、また「支那人教育ニ関スル通牒」を公布した神尾光臣と共に遼東半島で諜報活動を行い、日本海軍水雷艇の上陸点を探り、関東州の貔子窩付近の花園口上陸を確定し、これが、金州攻撃及びその後の旅順攻撃を成功に導くことになる。日清貿易研究所は、日清戦争中、第二軍の従軍通訳と諜報人員に、卒業生を大量に送り出すが、根津自身は、1894年11月の金州攻略後、金州武官知事を務め、積極的に現地の親日派との交流を続け、それら日清戦争の戦績により、金鵄勲章5級を授与された。

帰国後、東亜同文会長近衛篤磨の招請を受けて、東亜同文会の教育事業の二大支柱の一つとなる上海東亜同文書院院長に就任するが、東亜同文会初期の対外理念「支那保全」に基き、根津は、書院の教育方針を次のようにしている<sup>4</sup>。

講中外之実学、育日清之英才、一以樹清国富強之基、一以固日清輯之根、所期在乎保全清国而定東亜久安之策、立宇内永和之計・・・

根津は、中国語と英語及び政治経済に関する専門知識をもつ清国通の日本人を養成すると同時に、日本語及び科学的教養を身に付けた親日派中国人育成を目指した。その教育活動は、東亜同文会の機関誌『東亜時論』に掲載された論説「支那の醒覚と吾人の責務」<sup>5</sup>で示しており、日清戦争の敗北から覚醒し、日本に学ぶ動きが出てきた中国に対して、以下の具体策が述べられている<sup>5</sup>。

教育事業はまず、中国沿岸の主要地に日本語学校を建設、新進子弟に日本語及び新知識を学ばせる。語学校の設立を希望する中国人に誘導賛成して、日本人教師を招聘させる。資力があり、専門の学問を学ぶ希望を有する学生を日本に留学させる

日本の大陸侵出に奉仕しようという本質的な目標に、満洲教育構想とを融合させようと策しているのである。

1904年日露戦争開戦後、根津は主戦派として積極的に参与し、「直ちに書院に託して戦争の経過を記載せる漢文日俄時局輯録なるもの」<sup>6</sup>を中央地方官廳、商務總會及び学校等に配布し、戦争への賛同を呼びかけた。また日清戦争時、上海東亜同文書院「第一期卒業生をして概ね高等通訳として従軍せしめ、或は旅団司令部以上の高等司令部に入らしめ、或は重要なる通訳の任に當らしめ、第二期生も亦多く通訳官として従軍」させたという。根津も遼東半島に入り、満洲の戦況を視察し、且つ各地の軍司令官師団長に会合し、「占領下の各地域を巡回して地元官吏や有力者に対して学校設立の急務を説くなど、精力的に活動した」<sup>7</sup>。なお、「学校設立基本金として二十万圓を募集し、学校の教頭として書院卒業生岩間徳也氏を招聘した」<sup>8</sup>という記載は日露戦争中で、設立させた南金書院民立小学堂のことを指すと考えられる。

## 2.2 満洲教育構想の主旨と内容

1904年12月根津一は、守備軍首脳部に占領地における学校建設に関する満洲教育構想を提示した。その構想は、以下のようである<sup>9</sup>。

南満洲我が軍の占領地域中、金州、復州、蓋平、營口、海城、遼陽、秀巖、大孤山、安東縣等に悉く地方的師範学校を建設し、急に速成生徒を養成すべく、同文書院卒業生を以て其の総教習とし、生徒に日本語及び所用の新知識を授け、卒業の上各村に配布し小学校を興さしめ其の教師となり、生徒に主として日本語及び其の他簡易の新知識を授け、戦時及び戦後日本人と満洲人と親交し、以て前途満洲経営の基礎となさん

根津の考えた策は、簡略に言えば、日本軍の占領地に学校を建設し、東亜同文書院の卒業生を教習とし、日本語を含めての新知識を教え、戦争後の満洲支配を図るため、親日的勢力を扶植することであった。しかし、日露戦争に講和の兆しが見え始めた頃には、勝利を得た日本にしても、敗北したロシアと同様に、既に兵力が枯渇し、財力・物力においても苦境に陥ったため、学校建設の財力はなかった。「この戦役中各地に支那人教育の師範学校を興すを以て最急務」とされ、学校建設の財源としては、現地の中国人地主に負担させることまで根津は提案した。こういう構想を受けて、軍政時代、日本陸軍の中国人教育の指針と見なされているものが、『明治三十七八年満州軍政史』第一卷冒頭に記載されている<sup>10</sup>。

凡ソ我カ帝国ノ勢力ヲ、満洲ノ各地ニ扶植シ、確乎不動ノ根柢ヲ造成シ、而モ将来永遠ニ之ヲ保確セントスルニハ、須ラク地方官紳ヲ掖励シテ、各都市ニ学校ヲ興シ日本教師ヲ聘セラシメテ、一般教育ノ普及ヲ図ルト同時ニ、日本語ヲ教授シ以テ人智ヲ開発シ、我カ国ノ文物制度ニ、親炙セシメサルヲヘカラス

それに引続き、具体的な実行案、所謂「満洲ニ於ける新教育制度施設案」<sup>11</sup>を打出している。同案は何時作成したか、誰が作成したか文献に記されていないが、この時期に関して研究成果を上げている竹中憲一は、「当時の軍政当局の教育方針における政策立案過程に何らかの形でのぼって来たもの」<sup>12</sup>と述べており、また、その「満洲ニ於ける新教育制度施設案」にあげた「階梯的施設」建設の内容は、1905年（明治38）3月、陸軍の上層部に提出した根津一の報告書、「南満洲ニ於ケル学校経営案ノ大綱」<sup>13</sup>に見られる「南満洲を一二三当地及び特別地」<sup>14</sup>に学校を設置することとほぼ同様のものから、「満洲ニ於ける新教育制度施設案」の作成者は根津一ではなかろうかと竹中憲一は推測する。

### 2.3 「満洲ニ於ける新教育制度施設案」（以下「施設案」）

「施設案」は、

・・・該地方人民ノ智能ヲ啓発シ資源ヲ開拓シテ富国強兵彼我相利シ以テ東亜年ノ和平ヲ維持スルニ至リテハ其功德ノ広且大ナルコト幾ト測知スヘカラサルモノアリ。・・・満洲教育案ニ於テ眼ヲ其全局ノ将来ニ注キ整齐完備ナル新制度ノ確立ヲ以テ理想ト為スト同時ニ深ク満洲ノ地已ニ我皇軍ノ占領スル所ト為リ彼等地方人民ハ博愛仁慈ニシテ而モ規律厳肅ナル我軍政ノ下ニ安穩ナル生活ヲ営みツツアリト雖戦雲纒ニ収リテ瘡痕未ダ癒エス民力尚疲弊セルノ今日到底完備ナル教育事業ノ施設ヲ望ムヘカラス此ヲ以テ今日先ツ階梯的施設ヲ試ミ漸ク逐フテ完備ノ域ニ達センコトヲ期スルハ本案ノ趣旨トスル・・・

となっている<sup>15</sup>。この施設案の要旨をまとめると、大筋として次の2点となる。

(1) 東亜平和を目指すには、清国現地の民衆の智能を啓発し、資源を開発して、国を豊かにし、軍隊を強め、相互の利益になるようにする。

(2) 将来、整備完全な新教育制度の設立を理想とするが、戦乱中、完備な教育施設を望むことが出来ないため、段階的、教育施設をすすめ、完備なレベルにまで達することを期すること。

この漸次的に中国人教育を推進していく内容は、次の「満洲ニ於ケル新教育制度綱領」に具体的に明記されている<sup>16</sup>。(原文を現代字体に変え、適宜濁点を補った)

(イ)「満洲ニ於ケル新教育制度綱領」及び内容

第一期(前三箇年間)府庁州縣城その他重要な土地を選択し、小学堂及び東文学堂のような簡易且多額な経費を必要としない、教育上最も重要な地位を占める初等教育を振興する。並びに日本語及び風俗習慣を通じて、新知識の教授を兼ねて、日中両国の事業上において、必須なる清国有為の人材を育成し、目前の需要に当たる。なお小学堂の建設が出来ない農村には、従来の家塾義塾を改善し、後日の小学堂の建設に基礎とする。

第二期(中三箇年間)第一期以外の城鎮鄉村に小学堂を建設し、第一期に建設された各小学堂を整理改善する。各省城より漸次各州縣に初級師範、必要により簡易科を置く。

第三期(後三箇年間)前二期の各小学堂を整理完成し、社会の情況に依り、更に省城をはじめ、州縣などの必要の土地に優級師範小学堂、高等小学堂、専門学校又は蒙養院等を建設する。

それぞれ各時期に置かれる教科目について、当時清国で行われた「奏定小学堂章程」の教科目に示された初等小学堂の教科目と比較するため、表 1-1 にした。その特徴としては<sup>17</sup>、次の 2 点があげられる。

- (1) 第一期から第三期にわたり、小学堂、高等小学堂及び速成師範科、東文科を含めての普通小学堂の学科及び程度其他一切の規定はすべて奏定小学堂章程に遵守し、日本語を科目として加えること。
- (2) 各小学堂に必ず一名以上の日本人教習、普通小学堂に必要な応じ若干名の日本人教習を招聘し教授管理にあたることにし、外は他の外国に相当の新教育を受けた者、若しくは師範学科、専門教育を受けた資格者を派遣すること。

但し、日本語については、小学堂に配置せず、高等小学堂に随意科として課することになっている。甲種速成師範科は日本語が必修科目となり、6 時間配置され、学習対象も当時の貢・廩・増・附生及び学力優等な監生等に限定されていた。日本語教授の内容において、読法、綴法、会話、書法の 4 項目である。

甲種、乙種東文科の段階になると、甲種は日本語読書 5 時間、文法 3 時間、会話 3

表 1-1 「満洲ニ於ケル新教育制度綱領」と清国初等小学堂の教科目及週時間数（1904 年）

教科目	修身	日本語	読経 講経	中国 文字	算術	歴史	地理	格致	図画	体操	裁縫	手農商 工業業	合計
清国小学堂	2		12	4	6	1	1	1		3			30
初等小学堂 (5 年制)	2		12	4	6	1	1	1		3			30
高等小学堂 (4 年制)	2	随意科	12	8	3	2	2	2	2	3	随意科		36
甲種普通 学堂 速成師範科 (3 年制)	修身	日本語	中国 文学	教育 学	歴史	地理	数学	格致	図画	体操	英語		
	2	6	2	2	3	3	5.6. 6	5.4. 4	2	4	3	随意科	37
甲種普通 学堂 東文科 (3 年制)	修身	読書 日本語	文法 日本語	会話 日本語	作文	数学	簿英 記語	日本 法制	地理	歴史	格致	歴史 地理 中国	
	1	5	3	6	5	2	1 3	2	1	1	2	2 1	35
乙種普通 学堂 東文科 (3 年制)	1	5	3	6	5	2	1 3	2	1	1	2	2 1	35
乙種普通 学堂 東文科 (2 年制)	1	6		9	6	2	3		1	1	2	2 1	34

出典：『明治三十七八年戦役満州軍政史』に基づき筆者作成<sup>18</sup>

時間、作文 5 時間の 19 時間は、教科目時間数の合計 35 時間の半分以上を占めている。さらに、日本法制、歴史、地理の 4 時間を加えると、日本語及び日本事情の科目は圧倒的に多くなる。また乙種東文科 2 年制の場合には、日本語読書 6 時間、会話 9 時間、作文 6 時間に日本歴史 1 時間、地理 1 時間を加算して、合計 34 時間の 3 分の 2 を占めていた。読書の第 1 学年は、「五十音、伊呂波ヨリ国語読本尋常三年」まで、第 2 学年、第 3 学年に「国語尋常二年」までとなり、文法では 3 年を通じて、「音韻ノ性質、假名ノ用法、言語ノ種数、文章の諸規則ヲ説ク」<sup>19</sup>となっている。会話の第 1 学年に、「単句、近易ナル対話」、第 2. 3 学年に、「日常一般ノ対話」を、作文の第 1 学年に、「假名ノ綴方簡易ナル假名交文及假名平假名習字」、第 2 学年に「平易ナル日用書類及記事文論文竝片假名平假名習字」、第 3 学年に「日用書類及記事文、論文竝東文華譯、華文東譯、假名交文、行草書習字」を教授することが規定されている。「満洲ニ於ケル新教育制度綱領」は学校設立の目標、方針から各教科目の教育趣旨、時間の配置などまで、詳細に組み立てられているところに特徴があり、特に小学堂教科目の備考には、中国語の読経講経の科目について「清国々民教育上最モ重要ナル一学科ナルモ之カ為毎日二時間ヲ費スハ」<sup>20</sup>という注意事項が書かれている。内容をみると、作成者は当時清国の文化を十分に考慮しているといえよう。また、戦争中でありながら、清末の教育改革の内容を熟知し、学校設立、当然教育現場の経験そのものをなくしては、作れない点から、作成者は根津一以外に考え難い。

1904 年（明治 37）9 月満洲において、最初の中国人教育施設、營口瀛華實学院が開校した。その後、營口、遼陽に公学堂が次々と創立されると同時に、日本語教育も積極的に行われていた。「施設案」は、遼陽、營口、奉天、安東など清国内地での教育方針であり、「露国租借地」である関東州においては、それとは異なり、日本語教育を中心とした台湾の教育制度が取り入れられようとしていた、また財政力の欠けていたことで、「施設案」が、「実行に移されるまでには至らなかった」<sup>21</sup>と竹中憲一は指摘しているが、実際には同年 12 月、まだロシアとの間に「ポーツマス条約」の締結されていない「露国租借地」においても、既に日本軍に占領された関東州の一部であった金州では南金書院民立小学堂が設立され、教育方針だけではなく、教育科目と内容について、ほぼ「施設案」と同様なものが作られた。

#### 2.4 初の中国人植民教育の指導方針―「支那人教育ニ関スル通牒」

1905 年（明治 38）4 月 12 日、遼東守備軍軍政長官神尾光臣から、遼東守備軍副第 2068 号「支那人教育ニ関スル通牒」が公布された。この通牒は最も明確に根津一の満洲教育構想を示しており、「満洲ニ於ける新教育制度施設案」をほぼ踏襲したものであった。中日両側の先行研究でよく引用されている史料であるため、全文を掲示しておく<sup>22</sup>。

我軍已ニ奉鉄ヲ占領シ、敵軍遠ク北竄ス当軍管轄地境ハ戦雲先ツ取りタリ謂フヲ得ヘキ乎思フニ各官ノ軍事必要上施設経営事項尚多々ナルヘキモ一面清国官民ヲ誘掖指導シ其民物ヲ開發シ吾国利ノ布植ヲ図ルルモ亦一要務ニシテ其第一著ハ教育事業タルヘキヲ信ス然レトモ戦餘ノ瘡痕猶癒ヘス民俗ノ風氣未タ開ケサルノ今日一氣完備セル秩序的ノ学堂設立ハ得テ望ムヘキニアラス・・・換言セハ先ツ都市ニ一学堂ヲ設ケ小学科ト云ハス中学若ハ師範学科ト云ハス成人者若ハ兒童ニ論ナク之ニ収容シ其素養ノ如何ニ由テ之ヲ学級学班ニ分チ毎日四五時間ツツ合級教授法ニ依リ授業スルト謂フニ在ルナリ面シテ其教授課目は奏定学堂章程ニ準拠シ之ヲ取捨折衷シ之ニ日語ノ一科ヲ加フルコトトセハ可ナラン乎。若シ夫レ校舍ノ設備費金ノ出所ニ至リテハ捐金可ナリ、公課亦可ナリ、土地民物ノ程度ニ依リ其ノ選択ハ地方官民ニ一任スルヲ要ス。

聘用教師ハ勿論日本人ナルヘク、而シテ其聘用ノ場合ニハ本職ヲ經由スルコトニ被致度右軍司令官ノ意図ニ依リ得貴意候也

追テ左ニ本邦ニ於テ出版セル清国学校用教科書目為御参考付記致候

東亜普通読本	近刻	六卷	東語初階	一卷
東語眞伝		一卷	瀛華尺牘軌範	二卷
東亜史課本		一卷	中国地理課本	一卷
理科学階梯	近刻	一卷	東亜高等読本	近刻 四卷
東文易解		二卷	日本文典	同 二卷
支那交際往来尺牘		一卷	中国地理課本	一卷
同	訓譯	一卷	万国地理課本	一卷
東亜史課本		一卷	五大洲誌	三卷
東亜新誌		二卷	理科学階梯	近刻 一卷

日露戦争中、教育施策は全く練ることの出来なかった軍政署にとって、文中の「奏定学堂章程」は、1902年清朝政府が發布した中国最初の近代学校制度として、「欽定学堂章程」を1904年に改めたものである。この「奏定学堂章程」に基づく学校制度は、「中国とほぼ同じ頃近代化のスタートを切った隣国日本の制度、内容の全面的にわたって模倣した」<sup>23</sup>ものである。付録している教科書のリストは、元台湾総督府学務部長、のち日本貴族院議員伊沢修二の推薦によるものである。神尾の中国人教育通牒の要点は次のようになる。

- (1) 清国官民を誘導して簡易な学堂を設置すること。
- (2) 授業科目は清国奏定学堂章程に準拠し、日本語を科目として加えること。

- (3) 軍司令官の容認を得た日本人教員を聘用すること。
- (4) 教育設備等の経費は土地の有力者の寄付と公費によって、運営すること。

1904年9月満洲で最初に開設された營口瀛華實学院に次いで、金州で南金書院私立小学堂が開校されるのは同年12月のことであり、いずれも「支那人教育ニ関スル通牒」が公布される前のことである。その翌年1905年6月大連公学堂、9月旅順学堂が設立された。前年5月の軍政署決定の方針から見て、上掲の正式通牒と同趣旨であったと思われる。

### 3. 軍政下の日本語教員事情と教授法

当時の軍政署の教育活動には大きく見られる二つの方向がある。「一つは中国の官憲や有力者に勧めて近代的な学堂を造らせてそこに日本人教習を派遣するなどのかたちをとるものである。もう一つは既存の中国の学堂に日本人教習を派遣するものである」<sup>24</sup>と槻木瑞生は述べている。関東州の場合はその前者のみであった。

日露講和条約が締結される前の戦争中という現実にあって、非常に短期間で開学にまで至っているが、「戦餘ノ瘡痕猶癒ヘス民俗ノ風氣未タ開ケサル」ような非常時に直面し、軍政署の派遣した日本人教習の「行動は個人としての側面を通り抜けて、一つ一つが日本の教育政策の現れとして見られる。文化的側面でも政治的側面でも教員は教育政策の最前線であった」<sup>25</sup>。なぜなら、当時教育現場を監督、指導の役割を果たす教育行政機関さえ置くことのできなかつた軍政期は、現場の日本人教習の中国人教育に対する認識が、教育の具体的実践活動を決定的に左右しており、それが、後述する関東州軍政期における3大中国人初等教育施設＝金州南金書院私立小学堂、大連公学堂及び旅順学堂の日本語教育指導方針の相違点を生み出していくのであった。

表1-2に示したように、1906年9月までの間、関東都督府管内中国人学堂に招聘された日本人教習はほとんど根津一の強力な推薦による東亜同文書院の一期、二期生であった。彼らはまず日露戦争期において軍政委員になって、後で転じて公学堂の教員になった人も少なくない。なお、この時期には、日本人教育教習の採用条件として、中国語を使用のできるものが特徴的であった。「台湾において土着人教育に従事して居た者（浅井政次郎）、上海同文書院出身者（岩間徳也）、或いは日露戦争当時陸軍通訳を務めて居た者（中堂謙吉）、其の他支那語を修めた者等から適任者を物色し」<sup>26</sup>、いずれも、中国語が堪能で、教育に携わったことのある人々であった（()の人名は筆者加入）。

しかし、日本の中国大陸政策の一環としての教育意図が十分体得できる適任者を得ることは中々容易なことではなかった。例えば、当時東京高等師範学校長嘉納治五郎が、神尾軍政長官に弟子の庄野眞喜太を推薦した理由として、「清語ノ素養ヲ有シ且合級教授ニ最も適当者」<sup>27</sup>であるため、旅順学堂堂長を任命されたのである。ところが、1905年8月就



表 1-2 関東総督府管内中国人学堂及び日本人教習一覧表（奉天、新民管轄を除く）

	創立年月	学校名	氏名	職務	履歴	日本人と中国人の教員比率
営口軍政署	明治 37. 8	瀛華實学院	上野正則 守備軍下 韓銘三、 張嘉	院長兼 教習 助教習	東亜同文書院	2 : 2
	明治 38. 6	商業学校	三田村源治 于国勛	学校長 兼教習	東亜同文書院	1 : 1
瓦房店軍政署	明治 37. 8	復州日文学堂	藤原			
	明治 38. 4	蓋平師範学堂	亀淵龍長	総教習	東亜同文書院	
	明治 38. 12	復州師範伝習所 高等小学堂	野村 正	教務長	東亜同文書院	
遼陽軍政署	明治 38. 10	師範学堂	犬飼 助 富尾 章 関田盛次	教務長 教習 教習	東亜同文書院 同上退学 東京市日本 中学校	3 : 1
		日清学堂	諸石熙一 富尾 章	教習 教習	早稲田大学 東亜同文書院	
	明治 38. 6	海城師範学堂	辻 忠次 武藤未作	教務長 教習	東亜同文書院 鳥取私立中学校	
安東軍政署		安東縣知果 顧問	中村順之助		東亜同文書院	
	明治 37. 12	日清学堂				
		日語学校				
		公立清真小学堂				
金州・大連・旅順	明治 37・12	金州南金書院 民立小学堂	岩間徳也	総教習	東亜同文書院	1 : 5
	明治 38・6	大連公学堂	浅井政次郎	学堂長	台湾伊沢教員 研修会	1 : 2
	明治 38. 8	旅順学堂	庄野真喜太 後任・中堂謙 吉	学堂長	東京高等師範 学校 台湾伊沢教員 研修会	1 : 2

出典：『明治三十七は八年戦役満州軍政史』と『関東州教育史』による作成<sup>28</sup>

※削除した不明な学堂が何校ある。

任されたばかりの庄野学堂長はその翌年の8月に、旅順の近くに新設された「三澗堡公学堂長に補され、其の後任として当たって台湾に於いて土着人教育に従事していた中堂謙吉が旅順公学堂長に任じられた」<sup>29</sup>。この人事の更迭に関して、「関東州教育史」はその理由について明確に記載されていないが、挙げられている例を見れば、軍政下の中国人教育指導に適する教員像が求められるのは、大学や師範学校卒業者で、いわゆる中国語の教養的な素養の高さだけではないことがうかがえる。特に、日露戦争後、ポーツマス条約が締結され、関東州をロシアから獲得した後は、植民教育も次第に統一され、統治者の意図を十分に教授する資質を有することが、単なる日本語教授より優先されていくのである。なぜなら、日清戦争、日露戦争の主戦場とされた現地の中国人は、「支配者の交代のたびに蹂躪され、無理やりに清国旗・日の丸・清国旗・ロシア旗・日の丸をあげさせられてきた」のであり<sup>30</sup>、特に「日清戦争の受難を忘れ難く、戦争被害の恐怖から抜き出すことができない」<sup>31</sup>からであり、当面の至難な課題としてはいかに日本人への反感を解消させ、統治者としての日本の占領を受け入れさせるかということにあった。すなわち日本統治側の占領方針及び教育趣旨を理解させるため、関東州において、日本の植民教育が始めたばかりの時点では、現地の言葉を介さず、直接に「誘掖指導」、「民智開発」は非現実であった。

日本語指導方法からみても、関東州より十年近く前から植民地教育をはじめた台湾においても、草創期1895年の対訳法から、グアン氏言語教授法の導入1902年まで7年要した。一方、ほぼ同時期清末中国大陸でも展開された日本語教育に、対訳法が流行っていた。ただ対訳法は教師側二つの言語能力、すなわち学習者の母語と、外国語としての日本語力が求められるので、日露戦争直後、日本人教員の調達に極めて困難な時期のため、東亜同文書院の卒業生から多くの教員が生まれたのである。日本人教習＝日本語教員＝生活指導員の日露戦争直後の関東州において、「外国語教授の自然発生的姿であるところの対訳法が暫くの間支配していたのであった」<sup>32</sup>。

この時期、金州、大連、旅順の3地では、立地条件、環境の相違によって、公学堂における各々の中国人教育の方針、方法が異なり、台湾に倣うか、現地の伝統を尊重した上での教育とするべきか、その論争は都督府時代まで持続するので、次章に詳述する。

#### 4. 関東州の日本語教育の嚆矢—南金書院私立小学堂の設立

##### 4.1 南金書院の沿革

金州は古来奉天につぎ、清朝の遼東半島防衛の要所であり、また文教の府として、長い歴史を有し、遼東半島における軍事、政治、文化の中心であった。清朝は雍正12年(1734年)、寧海県(金州元名)を創建し、県学所謂「儒学」を開いた。清朝乾隆38年(1773年)、寧海県の第九代知県雅爾善が提唱し、孔子廟内に南金書院を創立し、科挙試験のため、「童

生常課」と「文生月課」を設けて、前者に四書五経及び八股文、後者に記述練習、詩詞作成等を教授して、優秀な学生に奨励金を与える。1734年の寧海県学から、1894年日清戦争までの160年間にわたって、「進士13人、文武挙人54人、貢生等276人」を育て上げた<sup>33</sup>。

また、孔子廟内にあるという立地条件から、春秋二回の祭礼と恒常的に行われる「孔子廟祭典参列」に参加できるため、南金書院は、科挙の場というだけではなく、中華民族文化の継承地として、現地の中国人にとって、憧れの神聖地ともなっており、一度廃止されたが、清朝同治6年（1867年）に、金州庁海防同知談廣慶は、地方文官らと共に、募金を呼びかけ、再建にあたり、所謂都市農村、富紳貧民が分れず、満族漢族を問わず、自ら寄付し全民上下が力を一つに合せて、南金書院を再建した（一時城郷紳董海島商民以及滿漢水師各旗莫不踴躍捐輸争先恐後噫腋己）<sup>34</sup>。

ところが、1897年3月「旅順・大連租界地条約」の調印により、ロシアは旅順、大連地域及び遼東沿海の島々を強制的に租借地にした。その後、金州を占領し、南金書院を破壊し、その廃材料で金州東門城外に露清学校を設置した<sup>35</sup>。

#### 4.2 南金書院私立小学堂の設立経緯

ロシアとは対照的に、日本は異なる戦略を取った。「人心を定め智見を啓き、彼我の利益を増進する」ため、旧俄清学校の校舎を利用し、悠久の伝統を持つ南金書院の名称を復活させ、私立小学堂の設立を提案した。その設立の経緯について、『公学堂南金書院創立三十周年記念誌』はつぎのように記載している<sup>36</sup>。

金州軍政署附陸軍通訳野村正、陸軍教授劉雨田二氏を首とし、学堂設立の議を提唱し、之を時の軍政委員陸軍砲兵少佐安東斌・憲兵大尉峯幸松・陸軍砲兵中尉土屋鼎・陸軍通訳三沢信一の諸氏に謀り、劉氏野村氏土屋氏等専ら此の事に斡旋し、終に金州第一区民務長劉心田・軍政署参事員李義田・紳董閻培昌・曹正業・王永江・倪鴻達の諸氏其の他多数民間有力の紳商に由り、同年十月之が実行を企画せられ、先づ南金書院校友会なるものを興した。

こうして、軍政署の勧誘によって、1904年11月14日に守備軍司令部に劉心田を始め、十八名の金州名紳が連名して「学堂建設請願書」を提出した。その内容によれば、「設立学堂教育幼年子弟誠為当今之急務・・・、一切経費紳士等俱可籌辦惟創修学堂緩不濟急」<sup>37</sup>、所謂、教育を重視する金州の名紳士たちは、子供たちの教育は学堂の建設まで待ち切れず、露清学校を利用し、一刻も早く教育を再開する願望が強く表されている。しかし

ながら、校友会会員は受容しても、日清戦争の時から、被害を受けてきた金州の民衆には日本軍を恐れ、日本の教育を理解せず、「時に障碍さへ引き起こした人」<sup>38</sup>が多いため、11月25日に開校に先立ち、南金書院の校舎で校友会演説会、所謂「民智を開化する」説得会を開いた。次はその説明会の一節である<sup>39</sup>。

当日来会参集する者会員は勿論一部の有志者実に数十名の多きに達した。其の席上に於て土屋、劉（雨田）、三沢、野村の諸氏□□今後に於ける新教育の必要から学堂設立の急務な所以を詳論し、多数の来会者に感動を与えた。

さらに、現地の有力者らが学校設立に永く賛助することを誓い、五千九百三十圓の寄付ができた。其中百圓以上の寄付者に11人であり、後述する南金書院の監理閻培昌は最高額千圓、次いで、監理倪鴻達は九百圓、民務長劉心田は百圓を寄付した<sup>40</sup>。しかも、その場で生徒の確保及び経費の援助、費用の分担まで確定させたのには、金州軍政署の働きかけがあったことはいうまでもない。根津一の満洲教育構想の実現とも言える南金書院の設立に、約束させられた現地の中国人名紳たちが果たした役割は大きかった。なぜ戦争の被害を受けたにもかかわらず、日本の軍政署の提案に賛同したのか。その意味合いの背後には次のような要素が考えられる。

まず金州はアヘン戦争の時から帝国列強が争奪してきた重要な要所であり、旅順と同様に日清戦争と日露戦争の主戦場の一つでもあった。そのため、教育施設が破壊され、金州庁の儒学が閉鎖させられ、南金書院も廃止せざるを得なかった<sup>41</sup>。さらに租借地にされた、ロシア植民教育が支配した7年間、南金書院は露清学校となり、多くの書房も閉鎖されてしまった<sup>42</sup>。このような中国文化への粗野な冒瀆が金州民衆の反感を買い、そこからの立ち上がりの期待が賛同につながっていると思われる。

次は「往古無之然曰租借則在我猶有主持之權在人自有帰還之義」<sup>43</sup>。所謂、租借とは貸方には主権があり、借り方には返還の義務があるという意識である。日露戦争を傍観した多くの中国人は、日露戦争後、日本の「支那保全」を信じ、今度こそ関東州を中国に返還することを期待した。日本に占領された既成事実を目前にして、教育を重視する金州人にとって、儒教中心の教育を継続することこそ意義のあることであり、そこを目指して、学校建設に積極的尽力したと考えられる。

もうひとつ見落とせない直接要因は、従来、出資者はその会社のオーナーであり、運営の決定権を持つことはいうまでもないことである。「軍政署の働きかけはあったものの民立小学堂が金州の中国人有力者の主導権によって開校されたこと」<sup>44</sup>は、南金書院の再建を意味しており、最終的には、オーナーの意図が実現すると期待し、そのためなら、いくらでも資金を惜しまなかったといったことが、賛同の原動力になったのである。

### 4.3 南金書院私立小学堂の教育方針、日本語教育内容と教授法、教科書

#### 4.3.1 清国の教育制度を重視する教育方針

1904年12月南金書院私立小学堂（以下南金書院とする）は「金州城内三百餘名の書房生徒につき、選抜試験を施行し五十八名の入学」を許可し、漢文科の授業をスタートした。1905年2月岩間徳也の着任と共に、さらに21名を許可し、関東州における日本語を含む普通科の中国人教育を開始した。当初の教育方針は<sup>45</sup>、

清国政府制定の奏定学堂章程に置き、土の事情を考慮し、台湾流の同化教育を排し土着人の人材を養成し、彼我の福祉を増進し感情を融和し永遠に国利を扶植する。

とあり、南金書院の規則について、以下となる<sup>46</sup>。

第四条 総教習聘請日本人総理学務兼教授以新学。

第五条 教習選挙清国人教授漢学。

第七条 教習以下之進退監理與総教習協議

嶋田道弥によれば、当時「清国官憲は既に露国統治時代より此地に在らず、然も日本軍政署も普通行政には深く関與しなかつたので、学堂に於ける教育の方針其他教授訓練等に関する一切の事項は岩間氏一人の所見に基きてなされ何等他の法規命令に依り制肘せられる所がなかつた」<sup>47</sup>というのである。

当時の79名の新生は、「年齢十才以上二十三才以下の者で皆此の地方の上流社会の子弟」であり、「少くも二、三年多きは七、八年以上の民間書房にあって三字経、百家姓、千字文……から論孟の素読を終え或ひは更に進んで詩書易孔春秋左傳の講読を終えた者も居た」<sup>48</sup>ため、就業年限について、初等科と高等科の二つとし、地方の民度に従い、初等科を4年とし、高等科を5年とした。さらに、表1-3のように、79名の中から学生の水準と年齢により、レベルの異なるクラスが三つ分かれた。それぞれ「第一班は略同章程初等小学堂、第四学年の学科及び程度に依り、第二班は同第五学年、第三班は高等小学堂第一、二年の学科及び程度に依って多少の斟酌を加えたもの」<sup>49</sup>であった。

ここで、言及すべきは、南金書院私立小学堂と清国の初等小学堂及び施設案初等小学堂の教科目の配置のことである。表1-3に見るように、第一班の教科目及び内容を清国の初等1年及び施設案の教科目に比較すれば、

- (1) 南金書院の教科目について、東語を除いて、他の科目は清国の初等小学堂及び施設案の教科目の配置とほぼ同様である。
- (2) 各科目の時間数の配置も多少の斟酌を加え、基本的変わらない。
- (3) 清国、施設案の中国文字 4 時間のかわりに、「教化ニ益ナル短編古詩」の読詩に 2 時間に、算数の 6 時間を 5 時間に減らし、東語に 3 時間をまかなった。その東語の時間数は、漢文と読詩の 14 時間に対して、全体の 1 割しか示しており、少ないである。

したがって、漢文に「第一班は孟子第二班に詩経第三班に左伝を授け」とはあるが、ともあれ「奏定学堂章程」をベースに、日本語を加えたものと言える。

表 1-3 南金書院私立小学堂教科目と清国「奏定初等小学堂章程」、  
「満洲ニ於ケル新教育制度施設案」の教科目

教科目	修身	漢文	読詩	東語	算術	歴史	地理	理科	図画	体操	合計
1 班 (40 名)	2	12	2	3	5	1	1	1		3	30
2 班 (26 名)	2	2	同上	同上	同上	同上	同上	同上		同上	
3 班 (13 名)	2	4	1	4	4	2	1	2	1	3	30
清国小学堂	修身	読講	中国		算術	歴史	地理	理科	図画	体操	
	2	12	4		6	1	1	1		3	30
施設案(5 年制) 初等小学堂	2	12	4		6	1	1	1		3	30
施設案(4 年制) 高等小学堂	2	12	8	随意科	3	2	2	2	2	3	36

出典：『関東州教育史』<sup>50</sup>※2 班、3 班の漢文の時間数は合計と合わないが、尊重のためそのまま引用。

表 1-3 の清国小学堂と南金書院との対比を見ると、南金書院私立小学校の教育方針、教育のスタイルなどについて、施設案と一致していることは明らかである。なお、日本語＝東語の時間数の少なさには、上述した要素以外には、上海東亜同文書院の出身、根津一の弟子である岩間徳也も清国の教育制度を少なくともその時点において、尊重して

いることは事実である。

#### 4.3.2 日本語教育の内容、教科書と教授法

当時、南金書院はどんな教科書をつかっていたのであろうか。創立の直後のため、設備などを整えてなく、適当な教科書と参考書の入手も甚だ困難であった。その状況について、『関東州教育史』に次のようなことを記載している<sup>51</sup>。

講経中国文字等に清国固有の学科を除くの外は口授するの外はなかったのである。又前二科の教科書や参考書にしても其の多くは書冊浩瀚に過ぎ或は記事繁簡口敷きを得ず之を以て直に学堂の教科書に充用することはできなかつた。・・・日本における之等に関する教科書又は他の書籍を参照し、彼我斟酌折衷して教授に資していたのである。

上述により、漢文以外の教科書は日本より購入して来たるものを用いたものであり、日本語教科書は、台湾初期で使用された伊沢修二により、編集された『東語初階』と文部省国定教科書、『小学国語読本』であり、参考書は『東語真伝』と『日語入門』であった。

『東語初階』と『東語真伝』は、伊沢修二のものであり、『日語入門』は長谷川雄太郎のものである。何れも清末、1896年から1907年にかけての間、近代化の知識を学ぶ清国留学生のためのテキストであり、また近代化の経験を伝授するため、清国で日本語を教授する日本人教習たちが用いた教科書であった。同時期の中国人は、明治期の言文分離にたいして、口語を「東語」または「日本語」といい、文語を「東文」または「和文」、「日本文」といって区別していた<sup>52</sup>。

『東語初階』は「学習者である中国語話者を念頭におき、中国語音と対照させて日本語の音声を解説している」<sup>53</sup> 特徴から、当時の初級の日本語会話の習得に役に立つ教科書といえる。五十音の字母は、一つ一つにローマ字、漢字、反切法で漢字で字音を示されている。口語中心の『日語入門』も同じ方法を編纂している。中国語の素養のついた岩間徳也には、「相手圏の語学を解せざる不便はなく、日支語の両刀使ひで巧みにこの対訳式により」<sup>54</sup>、効果的に教授できるのであった。しかも、「少くも二、三年多きは七、八年以上の民間書房」を出た、漢文の素養を持つ、はじめて日本語を学ぶ南金書院の1期生にも、上記の教科書は好都合であり、相俟って対訳法による日本語への理解が早かった。

南金書院の初期において、週3時間に日本語の読方・書方・綴方を教授することによって、生徒の抵抗なく漸次に浸透していくのであった。日本語教育の性質を別にして、明治41年に、南金書院の1期生から、関東州早期初の日本語成績の優秀な留学生に3名送り出

した。彼らのうち、帰国後、病死した1名を除き、蘆元善はすぐ南金書院の教員になり、満洲国建国後は、三江省長を経て文教部大臣となり、もう一人の孫清源は三江省秘書官となった。

南金書院の職員については、表1-4にみるように、総教習岩間徳也、学校経営に監理、教習は5名に岩間を含め6名、事務員に4名を置いた。岩間は自ら修身、日本語と理科（格致）を担当した。他の科目は、中国科挙の試験に合格した附生・童生の資格を持った中国人教員であった。岩間は金州の中国人が求めていた伝統文化教育に「新学」を加え、その新教育法を「部下の教習に理解せしめ、方案を立てる等夙夜力を尽され、学校の内外より絶大なる信用を博された」<sup>55</sup>。日本語の時間数はわずかであるが、「その頃未だ金州には電燈がなかったので、薄暗いランプの下で先生から親しく日本語を教へを受けた」と、南金書院の卒業生である閻傳紘は、懐かしく語っている<sup>56</sup>。

表1-4 南金書院創立当初の教職員表

総教習	民務長	監理			教習（教職年数）		事務員
		監生	武監生	貢生	附生	童生	
岩間徳也	劉心田	曹正業	倪鴻達	王永江	倪正祥 (18)	曹徳麟 (6) 曲江濱 (13)	張樹聲 丁正崙 劉啓振 周士升
		閻培昌			曲克杰 (9) 徐駿聲 (7)		

出典：『南金書院三十年記念誌』<sup>57</sup>

#### 4.3.3 岩間徳也を支えた中国人たち

次は、当初岩間徳也が公私とも絶大な援助を受けた南金書院の経営にあたった主要な中国人の顔触れを紹介しておきたい<sup>58</sup>。

南金書院民務長とも公認された名門である劉心田は（1854～1925）南金書院設立の運営にも中心的な役割を果たした。正義感が強く、個人の損得を惜しない、犠牲的精神の持ち主であるため、中国人の協力が得難かった日清戦争当時からロシア側とも日本側とも双方の間で、重要なパイプ役割を果たし、リーダー格的存在であった。日本占領後は、軍政期金州第1区初の中国人民務長を選ばれ、その社会的信望と人格は支配者側にさへ尊敬されていた。当時の詳細については、『旅大文献征存』補遺、『関東州支那人紳士録』に記録されている。大島都督より勳六等及び賜瑞寶章を受章しているが、当時関東州内で、日本統治側からの中国人受賞者は劉心田だけであった。また、南金書院の民務長（現



在理事長にあたる)として、岩間徳也を最大限支え続けていた。一例を挙げてみる。1906年岩間が再任してしばらくのこと、関東州統治当局は関東州公学堂規則の公布に伴い、南金書院を民立から官立に改組し、岩間を辞任させようとして、新堂長を送り込み、「一時は一校二人の堂長現はる」<sup>59</sup> ことがあった。結局、岩間の拒絶と劉心田をはじめとする南金書院の教職員が強烈に反対し、新学堂長の就任を阻んだ。

曹正業(1852～)は、南金書院の設立者の一人であり、常勤監理の任にあたった。南金書院が官立になった1906年以後も、評議員に選ばれた。家業は富裕で、祖父は貢生の資格をもっており、貧乏な家庭を救済することは家の伝統であり、社会公益事業に熱心であったため、「由太学生加守御所千総職銜。…清廷思詔。封贈二代」の待遇を受け、正義感の強い地方官という評判を得ている。

南金書院の設立者の一人、監理である倪鴻達は、官立後も評議員を続けている。家業は「祖居金州城内。世系商業」だが、清朝の以前から経営している塾は、授業料をほとんど取らず、日清戦争時は、貧乏な人々に食糧を施し、援助するほど、人情に厚く、周囲の人々に尊敬されており、東洋協会会員となり、赤十字社特別社員ともなっていた。

特筆すべきは、南金書院の設立者の一人、監理であり、公学堂南金書院になった後も、評議員を続けた閻世昌である。当時閻家は、金州大地主の名門望族で、「閻半城」と言われ、やはり金州の半分は閻家に属するほどの富豪であった。兄弟は四人、長兄閻福昇は、愛国将軍として知られ、金州廂黄旗、金州協領及び護理管金州等五城副都統<sup>60</sup>を歴任した。日清戦争時に、弟閻培和も、公学堂評議員、赤十字社特別会員になっている。閻培和の四番目の男児閻伝紘は、長兄閻福昇の養子になり、のち満洲国経済大臣になる。閻家の本宅は現在大連市文化遺産になっている。岩間徳也は金州に着いたころ、日露戦争のさなかであったため、適当な家も無く、しばらく閻家に泊まったこともあり、その雅美にして広大な邸宅は、その後も、よく日本人教員の仮住まいとして使われ、日中「双方の細工や子供達が集まって餃子を作って一緒に食べるという家族的団欒にまで発展」<sup>61</sup>するといった家族ぐるみの交際が、教室以外での日本語の浸透に寄与した。

王永江(1872～1927)は、岩間を語る場合には、抜きにして語れない人物であり、中華民国時代の政治家として知られている。王家は祖父の代に農業から商業へ転身しており、王永江は歳貢であり、弟は優貢であった。南金書院の設立に参加し、第1期生が卒業するまで、曹正業と毎日学堂に出勤し、その実務を取った。南金書院退任後、遼陽警察学堂教習、奉天都督府民生司使、警察庁長などを経て、1917年奉天省財務庁長として財政再建に成功し、同年張作霖のかわり、代理省長になる。在任中、奉天鉄路建設、奉天紡績工場、東北大学などを創立。東北教育権回収運動、旅大回収運動では、日本に「温和」な手段で対応したが、決して日本側の協力者ではないという説が定論となっている。しかし実際には、王永江に関しては、未解明のことが多く、特に岩間徳也との関係についても、二十年代前半、東北大学学長を務めていたころの彼の教育観など、今後さらに検証する必要がある。

る。王家及び王の墓は、現在大連市文化遺産になっている。

以上の曹正業、倪鴻達、閻培昌、王永江四名は、みな儒教教育を受けてきた旧知識人であり、教育に熱心なだけでなく、共通点は人助けを惜しまないところにある。特に王永江は1917年奉天省代理省長になるや、岩間徳也は王永江の個人顧問となり、その結果、岩間の満洲社会でのステータスを高め、植民教育政策作成への影響を深めることとなった。王永江が亡くなる、1927年までが最盛期というべきであろう。

岩間はこのような関係の中で、儒教風土の濃厚な環境に溶け込み、劉心田らと互いに支え合って、中国語と日本語を巧みに補し合いながら、南金書院の基盤を作り上げていく。それは、どちらかの意志というより、次章で詳述の通り、中国語の素養のある岩間徳也が、この段階で、清国の教育制度を模倣したのは、儒教教育の伝統を持つ金州の名士たちと、儒学の倫理を共有できた思想的な背景があったからだともみなすべきであろう。

#### 5. 大連公学堂、旅順学堂の日本語事情—教育方針、教科書と教科目

従来、大連を語る際に、大連は一辺鄙な小「漁村」にすぎないとされてきた。しかし、大連は18世紀末頃には、既に近くに旅順という清国の北洋軍港をもち、中国水雷学堂が建設され、多数の西洋式の新築砲台が配置された大「村落」となっていた。当時、これらの村落は金州の行政下に属した。ところが、帝政ロシアの支配時代になると、大連は発展して、関東州の中心となるというように、次第に社会情勢と環境は変化した。

1905年5月、日露戦争に日本の勝利が見えてくる時期に、遼東守備軍司令部は満州軍総兵站監部に改組され、「大連には関東州民政署なる特別機関が設置された。満州軍総兵站監部に隷下し、主として関東州内に於ける行政事務を掌理するもの」であり、「石塚英蔵氏が民政長官に、……台湾秘書官として児玉総参謀長に随従して渡満していた関屋貞三郎は民政署事務官としてその編制に際しての中心」<sup>62</sup>となった。同年5月6日に、日本政府は軍政署を撤廃し、勅令第156号によって、「民政署職員任用に関する件」<sup>63</sup>が公布され、民政署の担当は全員文官に替わった。

その直前に、「軍政署保管ノ民家ヲ修繕シ其ノ校舎ニ充テ五月生徒ヲ募集シ二十四名ヲ得」<sup>64</sup>られ、官立大連公学堂を設立し、同年9月、ロシアの旅順「公議会跡ヲ以テ」校舎に充て、「僅二十六名」の生徒数で、旅順学堂を開校した。当時、大連公学堂堂長は、台湾で伊沢の第1回教員研修会を修了して、国語伝習所教諭、公学校校長、大連軍政署付き陸軍通訳をしていた浅井政次郎が任命され、旅順学堂堂長は、東京高等師範学校学校長嘉内治五郎の推薦による庄野眞喜太を迎えた。

## 5.1 日本語教育重視の教育方針

当時の日本語教育重視の状況を理解するために、南金書院私立小学堂暫定試弁章程」と「大連公学堂仮規則」、「旅順学堂の規則」の規則を表 1-5 にした。表 1-5 からその違いを捉えたい。

大連公学堂の仮規則作成を依頼された浅井は、その規則草案趣旨について次のように述べている<sup>65</sup>。

神尾軍政長官ヨリ西軍司令官の意図ヲ受ケテ出サレタル教育ニ関スル訓示ニ基キ当署管下ノ民物程度ヲ案シ当分先ツ自由開放主義ヲ以テ可成多数の学生ヲ招致シ最モ簡易ノ便法ニ依リ讀ミ書キ算盤及日本語ノ初歩ヲ教授シ以テ文化ノ普及ヲ図テンコトヲ期スルノ精神

表 1-5 南金書院私立小学堂と大連公学堂、旅順学堂との規則比較

南金書院私立小学堂暫定試弁章程	第四条 総教習聘請日本人総理学務兼教授以新学	第五条 送挙清国人教授漢学
大連公学堂仮規則 1905 年 3 月 / 明治 38 (関東州民政署改正)	第一条大連公学堂ハ当務ノ急ニ応スル為簡易便法ヲ主トシテ清国人ニ普通教育ヲ施シ日本語ヲ授ケ文化ノ普及ヲ図ルヲ本旨トス	第三条教科目ハ読書、習字、算術及日本語ノ四科目トシ女学生ノ為ニ別ニ裁縫ノ一科目ヲ加ヘ尚科外トシテ地理歴史理科ノ大要及歌唱遊戯等ヲ教授ス 第五条授業時間ハ一週四十八時間以内トシ
旅順学堂規則 1905 年 9 月 / 明治 38	第一条旅順学堂ハ修身日本語漢文其他普通学ヲ教授シ人材ヲ養成スルヲ以テ本旨トス	教科目ハ修身日本語漢文習字算術体操及唱歌等ニシテ教授時間 28 時間トス

出典：『関東州教育史』、『明治三十七八年満州軍政史』<sup>66</sup>

また、1905 年 5 月 18 日大連軍政委員を兼任した神尾は、募集難の大連地域に出した告示に、大連公学堂の教育方針及び目的を現地の中国人に理解させるため、中国語で明示している。次のように引用をしている<sup>67</sup>。

孔孟仁義の教えに基いた修身齊家の訓及び欧米の科学を学び、日本語によって日清両国の人間関係に資し、其の徳性を涵養し、其の「知」に貢献し得る。

さらに、選択試験を行い、成績の良い学生を採用するという余裕を見せた南金書院に反し、大連公学堂は「学費無料と教具教科書を提供する」就学奨励策を取ったにもかかわらず、速成科を含めた24名しか集められなかった。神尾の「無論貧富、不問長幼、各自競先、相携上学」<sup>68</sup>の入学無条件の呼びかけにも、効果がなかった。次頁にあげる満鉄の公学堂講師緒石熙一の一節は、直接に大連、旅順のことを記載していないが、そのこと自体が、日露戦争直後、当時の中国人がもつ日本植民教育への恐怖心理及びそれによる影響に起因することを明らかにし、軍事管制時期の募集の難しさを鮮明に記述している<sup>69</sup>。

日本は日露戦争の為に多数の戦病死者を出し自然壮丁が不足して来たので之を補充する目的の下に支那人を集めて居るのである」、或は「日本人は学校を看板にして支那人を集め其の體から一種の薬液を採つて特別の火薬を造るのであるから近寄っては危険だ」……官憲や有識者を訪ねて公学堂の教育主旨や方針などを懇切に開陳して大に説得に力むると共に、又一面には父兄にも会つて色々と其の子弟の入学を勧誘して見たが、例の通り巧みな外交辞令を弄するばかりで一向に効果がなかった。

旅順学堂は、旅順開城後の開設となった。日露攻防戦は激戦で、その影響によって、「住民は概ね四散して居たのと、今一つは戦後の整理事務が多端のため、他を顧みる暇がなく」<sup>70</sup>、旅順学堂規則は、旅順軍政署が「紛糾錯綜セル行政整理」<sup>71</sup>をし、秩序の回復を優先する状況下で仕上げたものであった。そのため、「修身日本語漢文其他普通学ヲ教授シ人材ヲ養成スルヲ以テ主旨トス」という一文だけの教育趣旨には、前節で考察した占領側の教育方針と占領の正当性を理解させるための応急策としての日本語教育の意味が何となく窺える。

## 5.2 教科書と教科目

この時期の大連公学堂の各科目の時間配置についての文献記録がない。総授業時間数は当時中国の私塾の1日10時間にあわせて、週48時間としている。日本語時間数の記載はないが、日本語教科書・参考書は次の通りである<sup>72</sup>。

教科書として、話し方には、

『東語真伝』（泰東同文局）、

『東語初階』（泰東同文局）

読み方及び綴り方用には

『尋常小学校読本』（文部省）

参考書として、

『国語科話方教材』（台湾総督府）、

『尋常小学校読本』（文部省）、

『台湾教科用書国民習字帖』（台湾総督府）、

『日清語学全針』（日清語学会）、

『書牘文教授法』（台湾総督府）、

『日語読本』（経緯学堂）

を用いた。以上の日本語教科書を見ると、大連公学堂で使用されているのは、主として台湾総督府編纂のものであり、浅井の台湾での経験がかい間見える。上記の「国民読本」教科書は、橋元武吉国語学校教授推奨のグアン式教授法が台湾教育会を席卷した時代に其の教授法を取り入れて編集されたものであることから、浅井は伊沢の教員講習会でグアン法を受けたと竹中憲一は述べ<sup>73</sup>、当時の大連公学堂の日本語教授法について、グアン式を取っていたのではなかろうかと言外におわせている。確かに台湾から転じてきた浅井は次章で検証するように、台湾での同化教育を野心満満に関東州で実験しようという傾向のあることを否認はしないが、唯一つの根拠となる大連公学堂仮規則は、神尾軍政長官が出された訓示、「民物程度ヲ案シ」、「孔孟仁義の教へ」に基づき、「修身齊家の訓、欧米の格致の学を学び」等の内容、すなわち中国伝統教育に新学を加えたスタイルは、全く「通牒」の具現である。「日本語ノ初歩ヲ教授シ以テ文化ノ普及ヲ図」という表現も、日本語の「日清両国の人間関係に資し、其の徳性を涵養し、其の「知」に貢献し得る」の点について見ても、同化教育までつながるような目的とは考えにくい。さらに、旅順学堂の開設も含めて、当時はまだポーツマス条約が締結していなかったことを考えると「これは形式的文化を布く目的であって、一面我政治の公明正大なことを土着人に示すとともに、日本語を解する清国人を養って我が公私の事務に便するといふことも一部の目的であった」<sup>74</sup>ということではなかっただろうか。なお、開設当初のメンバーを見てみると、以下のようなものである。

評議員 郭学純 （金州人、光緒2年から福順成油坊経営、大連公議会議長  
官庁参議員、取引所商議員、市会議員を歴任の実力者）

劉兆□

劉維□

張本政 （明治36年政記公司をはじめ、日本施政に協力したことから、当時中国で知られている船舶会社まで発展できた実力者。）

中国人の公益事業にも惜しまず参加。戦後処刑された)

学堂長心得浅井政次郎

校医 三好三郎

教員 曲作楷

教員 遅煥宗

メンバーは中国人職員が主流であることも、生徒の大半も大連の中国人集中居住地「小崗子」(現在西岡区)に居住しているため、当然のことながら、大連公学堂の日本語教育は、「日本への親近感を作り出すためのもの」<sup>75</sup>と槻木は指摘している。

旅順学堂の教科目は、表 1-6 に見るように、修身、日本語、漢文、習字、算術、体操及唱歌等にして、教授時間 28 時間とあり、日本語時間数の配当が多い。このことは、上記の人材の養成によるものと考えられる。就業年限は 3 年制で、日本語科目として、第 1 学年には 10 時間、第 2 学年には 15 時間、特に第 3 学年には、15 時間を当たって、かわりに算術、習字、体操、唱歌四科目を削除し、科目は日本語と漢文(12 時間)に集中しており、特に日本語は全体 28 時間の 5 割以上が配当された。「関東州教育史」に旅順学堂の開校当初の教科目と日本語の授業内容について、次のように記載されている<sup>76</sup>。

日語 尋常小学校読本巻一ヲ読ミ語り、平易ナル会話ヲ授ク

表 1-6 旅順学堂教科目

教科目	修身	日本語	漢文	算術	習字	体操	唱歌	計
1 年	1	10	7	3	3	3	1	28
2 年	1	15	3	2	3	3	1	28
3 年	1	15	12	—	—	—	—	28

出典：「関東州教育史」

## 6. 「関東州公学堂規則」の公布—日本語重視のカリキュラム

### 6.1 日本語重視の教育方針及び教授要旨

1905 年 9 月ポーツマス条約(日露講和条約)により、日本はロシアから関東州租借地及び長春以南の東清鉄道と同付属地を引き継いだ。同年 11 月、「中日東三省事宜条約」によって、関東州は確実に租借地にさせられた。1906 年 3 月、当時の関東州民政長官石塚英蔵は植民教育に関する「民政署令第十四号公学堂規則」を公布した。その内容は<sup>77</sup>

第一条公学堂ハ支那人ノ子弟ニ日本語ヲ教ヘ徳育ヲ施シ並其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス

第二条公学堂ノ修業年限ハ六ケ年トシ其ノ教科目ハ修身日本語漢文算術体操トシ女生徒ノタメニ裁縫ヲ加フ

土地ノ状況ニ依リ唱歌手工農業ノ一科目又は数科目ヲ加ヘ又裁縫ヲ闕クコトヲ得

前項ニ依リ加フル教科目ハ之ヲ随意科目ト為スコトヲ得

教科目ヲ加除シ若クハ之ヲ随意科目ト為サントスルトキハ学堂長ニ於テ民政長官ノ認可ヲ受クヘシ

である。この公布によつてはじめて関東州中国人初等教育方針を統一した。日本語を教えるということが、公学堂の本旨の冒頭に挙げられていることは注目したい。日本語時間数は第1学年に10時間、第2学年に13時間、第3、4、5、6学年に14時間配置され、総時間数30時間の約半分占めている。同規則に示されている日本語の時間数と教授内容について、表1-7にした。

表1-7 「関東州公学堂規則」日本語科目及び時間数 1906年

第一学年		第二学年		第三学年		第四学年		第五学年		第六学年	
10	近易ナル 事項ノ話 方片假名 及び近易 ナル話文 ノ讀方綴 方書方	13	同上平假 名及近易 ナル話文 ノ讀方綴 方書方	14	同上漢文 交リ 話文ノ讀 方綴方書 方	14	同上	14	同上	14	同上

出典：『関東州の日本語教育』<sup>78</sup>

この時期、本格的植民統治を始めた段階であったため、台湾総督府参事官であった石塚英蔵をはじめ、多くの台湾における行政に経験者が関東州に廻された。上記の「公学堂規則」は、台湾の教育方針を範として、租借地関東州の特殊性を考慮し、正規教育へ転換しようとした時期に生まれたものであった。日本語を中心科目として、最も多くの教授時間をあてることは語学的同化のように思われがちであるが、「関東州公学堂規則」の第1条を

1904年の改正「台湾公学校規則」<sup>79</sup>の第1条と比較すると、教育主旨の違いが指摘できる。

「関東州公学堂規則」

日本語ヲ教ヘ徳育ヲ施シ並其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クル

「台湾公学校規則」

国語ヲ教ヘ徳育ヲ施シ以テ国民タルノ性格養成シ並生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クル

上記の「台湾公学校規則」に記載されている同化教育の核心である「国民タルノ性格ヲ養成シ」という内容は「関東州公学堂規則」に記載しておらず、さらに「台湾公学校規則」の中心科目「国語」は「関東州公学堂規則」に外国語としての「日本語」になっている。所謂清朝から割譲した「領土」である台湾において、「国民精神の涵養」を教育趣旨とし、日本語を国語として教える教育政策は、期限のついている「租借地」である関東州において、取るわけにはいかなかったのである。

同規則の公布と共に通達された「教授の要旨」に以下のように明記している<sup>80</sup>。

- 一 ……各教科目ノ教授ハ互ニ相関聯シテ補益セシメ特ニ日本語ノ応用ヲ自在ナラシムヘシ
- 三 日本語ハ普通ノ言語文章ヲ知ラシメ正確ニ他人ノ思想ヲ了解シ自己ノ思想ヲ発表スル能ヲ養仁兼テ智徳ヲ啓発スルヲ以テ要旨トス  
此ノ科ニ於テハ初ハ近易ナル話シ方假名ノ単語短句又ハ短文ノ讀ミ方書キ方綴リ方ヲ教ヘ漸ク進ミテハ文法上ノ事項ヲ知ラシムヘシ

とあって、日本語談話及び文章の場合、

日本語ノ模範トナルヘキモノヲ選ビ、□雅ナル方言ヲ避クヘシ其ノ材料ハ修身歴史地理理科産業等其ノ他生活ニ必須ナル事項ニシテ生活ノ心力ニ適シ趣味ニ富ムモノタルヘシ

さらに、この時期に見る日本語のレベルをはるかに超えている高程度の日本語の応用まで要求されている。それは漢文科を教授する時には、「……常に其ノ意義ヲ明瞭ニシ日本語ニ熟シタル生徒ニハ其ノ意義ヲ日本語ニ訳解セシメシコト」となっている。



## 6.2 岩間徳也の初の「関東州公学堂規則」への反発

1905年12月、南金書院との契約が任期満了のため、岩間は帰国した。その直後、学校内外より絶大なる信用を受けた岩間は、再任してほしいという懇請を受け、女子教育を条件にして1906年1月再び金州に赴任した。ところが、岩間徳也の不在の間に、民政署では公学堂規則の作成及び公布の準備が出来ていた。岩間は、その日本語中心に定めた「民政署令第十四号公学堂規則」を厳しく批判した。その反対理由を次のように述べている<sup>81</sup>。

第一の理由は、以上の六科目のみでは、初等普通教育として児童成年後の日常生活に必須なる知識技能を授くるには不十分であり、……将来有為の人材を造就するには、地理歴史理科其他の必要学科を課すべきである。

第二の理由は 修業年限の六箇年は今日の民度に照らし長きに失する、現に書房では三四年の学習を終ゆると直ちに実務に就き、学習の五六年以上に亘るものは官吏又は学者その他富豪等極めて少数の上流家庭の子弟に止まる。故に修業年限を六箇年とするも恐らくその半ば以上は半途退学を為すに相違なし。……未完成なる修業者を多く出すよりも、稍低くとも卒業生を多く出すは、より教育的であり、効果的である。本科の修業年限を四箇年とし、別に上流子弟の為に二箇年程度の補習科を設けるべし。

第三は 公学堂教育の目的を主として日本語の教授に置き、且つ各科教授の要旨に「各教科目ノ教授ハ互イニ相関聯シテ補益セシメ特ニ日本語ノ応用ヲ自在ナラシムヘシ」とあり、その漢文科の教授についても「日本語ニ熟シタル生徒ニハ其ノ意義ヲ日本語ニ譯解セシメンコトヲ務ムヘシ」と規定し、凡て台湾流の日本語一本主義にして、実科を軽んじ、手工農業は土地の事情により課するを得ることになって居ても実際は之を課さなかつたのであり、寧ろ当時の民度と土地の事情とに由り、教育の基礎を道德及び経済生活に置き、その思想及び能力を生産的実用的ならしめ、将来の社会生活において必須なる知識技能を授くるを以て、土着人子弟の教育上最も必要且つ有益である。

規則公布の段階において、岩間は必死にそれを変えようとした。彼は、まず金州民政支署長に公学堂規則の改正を進言し、2時間以上も論じ合っていたが、結果として理解が得られなかった。さらに関東州民政長官石塚を訪ねて、上述した反対理由を建議した。しかし、石塚長官は頗る強硬なる態度で耳を貸してくれなかったので、調停者を介して、再面会した結果、規則に「教科目ヲ加除シ若クハ之ヲ随意科目ト為サントスルトキハ学堂長ニ於テ民政長官ノ認可ヲ受クヘシ」と追加されたのである。しかし、南金書院の修業年限及

び教科目などを作成し、関東都督の認可を申請したが、当時民政署庶務課長をしていた関屋貞三郎は「一旦制定したる署令に対し、独自の見解を以てその統制を乱すが如きは断じて認可し難い」<sup>82</sup>と反対し、岩間の更なる抗弁に「教育者として不適當」と厳しく批判した。

実は岩間は日本語を教えるのを反対したわけではない。しかも、彼の主張はその後、関東州公学堂規則の改正の中で、みとめられ、一つ一つ成文化されていくのである。岩間自身も「其の頃の当局とても此等の点に関して決して思慮の及ばなかったのはなく、惟時勢が未だ熟しなかつたとでもいふべき」<sup>83</sup>と反省している。勿論、関東州の初の日本人教習としての意地によるものがあることも認めなければならないが、それ以上に中国人の生活を近代化するための知識を供与という究極目的の達成意欲があったことを肯定すべきであろう。そのため、岩間は「成績の良い生徒は抜躍進級により就業年限を短縮し、又必要な教科目は課外として、本科四年以上に地、歴、実科等を課し、補習科に於ては従来通り修身・日語・漢文・算術・理科・実科・図画・体操等」<sup>84</sup>の実施を断行したのである。この点については次章で詳述する。

### 6.3. 公学堂南金書院への改組

上述の状況を受け、関東州公学堂教育方針の実行のため、南金書院の改組への動きが始まった。すでに述べたように、その第一歩としては、関東州民政署は岩間徳也を辞任させようとし、新学堂長を送り込んだ。それを断然と拒絶した岩間は、前述いままで述べてきた行動について「日本の国策上必要」と確信し、自分が「国民として献身的に奉公して行く者」<sup>85</sup>と宣言した。結局、新学堂長は、経営主体側の中国人の支持が得られず、居られなくなり、帰任した。劉心田らは当局の圧力を跳ね返して岩間を守り抜いたのである。

他方、「関東州公学堂規則」を公布したからには、関東州内最大規模の私立小学堂がその管轄下に入らなければ、関東州教育行政の統一がとれなくなってしまう<sup>86</sup>と竹中憲一が指摘している。南金書院の改組は日本の国策上の必要であり、経営主体たる中国人、且つ中国文化を主に行っている私立学校が許されない政治趨勢になっているからであった。しかしながら、官立になることは、学校運営の主体が日本統治側になることを意味しており、劉心田らは出来る限りの抵抗をした。上手く中国側を説得しなければ、それによる民衆の暴動もあり得る。3ヶ月以上に及んだ関東州民政署の切なる勧誘を受け、劉心田らは学堂の名称、教科目の変更、人事の異動等を行わない条件で、妥協せざる得なくなった。1906年10月1日、南金書院が官立になり、公学堂南金書院と改称され、監理は評議員、総教習は学堂長、教習は教員と改称された。ほぼ同時期の1906年9月、前年10月設置された関東総督府の代わりに関東都督府が設置され、その下に民政部と陸軍部を配属し、その民政部に初の学務係が設けられ、所謂軍政分治が始まり、南金書院も植民教育支配の傘下に収

まっていくなのである。

## 7. おわりに

本章では、関東州軍政時期における中国人教育の原点、根津一の満洲教育構想の経緯を通じて、関東州の中国人教育の嚆矢であった南金書院私立小学堂の成立、発展状況及び終焉に至った過程の中で、軍事管制下での南金書院及び大連公学堂、旅順学堂のそれぞれの日本語教育の在り方を考察した。まとめると以下のようになる。

日露戦争が終わってしばらくの間、ロシアから関東州と満鉄付属地を譲りうけたのちも、日本軍政署の当面する切実な問題はまず戦乱から脱出し、正常に回復することであったが、異なった地域で複雑な局面への対応が迫られ、統一された教育政策を練る余裕はなく、教育行政機関さえ置かれなかった。

実際上の当時の教育モデルは根津一の満洲教育構想による「満洲ニ於ける新教育制度施設案」であった。その清国の教育制度を基ついた金州南金書院における岩間徳也は、中国伝統文化教育に「新学」を加える新教育を実行した。一方、悠久な儒教文化の歴史をもつ金州と異なり、新開地の大連と日露戦争後、開城したばかりの旅順という地域の背景ではその違いを反映させ、大連公学堂と旅順公学堂を設立するが、それは日本語教育を重視する方針をとった。1905年9月日露講和条約の調印によって、関東州の租借地および満鉄付属地の継承が承認されると、1906年「関東州公学堂規則」が公布される。台湾出身の官僚石塚英蔵の方針に沿った体系化したものとは言え、領土台湾のような同化政策が取れず、日本語は外国語として定めたが、当面の壁としてはいかに日本人への恐怖感を解消させ、占領側の教育方針と占領の正当性を理解させるかということであった。一定の教科書もなかったので、『東語初階』、『尋常小学校教科書』などを使用され、対訳法で教えられることは教員採用の条件であり、日本語も日本語教育というレベルではなく、草創期の日本語「体験」という段階にすぎなかった。「施設のはじめにあたって之を如何なる主義方針に基き、如何なる方法に依るべきかに就いて、深く研究されず、比較的教育経験の浅い軍政署の手に依って立案思考されたもの」<sup>87</sup>であり、学校というより、統治上の「施設」として文化を布き、民智を啓発する目的論と結び付いた程度のものであった。

---

### [注]

1. 易顕石『日本の大陸政策と中国東北』p78、六興出版、1989年

※ 図一は軍事管制時期から関東都督府統治時期までの行政図である。

明治38年5月8日勅令第156号によれば、占領地民政署職員に関する規定が公布され、

6月9日その編成を完結して、図1の通りに、関東州民政署は満洲軍総司令官の隷下に

関東州初期教育行政図

軍事管制時期 (1904年5月～1906年8月)			関東都督府統治(軍政)時期 (1906年9月～1919年4月)				
<b>遼東守備軍司令部</b> 1904.5～ 1905.6	<b>滿州軍總兵站監部</b> 1905.6～ 1905.10	<b>滿州軍總司令官</b> 1905.10～ 1906.8	民政部 (関東庁前身) 陸軍部 (関東軍司令部) ↓				
			※初、庶務課に学務係を置く		※1918年5月(大正七年)、初、学務官、視学を地方課に新設		
			1906.9～1908.11		1908.11～1919.4		
大連湾軍政署 ↓ 金州軍政署 ↓ 南金書院民立小学堂 (1904.12)	関東州民政署 ↓ 大連民政署 ↓	関東總督府 ↓ 関東州民政署 ↓	大連民政署	旅順民政署	金州民政署 ↓ 貔子窩民政支署 ↓ 普蘭店民政支署	大連民政署 ↓ 金州民政支署 ↓	旅順民政署
	金州民政署 ↓ 旅順民政署	金州民政署 ↓ 旅順民政署 ↓ 大連民政署	大連民政署 ↓ 旅順民政署 ↓ 金州民政署	貔子窩出張所・普蘭店出張所			
	南金書院民立小学堂 (1904.12) 大連公学堂 (1905.6) 旅順学堂 (1905.9)	公学堂南金書院 (1906.10)	大連伏見台公学堂 (1905.6) 旅順学堂 (1905.9)	三澗堡公学堂 (1906.10) 小平島公学堂 (1907.9) 貔子窩公学堂 (1907.9)	※私塾 475 (8581人) 日本人小学校 4校 (941人)	◆満鉄日本小学校: 20校 (6345人) ◆満鉄日本小学校 12校 (3279人) ◆満鉄中国人公学堂: 8校 (912人) 満鉄中国人公学堂 5校 (691人)	※1918年時点における 中国人公学堂: 7校 (2187人) 普通学堂: 110校 (15405人) 日本人小学校: 13校 (6145人) 私塾: 230 (3629人)

図1 出典：南満洲鉄道株式会社地方部地方課『南満洲鉄道株式会社経営教育施設要覧』

関東州都督府民政部庶務課『南満洲教育ノ状況』p13-14、1908年

井上謙三郎『大連市史』p314、原書房、1936年

孫保田『旅大文献征存』p34、大連出版社、1961年

以上の4冊により筆者作成

開設され、同年10月31日関東総督府の編成をみて、民政署はこれに隷属し、「尚ほ軍事行政を施行してゐた」と『大連市史』に記載している。明治39年7月勅令196号によって、関東都督府管制が公布され、同年9月1日開庁するに及んで、軍政に代わり民政の端を啓き、関東州治が実施されるように至ったが、1919年まで、日露戦争後の複雑な局面への対応が迫られ、教育行政機関が置かれなかった。

2. 東亜同文会編『東亜同文書院創立二十周年・根津一院長還暦祝賀記念誌』、東亜同文会同窓会、1921年、  
滬友会『山洲根津先生伝 日清戦役時代』大空社、1997年、  
王勝利他編『大連近百年史人物』遼寧人民出版社、1999年  
以上の3冊により筆者作成
3. 石川順（東亜同文書院第19期生）『砂漠に咲く花』（私家本）、1960年
4. 近代アジア教育史研究会（代表阿部洋）『近代日本のアジア教育認識（中国篇）』解題  
p181、龍溪書舎、2002年
5. 同前 p132
6. 滬友会『山洲根津先生伝』p97、大空社、1997年
7. 同前 p97
8. 同前 p97
9. 同前 p413
10. 陸軍省『明治三十七八年戦役満州軍政史』第1巻 p5、1926年
11. 同前 p22-39
12. 竹中憲一『「満洲」における教育の基礎的研究』第1巻 p74、柏書房、2000年
13. 東亜同文会『東亜同文会第五十四回報告』p71、1904年
14. 土地の値を指すものではなく、学校設立の地域を意味する。一当地＝府庁州縣城などの重要地を、二当地＝城鎮郷村を、三当地＝省城州縣などにおける学校設立に必要な土地を指す。
15. 前掲『明治三十七八年戦役満州軍政史』第1巻 p23
16. 同前 pp23-29

17. 同前 pp25-28
18. 同前 pp30-39
19. 同前 p36
20. 同前 p31
21. 前掲『「満洲」における教育の基礎的研究』第1巻 p74
22. 前掲『明治三十七八年戦役満州軍政史』第1巻 p5、1926年
23. 阿部洋『中国近代学校史研究—清末における近代学校制度の成立過程』p252、福村出版、1993年
24. 槻木瑞生「「満洲」の教育を創った人々」『同朋大学紀要』第2号 p35、1989年
25. 槻木瑞生「満鉄の教師たち—中国人教育に携わった日本人の履歴」『同朋大学紀要』第5号 p68、1988年
26. 同前『関東州教育史』p104
27. 前掲『明治三十七八年戦役満州軍政史』第1巻 p147
28. 前掲『明治三十七八年戦役満州軍政史』第1巻  
 作者不明『関東州教育史』1932年、『「満洲・満州国」教育資料集成』所収謄写版刷りの出版。槻木先生の考証により、作者は貔子窩公学堂教諭の黒崎誠三であるという。  
 以上二冊による作成
29. 前掲『関東州教育史』p105
30. 前掲『「満洲」における教育の基礎的研究』第1巻 p128
31. 藤村道生『日清戦争』の「旅順の虐殺事件」p132、岩波書店、1972年  
 「十一月二八日付の『ニューヨーク・ワールド』は旅順の日本軍は陥落の翌日から四日間、非戦闘員、婦人子、幼児など約六万人を殺害し、殺戮を免かれた清国人は旅順全市でわずか三六人に過ぎないと報道した」。旅順大虐殺の具体的な数字について、各国の歴史文献の記載によれば、完全な一致ではないが、大筋についてはほぼ同じである。大連著名な地方史学家孫宝田は、1935年ひそかに、日清戦争時、日本軍に虐殺された中国人の殉難者の埋葬に行った鮑紹武を訪ね、それまでの厳密な調査を踏まえ、虐殺及び焚屍の人数を18300人を確認し、信憑性の高い数字と言われている。
31. 前掲『「満洲」における教育の基礎的研究』第1巻 p170
32. 大石初太郎「関東州の日本語教育」『国語文化講座第六巻・国語進出編』p77、朝日新聞社、1942年
33. 孫保田『旅大文献征存』巻1 pp16-20、大連出版社、1961年  
 孫宝田（1903～1991）は金州大地主出身で、愛国文化人、地方史学家、文物收藏家、書道家。7歳から私塾、南金書院中退を経て、1922年伯父（秀才、洮南府開通県巡検）に師事し、1923年から金石考古字画鑑定を専攻する。1929年考古学家羅振玉に、1930

年光緒甲申進士、学部専門司長王季烈に師事し、当時羅振玉、王季烈の最も若い弟子といわれる。1932年金州私塾で漢文、書道を教授。1935年『明一統志』『清一統志』『遼海志略』『盛京通志』等に基づき、実地調査をしながら、『旅大文献征存』の編纂を始める。同時に、金州有名な知識人6人と結社し、文史資料を主にする『益有』という雑誌を創刊。1938年から1945年まで金州女子高等学校の漢文教員及び教務主任をしながら、関東州中学歴史教科書の編纂を兼任。1945年日本敗戦直後、大連満鉄図書館に勤務した田中稔は多数の満鉄資料を孫保田の実家に預け、暫く孫家に身を隠れたという。岩間徳也との交際もあった。孫老は大連地方史の研究に没頭し、その研究の第一人者といわれる。1961年、植民地時代からの研究結晶であった『旅大文献征存』八巻を仕上げ、1970年『旅大文献征存』続編・補遺各一卷を完成。他に『古刻経眼録』『旅大地方軼事』『徐邦道総兵軼事』『守拙園存稿』等、多数の著書がある。現在、旅順歴史博物館、大連現代博物館に寄贈した文物が多数。中国芸術研究院は孫宝田に「中国当代芸術界名人」という称号を授与する。

34. 「南金書院碑文」三宅俊成『公学堂南金書院創立三十周年記念誌』所収 pp2-3、南金書院同窓会、1934年
35. 前掲『公学堂南金書院創立三十周年記念誌』p8。
36. 同前 p6
37. 前掲『明治三十七八年満州軍政史』第3巻 p135
38. 前掲『関東州教育史』p73
39. 同前 p108
40. 前掲『公学堂南金書院創立三十周年記念誌』p11
41. 前掲『旅大文献征存』p99
42. 前掲『公学堂南金書院創立三十周年記念誌』p11
43. 喬芝三『南金郷土志・序』p3、新亜印務公司、1931年  
『南金郷土志』大連南部地区最初の地方誌。作者(1849~1916)は、貢生、遼南名儒。私塾館、私立小学校を経営している傍ら、金州の郷土史を残すため、『盛京通志』を摘録し、実地調査に歴難して、何回か書き直して、1911年に完成。それを奉天省行政公署に進呈し、内容を確認し、審査を通して、1931年に石印によって出版。1913年喬傳怒は(当時西安県立第二高等小学校長)跋を書いた。主要著作『東北要塞鑿古録』、『宮城子会土地沿革概略』、『忍堂治家規則』など。当時元南金書院私立小学堂の民務長劉心田も、元大連公学堂の中国人教員曲作楷の二人も『南金郷土志』の作成のために、実地調査に参加した。
44. 前掲『「満洲」における教育の基礎的研究』第1巻 p134
45. 前掲『公学堂南金書院創立三十周年記念誌』p8

46. 前掲『関東州教育史』 p114
47. 嶋田道弥『満州教育史』 p116、大連文教社、1935年
48. 前掲『関東州教育史』 pp109-110
49. 同前 p114
50. 同前 p114 合計の数字 30 時間から見ると、恐らく 2 班は 12 時間、3 班は 10 時間と推測できる。
51. 同前 p116
52. 劉建雲『中国人の日本語学習史—清末の東文学堂』 p219、学術出版会、2005年
53. 市瀬智記・長谷川恒雄「清末中国の日本語教科書（1）—『東語初階』の言語観を中心に—」『慶応大学日本語と日本語教育』 第 41 号 p82、2013年
54. 南満洲鉄道株式会社地方部学務課『満鉄沿線に於ける日本語教授法の変遷』 p6、満洲日報印刷所、1933年
55. 前掲『公学堂南金書院創立三十周年記念誌』 p14
56. 閻傳紱「恩師岩間先生」『満蒙』 21 年 11 月号 p57、1940年
57. 前掲『公学堂南金書院創立三十周年記念誌』 p10
58. 浅野虎三郎『関東州内支那紳士録』 満鮮実業社、1916年  
田辺種治郎編『東三省官紳録』 1924年  
前掲『旅大文献征存』  
王勝利他編『大連近百年史人物』 遼寧人民出版社、1999年  
以上により作成
59. 前掲『公学堂南金書院創立三十周年記念誌』 p16
60. 当時の取材に長年協力してくれた孫保田先生の研究を継いだ四男、孫玉先生（大連誌の著者の一人、植民地教育の体験者でもある）の解釈では、副都統というのは、軍の階級副司令官にあたるという。
61. 大谷武男『回想金州（二）』 p6 南山会会報第 15 号所収、1985年  
作家大谷武男の父親は、南金書院の教員として現地に赴任した時にも、閻家に泊まっていたという。当時、岩間徳也も泊っていたので、閻家とも岩間徳也とも親しかった。当時の状況について、『回想金州』の連載を参照されたい。
62. 井上謙三郎『大連市史』 p234、大連市役所、1936年
63. 同前 p235
64. 関東州都督府民政部庶務科『南満洲教育ノ状況』 p5、1908年
65. 前掲『関東州教育史』 p133
66. 同前 pp111・135・145
67. 前掲『「満州」における教育の基礎的研究』 第 1 巻 p174
68. 前掲『明治三十七八年満州軍政史』 第 3 巻 p 143



69. 緒石熙一「教師の苦心と意気」、南満洲鉄道株式会社地方部学務課『満鉄教育回顧三十年』 p166、1937年
70. 前掲『関東州教育史』 p2
71. 前掲『明治三十七八年満州軍政史』第3巻 p147
72. 前掲『関東州教育史』 p138
73. 前掲『「満洲」における教育の基礎的研究』第1巻 p177
74. 前掲『関東州教育史』 p9
75. 槻木瑞生「岩間徳也と「満洲」の中国人」『お雇い日本人教習の研究—アジアの教育近代化と日本人』国立教育研究所紀要 115集 p123、1988年
76. 前掲『関東州教育史』同前 p146
77. 教育史編纂会『明治以後教育制度発達史』第13巻 p42、1939年
78. 大石初太郎「関東州の日本語教育」『国語文化講座第六巻・国語進出編』 p76、朝日新聞社、1942年
79. 台湾教育会編『台湾教育沿革史』1939年
80. 岩間徳也「関東州中国人教育二十年史」『満蒙』第7年第78冊 p159、1926年
81. 前掲「南金書院に就ての思出」 p48
82. 同前 p49
83. 前掲「岩間徳也と「満洲」の中国人教育」 p122
84. 前掲『公学堂南金書院創立三十周年記念誌』 p16
85. 同前 p16
86. 「南金書院民立小学校と岩間徳也」前掲『「満洲」における教育の基礎的研究』第1巻 p149
87. 前掲『関東州教育史』 p5

## 第2章 親日化を企図した日本語教育 —都督府統治時期（1906～1919年）

### 1. はじめに

本章では、1906年9月関東州都督府統治開始時期から軍政分治の1919年4月までの期間を対象とする。

1905年（明治三十八）9月、「日露講和条約」が締結され、日本は関東州租借地及び満鉄附属地をロシアより獲得した。しかしロシアから関東州と満鉄附属地を譲りうけたのちでも、至る所に戦乱の痕跡を残したまま、軍事情勢、社会、経済文化、伝統もそれぞれ異なった地域で複雑な局面への対応が迫られ、関東州租借の期間は既にロシアが7年6ヶ月統治に費し、日本としては租借地期限の1923年まで18年しか残らなかった。そのため、日本植民当局の当面する切実な問題は、経済発展、資源の略奪に集中することであった。

この時期の植民教育は租借の期限の問題を目前にし、どのような政策下で展開されていたか。岩間の中国人教育活動の展開に触れながら、今まで解明されていなかった『南満洲中国人教育論』を検証し、この時期の関東州植民教育にどのような影響をもたらしたかを明らかにし、その植民教育の中で、日本語教育の制度、実態を考察する過程を通し、試行期における日本語教育の役割を解明していくこととする。

### 2. 歴史背景

関東都督府は、1906年（明治39）7月勅令第196号関東都督府官制の公布によって、9月1日開庁された。官制によれば、「関東都督は関東州を管轄し並南満洲に於ける鉄道線路の保護及び取締の事を掌り、南満洲鉄道会社の業務を監督するもので、都督府には都督官房及び民政部、陸軍部の二部に分ち、民生部は外務大臣監督の下に一般行政並司法行政に関する一切の政務を統轄するものであって、庶務、警務、財務及土木の四課並監獄署を置き、州内を三行政区に分ちて大連、旅順及び金州に各民政署を置き、金州民政署管内には貔子窩、普蘭店の各支署を設け、行政事務を分掌」<sup>1</sup>したのである。日本統治側には、植民政策の試行の連続ともいうこの時期において、後述のように、試策は、幾多の変遷を見たが、「関東都督府は満洲における日本側の最高の政治機関であり満蒙経営の根拠であったことは事実」<sup>2</sup>であると『大連市誌』に明記されている。

ここに注目すべきは、1920年代の中国人旅大回収運動、教育権回収運動とつながった火種、所謂清国の領土主権と日本の租借権の問題である。この時期、清国は、日本に対して、抗議を繰り返している。というのは、

①もともとロシアが総督の建置、その帝国の行政、その総督の名目の使用などについて、露清両国間の租借原約、「旅大租地条約」第4条に違反するものとして、それを模倣した都督の官名は原約にいう総督の名目と相混ざる<sup>3</sup>ための日本の行為は、「該地方に対する清国主権不可侵の原約に背戻すること、関東州なる名称を承認し難き<sup>4</sup>、日本の行政的施設は州内の清国人に関係なき」声明を出した。

②租借地地界問題＝これまで中国に属した「隙間土地」を日本は勝手に強占し<sup>5</sup>、租借地域に統括させたことなど、及び1908年10月日本統治側の公布された「関東州裁判令」<sup>6</sup>など他の付帯法令としての勅令の公布に、清国は、「租借原約を引照して清国の主権を侵害するものとなし、関東州居住の清国人民は当然最寄の清国官吏に於て之を審判すべく、州内に於ける日本の法権を承認する能はず」<sup>7</sup>、と強く抗議し、反発を連続させた。

しかし、日本は「露清原約には往々にして疑義を存し、甚しきは露清正本の間に訳文の符合せざる如きものもあり、実際の情形は必ずしも厳密に条約の所規とは一致し難きもの」<sup>8</sup>を理由にし、清国の抗議を拒絶したのであった。もうひとつは、租借地と付属地は、期限付きの問題である。1908年の時点では、すでに10年過ぎて、後は15年しか残っていないため、教育のような永久事業は租借地の期限になるまで結果待ちの慎重な姿勢を示している日本統治当局の意向もあるので、この時期の重心は、教育より経済、資源の略奪であった。

上記の背景によって、関東都督府には「視学制度の設けも無く当局として学事に対する指示或は教育行政の統一を図るべき機関が定つていなかった」<sup>9</sup>が、軍事管制時期の自由的なスタイルでもなかった。1908年11月、民政部庶務課に初めて学務係（属一名雇一名）を配置し、関東州全地域の教育を管掌した。1918年まで各学校の視察と監督に飛び回ったのはただ一人の学務係だけであった。それを補い、教育行政機関の役割の一助となったのは、学事諮問会の設置であった。この会議は1907年から1916年まで四回行われた。その都度、都督並びに民政長官、庶務課長も列席し、各学校長等も呼ばれ、四回目の時は、首席訓導も分教場主任も参加をさせた大会議となった。四回にわたった学事諮問会では、関東州の植民教育のとるべき在り方をめぐっての論議が続けられ、関東州都督府統治における試行期間の植民教育の方針決定に根拠を提供し、時代の趨勢に沿った公学堂規則改正へとつながった。「大正七年五月二十二日、勅令第百六十七号を以て都督府に学務官及視学を新設した。是れが関東州に視学制度を設けた嚆矢である」<sup>10</sup>。

### 3. 租借地の関東州植民教育方針の議論

これまでの関東州の教育方針をめぐる水面下での議論は、主に二つの見方に分かれて、学事諮問会を通じて、それが顕在化してきた。一つは、関東州の中国人に対して、日本語を通しての同化教育を主張する大連公学堂堂長浅井政次郎と旅順公学堂堂長中堂謙吉の同

化論であり、二は日本語を実用の手段としての差別論を代表する金州南金書院学堂長岩間徳也である。

### 3.1 同化主張論—大連公学堂長浅井政次郎の「教育ニ関する卑見十則」

台湾転入組を代表される浅井政次郎<sup>11</sup>（1870年～）は、福井県出身で、師範学校を卒業した後、小学校教員になる。日清戦争後、東京で行われた台湾日本語伝習所（一回目は日本語伝習所とし、二回目以後、国語伝習所とした）の講習員の募集に出会い、合格した後台湾に渡った。伊沢修二の台湾都督府教員講習所に入り、修了後国語伝習所教諭、公学校校長を経て、台湾師範学校教諭・視学官を務めた。日露戦争中、中国語ができるので、従軍通訳として、満洲に入り、1905年大連公学堂学堂長心得に任命された。

1909年頃、大連で中国人教育活動を4年間実践した彼は、台湾での教育経験を踏まえ、関東州の中国人教育に対して「教育ニ関する卑見十則」<sup>12</sup>を提示し、次の見解を示している。それは、

1. 将来租借地若クハ新領土タルノ予備トシテ、民政ヲ諸般ノ経営ニ着手スベキモノトセバ、其ノ住民モ我ガ新附ノ民トシテ我ガ国民ト同ジク一視同仁ヲ以テ之ヲ教育シ云云
2. 新附ノ民ニ対スル施設ノ要ハ、先ツ其ノ思想ノ同化ヲ致サシムルニアリ云々
3. 言語ハ（中略）思想同化ヲ来シ、敬愛親信ノ念ヲ深カラシムルモノニシテ、殊ニ日清両国ハ其ノ文字ヲ同シウスルヲ以テ、我ガ言文ヲ以テ文明百科ノ学ヲ攻修スル導キヲナスハ、他ノ外国語ニ比シ最モ入り易ク学ビ易キ便アルヲ以テ此ノ際努メヲ日本語ヲ普及スル必要アリ云々
4. （前略）従ニ旧慣古例ニ拘泥セズ、我ガ国是ニ則リ社会ノ趨勢ニ鑑ミ、努メテ従来ノ虚文ヲ避ケ、専ラ使用ヲ主トシテ採長補短ヲ適切ニシ、漸ヲ以テ之ヲ改良進歩シ、終ニ我ガ本国ト同化センコトヲ期セサル可カラズ云々

とあり、要約して次のようになる。

1. 関東州は将来租借地または新領土としての準備において、その住民に新附民として、我が国民と一視同仁に教育すべき。
2. 新附民に対して言語を通じて、思想の同化をする。言語は敬愛の感情を深める力がある。特に日本と中国の両国の文字が同様で、他の外国語より学びやすいため、今日本語の普及を務めるべき。
3. 古い慣習に断ならず、我が国日本の精神に基づき、避虚専實、採長補短、改良進歩、いずれ我が国と同化することが期待できる。

内容をみると、台湾領有後の模索時期の国語伝習所規則と伊沢の提唱した「同化」教育を想起させる。国語伝習所規則の第1条は「本島ニ国語ヲ教授シテ其の日常ノ生活ニ資シ且日本国的精神ヲ養成スルヲ以テ本旨トス」<sup>13</sup>と定められている。所謂、「国語教授により、台湾人を日本人にしてみまふ」<sup>14</sup>台湾の初期教育方針と全く合致していることが確認できる。確かに、伊沢の去った2年後に登場した後藤新平は、伊沢の構想を認めず、学制改革を行った。伊沢の国語伝習所から公学校への過度期に、浅井は公学模範学校規則取調委員に命じられた<sup>15</sup>。前者の学習者を中心とした台湾教育構想から見ても、後者の台湾人をいかに制度に合わせるかの教育から見ても、統治上の方法手段に過ぎなく、伊沢の「国語教育」「同化教育」の本質からみれば、その範疇を超えるものはなかったことを浅井は知っているはずである。

浅井は、大連公学堂堂長の任命まで、領土である台湾で8年近く中国人植民地教育の最前線で活躍していた。その期間は「無方針」といわれる教育政策の模索時期でもあった。国語伝習所の講習員として、当然伊沢の教育理念を十分に心得、伊沢の中国人を日本人化するための教育実践もした。しかも、浅井のいう「言語ハ思想同化ヲ来シ」、またその同化というのは「我ガ国民ト同ジク一視同仁」の教育であることは、伊沢の教育構想を反映したし、「一視同仁」の同化の踏襲である。すなわち、台湾を「日本の身体の一部」と見なした伊沢にとって、「新領土の教育は国家教育の一環である以上、教育勅語の台湾導入は当然」<sup>16</sup>という認識であった。そのため、台湾人を日本国民と位置付けなければ、教育勅語の貫徹ができない。そうなった新附民に「一視同仁」の精神を持って対応せざるを得なかった。

浅井は、以上のような伊沢の国家教育の真髓を、関東州の中国人教育に移植しようとした。さらに、彼は、1907年1回目の学事諮問会では、中国人に対する「倫理教育に関する意見」<sup>17</sup>に次のような見解を示している。

一言ヲ以テ之ヲ説明スレバ、古今ノ善行善言ヲ授ク、又孔孟ノ道德主義及ビ勅語ノ御主旨ニ基キテ生徒ヲ養成シ来レリ。而カモ口ハ殆ンド同一意味ニ属ス

この主張は、領土ではない租借地関東州で、孔孟の徳育と教育勅語を混同し、関東州の租借地の現実に照応して、国語を日本語にするなどの若干の修正をして、伊沢の国語教育の精神や教育勅語の指針を持って、大連公学堂で実践しようとしたことの解釈である。さらに大連公学堂で、勅語奉讀式を挙げていた等のことから考えてみても、かなり精神方向に同化主義を採ろうとしていたことが<sup>18</sup>明かである。

### 3.2 同化漸進論—旅順公学堂長中堂謙吉

但し、ロシアから受け継いだばかりの租借地で、前節で述べたように日本の「旅大租地

原約」に反した行為による中国からの反発の連続の時期に、教育勅語奉讀のような露骨な行為に対して、浅井の台湾国語伝習所の同級生であり、同じ経歴を持つ旅順公学堂堂長中堂謙吉は、同学堂のとってつつある方針について、次のように強調している<sup>19</sup>。

日常必須ナル礼儀作法ヨリ、漸次卑近ナル道德の養成ヲ計リ、努メテ子弟ガ世界ノ一民トシテ、立ツベキ要素ノ□點ヲ補ヒ、以テ優良ナル社会ノ民トシテ、我が国ヲ敬慕セシムルニアリ、従ツテ勅語ヲ奉讀スルコトナシ

中堂は、中国の孔孟の道德教育を利用し、統治側に忠実な臣民にならせるような同化的な方針には賛同するが、浅井の性急な「勅語の奉讀」の行為を反対している。彼は、速成的ではなく、漸次に進めていくべき見方を示している。なぜ浅井と同じ中国人教育観を持つ中堂は、1906年の署令の「関東州公学堂規則」の休業日に「勅語教育ニ関スル勅語下賜記念日」が定められているにもかかわらず、教育勅語の奉讀を行わないのか、その背後に「関東州教育史」などの一次資料に記載されていない事情があった。

1906年、旅順学堂の校舎に、日本人高等尋常小学校が設置された。つまり、日中両国の学生は同じ校舎を使用することになる。「修身課では、最初に使用されている内容に「二十四孝」のような史話と日本の親孝行の物語などの中日賢孝の話ばかりであった。……実際授業が終わると、中国人学生と日本人学生はよく喧嘩をし、よい秩序を保つことができなかつた」、また、「国文課（漢文）の最初は「三字経」、「百家姓」、「論語」、「孟子」、「千家詩」などであり、私塾の内容と同様なものであったから、孔子、孟子を学ぶなら、むしろ自分の国の私塾が最もだと思ふ学生の欠席と退学が目立つようになった。そのことは最初の学堂長庄野眞喜太を悩ませた」<sup>20</sup>といい、植民当局の意図が充分体得できず、問題が発生した時の対応の無力さで、辞任も迫られた原因ではなかろうかという推測もある。

基本的に清国の教育制度に基づき、授業を行った庄野眞喜太の後任として、関東州の植民当局から選ばれた中堂謙吉は、最初修身科に中国商務印書館の教科書を使ったが、間もなく台湾公学校の「漢文読本」に変えた。漢文教科書問題が発端になり、中堂と中国人学生の関係は悪化した。日清戦争の受難地且つ日露戦争の苦難を受けた旅順の中国人の民族自尊心は、台湾の教科書を許さなかつた。旅順公学堂の学生であった金純泰の回顧によると、「台湾は日本の植民地になったが、大連はただ日本に貸した租借地にすぎないということを強く意識している保護者たちは、子供が『漢文読本』を学んで、将来自分の祖先及び自分が大清臣民の子孫だということを忘れることを恐れて、台湾の『漢文読本』の廃止を強く求めた。「学生たちも教室の中で、『漢文読本』を投げたり、捨てたりして、商務印書館の最新国文教科書を購入して勉強していた」<sup>20</sup>抗議が続いていた。

窮地に追い込まれた中堂は、「地方有名人をはじめ、親たちの強烈な希望に応じ、半日制の私塾を同意せざるを得なかった。現地で「秀才」の資格を持つ劉恭敬を迎え、午前は公学堂、午後は私塾という補習の体制をしばらくとらざるを得なかった。わたしら金純泰の堅実な漢文の基礎は、その先生に中国古典儒教の知識を教わり、築かれた」と証言している。

当時関東州は租借地であり、その主権を主張するため、清国政府は現地に定期的に視学官を派遣し、現場の教育を視察したという。旅順学堂を訪れた時の歓迎会で、「形式的なものに見えるかもしれませんが、中堂が半日制の私塾補習を挙げて、我日本帝国が新文化を以て、清国のために善良の子弟を育成していると丁寧な態度で説明したところ、清国の視学官は、貴国の言う同文同種の方針を以て、我が清国子弟を親日遠露の教育をすることを望みます」<sup>21</sup>と回答したことを記憶に刻んでいる。

このような中国人の一連の反抗から、中堂が強く感じた心象が、1911年の関東州当局に提出した「旅順公学堂施設に関する答申書」の中の「施設上の管見」に表れている。それは<sup>22</sup>、

（前略）土着人ニ向ツテ国語（日本語）ヲ普及シ適當ナル教育ヲ与ヘテコソ、我施政上教育上、共ニ有効ナル結果ヲ挙げ得ルモノナリ。

とある。文中の「適當ナル教育」というのは、上記のような植民教育と中国伝統教育の混和を指すものであり、強制すればするほどこそ、反抗も激しくなる。さらに回答申書に書房の改善を論じて、師範科設置にまで及ぼした一節に<sup>23</sup>、

内地ニ於ケル学校組合ノ如キモノヲ設ケテ、適當ナル師ヲ聘セシメ適當ナル教育ヲ施サバ、彼等民心ヲ統治スル上ニ於テ如何心カラ大ナル効果ヲ見ルベキカ、如何に国語普及ヲ早クスベキカ

と強調し、所謂日本語の普及は単なる都会の公学堂にだけではなく、農村にある書房にまで及ぼそうとする意志が窺える。日本語の普及に適切な教育、つまり中国人の求めているものを付け加えなければ、中国人の人心融和には、効果が挙げられないと、中堂謙吉は結論付けたのである。

### 3.3 同化反対論—公学堂南金書院学堂長岩間徳也

従来、日中両国の研究で取り上げられている岩間徳也の位置付けには、いくつかの見解がある。槻木瑞生は、「中国の発展を教育によって果たそうと考える人」、日本人教習「の

仕事は台湾や朝鮮・韓国の場合と違っていて権力で日本文化を強制するというよりも、異なった文化の中で日本の文化を教育する……異文化教育の側面をもっていた」<sup>24</sup>と評価している。

また、竹中憲一の研究においても、岩間徳也の中国人のための教育業績を列挙し、「理想主義者」であると肯定している<sup>25</sup>。

しかし、中国側の研究を代表する『大連近百年史』に「日本語教育を以て、同化教育を図る裸の奴化教育より、隱晦韬略、矯飾偽行の岩間徳也のほうが、その手段は更なる巧妙」であり、南金書院を「奴化人材を養成する基地」<sup>26</sup>と厳しく批判し、岩間の教育活動を全面的に否定している。

しかし、双方ともに客観性を欠いている。本節では、岩間の初期言論を踏まえて、これまで取り上げられてこなかった「南満洲支那人教育論」を考察し、岩間の中国人教育論に現れた変化及びその変化が初等教育方針にもたらした影響を、教育活動と合わせながら、具体的考察し、再評価していく。

### 3.3.1 中国人のための教育

1907年1回目の学事諮問会席上、中国人子供の倫理教育をめぐって、浅井及び中堂の主張に、岩間は、つぎのように、反論している<sup>27</sup>。

(前略) 古来風俗習慣ヲ異ニシ国籍ヲ異ニスル清国児童ニ対スル倫理教育ハ、之ヲ如何ニスベキカ、我本邦児童ト同視スルコトハ、因シ□不可ナリ、台湾児童ノ例ニ倣フモ亦当ラズ、例令之ニ対シテ直ニ忠君愛国ヲ説クモ、彼等ハ其ノ適従スル所ニ□ベク、教育勅語ノ聖旨ヲ敷衍スルモ彼等は遵奉ノ念ヲ起サザルベシ

中国の歴史を見てもわかるように、風俗の異なる中国の子供達に、日本人の子供と同様に、日本の天皇に忠実し、日本を愛するような教育を強制しても、適従しないと断言し、教育勅語でごまかすような方法をとっても、中国の子供が日本の天皇に尊奉の念が起らないと、先ずひたすら教育勅語を中国人教育への持ち出すことを否定していた。

上海東亜同文書院で、中国語だけではなく、中国歴史、文化を教わり、さらに根津一から儒教教育（主に陽明学）の薫陶も受けた岩間徳也のことを「中国の葬喪婚娶、宗教礼儀など知らないことも無く、漢語も勘能で、中国人との対話を使いこなし、しかも標準語で「論語」が解読できる」<sup>28</sup>ほどの「中国通」と当時の中国人はこう評価している。

この時期における教育の争点となっている倫理教育をどうすべきかについて、1906年署令「関東州公学堂規則」の公布後、当時の石塚民政長官及び関屋民政署長と衝突した岩間は「日本語ヲ教へ徳育ヲ施シ」という公学堂規則を変えることが出来ないものの、自ら



「公学堂南金書院教育ノ方針及要旨」<sup>29</sup>を決定し、関東州統治当局に公然と對抗した。

本校ハ関東州公学堂規則第一条ノ規定ニ依リ児童ヲ教育スルノ外周囲ノ情況ニ照  
ラン仍ホ教育ノ方針ヲ立ツルコト左ノ如シ

教育ノ基礎ヲ個人ノ道德及經濟的生活ニ置キ児童ヲシテ其ノ思想及能力ヲ専ラ生  
産的実用的ナラシメ以テ着実勤勉ナル良民タラシメンコトヲ期ス

ここで、岩間の教育の基礎をなす重要な要素の一つは、「個人の道德」に限定されていることである。これは、公学堂規則の「德育」の「内容を狭い範囲に限定し「国家」の介入を排除しようとした」<sup>30</sup>ことである。士族の家の生まれ且つ儒教の感化と士道精神へのあこがれが、上海東亜同文書院で修練し、いつか道義觀の素地を作っていた岩間が、在来の中国儒教道德を重視し、求めている道德教育は、孔子の「忠恕」、すなわち「自分が人の立場になってみる……仁の道、或は博愛というもの」であり、「孔子の孫弟子孟子は「惻隱の心に仁の端なり」<sup>31</sup>というものである。修身を教えた時の事ではあるが、学生に感激させたことがしばしばあった。一例を取り上げれば、岩間の教え子王克當は、修身テストの実施後、「張某という人が先生の處へきて偽つて、王（作者本人）は試験中に本を見ました」と付け口したところ、「僕は人と違って、その生徒の人格を認めてその良心に委かす」<sup>32</sup>と先生は話され、それを聞いて、感動したと回顧している。つまり、孔子の「仁を為すは己に由る」（仁を實踐するのは自分からそうしないといけない）という自律、自ら修養し、心性において情操を陶冶すること<sup>33</sup>を、普段の教育活動の中から実践しているのであった。

また、金州の郷紳に協力し、「荒廢せる聖廟を修理し祭典を復興することに就き、……明治三十九年より毎年仲春仲秋二回上丁の日を以て祭典」を振興し、祭るようにした。さらに「従来孔子廟の祭典は一般民衆と接触せず役人のみにて之を執行されたものであったが、南金書院の生徒を中心として、一般人の参詣をも許し」<sup>34</sup>、毎朝の「孔子廟遙拜」、月一回の「孔子廟清掃」、恒常的に「孔子廟祭典参列」、「聖語揭示」、「儒教に関する図書閲覧奨励」など、儒教の精神の昂揚に努めたのである。

又、教授の方針を<sup>35</sup>

各教科を通じて実用に重きを置き、教授の方法及教材をしてすべて實際生活に  
適切ならしめんことを期

と定めた。その実業教育に重点を置くということは、1906年3月公布された「関東州公学堂規則」に定められていないことであり、大胆且つ「教育の卓見」と評価され、「外国新聞記者も来堂参観し、創立の由来と共にその教育方針を賞賛してその国の新聞に特筆」<sup>36</sup>したことであった。

また、日本語教育中心の方針に対して、中国人にいくら日本語をたたき込んで教えても「日本人にはなれないし、結局中国人でも日本人でもないどっちつかずのへんな人間をつくることになって中国にも日本にもためにならない人間になってしまうんで、やはり中国人を中国人として立派に教育し本当に中国に役立つ人物を養成しなくてはならない」<sup>37</sup>と、関東州当局及び浅井の日本語一本主義を批判した。しかしながら、岩間は真に日本語教育を反対していたのであろうか。次に「時勢・民度・性情並に地方旧来の善良なる習慣に留意し、……経済的生活を向上せしめんが為め」<sup>38</sup>に決行した岩間の特殊教育の流れを「関東州公学堂規則」改正の流れと共にそれらを基盤に据えながら、岩間流の日本語教育の取扱いを比較し考察していく。なお、表 2-1 の左は岩間の特殊教育の流れであり、右は関東州公学堂規則改正の流れである。

表 2-1 岩間徳也の特殊教育と「関東州公学堂規則」改正の流れ

<p>1906 年教科目には課外として地理、歴史、理科、手工等実施。設定した補習科に数学(算数、代数、幾何、英語、実科など(内地における中学校の初年級に該当) 実施 各学級の優等生を選抜進級させ、実際に学 4 年或は 5 年で卒業させる。</p>	<p>1906 年 3 月公学堂規則、6 年制度教科目に修身日本語漢文算術体操。計 30 時間、日本語 10. 13. 14. 14. 14. 随意科目に唱歌、手工、農業認可制 休業日に教育ニ関スル勅語下賜記念日 <u>岩間の就業年限の短縮申請、随意科目申請を却下。</u></p>
<p>1908 年女子教育実施(旅順は 1907 年実施) 1908 年初の卒業生を日本に留学派遣開始 1909 年補習科に師範科、6 教科目、計 30 時間、日本語 12 時間。 1910 年就業年限 4 年短縮認可同時に、岩間の提言による蒙学堂設置(旅順大連小学堂)。 1910 年正式手工科設置</p>	<p>1908 年公学堂規則改正、土地の事情により 4 年に短縮可。農業商業手工科を随意科目として認可制。計 1~2 学年 28、3~6 学年 30 時間、日本語 10. 10. 10. 11. 11. 11. 休業日に陸海軍記念日、施政記念日。1010 年蒙学堂、小学堂設置。 <u>岩間の商業科、農業科の申請を却下</u></p>
<p>1915 年 補習科に農業部と工業部及び手芸部を設置 農業部 15 科目、総時間数 36、日本語 5 工業部 11 科目、総時間数 36 日本語 5 手芸部 8 科目 総時間数 30 日本語 3</p>	<p>1915 年公学堂規則改正、本科 6 年廃止、初等 4 年、高等 2 年となる。高等科に理科、地理など増設、図画、手工、農業、商業を随意科目。 日本語 10. 10. 10. 10. 11. 11 休業日に施政記念日のみ。</p>

出典：『公学堂南金書院創立三十周年記念誌』、『関東州中国人教育二十年』、『明治以降教育制度発達史』、『南金書院への思い出』<sup>39</sup>

まず、前章で詳述したように、1906年公学堂規則の公布の時点、岩間は、修業年限の6年と台湾流の日本語一本主義に反対した。就業年限の短縮を申請したが、当局に却下されたにもかかわらず、特殊な方法を採用して、断行した。それは、正規の教科以外に、地理、歴史、理科等を教授し、自ら設置した補習科に、内地の中学初等レベルの代数、幾何などを実施し、成績の優秀な学生を進級させ、4年で卒業させるなどであり、その中に4年未満の段階で卒業させ、日本の留学に送り出した3名の実績があった。当時他の学校にとって、考えられないことであり、世間を驚かせたとされ、関東州当局にも大きな刺激を与えた。

次に、興味深いのは、岩間が1906年公学堂規則公布の前に提言し、一度は関東州統治当局に拒否された就業年限の短縮を、1908年公学堂規則改正時には、土地の事情により4年に短縮すると認定したことである。事実上さらに1915年公学堂規則改正時には、本科6年を廃止し、岩間が主張し、且つ南金書院で実施していた初等4年と高等2年の制度が正式の課程となったのである。そして高等科の科目に、理科、地理等の増設も成文化された。

次章で詳述するが、1923年公学堂改正時には、岩間が最初から力説した農業、商業等の科目を、増設された補習科及び予科に置くことも認定された。日本語は規則から消えてしまう。

植民地教育の根幹となっている日本語教育の重要性を、岩間が認識していないわけではない。表面上は世間に日本語教育を反対するような印象を与えがちなのであるが、実際は、1906年民政長官石塚が出した各科教授の要旨に定めているその漢文科の教授方針「日本語ニ熟シタル生徒ニハ其ノ意義ヲ日本語ニ譯解セシメンコトヲ務ムヘシ」<sup>40</sup>という日本語重点主義政策、性急な同化主義教育方針に反発したまでであり、岩間の公学堂南金書院は「関東州公学堂規則第一条ノ規定」定められた通り、日本語は、第1学年から第6学年まで、週10.13.14.14.14.14時間教授している。特殊教育はその上に付け加わった対応措置であったのである。

1910年蒙学堂の設立の為の準備は、まず1909年に師範科を設け、蒙学堂の教員になる中国人たちの育成から始まるが、その日本語教授は週12時間であり、総授業時間数30の5割近く配当され、農業部では総時間数36に対し5時間、工業部では総時間数36の中の5時間、手工部では総時間数30時間に対して3時間の日本語授業が配当されていた。また学生の中で「どうしても日本語を進んで学びたいという希望者には別に補習教育で日本語を慣わし」、卒業後「日本に留学を希望する者のためにも」特に講義を用意した<sup>41</sup>。つまり関東州当局の定めた日本語教育の時間数を超える用意をしていたのであり、あくまでも外国語としての日本語を実用の手段にして、関東州公学堂規則に従った最少履習時間数と各種ニーズに従った最大設置時間数の両面が備わっているのであり、柔軟制が見られることは最大の特徴であると言え、くりかえすが日本語教育を真から否定するものではなかった。

以上の特徴から見出せる結論は、関東都督府時期において、当局の植民教育方針の策定

及び教育科目の設定を左右している社会の環境及び情勢に、「吾人は其處に著しき変化のあることを看取」<sup>42</sup>し、率先対応した。言い換えれば、岩間は南金書院での教育活動を通じて、関東州都督府時期の中国人初等教育を主導し、植民当局の教育政策策定に不可欠な多大な影響力を発揮したのであることが明らかである。

### 3.3.2 差別論—『南満洲支那人教育論』

まず岩間の中国人教育観に変化が現れるのが、確実にいつからか、なぜそうなったのかを、断定できる記録はないが、関東州の中国人教育政策について、「差別主義」を取るべき観点が現れるのは、1914年7月に脱稿した『南満洲支那人教育論』（以下教育論）である。「本論は第一編政策論、第二編制度論、第三編余論」からなっており、これほど明白に、論理的、全面的に関東州中国人教育を全視角から論じたのは、関東州施政上初めてのものでもあった。『教育論』は、岩間の中国人教育思想を考察するために欠かせない史料であり、満洲事変までの関東州中国人植民教育政策を解明するための重要な資料でもある。その執筆の準備時期が1914年以前だとすれば、1915年公学堂規則改正の直前であったことになり、1905年から1923年までの改正された規則の内容からみれば、後に詳述するが、関東州統治当局の公学堂規則改正にも重要な理論根拠を提供したのではなかろうかと推測される。

ここでは、本文本章の視座に関連する『教育論』第一編政策論の「第五節 関東州ニ於テ取べき教育政策」を中心にして考察を進める。

### 3.3.3 『南満洲支那人教育論』の動機

本論に入るに先立ち、まず岩間の『南満洲支那人教育論』の登場を取り巻く社会情勢を簡略に紹介する。

① 中国近代教育の成長 1906年～1907年頃、清末当時中国各地の近代教育導入過程で大きな役割を果たした日本人教習は解雇或は契約満期により帰国し、1911年に辛亥革命が失敗後、ほぼ全員が帰国せざるを得なかった。その要因には、「日本で学んだ留学生が逐次帰国し、日本人教習に代わって各地の学堂の教壇に立つようになった」<sup>43</sup>こと。租借地関東州と異なり、教育主権及び行政権を持つ清国の依頼を受けた日本人教習の役割は、「委託された職務を執行あるいは代行するに止まるもので、中国教育の自給体制がある程度整えてくると、補助者としての日本人教習の役割は縮小して行かざるを得ない」<sup>44</sup>。同時期中国各界での利権回収熱の高まりの連動による教育権回収の動きが各地で起こるようになる。その利権回収運動を盛り上げたのは、帰国中国人留学生であった。

②. 上述の国内情勢の情報が、常に関東州と接続している地域庄河を經由して、関東州貌

子窩へ、瓦房店を経由して関東州普蘭店へ入ってくる。この民族の流れは関東州はじめての出来事であった。1910年の関東州日本統治以来、金州西小磨子村に、金州私立西小磨子公育両等小学校を設置させるところとなる。設置者喬徳秀は『南金郷土誌』<sup>45</sup>の著者であり、日本語を通じての同化教育を反対した。関東州租借地条約を「全く無意味の条文虚偽」を軽蔑し、「同一占領ヲ継続スル間ハ其ノ国の単純ナル領土ト見做スベキ」<sup>46</sup>と主張する岩間に、公然に対抗し、『南金郷土誌』を教科書として、120名も入学した子供たちに民族愛国意識を喚起する愛国教育を行った。結局、わずか三年しか存在せず強制に閉鎖させられたが、「蓋深嘉其以一華人能于租界内提唱創立学校之嚆矢耳」<sup>47</sup>と奉天政府に称えられ、関東州当時の泰東日報にも報道られ、関東州統治当局に衝撃を与えたという。

こうした状況のもと、いつか中国国内の利権回収運動の潮流が関東州にも大きく押し寄せてくることに対して強い危機感を抱いた岩間は、「我南満洲ニ於ケル土着人民ノ覚醒ニ放任シテ勢ノ趨ク所ニ随ハシメンカ其ノ害ヲ統治上ニ及ホス」<sup>48</sup>ことを恐れ、その時代精神の喚起に自覚された中国人に対する、政策上の指針を誤ると、「薪ニ注クニ油ヲ以テシ終ニ燎原ノ勢」<sup>49</sup>になると警告し、当面の問題として、中国人の国民的若しくは民族的感情を刺激するようなことを避け、教育上の要求に応じ、最も有効な政策を攻究しなければならないと主張している。

### 3.3.4 差別論—関東州における取るべき教育政策

岩間は、欧米各国で行われた植民教育政策の失敗と成功例を多く挙げ、中国の五千年の歴史を概観し、日本の関東州施政10年以來の教育試行乃至自分の教育活動を顧み、租借地関東州の中国人学制上及び教育の実質上において、取るべき教育について、私的主張を展開した。まずは

- (1) 同化教育の反対を強調し、根拠を取り上げる<sup>50</sup>。

此ノ社会的生活及ビ思想ノ根底ハ彼等漢人種固有の文明ニ根サシ深ク人心ニ浸潤セルモノニシテ古来幾多ノ政治的変遷ヲ経タルニ拘ラス今尚牢乎トシテ動カスヘカラス

と述べ、中国の<sup>51</sup>

漢魏以來北方塞外種族ノ中原ニ浸入して……漢人ヲ支配セルモノ少カラスト雖モ政治的ニコソ征服者タレ社会的生活及其ノ思想上ニ於テハ彼等ハ皆被征服者ニシ

テ彼等ハ曾テ漢人ヲ同化シタルコトナキノミナラス却リテ彼等自身漢人化セサルヲ恐レシナリ

と漢魏時代に、北方塞外種族に侵略されるが、漢人を同化するどころか、その生活及び思想にまで影響を受け、逆に漢人化にされてしまう。漢人化を徹底するため、儒者登用、洛陽への遷都、易姓雑婚などの手段で中国化を図ったことを、岩間は感心して観察する。また、宋の時代の契丹燕京、金人の侵入など、漢人化を防止するために、どれほどの措置を取っただろうか、しかし結果として漢人化されて、昔日の英気を失ってしまう。さらに<sup>52</sup>、

蒙古人來り東高麗ヨリ亜細亞大陸ヲ中斷シ西欧羅巴ノ南部ニ跨リ地中海ノ濱ニ達スル大版図ヲ領シ真ニ空前絶後ノ大飛躍ヲ試シタリト雖も其ノ制度文物其他所有社会的生活ニ於テ下シテ漢人種ノソレヲ襲踏セサルハナク最後ニ滿洲人ノ中原ニ君臨スルヤ亦其国人ヲシテ強テ……滿洲ノ風俗ニ倣ハシメタルニモ拘ハラス其ノ政治的組織及社会的生活ノ凡テハ依然明朝即チ漢人ノソレを承継シタルモノニシテ彼等ハ事実上ノ被同化者タリシナリ支那社会ノ中堅タル漢人種ノ社会的基礎ノ鞏固ナルコト以テ想見スベキ……

と述べ、中外馳名のチンギスハーンも最後には漢人化されてしまうほど、中国文明が異文化包容力に富むことを認め、所謂易姓改革等のものは「政治的表面ニ見レハタンナル色彩の変化」<sup>53</sup>に過ぎなく、根本的な民族的固有の特質というものは容易にかき消すことはできないと厳しく指摘している。

## (2) 独逸の青島での初等教育について<sup>54</sup>、

修身科及漢文科ニ於テ對国家的事項ヲ授ケ政治又ハ政治道德ヲ説ケル支那古來ノ經書ヲ課シテ顧ミス即チ此点ニ於テ放任的態度ヲ取ルハ假令彼等兒童ノ智力程度カ未タ此等ノ教授ニ依リテ直ニ実行的識見ヲ生スルノ惧ナカルヘシ

つまり、日本の関東州での経済開発及び人心収斂のため、中国人の民族自覚の涵養にとって最も重要な科目、修身科と漢文科の教授に中国式方法を採用するならば、中国の子供達の民族的自覚を促し、反発が大きくなる恐れがあるので、関東州における教育政策は支那人の特性及び日本統治の目的にあわせ、適宜な制限を加える差別主義政策を取るべきであると関東州統治当局に提言している。

岩間の中国人教育観の変化についての探究は、もっと深く掘り下げて検証する必要があるため、一つ課題として今後の研究に譲るが、軍事管制時期の岩間の教育活動を見ると

に、注目したいのは、「支那人のためであり且つ同時に日本の為に愛国的行動」という双方両立不可能論であろう。となるものは「植民地の日本人社会では成り立たない。それは中国人の社会でも受け入れ難い」。「岩間の仕事の成果も悲劇もここから生まれている」<sup>55</sup>ことは、まさに岩間徳也は中国人の支持者に支えられている中での近代教育の伝道者でありながら、植民地統治側の教育の代弁者としてのジレンマを反映した表現であろう。この考えは、南金書院民立小学堂時代には前者の立場から教育実践を行ったし、官立南金書院になってからは、いつの間にか逆転して、統治側の主張を自らの立脚点としてしまっている。岩間のこれからの教育活動、とくに 20 年代後半以後、1927 年奉天省長王永江の死去後の行動を見れば、その岩間の行動を束縛していくこととなる。例えば、主査として編輯した中国語教科書に現れた中国人を軽蔑するような内容がもたらした中国人の反発を、南金書院の辞任につながったことなどである、また満洲国の新教科書編纂の参与及び満洲国国民学校の校長として、愛国的精神を称え、「日満親善のための人材養成」に賛同したり、さらには満鉄の中国鉱山の廉価購入に積極的協力した<sup>56</sup>ことなどの行為は、中国の立場からみれば、岩間徳也を「奴隷化教育の急先鋒」と位置付けていることは当然の結果であろう。

まさにそれは日中関係の変化に対応して変容してきた東亜同文会の対中方針のように、初期は「支那保全」を叫びながら、そのうち、日本政府の大陸政策を鼓吸していく代弁者になってしまったのと似ている。

#### 4. 関東州統治当局の日本語教育方針—親日的且つ実用への日本語

前節を受けて、1908 年及び 1915 年行った公学堂規則の改正に至った過程を通じて、関東州統治当局官僚の意識は、どのようなものであるのか、日本語教育重視の背景にどんな事情があったのかについて考察していく。

1907 年 3 月、就任後初めての学事諮問会席上、関東州民政署庶務課課長、事実上の学務責任者関屋貞三郎は、各公学堂長の議論を行った後、中国人教育方針について、訓示の中で次のように述べている<sup>57</sup>。

新領土の教育方針を如何に定むべきかは最も重大なる問題なり。蓋し教育方針は之を側面より見るときは、即統治方針となればなり。故に之を軽々しく説示シ簡単に言明すること能はず。詳言すれば對外列国に対し居住列国民に対し、事実上、行政上言ふて□るものにして最も謹慎を要することなり。

彼は、教育方針＝統治方針であり、極めて重要なことであるため、軽率に明言することができない。其の国、その国の人々に対して、慎重に対応すべきという見解を示している。また、台湾を例にし、

我が国の台湾を領有してより其の教育に於て成功せりといふものある、眞に成功せるにあらず。何となれば其の教育方針すら一定せるもの無く、亦之を言明したる統治者もなければなり。

と述べ、植民地支配に入った後の台湾の教育には、決まった教育方針がなく、成功とは言えない。それを明言した統治者すらいないのに対して<sup>58</sup>、

我が関東州は母国との関係、台湾と同日の論にあらず、更に一層の複雑なる事情の下に立てり。故に公学堂に於ける教育を如何にすべきかの方針を明言することは頗る困難なりとす。蓋し、支那は国家といふ価値なき国なり、其の国民は曾て国家的の教育を受けたることなく、故に国家なるものの意識は全く彼等に了解せられず、其の土地其の祖先等の歴史に遡る時は到底我々の小学校教育に対する口の如くならず、此の複雑なる特殊の事情の下に立てて国民に臨むは、日本国民に臨むと同様にすることは、識者を俟たずして不可能に属す。尚露骨に之を言へば、之を忠良ナル臣民と化することは事実上容易に出来るものにあらず。

と指摘している。要するに台湾領有後の模索時期に「無方針」といわれているのに、尚更、自分の領土ではない関東州の場合、日本との関係は、日本と台湾の関係と比較にならない、教育方針を定めるのに、極めて難しいと見解を示しているのである。その理由としては、中国は近代化に遅れたが、長い伝統文化を有する民族であり、同化教育を推し進めれば、中国人の民族感情を刺激し、排日運動を起こす恐れがある。租借地である関東州で「思想ノ同化」という教育に臨むことに慎重な対策を図るべきであると主張しているのであり、この主張から見れば、1906年関東州の庶務課長として、初の関東州公学堂規則の策定に関与した関屋の当時の見方が、岩間徳也の主張に同調しつつあって、中国人としての主体性を強調する教育の必要性を認識するようになり、日本語を通じての同化教育に対して、時期尚早論的な慎重な姿勢を見せているのである。

さらに同じ時期、同じ慎重論をとっている、かつて台湾総督府民政長官を務めた満鉄初代総裁後藤新平（1906. 11. 13～1908. 7. 14 在任）は、満鉄「就職情由書」で、英国の印度植民地教育事業の失敗を取り上げ<sup>59</sup>、

植民地ノ教育事業方針ノ如キ、切ニ慎慮ヲ要スヘキモノニシテ、教育ノ偏急ナル進歩ハ財政独立ノ早成ト同ジク民心彊梁ノ禍因ヲ伏スルモノナルカ故ニ、之カ調節ニ関シテハ某カ兎玉前総督ニ従ヒテ台湾ニ服官セシ日ヨリ深ク注意ヲ加ヘ来リタル所ナリ。（今日韓国満洲方面ニ在リテハ清国開発ノ要務ト信シ漫然注入セラルル



所ノ教育施設ノ如キ他年ノ弊害恐ラクハ洞見ニ勝ヘサルモノナラン) 殷鑑遠カラス  
英国カ従来印度教育事業ノ為ニ民心反発収拾スヘカラサルノ今日ヲ来セシカ如キ、  
省ミテ其ノ道ヲ反サンコトハ之レヲ植民地政治家ノ秘訣韜略ト謂フモ可ナリ

植民地教育事業に対して、後藤は、英国の印度植民地教育事業の失敗を取り上げ、「民心  
疆梁ノ禍因」にならないように過激を避け、慎重にすべきことを主張している。かつて台  
湾総督府民政長官を務めた時、1903年の学事諮問会の席上に於いて、彼は、植民地教育方  
針の策定について、多大の準備が必要であると慎重さを示しているが、国語の普及を第一  
と考え、「公学校ハ目的ヲ定メテ設定セリ。乃チ国語ノ普及之ナリ。唯是目的ヲ達スルヲ第  
一トス」<sup>60</sup> 明言した。

更に支那人教育に関する方針の一端ともみるべきものが、1911年3月関東州第3回に開  
かれた学事諮問会に事実上中国人教育に対する関東州統治当局の方針として提示している  
訓示に現れている<sup>61</sup>。

公学堂ノ教育は法令ノ示ス所ニ従ヒ普通ノ智識ヲ授クル外、特ニ日本語ノ教授ニ  
重キヲ置キ、漸ヲ以テ之ヲ導キ一般土人ヲシテ我徳澤ニ浴被シ我施設ニ信頼セシム  
ルコトニ注意スベシ

内容をみれば、日本語を中心と見ている教育は直ちに同化主義ということではない。そ  
の根本宗旨は常に日本の文化を宣布し、徳化を謳歌させることにあり、支那人を支那人と  
して、その生活に適応させることに対しては一言の注意もしない<sup>62</sup>が、同化主義に傾いた  
学堂長がいたとはいうものの、智識技能の方面に関することで、これを精神的に化して我  
が忠良な臣民とするということにまで進んで考えられた方針でもない。むしろ色々異なっ  
た意見に当局の根本的意見は極めて自由なる態度をとり、一定の確固たる方針を定め、公  
表することを避けた<sup>63</sup>ことはこの時期の特徴といえよう。以上のような経緯で、日本統治  
当局は関東州の人心の安撫及び秩序の安定をさせ、日本の施政に親近感を持たせようとい  
う狙いとして、1908年の公学堂規則の改正において、台湾の「純領土としての同化主義を  
租借地たる関東州にまでも輸入した観」<sup>64</sup>を是正し、親近感且つ実用の手段とする日本語  
重視方針に直ちに転換した。

#### 4.1 日本語重視の背景

浅井の「教育ニ関する卑見十則」と同時に、「大連公学堂教育状況の報告」が提出され  
た。その報告書に、学習者の入学目的について、以下のように指摘している<sup>65</sup>

1. (前略) 時ニ文明ノ学科ノ学習シテ将来ノ造詣ヲ期セシトスル者ナキニアラサレドモ、多クハ皆コレ我ガ礼節ト日本語ニ通ジ学堂ノ縁口ニ依リテ立身糊口ノ途ヲ得ントスルモノノ如キ
2. (前略) 最近ノ目的トシテハ青年者ヲ速成科トシテ専ラ日常必須ノ日語漢文及算術等ヲ設ケ、其ノ成績ノ優秀ナル者ヨリ学堂長ハ其ノ身元ヲ保護シテ、銀行会社及商店等ニ選抜推挙シテ就職セシメ、其ノ学徳ヲ感セシムルト共に、日支両国人ノ間ニ介在シテ言語及情意ノ疎通ニ資セシムルノ方針ヲトリ居レリ
3. (前略) 日本人ハ相当ノ身元ヲ有シテ文字ヲ解シ、日語ニ通ゼル支那人を雇傭シテ其ノ用ニ充サレトシ、支那人ハ日語ヲ習ヒテ自己ノ交際ニ使シ或ハ日本人ニ依リ就職ノ途ヲ得ントスルモノノ斯カラズ

大連公学堂のち大連西岡子公学堂に代わった当時の教諭加島福一は日本語教育の目的について、同様な説明をしている。当時の大連公学堂漢文科教授要旨に「日本語ト相関聯シテ日常普通ノ言文ヲ授ケ」とあり、又同じく其の方針に「其ノ(漢文)意義ヲ日本語ニ解譯セシムル練習ニ注意セリ」とある。また当時、当学堂には本科及速成科の二分科があり、速成科(成人を收容す)では「実用的日本語ヲ速成的ニ教授シ修業後各方面ニ就職セシメ日支人間ニ於ケル言語思想ノ仲介者タラシムルヲ目的として社会ノ要求ニ応ズル」<sup>66</sup>

以上の指摘は、関東州都督府統治が始まった頃に、核心的な日本語教育を同化の手段として、試しようとした意図にあった。しかし現実としては、公学堂に入学した生徒の動機は日本語を学び、「立身糊口」の能力を得たり、交際的手段にしたりするものであった。一方、当時の日本人も、日本語のわかる、身元のはっきりする中国人を雇用するのが非常に困難なことであったため、公学堂出身の学生が歓迎された。しかも段階的、六年制度の本科より、速成科に入学した若者が多く、短期間で簡易な日本語を覚えて、就職の時、学堂長が保証人になってくれるから、職付くことを希望する中国人が多数であった。

ちなみに、開港したばかりの大連の状況を見ることにしよう。日露戦争直前、大連及び満洲各地から天津、青島、威海衛あたりに避難した在留日本人が<sup>67</sup>

その連中でさへもが他の避難者一同と共に虎視眈々として、日本軍の満洲を占領するのを狙ひ待っていた。露国精力の下に於てすら一度び満洲発展を志ざして渡航した彼等の大部分が、日本軍の戦勝を疑はなかつただけに、決して山東格致の避難場所から、空しく内地へ引揚げやうとする者のなかつた

日露戦争での日本の「勝利」の情報が伝わるととたん<sup>68</sup>、

ダルニー占領の報一度傳はるや、山東各地に避難していた旅大の前住同胞は勿

論、気を観るに敏なる商人や、満蒙の新天地に運命の開拓を試みんとする者等、内地からも続々と先を争ひ競つて押し寄せ、未だ警戒嚴重なりし軍當局の上陸許可をも待ち切れず、港内碇舶の汽船から夜陰に乗り、支那人の舳舻を呼んで窃かに上陸し、混乱の市中へ潜り込む者もあった。

実際は日本人の自由渡航が開始したのは1905年9月であり、前述の<sup>69</sup>

前居住避難者も大手を振つて帰り、同時に内地に在つて海外発展を企図せる者、台湾に在つて新領土の味を嘗めたもの等続々として来航し、忽ちにして大連はダルニー時代以上に活気股賑の觀を呈するに至つた

大連で事業を行い、拡大していく日本人の多方面な業務活動には、日本語のできる中国人の下級雇員への需要が極端に高まってきた。一方、貧困層の子どもの日本語養成の要求とが相まって、日本語教育を必要とされる事情があった。

さらに1907年、日本の満蒙開発の重要な役割を果たせた満鉄会社が本格的にスタートした。飯田河道の『満人教育の回顧』に満鉄公学堂が積極的に設立された理由について、次のように語っている<sup>70</sup>

直接に本社の利益であるといふ事実がだんだん明瞭なつたのであります。例へば私が入社した大正初年の頃の如きは、沿線の各駅に使はれて居る支那人従事員は更迭が頻繁で居着かなくて困つたのであります。だんだんに沿線や関東州の公学堂の出身者が駅に就職するやうになつてからは、彼等は普通の教育を受けて居るから相當の理解力を持つて居りますし、又日本語に巧みで日本人の気心もよく理解して居りますから、邦人の下に能くその職務を理解して任務に堪へる様になつて、忠實に落着いて従事するやうになつたのであります。

大連誌・教育誌の執筆者陳丕忠も同様なことを述べている<sup>71</sup>。

日本帝国主義在加速發展殖民地經濟的過程、不仅需要大量的从事重体力労働的中国苦力、劳工、而且也越来越需要一定数量的具有粗淺文化、技術知識技能的工人。如日本大工場招収的中国養成工、都必須是公学堂高等科卒業者。

さらに、日本語がいかなる重要であるかについて、飯田河道は<sup>72</sup>

或幹部が新任の當時或打寛いだ席上で私に戯談に「一體支那人に教育して何にな

るか」といふ問が発せられたことがありました。私はそれに對して上述の鉄道従事員の状態を話して更に「本社が若し沿線の公学堂の施設を廃止すると、本社の汽車は止つて了ひますよ」と答へたことを記憶して居ります。

1907年満鉄が設立に従つて、「1915年の職制改正まで、満鉄社員とは、職員のみを指し、中国人労働者を含む傭人は現業部門の労働を担当し、より差別的な待遇を受けていたのである。ちなみに一九一一年では、職員三九一九人、傭員の日本人七三五六人、傭員中国人八二一二人という人的構成であつた」<sup>73</sup>。

#### 4.2 1908年の「関東州公学堂規則」改正と1915年の「関東州公学堂規則」改正

1906年3月の「民政署令第十四号公学堂規則」に次いで、1908年3月関東都督府令第15号「関東州公学堂規則」の改正と、1915年3月関東都督府令第9号「関東州公学堂規則」の改正が行われた。

この時期の教育方針、内容にどのような変化があつたのか、1908年の改正を1915年の改正と対照しながら、見ることにしよう。

##### 1908年「公学堂規則」<sup>74</sup>

第一条 公学堂ハ支那人ノ子弟ヲ教育スル所トス

公学堂ニ於テハ兒童身体ノ達ニ留意シ日本語ヲ教ヘ德育ヲ施シ並其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス

第三条 公学堂ノ修業年限ハ六箇年トス但シ土地ノ状況ニ依リ四箇年ニ短縮スルコトヲ得

第四条 公学堂ノ教科目ハ修身、日本語、漢文、算術、図画、唱歌、体操トシ女生徒ニハ裁縫ヲ加フ

土地の状況ニ依リ農業商業手工ノ一科目又ハ数科目ヲ加フルコトヲ得其ノ数科目ヲ加ヘタル場合ニハ農業商業ヲ併セ課スルコトヲ得ス

第十九条 公学堂ノ休業日ニ

- 一 祝日 大祭日
- 二 日曜日
- 三 陸海軍記念日
- 四 施政記念日

##### 1915年「公学堂規則」<sup>75</sup>

第一条 公学堂ハ支那人ノ子弟ヲ教育スル所トス

公学堂ニ於テハ児童身体ノ発達ニ留意シ日本語ヲ教ヘ徳育ヲ施シ並其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス

第四条 初等科ノ修業年限は四箇年トシ高等科ノ修業年限ハ二箇年トス

第五条 初等科ノ教科目ハ修身、日本語、漢文、算術、唱歌及び体操トシ女兒ノ為ニハ裁縫ヲ加フ

土地ノ状況ニ依リ図画、手工ハ随意科目トシテ之ヲ加フルコトヲ得

第六条 高等科ノ教科目ハ修身、日本語、漢文、算術、理科、地理、歌唱及体操トス女兒ノ為ニハ裁縫及び手芸ヲ加フ

土地ノ状況ニ依リ図画及び手工、農業又ハ商業ハ随意科目トシテ之ヲ加フルコトヲ得

第十九条 公学堂ノ休業日ニ

- 一 祝日 大祭日
- 一 日曜日
- 一 施政記念日

表 2-2 「関東州公学堂規則」改正 教科目及び週時間数 1908 年

	修身	日本語	漢文	算術	図画	唱歌	体操	裁縫	手工	
1年	2	10 発音ハ近易ナル事項ノ話シ方、片假字及近易ナル話文ノ讀方書方綴方」	7	5		1	3			28
2年	2	10 同上、平假字及近易ナル話文ノ讀方綴方	7	5		1	3			28
3年	2	10 同上	7	5	男 2	1	3	女 2		30
4年	2	11 同上	7	5	男 2	1	2	女 2		30
5年	2	11 同上	7	5	男 2	1	2	女 2		30
6年	2	11 同上	7	5	男 2	1	2	女 2		30

出典：『明治以降教育制度発達史』第13巻<sup>76</sup>

上記の規則及び教科目をみると、次のような変化が見られた。

(1)、日本語時間数について 表 2-2 と表 2-3 に見るように、1906 年の公学堂規則に配当されている日本語時間数第 1 学年から第 6 学年まで列挙すれば、10. 13. 14. 14. 14. 14 となっているのに対し、1908 年改正後、第 1 学年から第 3 学年まで 10. 10. 10 となり、第 2 学年に 3 時間、第 3 学年に 4 時間を削減され、第 4 学年から第 6 年まで 11. 11. 11 となって、それぞれ 4 時間を、削減されている。1915 年になってくると、さらに初等科第 4 学年 1 時間を減少し、10 時間となり、高等科に 1908 年改正より第 1 学年、第 2 学年各 2 時間を減少した。これに対し、中国語時間数について、初等科 3, 4 年は 2 時間増加された。

表 2-3 「関東州公学堂規則」改正 教科目及び週時間数 1915 年

		修身	日本語	漢文	算術	唱歌 体操	裁縫 手芸	理科	地理	図画 手工	農業	計
初等科	1 年	2	10 発音、、假名、近易ナル話方讀方書方綴方」	7	5	4				随		28
	2 年	2	10 同上	7	5	4				随		28
	3 年	2	10 同上	9	5	4	女 3			随		男 30 女 33
	4 年	2	10 同上	9	5	4	女 3			随		男 30 女 33
高等科	1 年	2	9 同上	7	5	3	女 3	2	2	随	随	男 30 女 33
	2 年	2	9 同上	7	5	3	女 3	2	2	随	随	男 30 女 33

出典：『明治以降教育制度発達史』第 13 巻<sup>77</sup>

当時、対華「二十一ヶ条」問題によって、中国各地激しい排日運動が展開されていた時期である。日本語授業の削減は排日運動の鎮静化を考えた対策であり、満州に起りつつあった排日運動に刺激されて、日本語教育を重視する方針に疑問を持つ声が上がっていたにしても、削減された日本語時間数は漢文の時間数より多かったことが不動である。

(2)、1908 年の第三条に記載されている「土地ノ状況ニ依リ四箇年ニ短縮」が可能になった。さらに、1915 年の段階になってくると、就業年限 6 年廃止、初等 4 年、高等 2 年となり、高等科に理科、地理など増設された。その背景には、繰り返しになるが、岩間が、堅持した就業年限を短縮<sup>78</sup>することは、前節で述べた理由の外、「不良な書房改良」

をして、数少ない公学堂のかわりに、「地方会村に散在せる数百の書房に通学する児童を収容する」<sup>79</sup>新式蒙学堂、小学堂の導入のためであり、これまで公学堂の入学者の半ば以上の中途退学者は就業年限の短縮によって卒業でき、教育的であり、効果的である。(3)、初等科に図画、手工、高等科に農業、商業を随意科目とすることができるようになった。日露戦争の終わり頃から、すでに十年経った段階になっている。初等教育に於いて、実業教育を重視するようになったことは、次節で詳述するように大連の開港による経済の回復、工業化の進展、都市の建設に従って、教育を受けた日本語のわかる労働者への需要性に刺激されたものであった。日本の植民地の差別視点から見て、当時関東州にいた日本人は下級労働者の苦力のような仕事をしないため、日本統治当局に面した「実際問題、為駆使中国人為日本人作事、需要語言和技能方面的溝通。為此、日本教師一面教授学生日語、一面教授从事生産所需的基本知識和技能」、「使他們獲得在日本帝國統治下生活上必須知識」<sup>80</sup>。すなわち、日本人のために中国人を使わせる、言語と技能のコミュニケーションが必要とされる。そのため日本人教師は日本語を教えながら、働くのに需要される基本知識と技能を教えることである。軍政時期から、関東州公学堂規則の改正に定められている「其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クル」といった趣旨は太平洋戦争期になっても、そのまま変化しなかった。

(4)、今から顧みると、ポーツマス条約の直後の1906年の関東州当局は、日露戦争の「勝利」に刺激され、いきなり日本軍国主義の色彩の帯びた、日本精神を象徴する「教育ニ関スル勅語下賜記念日」と「陸海軍記念日」を中国人教育の休業日に組み入れた。1906年の公学堂規則に定められている第17条「教育ニ関スル勅語下賜記念日」が、1908年の公学堂規則の改正の第十九条の休業日に無くなっており、僅かの2年、浅井をはじめ、台湾流の叫ばれた同化教育が頓挫してしまい、1915年の第十九条の休業日に、これまでの陸海軍記念日も削除された。

この規則は「大体台湾公学校規則を斟酌して立案されたもの」<sup>81</sup>であり、関東州の実際について、十分な調査を行い、準備した上で公布したものではない。にもかかわらず、租借地である大連に、領土である台湾の教育スタイル、部分でも、移植しようとしたが、上述のような清国政府からの抗議反発の多い時期において、たとえ「形式上の模倣が必ずしも台湾の同化教育方針に追随するという意味にはならなくとも、通用するわけではない。

#### 4.3 蒙学堂・小学堂の設立と普通学堂への改編

蒙学堂・小学堂を考察に先立ち、当時関東州の初等教育機関を見ておきよう。

日本が関東州を占領する以前から、中国伝統文化の担い手として、伝統的な教育を重視する私塾が多く存在していた。帝政ロシアの植民支配にされたとしても、根強く生き

てきた。1905年日露講和条約を結ばれて、帝政ロシアから受け継がれた関東州では、私塾の数が500個であった。1909年まで南金書院、大連、旅順公学堂に続いて、五つの公学堂が設置したが、多くの農村、漁村では伝統の『三字経』『百家姓』『千字文』『四書五経』を教育内容にしている私塾教育は統治位置を占めていた。表2-4に見るように、1905年には500、1906年には355、1907年には561、1908年には475、1909年には634のようにロシア時代の被害から回復しており、塾生数も増加するようになっている。その反面、日本植民統治側に支配されている公学堂数は1905年に3校、1906年には6校、1907年には7校を設立したままになっており、1909年時点では、公学堂の学生数は7校881人であり、私塾生数の10分の1に過ぎなかった。

表2-4 関東州公学堂数、学生数と私塾数、塾生数との比較 1905年～1909年

	1905年		1906年		1907年		1908年		1909年	
	学校数	学生数	学校数	学生数	学校数	学生数	学校数	学生数	学校数	学生数
公学堂	3	119	6	176	7	348	7	680	7	881
私塾	500	8000	355	5579	561	11807	475	8581	624	8217

出典：芦鴻徳他『日本侵略東北教育史』<sup>82</sup>

従来の日本の記録では関東州の私塾を「設備上又教師の質の劣れる点より、乃至は其の教科の点よりしても非实际的、非教育的なところ」<sup>83</sup>としてされてきた。ここで修正を促したい。嶋田道弥、岩間徳也らはいくまでは支配者の視点から私塾を見下ろしていた。確かに旧式の私塾は設備上教員の資質からみれば、消極的な面があったが、1905年に科举制度が廃止され、新式学校の影響を受け、次第に教育の内容も一新されて、関東州では日本敗戦まで中国人の普通教育の場の一つとして多くの中国人は求め、家の経済状況が許される限りでは、公学堂に通いながら、私塾で中国の伝統文化の教育を受けていた学生が少なくなかった。ちなみに、幼年期から青年期の初めにかけて金州で過ごした作家大谷武男が、最初父親の南金書院への赴任時に、住む所がなく一時金州の名紳でも、南金書院の監理の一人である閻培昌の邸宅を仮住まいとして住んだ時見た光景であった<sup>84</sup>。

五爺の長男は、あとで満洲国の奉天市長になり大臣にもなった閻伝紘である。彼は昼間は公学堂で普通学科や日本語を学び、帰るとすぐ邸内の書房で四書五経を習っていた。時には早朝、書房で素読する彼の声を聞くこともあった。つまり家督をつぐためのエリート教育である。



つまり、親日派でも中国人にとって、身分を問わず、儒教教育を受けないと完全な人間とはみなされない時代であった。儒教文化は依然私塾の主な内容として続いていたが、植民支配のため、時勢の要求に応じ、私塾を改造する動きがはじまった。しかし、日露戦争後の経済回復などを優先し、資金の問題もある時期であるため、まず優良な私塾から改編し始めたのである。

#### 4.3.1 蒙学堂・小学堂の設立

1909年2月まず金州民政支署は「蒙学堂規則」を公布した。主な内容及び教科目は次の通りである。

第一条 蒙学堂ハ支那人児童ニ初等教育ヲ施ス所トス蒙学堂ニ於テハ児童身体発達ニ留意シ德育ヲ施シ日本語ヲ教授シ兼テ日常ノ生活ニ必須ナル智識技能ヲ授クルヲ以テ目的トス

第十一条 蒙学堂ノ教科目ハ修身日本語漢文算術体操トシ其の程度ハ別紙第一号表ニ依ル

表 2-5 「関東州蒙学堂規則」教科目及び週時間数 1909年

		修身	日本語	漢文	算術	体操	
初 等 科	1年	2	9	12	5	2	30
	2年	2	9	12	5	2	30
	3年	2	9	12	5	2	30

出典：『関東州教育史』<sup>89</sup>

ここで注目されるのは蒙学堂の教科目に日本語を全学年を通して、各9時間が配分されたことである。

1909年から1914年にかけて、日本植民当局が中国私塾を撤回、改造、合併し、蒙学堂、小学堂に統一され、私塾の数は1909年の624校から1910年の431校に減少した<sup>86</sup>。その狙いは、教育方針が統合すれば、3年制度の蒙学堂、小学堂の卒業生が公学堂の高等科に進学できる道を開いたことになる。関東州において、所謂入学適令児童総数の99%の人数は、関東州日本植民教育支配下に入ることになり、初等教育における日本語教育の普及は確実に広げることになる。教員は前述した公学堂南金書院師範科、旅順公学堂の師範科を卒業したての中国新人教員であった。

#### 4.3.2 普通学堂への改編（関東都督府令第十七号）

1915年、中国に対し、「対華二十一ヶ条」要求を承認させ、関東州及び満鉄付属地の租借期限を99年に延長を認めさせた。これによって、植民地支配は長期化になり、上述の背景により、1915年6月関東州普通学堂規則が公布された。内容と教科目は次のとおりである<sup>87</sup>。

- 第一条 普通学堂ハ支那人児童身体ノ発達ニ留意シ德育ヲ施シ並其の生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以て本旨トス
- 第三条 就業年限ハ四箇年トス
- 第四条 教科目ハ修身、日本語、漢文、算術、体操トシ女兒ノ為ニハ裁縫ヲ加フ
- 第十条 一 施政記念日

表2-6 「関東州普通学堂規則」教科目及び週時間数 1915年

		修身	日本語	漢文	算術	体操	裁縫
初 等 科	1年	2	4	10	5	3	
	2年	2	4	10	5	3	
	3年	2	6	12	6	男3女1	4
	4年	2	6	12	6	男3女1	4

出典：『明治以降教育制度発達史』

1915年から、普通学堂の法制化により、さらに私塾の数は1917年には、47校しか残らず、塾生も882人にまで激減し、絶滅の危機に陥った。普通学堂の人数は1916年12448人に達しており<sup>88</sup>、日本語教育の普及の範囲が更に拡大した。とはいえ、普通学堂の規則から「日本語ヲ教授シ」という表現が削除され、日本語時間数は蒙学堂より、第1、2学年には5時間減少し、3、4年はそれぞれ3時間減少した。このことは岩間徳也の提案による中国人からの反発を最小限に食い止めるからであった。特徴は設立者は地方の会村であり、経費も会村の負担であったが、都督府の認可制によるものであり、教員の給与の負担は統治当局であった。

#### 5. 日本語教育事情—教授法、教科書と教員

関東州の日本語教育は最初から満鉄付属地沿線の日本語教育と緊密な関係があり、「両者共に特にその方法の上において先輩的地域たる台湾、朝鮮の指導に負うところが多かった」<sup>89</sup>。次章で詳説するが、1912年、満鉄は鉄嶺日語学堂でロシアでベルリッツ式の日本語教

授をしていた井上信翁を迎え、直接法を満鉄及び関東州の現場教育者に紹介した。1914年朝鮮から山口喜一郎、鹿子生儀三郎などの来満によって、直接法は漸次満洲で普及し、「関東州にもこの方法が入り、従来に対訳法に代わることとなった」<sup>90</sup>が、この時期において、まだ対訳法が多く公学堂で使用され、とくに、1915年設立された普通学堂の日本語教員は全員中国人であり、「日本語力の不十分な満人教員の場合において直接法の運用はどうしても十分なるを得ない……又日本語以外の教科は殆んど全部満語で」<sup>91</sup>教える状態から分析すれば、1915年頃から、関東州において対訳法と直接法の併用が実際の現場状況に応じて行われていたと推測できる。

更に「教授の基調である教科書に就て、之を見るに、時、戦後匆卒の間に属し、斯る方面に手を尽すことの出来なかつたのは無理も無く、殆んど全教科に涉つて郷土的の教科書もなく、支那在来のもので、日本語算数も文部省編纂のも若くは台湾、朝鮮総督府編纂のものを用ひたこと」<sup>92</sup>のように、この時期における教科書の不統一であることは、一つの特徴といえよう。

1914年頃、「関東州子弟に対してはこれを善良な州民、日本に理解ある住民としての教育を行ふために、まづその教科書を編輯するの必要に迫られた」<sup>93</sup>。関東都督府内に、初の教科書編纂委員会が設置され、教科書の編集が始まり、初の教科書編集にあたって、修身と漢文の編集を中心になっているため、日本語教科書を編集されたのか、各公学堂で使用されていたのか、具体的な記録はほとんど残されておらず、未解明のままになっている。一方、漢文教科書の編纂について、中国側の『日本殖民統治大連四十年史』に、初の教科書編纂委員会についての記録がある。その出典は前述した李栄君の文章である。その記載内容を『関東州教育史』の一節に合わせると、指摘の視角が異なっているものの、記載内容はほぼ合致していることが確認できるため、取り上げておく<sup>94</sup>。

当時編集委員会のメンバは、

今井順治 編輯長

中堂謙吉（大連西崗公学堂長）副編輯長

浅井政次郎（大連伏見台公学堂長）編輯委員

岩間徳也（公学堂南金書院堂長）編輯委員

李義田（清末貢生、社会名人、旅大地区教員検定出題委員）

李栄封（旅順公学堂漢文教員）

遅遥章（伏見台公学堂漢文教員）等

となっている。編集方針は中国人の民族意識の啓発に関連する内容を削除し、日本植民統治の「文明」、「善政」をアピールするものであった。その内容は「支那人として国家的若くは意外的悪思想の影響を受けることを恐れ」、商務印書館に出版された最新版の修身及び漢文教科書の内容から、「岳飛、文天祥、史可法など中国歴代の民族英雄が、外部からの侵

略を抵抗した功績を称える文章」<sup>95</sup>、当時日本側から見れば、「かかる恐れあるもの」を削除して、「斟酌を加へ新たに都督府に於て教科書を編纂した」<sup>96</sup>。

しかし、改纂された漢文教科書は、更なる中国人の反感を買い、日本語の学習を抵抗する行動で、教科書の使用を拒んだだけではなく、「泰東日報」の編集長傅雷魚は、改纂された漢文教科書の内容を中国語と似ているが中国語ではないと非難した。新聞記事の掲載によって抵抗運動が広がっていた。更なる事態の拡大を恐れ、関東州統治当局は、中堂謙吉に謝罪させ、事態を収拾したという。

上記から見れば、注目したいのは、当時の関東州において、漢文教科書問題が発端になり、中国人に強く反抗されたことは連発したことであるが、日本語教育及び日本語教科書による問題で中国人の危機意識を高揚させた記録はないことである。このことから推測すると、この時期における日本語教育の内容は、日本のイデオロギーのようなもの、言い換えれば、中国文化の排斥へとつながるものではなかつただろう。

表 2-7 関東州公学堂一覧 1908 年現在

公学堂名 設立年月	学級数	日本人 中国人	教諭	嘱託	教員	計	給料	
	学生数 男/女						平均 額	最高最 低
金州 1904. 12	6	日本人	2	2 (1 人教諭)	1	5	37	90
	216/40	中国人			1	4		15
大連 1905. 6	3	日本人		1 (教諭)	1	2	54	108
	134	中国人			2	2		32
旅順 1905. 10	5	日本人	3	1		4	43	90
	113/35	中国人		2	1	3		12
三澗堡 1906. 10	2	日本人	1			1	35	45
	30	中国人			1	1		22
小平島 1907. 9	2	日本人	1		1	2	40	72
	52	中国人	1			1		23
貔子窩 1907. 9	3	日本人	1			1	35	45
	60	中国人			1	1		25
総計	21	日本人	8	4	3	15	41	108
	605/75	中国人		2	10	12		12

出典：『南満洲教育の状況』<sup>97</sup>

但し、日本語教員について、1906 年 3 月勅令第 51 号によって、「関東州学校職員任用

ニ関スル件」が定められた。この制度は、関東都督府統治時期から、のち関東庁、関東局統治時期まで延用されていた。その中の関東州公学堂教諭の認用条件は<sup>98</sup>

第二条 関東州公学堂ノ教諭ハ左ノ資格ヲ有スル者ノ中ヨリ之ヲ任用ス

- 一 前条ノ教員免許状ヲ有シ支那語ヲ以テ教授ヲ為シ得ヘキ者
- 二 前号ノ外支那語ニ通シ二年以上関東州ニ於テ教育ニ従事シタル者

とある。中国語ができるという条件付で、例え日本語教授法が直接法になってからも、必要とされることは、満洲国建国ができてからでも、ずっと継続されている。ちなみに1908年ごろの公学堂一覧及び教員状況を表2-7にして、数字によると、1908年現在、中国人教員と日本人教員の比率は、やや弱勢であるとはいえ、ある程度割合を占めている。ちなみに給料の面において、差別が見られる。一つ指摘できることは、植民統治が徐々に軌道に乗っていくに従い、中国辛亥革命の失敗前後、解雇或は契約満期になった質のよい日本人教習の一部は満洲に転入してきたこと或は直接に日本内地の師範学校から招聘して、1912年大連で設立された満鉄の教育研究所で1年の中国語、中国事情及び日本語教授法を講習させて、教壇に立たせるような時期になってきた。東亜同文書院出身の教員の採用が少なくなる結果となった。

## 6. おわりに

以上、1906年関東都督府統治の開始時期から1919年関東州都督府統治終了まで、一面関東州の特質を見据えながら、この時期における日本語教育の制度、実態を考察し、日本語の役割を従来の研究と異なる視点から検証し、明らかにした。また岩間徳也の教育活動及び中国人教育観についての分析を通して、今まで解明されてこなかった、岩間徳也の『南満洲支那人教育論』を取り上げ、その理論は事実上関東州植民教育政策策定に根拠を提供したことを解明した。まとめると以下である。

まず、顕在化している中国人教育をめぐる論争が教育行政機関の設置していないこの時期の関東都督府政策策定に決定的な役割を果たしていることは特徴である。同化を主張する台湾組の浅井と中堂は大連公学堂及び旅順公学堂で日本語を通じて、同化教育を試みようとしていたが、中国人からの反発によって頓挫してしまうが、1908年及び1915年の公学堂規則改正に反映された日本語教授時間数が中国語を超え、日本語を重視する方針は明らかである。一方金州南金書院の岩間は、日本語中心主義の教育方針を反対しながらも、自己主張及び都督府許可なし断行した実業教育の活動は1908年乃至1915年の規則改正に次々と成文化され、事実上この時期の関東州の植民教育を主導していたことが否定できない。

次に岩間徳也は『南満洲支那人教育論』の登場によって、中国人に対して同化教育ではなく差別教育を行うべき論拠を例示し、見解を明確になる。『教育論』の意義は中国民族運動乃至反日運動を防止するための教育政策が重要であること。岩間の主張している差別教育の観点は1940年代まで関東州植民政策に大きな影響を与え、成文化されたのである。

さらに教育方針の基調である教科書は確定できなかつたため、台湾のものや、上海商務印書館のものなど、使用され、教授法も統一されない状態であるが、1912年満鉄でペルリツ式の日本語教授の講演をきっかけ、直接法が広げ、教員の多くは普通学堂の中国人教員であるため、対訳法と直接法との併用が行われるようになっている。教員の採用も正規化の傾向が見られ、内地の師範学校から選択し来満後、中国語及び中国事情を修了してから配属される。

最後に、①、日本植民統治の需要による経済の回復、工業化の進展、都市の建設に従って、日本人のために中国人を使わせる、言語と技能のコミュニケーションが必要とされる。「一面教授学生日語、一面教授从事生産所需的基本知識和技能」、「使他們獲得在日本帝国統治下生活上必須知識」<sup>99</sup>、関連事業を展開した満鉄の経営などに日本語のできる下級労働者が必要としたため、「人材ヲ養成スルヲ以て主旨トス」、「必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以て本旨トス」は初期日本語教育の方針であると考えられる。②当時の中国人の視点からみても、初期においては優秀な学生は中国伝統の書房で学び、生活が貧しくて書房の学費を払えない生徒や生活上日本語を必要とする保護者を持つ生徒だけが公学堂に入学するといった状況であった。租借地関東州の帝制ロシアが以前関東州、金州において試みた純然たる行政官、通訳官の養成に限定した教育ではなく、日本語を国語とされた台湾及び朝鮮とは異なる教育であった。植民地的な社会の需要に依る日本語教育は同化教育というレベルではなく、就職のため、所謂実用の日本語教育であったと位置付けることができる。

---

[注]

1. 井上謙三郎『大連市史』p314 大連市役所、1936年
2. 同前 p315
3. 『旅大租地条約』の「第四款 所定限内、在俄国所租之地以及附近海面、所有调度水陆各军并治理地方大吏、全归俄官、而责成一人办理、但不得有总督巡抚名目。中国无论何项陆军、不得驻此届内。届内华民、去留任便、不得驱迫。设有犯案、该犯送交就近中国官按律治罪、按照咸丰十年中俄约第八款办理」。出典：『旅大文献征存』p108
4. 前掲『大連市史』p315
5. 复县档 第1689卷、呈文
6. 関東局『関東局施政三十年史』p242、1936年

7. 前掲『大連市史』 p316
8. 同前 p316
9. 嶋田道弥『満洲教育史』 p42、大連文教社、1935年
10. 同前 p25
11. 武内忠次郎『満洲興信録』満洲通信社 1916年と台湾教育会『台湾教育沿革誌』 1939年により筆者作成。『台湾教育沿革誌』によれば、講習員の応募条件は、内地において小学校の教員資格をすべて有し、身体強壯、言語明瞭にて訛なく、国語をよく教えられ、家事係累なくして五年以上台湾で教育に従事する契約が出来る者となっているという。
12. 作者不明『関東州教育史』 pp11-12、『『満洲・満洲国』教育資料集成』所収、1932年
13. 台湾教育会編『台湾教育沿革史』 p155、1939年
14. 国府種武『台湾に於ける国語教育の展開』 p17、第一教育社、1931年
15. 前掲『台湾教育沿革誌』 p217、1939年  
嶋田道弥『満洲教育史』 p29、大連文教社、1935年
16. 陳培豊『「同化」の同床異夢』 p46、三元社、2001年
17. 前掲『関東州教育史』 p22
18. 同前 p23
19. 同前 p23
20. 李栄君「日本統治時期大連市围绕中小学教材的選用和編纂問題所進行的鬭争」、中国人民政治協商會議遼寧省大連市委員会編『大連文史資料』第7輯 p35、1990年  
李栄君先生は大連大学工学院社科系教授であり、関東州早期の植民教育体験者からの話しに基づきまとめたものである。斉紅深先生、また筆者が行ったインタビューに応じた、殆ど1920年代生まれの公学堂出身の人々と違い、李先生の取材した対象者は、関東州初期の公学堂入学者が多い。その意味で、貴重な傍証といえる。特に、その中の中心的な存在、金純泰老人は、早年関東州旅順学堂の学生で、のち旅順公学堂の漢文教員となり、奉天市公署に派遣され、教育課長を務めた経歴を持つ。その後、旅順公学堂師範部の漢文教員を経て、「教科書編輯部」に転じて、中国人用の教科書編纂にあたる。当時の中国語教科書の編纂指針は、統治側の意図を十分に反映できるように、まず、日本人が日本語で作成し、完成したものを、中国人編集員は中国語に訳す手順であった。  
なお筆者は記述されている内容を、一次資料に合わせながら、確認作業を行った。若干の年月日のずれが見られたとはいえ、事柄及び筋合いがほぼ一致している点から、当時の植民教育の実態の一端を窺うことができる。
20. 同前 p36
21. 同前 p56 旅順と金州は、日清戦争及び日露戦争の主戦場という敏感な地域であるた

め、清国政府だけではなく、反日感情の高まる現地の中国人らは、台湾流の同化教育を行っている中堂を反発する一方であった。資料によれば、当時清国の視察に、中堂は、視学官の調子に機嫌よくあわせ、反感を起さない対応をした。

22. 前掲『関東州教育史』p20
23. 同前 p20
24. 槻木瑞生「岩間徳也と「満州」の中国人教育」『国立教育研究所紀要』第115集 p115、1988年
25. 竹中憲一『「満州」における教育の基礎的研究』第1巻 p152、柏書房、2000年
26. 王勝利他編『大連近百年史人物・外国人物』p51、遼寧人民出版社、1999年
27. 前掲『関東州教育史』p23
28. 崔揆武他「回顧金州農業学堂」中国人民政治協商會議遼寧省大連市委員会編『大連文史資料』第5輯 p65、1988年
29. 三宅俊成『公学堂南金書院創立三十周年記念誌』p110、1934年
30. 前掲『「満州」における教育の基礎的研究』第一巻 p151、柏書房、2000年
31. 佐藤剛「南金書院と岩間徳也」『民族を結ぶところ』p76、北都書房、1977年
32. 王克當「岩間徳也先生に教へを受けて」『満蒙』11月号 p64、1936年
33. 顧明遠、大塚豊監訳『中国教育の文化的基盤』p140、東新堂、2009年
34. 前掲『公学堂南金書院創立三十周年記念誌』p35
35. 同前 p21
36. 前掲「南金書院と岩間徳也」『民族を結ぶところ』p85
37. 三宅俊成「満洲・朝鮮」における戦前史学の実態『伝統と現代』p101、伝統と現代社、1974年
38. 前掲『公学堂南金書院創立三十周年記念誌』p110
39. 前掲『公学堂南金書院創立三十周年記念誌』、岩間徳也「関東州中国人教育二十年」『満蒙』1926年10月号。前掲「南金書院への思い出」『満蒙』1936年11月号。教育史編『明治以降教育制度発達史』第13巻、1939年  
以上4冊により筆者作成。
40. 前掲「南金書院と岩間徳也」p80
41. 同前 p80
42. 岩間徳也「関東州中国人教育二十年史」満蒙文化協会『満蒙』78号 p165、1926年
43. 近代アジア教育史研究会（代表阿部洋）『近代日本のアジア教育認識（中国篇）』解題 p194、龍溪書舎、2002年
44. 同前 p194
45. 喬芝三『南金郷土志・序』p3 新亜印務公司 1931年 及び「喬徳秀伝記」p2 新亜印務公司 1931年。第1章注43を参照。本書は金州私立西小磨子公育両等小学校の教



科書として「備公育学校随意科之教授法用以補吾郷五千年之缺點」と指摘されている。

46. 前掲『南満洲支那人教育論』 p76
47. 斉紅深他『東北教育家評伝』 p128 遼寧大学出版社、1955年
48. 前掲『南満洲支那人教育論』 p19
49. 同前 p19
50. 同前 p36
51. 同前 p49
52. 同前 pp68-69
53. 同前 pp70-71
54. 同前 p71
55. 槻木瑞生「岩間徳也と「満州」の中国人教育」『国立教育研究所紀要 115集』 p126、1988年
56. 本節では関東州植民政策の解明に関連する一次資料のみ取り上げて考察するが、これらの事件に関する検証について、他の課題にする。一応資料の出典は以下である。  
前掲『日本統治時期大連市围绕中小学教材的選用和編纂問題所進行的鬭争』  
満洲国民生部『東亜教育大会』記録、1942年  
「満鉄贈与岩間徳也謝儀之件」『満鉄档案馆』1936年2月17日、総庶35第1号遼寧省档案馆所蔵
57. 前掲『関東州教育史』 p25
58. 同前 p26
59. 後藤新平「満鉄総裁就職情由書」『満蒙』1936年2月号 p329
60. 同前 p329
61. 同前 p21
62. 同前 p20
63. 同前 p24
64. 同前 p13
65. 同前 p13
66. 加島福一「公学堂に於ける日本語教育」『国語文化講座第三卷・国語進出編』 p68、朝日新聞社、1942年
67. 『満洲草分物語』 p488、満洲日日新聞社、1937年
68. 同前 p489
69. 同前 p489
70. 飯田河道「創業期の施設」、満鉄地方部学務課『満鉄教育回顧 30年』 p184 1937年
71. 陳丕忠『東北淪陷区教育研究（日本侵華教育史・関東州、満鉄附属地和偽満州国教育）』

私家版 p40、2000 年

72. 前掲「創業期の施設」 p184
73. 満鉄『南満洲鉄道株式会社三十年略史』 p44、1937 年
74. 前掲『明治以降教育制度発達史』第十二巻 p50
75. 同前 p57
76. 同前 p55
77. 同前 p58
78. 前掲『満洲教育史』 p154 ※当時地方会村に散在していた書房教育は「其の設備上又教師の質の劣れる点より、乃至は其の教科の点よりしても非实际的、非教育的なところが多く」、3.4 年ぐらい中途退学になるものが多いからである。就業年限が短縮になれば、卒業者が増える事情であった。
79. 前掲『満洲教育史』 p154
80. 張雲香「从日本在遼寧教育方針的演变看殖民教育的本质」『大連近代史研究』第 4 巻 p370、2007 年
81. 前掲『関東州教育史』 p10
82. 芦鴻徳他『日本侵略東北教育史』 p422、遼寧人民出版社、1995 年
83. 前掲『満洲教育史』 p154
84. 大谷武男「回想金州（五）」『南山会会報』第 18 号 p20、1988 年
85. 前掲『関東州教育史』 pp276－283
86. 前掲『日本侵略東北教育史』 p422
87. 前掲『明治以降教育制度発達史』 pp63－67
88. 関東州庁内務部学務課『関東州の教育』統計図表 3、1941 年
89. 大石初太郎「関東州の日本語教育」国語文化講座『国語進出編』第 6 巻 p78、1942 年
90. 同前 p78
91. 同前 p79
92. 前掲『関東州教育史』 p30
93. 南満洲教育会教科書編輯部「教科書編輯部一覽」 p3、1944 年、「満洲国」教育史研究会『「満洲・満洲国」教育資料集成』9 巻所収、エムディ出版、1995 年
94. 前掲「日本統治時期大連市围绕中小学教材的選用和編纂問題所進行的鬭争」 p38
95. 前掲『日本殖民統治大連四十年史』 p621
96. 前掲『関東州教育史』 p31
97. 関東州都督府民政部庶務科『南満洲教育ノ状況』 pp18－19、1908 年
98. 前掲『明治以降教育制度発達史』 p47
99. 張雲香「从日本在遼寧教育方針的演变看殖民教育的本质」『大連近代史研究』第 4 巻 p370、2007 年

### 第3章 日支共存共栄を求めた日本語教育 —関東庁統治時期の前期（1919～1929年）

#### 1. はじめに

本章は1919年4月から1934年12月までの関東庁統治時期を前期と後期に二区分し、その前期1919年関東庁統治開始時期から9.18事変の前夜1929年までを対象とする。この時期は日本植民地教育史においても、中国近現代教育史においても非常に重大な時期と言われており、5・4運動を機に中国人のナショナリズムが高まり、これに続く旅大回収運動、5・30事件によりその反日・反帝国主義の動きは全国的規模に拡大し、更なる高揚を示し、教育文化界では、それが教育権回収運動の形を取って華々しく展開された時期であった<sup>1</sup>。関東州日本植民統治下での公学堂、普通学堂も大きな衝撃を受け、1915年に公学堂規則を改正したにもかかわらず、その後も、相次いで1921年、1923年の改正が迫られた。それは教育方針の変化と日本語教授時間数の減少などとして表われ、日本語が「創始当時の地位を保ち難くなり、満洲事変前まで暫く停顿状態を續けざるを得ない状況に立ち到つた」<sup>2</sup>という指摘がされている。また、そうなった背景には、第一次世界大戦前後の不安定な国際情勢の中で、中国各地でおきた反日運動に対する日本側の「権宜策略」<sup>3</sup>にすぎないとの中国の研究者の主張もある。

本章では関東庁統治時期の前期に焦点を置き、1. こうした高揚する中国のナショナリズムと相俟って、関東州においていままで取り上げられてこなかった、新文化運動が、どのように展開されたのか、日本の植民統治にどのような影響を与えたのか。2. 中国人主導の教育は、教育権回収や文化侵略反対の動きの中で、植民教育といかにむきあい、対決しようとしたのか。3. その反日運動の渦の中で、関東庁統治当局がどのように対処しようとしたか、日本語教育はどのような変化を辿ったか、4. 低調でありながら、本格的な日本語教育についての研究がどのように展開されたか、以上の4点について、隣接する満鉄の日本語教育と比較対照をしながら、この時期における日本語教育の実態及びその役割を考察する。

#### 2. 歴史背景

##### 2.1 旅大回収運動

1915年日本政府は中国袁世凱政府に対し、「二十一ヶ条」を締結させたことを契機として中国民衆の間に決定的な溝を作りだした。激しい排日感情は、旅大回収運動、5・4運動

を引き起こす要因になった。二十一ヶ条約廃棄、旅大租借地回収請願運動が、中国人ブルジョアジーの主導によって、北京、上海、東北三省など全国的に展開された。奉天省、吉林省、黒竜江省議会も呼応しそれぞれ各地政府に請願書を提出した。各新聞も声援し、二十一ヶ条約の不当を法理上、事実上から廃棄すべきだと訴えた。

当時日本政府と接触していた東北地方政府の張学良が旅大回収問題について、日本駐瀋陽総領事林権助と交渉した状況を、次のように回顧している<sup>4</sup>。

私が中国の旅大回収の主張を話したら、林権助は日本の諺で返された。「城は矢で獲得したとしたら、矢で返し取るべきだ。旅大は血と汗で勝ち取ったのだから、やはり血と汗で奪い取るべきだ」。

つまり、日本は中国で既に得た権利を容易に中国に返さないことを主張しているのである。

しかし、当時の日本政府の強硬な態度は中国国会参衆両院議員の強烈な不満をもたらし、1922年11月1日「諮請政府即日宣布中日条約二十一条無効案」を衆議院で満場一致を以て決議された。次いで世論の高揚を背景にして、1923年1月19日の参議院において、「諮請政府即日宣布中日条約二十一条無効案」が可決された時は、「主席が全案の成立を宣告した瞬間、全員が起立し、その拍手の音が屋根の煉瓦を震わせたほど凄かった」<sup>5</sup>という。周知のようにもともと二十一ヶ条約の締結は日本の強圧によるものであり、重点要求の一つとして、満洲権益の99年延長を中国政府に突き付け、1921年—22年のワシントン会議においても、二十一ヶ条約が正当な条約として結ばれたものであると日本が主張し通したのであった<sup>6</sup>。ワシントン会議はこの問題を日中両国政府の直接交渉に委ねた。さらに日本政府が中国政府からの「旅順大連接続弁法及び本件条約及び交換公文廃棄後の善後措置商議方」に関して、「何等応酬する必要無」<sup>7</sup>という拒絶した姿勢は、中国官民の間にさらなる激しい反発を呼び、全国各地で対日抗議、排日ボイコット運動が行われた。

ところで、旅大回収運動は北京、上海、天津等の大都市で盛り上げられながらも、東北三省ではわりに平穏であった。当時奉天省長王永江は親交のあった南金書院学堂長岩間徳也に、旅大回収についての複雑な心境を語っている<sup>8</sup>。

日本がその国防及び経済的發展上満蒙を放棄することのできないと共に、満蒙の門戸として重要な意義ある関東州を放棄することのできないのは日本人ならぬ吾々も想像に難くない、恐らく日本はいかなる犠牲を拂ふとも関東州は絶対に放棄し得ないであらう。……強いて回収しやうとするには外交に依る平和手段では到底目的を達することが不可能である。……實力を以て解決するより外に方法がない。万一自力を揃からず無謀にも武力を以て解決せんとした時、その結果は如何になる

であらう。関東州租借権の回収が不可能のみならず、その宗主権まで失ふは勿論、恐らくは満蒙、北支、山東の大地域も我が国の領域から抹殺せらるるであらう。…  
…多数国民の生命を犠牲にし且経済上、精神上的の打撃極めて深刻にして、延いて国家の命脈を危うするに至るべきを想わなければならない。

このような認識を持つ、鋼腕として知られている王永江は、全国の国民及び各団体から非難されたにもかかわらず、奉天省の学生の同盟罷校をやめさせ、奉天省内外のすべての学校に無期限の休学を命じ、また日本に送り出している留学生には電報で中国帰還を抑制したのであった。そのため、1923年における満洲の旅大回収運動は同年半ばから翌年にかけて、事実上終息に向かった。とはいえ、全国的規模で燃えあがった旅大回収運動は間違いなく、関東州植民教育に打撃を与え、1923年の関東州公学堂規則の改正へとつながったといえよう。同時にこの時期の満洲の反日運動は新しい性格の息の長い運動に転換した<sup>9</sup>こととなり、平野健太郎の研究によれば、文化的衝突の次元、つまり教育権回収運動へとつながっていくのであった。

## 2.2 教育権回収運動

阿部洋は「教育権回収の思想が中国教育界に登場して来るのは一九二〇年代初頭で、これが明確に運動の形をとって展開されるようになるのは、……満鉄経営の中国人教育事業に対する反対運動」<sup>10</sup>からであると指摘している。そして教育権回収運動はこれと相前後して中国全体に展開する外国人学校に対してまで及んだ。満洲に始まった教育権回収運動の発端は、奉天市政公署教育課長羅振邦が1924年3月19日より1週間近く満鉄経営の南満中学校と公学堂を参観した結果を、4月1日に奉天教育廳の雑誌『東北』に、「日本化」教育を激しく批判した形で発表したことにあった<sup>11</sup>。同氏の観点は、同日に奉天省教育庁長謝蔭昌が、日本人教育家視察団の歓迎会で行った発言にも見られた<sup>12</sup>。後節で詳説するが、二人の主張を、簡略に言えば、中国人の国民教育及び普通教育は国民性の涵養に重きをおくものであるから、自国で行うべきものであるということであった。その直後に、奉天省教育会は臨時会議を招集し、「日本の東三省で行っている教育は一種の文化侵略であり、その目的は東三省の一般青年の国家観念を滅絶し、親日奴隷を造成して、中国人の対日悪感情を緩和せんとするところにある」ため、「速やかに回収を図らなければならない」として、教育権回収運動、「文化侵略政策」への対抗運動を広範且つ長期的に組織、実行することを提案した<sup>13</sup>。奉天教育庁長祁公亮は、速やかに反応し、「奉省東部各県及び大連、旅順など租借地に調査員を派遣し、調査した結果、各地の中国人教育はすでに外人に操られている」<sup>14</sup>との結論を出した。その調査報告書の一節を挙げる<sup>15</sup>。

すべての制度は関東庁の公布された法令によるものである。例えば、時間表を「時間一覧表」と書き、讀法を「讀方」と書く。……唱歌の歌詞は日本語であり、体操の口令は日本語である。何年何月何日までも大正何年何月何日となっている。……関東州内の居民は中国人なのに！

当時の『中華教育界』第4巻、第5巻及び教育権回収特別号などは「奉天教育権回収委員会」、「奉天教育庁の教育権回収を注意せよ」、「日人の在満洲教育事業の経営之恐怖」、「奉天が教育権回収を実行」などの社説を掲載した。これらの報道を機に高まった教育権回収運動を契機として、1925年の所謂「五・三〇事件」以降、排日あるいは反日運動を全面に出した対日運動が顕在化していくこととなる。注目しなければならないのは、いままで日本植民当局が自慢してきた「無風地帯」「安定な関東州」の植民教育を動かし、さらには対抗から新たなものを創性していく新文化的な運動が中国人主導の教育として結束していくことにある。そしてそれを呼びかけた人物は傅立魚であった。

### 2.3 大連での新文化運動—傅立魚の存在と大連中華青年会の役割

当時中国人向けの「泰東日報」の編集長であった傅立魚（1882～1945）<sup>16</sup>は中国安徽省英山県人であり、秀才の資格を持つ。17歳で安徽法政大学堂に入学し、卒業後日本明治大学に留学する。日本滞在中、孫中山、汪精衛、邵力子、陳独秀等と知り合い、その影響を受け、同盟会に入会した。帰国後、安徽省視学官、巡撫部院参議、臨時政府外交部参事などを歴任した。袁世凱政権成立後、反袁運動で指名手配され、関東州に亡命したという経歴の持ち主である。1920年5.4運動の影響を受けた愛国知識人傅立魚の提唱によって、5月に大連中華青年会発起人会議が開かれる。同年6月には日本植民当局の許可を経て、7月1日中華青年会が設立された。

傅立魚は、関東州の新文化運動のリーダー格的な存在である。日本留学経験を持つジャーナリストとして、その才能と勘能な日本語で、植民統治側にも買われ、満鉄顧問、大連市役所議員、南満州教育会編集委員、満洲社会事業研究会評議員、奉天教育研究会顧問を歴任して、様々な分野で社会活動を行った。その中で、何よりも評価すべきは中国人青少年の民族自覚を啓蒙する教育機関である大連中華青年会<sup>17</sup>を誕生させたことである。

最初に選出された会長は、大連華商公議会副会長張本政<sup>18</sup>であったが、彼の固辞によって、結果として、会長には傅立魚が、副会長には閻傳紱<sup>19</sup>が選出された。当時中華青年会経営陣であった董事の8名と幹事の大半は大連華商公議会と小崗子華商公議会<sup>20</sup>のメンバーであり、顧問の13名は表3-1のようになっていた。

この13人の顧問の中に、各分野の日本人実力者8名、中国人実力者5名をおくことは、

直接日本植民当局と衝突するより、摩擦を回避し、共栄共存を取ろうとした傅立魚の戦略が示されている。しかも表 3-2 にみるように、同会の運営資金の調達方法は、創設時期に

表 3-1 大連中華青年会顧問一覧表 1923 年当時

職務	姓名	籍貫	現職
総顧問	李子明	山東福山	大連華商公議会議長 源成泰社主
同上	劉伯良	奉天金州	金州民政署参事
同上	金子雪斎	日本人	泰東日報社長 大陸青年団団長
同上	田中喜介	同上	大連民政署長
同上	村井啓太郎	同上	大連市長
同上	松岡洋右	同上	満鉄理事
同上	相生由太郎	同上	大連商業会議所会長
同上	立花正樹	同上	大連海関税務司
同上	香山長一	同上	大連日本基督教青年会会長
学務顧問	飯河道雄	同上	満鉄学務課視学
学務顧問	秩父固太郎	同上	満鉄教育研究所主任
体育部顧問	岡部平太	同上	満鉄社会課運動部主事
常務顧問	王健堂	福建	前小旅宋副領事、大中印書館經理

出典：「為請撥給經費事／大連中華青年会呈」『奉天省長公署』<sup>21</sup>

表 3-2 大連中華青年会の運営資金

創設期	大連華商公議会議と小崗子華商公議会の寄付を基金に 普通会員会費 両会会員を中心とする賛助会員会費 付属小学校の運営収入	小銀元約二万元の利子 1500 元 1000 元 1500 元 2000 元
1924 年以後	満鉄 奉天省政府の補助金（いつ開始不明）	金票 2500 円 金票 1000 円

出典：『植民地大連における華人社会の展開——一九二〇年代初頭大連華商団体の活動を中心に』により作成<sup>22</sup>

は、大連華商公議会議と小崗子華商公議会議の資金援助を受けていた。つまり、中国人の経済

実力団体に依存したことになる。しかしながら、1924年以後、運営が苦しくなると、満鉄と奉天省政府からの補助金を加えて運営していく。

前章で触れたが、関東都督府統治時代に、中国人の主導した金州西小磨子小学校の設立者喬徳秀<sup>23</sup>は、科挙の貢生の資格をもつ、儒教に強い影響を受けて、公然と日本植民教育に抵抗し、日本植民支配に反対する姿勢と異なり、傅立魚は喬と同様に民族意識の強い愛国者であったが、日本に留学して近代的な教養を身につけた知識人でもあり、決して近代的な教育に反対抵抗しなかった。『大連中華青年会章程』の内容を見れば、彼の初期の理念は<sup>24</sup>

本会は政治宗教の色彩を帯びない。青年の徳育、智育、体育を育成し、高尚優美之人格を涵養し、社会に奉仕することを主旨とする。

とある。また彼は同会の刊行物『新文化』の創刊號に、大連中華青年会の主旨を次のように挙げている<sup>25</sup>。

中国の固有文化の精神を高揚し、西洋文化の精髓を吸収し、文化の開発、文化の改革、東三省文化の独立を謀る

彼が最初に提唱した「政治宗教にかかわらない」文化の「中体西用」、「東三省文化の独立」といったことは当初は「排日に代表される排外ナショナリズムと単純に直結するものではなかった」<sup>26</sup>。しかし、1923年の中国共産党の介入及び積極的な誘導によって、関東州の新文化運動は質的に変化していく。すなわち中国共産党の影響を受けた傅立魚及び大連中華青年会の運営方針は政治宗教に関与しないというスローガンからやがて日本植民統治への抵抗に変わっていくのである。傅立魚の主な活動には、以下のような功績をみることができる<sup>27</sup>。

- (1) 「泰東日報」を利用し、ロシア革命、マルクス思想、5.4運動の高揚した動きおよび中国国内の社会状況を報道し、これまで閉鎖されてきた関東州の中国民衆に情報を伝達することに努めた。当時の関東州日本植民当局が、意識的に中国国内の情報を切り離そうとしていたため、清国が崩壊し、中華民国建国したことさえ知らない中国人も少なくなかった。
- (2) 「曜日講壇」を設け、定期的に社会信望のある有名人を招聘し、その講演を通じて反帝国主義、反封建主義の新思想、新潮流を紹介し、植民統治現状を黙認している関東州内の中国人の民族意識を喚起し、愛国観念を養い、社会活動、排日運動の参加を呼びかけた。「曜日講壇」の講演は1921年1月から1926年6



月まで記録として保存されているのが 201 回であり、講演の内容も社会情勢の進展に従い、変わっていく。ここで、二三の人物及び講演テーマを紹介して置く<sup>28</sup>。

「中国青年之覚悟」、「大連中華青年之責任」、「愛国之方法」、「新時代之文化」「打破旧習慣之勢力」、「戦乱与国民之覚悟」、「新中国及新中国人」、「中国と世界」、「興国之要策」、「共産主義と中国」、「人道問題与階級制度」、汪精衛の「中国将来之希望」（1923. 5. 22）、胡適の「新文化運動」（1924. 7. 30）、国民政府外交総長伍朝枢、国会議員林長民、張継、邵力子など政治家が孫中山の辛亥革命及び三民主義についての講演を行った。1924 年～1926 年まで、中国共産党人李震瀛、傅景陽、秦茂軒、楊志雲などの「中国と世界」、「此次政変与国民の持つ態度」、「平民教育与救国」などを通じて、中国国内の影響力の浸透を図った。

- (3) 機関誌『新文化』（後期青年翼と改称）を 1923 年 2 月創刊した。東北三省において、初めて中国人のために出版権を勝ち取った新文化、新思想を宣伝する雑誌であった。孫中山は創刊号に「宣伝文化」と題付けした。執筆者に<sup>29</sup>、共産主義者と国民党人、著名な学者と各界の知名人、国家主義者と無政府主義者であった。特に、共産党指導者であった李大釗、惲代英、肖楚女などの論説、国民党人孫中山、汪精衛の「大アジア主義」、「平和、奮闘、救中国」の論説の掲載を通じて、関東州中国人の文化知識の涵養、愛国観念の強固、民族意識の覚醒などの役割を果たした。「はじめて日本植民統治下での大連において、結社、集会及び教育を行い、自分の雑誌などの出版、発行の先例を作り出した」<sup>30</sup>。

- (4) 中国人主導の学校及び図書館の創立

次節で述べるように傅は大連中華青年会付属小学校を設立し、それをきっかけに、20 年代の中国人に中国人主導の私立学校の設立及び振興を促がし、植民教育に対抗する教育勢力の結成及び簡易図書館の設立に尽力した。「毎日来館閲覧する人が止まらず、市民の求知欲が日に日に強くなっていることが窺える」<sup>31</sup>。当時大連の青年たちは図書館を通して、知識を増やし、視野を拡大し、社会主義的学問にも触れるようになった。

- (5) 大連の反帝国主義連盟の結成への協力

1925 年の「五三惨案」を機に、共産党大連地下党、青年団組織、労働組合、学界及び知識人による「大連瀘案後援会」の設立の際、傅立魚は主任委員に選ばれ、「泰東日報」編集長の身分で、デモ行進、チラシ作成、追悼会、募金、情報掲載などをリードした。その結果同盟罷校に旅順工科大学、旅順師範学堂、旅順第二中学、大連工業専門学校、西岡商業学堂、大連第一中学校、普蘭店公学堂、大連中国人私立学校のほとんど<sup>32</sup>が参加するまでとなる。

### 3. 関東庁植民統制下における中国人主導の私立小学校及び私塾と 日本人主導の公学堂及び普通学堂との相克

#### 3.1 中国人主導の私立小学校

##### 3.1.1 大連中華青年会付属小学校

日本植民統治以後の中国人の経営する新式学校について考えると、大連中華青年会付属小学校は、前節で述べた 1910 年金州私立西小磨子公育両等小学校に次ぐ学校である。

大連中華青年会は学校部、体育部、講演部、衛生部、救済部、群育部、交際部、総務部の 8 部署をもつ。中華青年会付属小学校は 8 部の中で、最も経費がかかった主要業務であった。教育趣旨については、「大連中華青年会章程」（全部 8 章 39 条）に<sup>33</sup>記載されているように、徳育、智育、体育の「三育主義」を通して、高尚優美な人格を育成することによって、社会貢献を目指すことを旨としている。

教育状況及び教育内容について、『大連中華青年会資料集』は、次のように記述している<sup>34</sup>。

学校有高等小学 2 班、学生 118 人；初等小学 3 班、学生 245 人。另設有分校、初等小学 2 班、学生 120 人；初級中校 1 班、学生 45 人。共計 8 班、学生総数 528 人。該校小学学制為初級 4 年、高級 2 年。初級設修身、国文、算術、図画、手工、唱歌、体操；高級増設歴史、地理、日語、英語等。

国文は中国語教育のことであり、使用教材は商務印書館と中華書局から出版されたものである。日本語の授業の担当は日本早稲田大学卒、満蒙文化協会編集員の中国人趙鶴斌と満鉄教育研究所講師の田中清之助であった。日本語時間数は公学堂とは大きく異なり、週 2 時間しか配当されなかった。重視されたのは中国文である国文科目であり、週 16 時間が配当され、圧倒的に多かった。当時付属小学校は二十年代末、大連社会において「その学校精神、内部の組織、教授のスタイル、課外の活動は、すべて中国の実行している新学制及世界新しい教育潮流に符合する<sup>35</sup>」と評価されたため、積極的に子供を入学させる家庭が増え、全盛期には初等 8 クラス、高等 4 クラス、中学 3 クラス、夜間部 9 クラスに至り、貧民習字班の卒業生は 5 年間で 2000 人に達するという成果を挙げた。

大連中華青年会付属小学校の設立及びその教育方針、教育内容をみれば、直接に日本植民統治に対抗しないものの、岩間徳也はその勢いを「星星の火種が燎原の勢いになる」と恐れ警告を發し、1922 年 5 月関東庁が庁令第 40 号「関東州私立学校規則」を公布するに至る。「関東州教育史」に「関東州私立学校規則」の作成の背景については次のような記述がある<sup>36</sup>。

傅立魚一派の提唱に依り、支那人を支那人として純然たる支那式によって教育しやうとする使命の下に設立されたものであるが、その内容はかなり過激な排外主義的色彩を帯び、其の内容についても兎角の批難があり、大正10年の蹴球大会参加勧誘書の如きは、一時我が官憲に相当の衝動を与えた。

「私立学校規則」の発点が「思想上の取締のみのために発布したものと解することはできないけれども、その教師、教科書に就いて相当の制限を附したのは、思想などに関する問題にも関連があったとも言へよう」<sup>37</sup>。そしてこの危惧は「関東州私立学校規則」の<sup>38</sup>

第十条 学校ノ設備、授業又ハ其ノ他ノ事項ニシテ教育上不適當ト認ムルモノアルトキハ其ノ変更ヲ命スルコトアルヘシ

第十一条 左記各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ私立学校ノ閉鎖ヲ命スルコトアルヘシ

一 設立者、校長又ハ教育法令ノ規定若ハ法令ノ規定ニ基キ発シタル命令ニ違反シタルトキ

二 学校ノ経営公安ヲ害シ又ハ教育上有害ナリト認ムルトキ

となる。傅立魚は共産主義傾向に転じていくが、1928年7月、その過激な反日活動により逮捕されたが、「泰東日報」の社長金子昌平をはじめ、関東州各階級の抗議が相次いだため、関東庁統治当局はやむを得ず、州外退去という曖昧な措置で決着をはかった。

### 3.1.2 中国人主導の私立小学校

「関東州私立学校規則」による規制が厳しくなる反面、大連中華青年会附属小学校の影響を受けて、二十年代前半期において、相次ぎ中国人主導による私立学校が設立された。当時知名度の高い学校を取り上げてみよう<sup>39</sup>。

#### (1) 大連中華増智学校

1922年6月設立。教育主旨は中華青年会附属小学校と一致する。初校長は毛儀庭であり、後に李仲剛（国民党員）が継ぐ。副校長林昇亭（別名林基堂、1926年2月大連国民党市党部書記であり、1931年中国共産党に加入）であった。学校概況は下記のとおりである。

「初等科5班、高等科2班、招收付近工人和貧民子弟入学。学科設有公民、国文、算術、地理、歴史、自然、体操、手工、唱歌、図画等。1926年有初小5個班、高小3個班、共有学生300余人。専兼職教員9人」。

(2) 大連中華三一学校

1922年12月元北京大学マルクス主義学説研究会のメンバーであり、大連「泰東日報」の記者である劉憫躬と夫人石三ーが創立した。1924年前半、三一学校には40人の学生がいた。新文化、新思想を普及しながら、日本の関東州租借に反対し、民衆の愛国意識を促す教育を行ったため、創立者は日本統治当局によって大連から退去させられた。その後、中華三一学校は中華青年会の分校になった。

(3) 大連中華覚民学校

1924年6月学董閻仲謀が設立した。発足当初、25名だった学生は、わずか2ヶ月で120人に増えた。1927年には4クラス、学生数133人になった。教員は9人であった。同年8月校長閻仲榮は学校を代表して、大連中華連合会に出席、10月には同校教師と学生合わせて50人が中華民国国慶節の祝賀大会に参加している。

(4) 大連嶺前屯石道街貧民義務学校

1924年3月山東同郷会による設立。当初30名までに限定されたが、時に満員になったので、1926年3クラスに増設、学生は90人に増えた。この学校は学費を徴収せず、学生に書籍、文具、運動服を配給したので、当時の中国人社会に歓迎された。施設、設備及び教科書、衣服等の経費は中国人の寄付によるものであり、教育方針は自立できる人間を養成することにあるため、生活の実際に合わせた実用的な教育内容を重視するところには特徴があった。

以上の施設のほか、小規模の施設が7校できた。これらの学校の教科目に日本語授業があったか、教科書、教員等不明な面が多く残されているが、日本統治当局の厳格な審査が必要とされた当時、中華青年会附属小学校と同様に日本語科目を設けなければ学校設置が許可されないことが推測できる。これらの学校は、新文化、新思想を伝達する担い手として、大連のナショナリズム、特に同盟罷校の展開の中で、関東庁植民支配下の学校に呼びかけ、先導的な役割を果たしたのである。また「中国の教育制度或は伝統口学に基づき、愛国主義の宣伝を行い、中国人の子弟を育成する。そのほとんどの私立学校は、中国共産党の大連地下党組織がマルクス主義の宣伝を行い、共産党の主張及びその革命活動を展開する重要な陣地<sup>40</sup>」となり、関東州日本植民教育と相克し、関東州の日本植民教育を牽制したのである。

一連の排日運動による洗練を経て、新文化運動は次第に中国共産党による反日運動へとつながり、中国民衆の愛国民族意識を促した。この反日組織が確実にできたことこそ、日本統治当局に恐れさせたのであったが、中国共産党員が私立学校の校長及び教員になり、

学校を拠点として、大連の反日運動をリードしたことであり、これがこの時期の重要な特徴であることを見落とせない。しかし、この流れは満洲事変直前の1928年末からの関東庁統治当局の大規模な鎮圧開始により、中国人私立学校は次第に公学堂又は普通学堂に改組され、日本植民教育体系の中に変身させられていくのであった。

### 3.1.3 伝統文化伝授の場—私塾

植民教育に対抗する私塾への統制はすでに関東都督府時代からはじまっていた。私塾を日本の統治下に置くためには、私塾教育に介入し、植民教育方針及び教育内容を浸透させなければならない。その手段として、1910年蒙学堂、小学堂が設立され、私塾の一部を改編した。また1915年普通学堂の設立に従い、蒙学堂及び小学堂は普通学堂に吸収された。それによって、関東州の私塾は最盛期の1907年の561校、塾生数11807名から急速に減少し、都督府統治終了直前の1917年には、私塾史上最低の47校、塾生882名に転落した。

しかし、教育権運動及び新文化運動の高揚に従い、私立学校と共に、入学率はまた上昇し、表3-3のように、1920年には塾数83、塾生数1741、1923年塾数205、塾生数3224、1927年塾数166、塾生数3826名と回復の兆しを見せている。

表3-3 中国人私立学校、私塾と公学堂、普通学堂数及び学生数、教員数の流れ

	学 校 数	学 生 数	教 員 数	学 校 数	学 生 数	教 員 数	学 校 数	学 生 数	教 員 数
	1920年			1923年			1927		
中国人私立学校	1	525名	12名	11	983名 4校のみ	30名 3校のみ	11	1006名 4校のみ	30名(1923 年延び数)
私塾	83	1741名	86名	205	3224名	205	166	3826	217
公学堂	8	3044名	79名	10	4605名	270	10	7615	270
普通学堂	117	17605 名	339 名	108	19014 名	459	109	20560 名	471

出典：『満洲における我邦の教育施設』1927年、『関東州の教育』1920、『関東庁統計書』1923年、『日本侵略東北教育史』により作成<sup>41</sup>

表3-3に見るように、1920年から1927年までの間、私立入学適令の子供を私立学校及び私塾に入学させることで、中国人は日本植民教育制度に対抗したのである。

この勢いは関東庁統治側にとって、脅威的であり、放任すれば植民統制に取りつかない結果になる恐れがあるため、1927年4月、私塾に対する厳しい規制を始めるため、「関東州書房規則」が改正し、私塾を植民教育に統括できるようにした。関連する条文を取り上げてみてみよう<sup>42</sup>。

第一条 書房ハ支那従前ノ慣例ニ依リ専ラ支那文ノ教授ヲ為ス以テ目的トス但シ土地ノ状況ニ依リ日本語、算術又は裁縫ノ一科目若ハ数科目ヲ加設スルコトヲ得

第六条 書房ノ教員ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者タルコトヲ要ス

- 一 関東州普通学堂教員又ハ関東州公学堂支那人教員ノ資格ヲ有スル者
- 二 民政署長又ハ民政支署長ノ認可シタル者

第八条 左ノ場合ニ於テハ民政署長又ハ民政支署長ハ書房ノ閉鎖、教師ノ解雇其ノ他必要ナル措置ヲ命スルコトヲ得

- 一 書房ノ開設者若ハ教師ニシテ不適當ナリト認メタルトキ又ハ法令ノ規定ニ基キ発シタル命令ニ違反シタルトキ
- 二 書房ノ管理不適當ニシテ教育上有害ナリト認メタルトキ

改正の結果、中国伝統文化教育の場である私塾においても日本語教育が入り込み、植民教育の支配下に強いられることが明白になり、また私塾すなわち、書房教育の中で重要な役割である民族意識の喚起を担った教員も植民統治側の認可が必要とされ、傅立魚のような扇動的反日教員を断固取り締まるように決定されたのである。とはいえ、満洲事変以後の厳しい政治環境の中でも、私塾は低迷どころか、強靱な生命力を示し、日本敗戦まで関東州の歴史舞台から退くことはなかったのである。

### 3.2 日本人主導の公学堂及び普通学堂—日本語教育方針の調整

この時期の日本語教育の状況を把握するためには、まず1919年の行政改革を簡略に見ておく必要がある。

1919年4月、関東都督府が廃止され、その下に隷属していた関東都督府民政部を関東庁に改め、関東長官は「関東州ヲ管轄シ南満洲ニ於ケル鉄道線路ノ警務上ノ取締ノ事ヲ掌」り、「南満洲鉄道株式会社ノ業務ヲ監督ス」る権限をもつものと定め、従来の都督のように必ず陸軍大将また中将から任用されるとの制限は撤廃され、初代の関東長官には文官の林権助（駐満大使）が任命された。陸軍部は関東軍司令部に改組され、所謂「軍政分治」が

はじまった。反日運動の渦の中に置かれ、中国人私立学校の高揚を警戒しながら、関東州租借期限が二十一ヶ条によって99年まで延期できた安緒感をもつこととなった関東庁統治当局は、学務課を新設し、視学の定員を増し、旅順、大連の両民政署に各一名の専任視学を配置し、1921年に入ってから、金州民政署及普蘭店民政署にも視学を配置し<sup>43</sup>、初めて正式な教育行政機関である関東庁内務局学務課が設置され、教育方針も統一され、政策の実行が保証された。教科書の編纂及び研究も盛んになり、各種の学校の整備もほとんどこの時期に整った。同じ1921年「関東州公学堂規則」の一部改正続いて、1923年「関東州公学堂規則」の改正と「普通学堂規則」の改正を行い、以下のような調整と方針転換を行った。

### 3.2.1 1921年の公学堂規則の一部改正

1921年の公学堂規則の一部改正の内容は次の通りである<sup>44</sup>。

第六条中「地理」ヲ「地理及歴史」ニ改ム

第二号表中日本語及び地理ノ項ヲ左ノ如ク改ム

第3-4 1921年の公学堂規則一部改正 第二号表

日本語	8	発音、日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書き、綴リ方	8	同上
地理及歴史	3	地誌ノ大要	3	同上、地文、人文ノ概略
		中国歴史ノ大要		日本歴史ノ大要

「第二号表」に見るように、1921年の主な改正点は、歴史教育の加設と高等科の日本語授業の削減である。高等科の地理教科に歴史が加設され、科目が地理歴史となり、今までの2時間から週3時間配当と増えることになった。歴史の授業は高等科1学年で「中国歴史ノ大要」、2学年で「日本歴史ノ大要」と定めされた。今までも関東州中国人初等教育では、普通教科として地理、理科を設けてきたが、歴史は設けていなかった。その理由について、かつて「第二部会」<sup>45</sup>において、歴史教育を「課するの可否は屢々討議されたが一般に之を課することは、国民的自覚を誘発し、其の感情を刺激する恐れがあるから」<sup>46</sup>、結論として否決されてきたのであった。しかし、上述した背景により、北京、上海から伝わってきた民族自覚を促すような排日情報、例えば、『中国教育時報』に載っている「教育権回収運動の意義及主張—余家菊」、「中国教育の政策を確立せよ—陳啓天」、「小学校の歴史過程中心に加ふべき愛国教材について—李禹九」等の論説<sup>47</sup>が、「如何に学校で教授しな

くとも一步を出れば新聞雑誌其の他種々の刊行物を手にすることができるやうになり、「思想の進歩は依らしむべし知らしむ可からずの時代は己に過去となり」、教授しないこと  
 によって、「却って懐疑の念を抱かせることとなり、教育上不可である」<sup>48</sup>と主張するところを認め、教育現場では現実社会の情報と教科書に載る情報を断ち切れないことを認識し、  
 むしろ「教材と教授法に注意して、小学校と同じくこれを課する」、「正しく導くという意味から加へる」<sup>49</sup>という意見が関東州教育研究会「第二部会」において、有力となって、  
 改正へとつながっていくのである。

とはいえ、その歴史科目増配のためには、何らかの教科から教授時間数を割らなければならなかった。削減候補は当時 8 校公学堂に意見を求め、次のような意見が集まる<sup>50</sup>。

旅順公学堂	漢文科より	附属公学堂	修身科より
三澗堡公学堂	日本語科より	沙河公学堂	修身科より
大連公学堂	高二は日本語科より	高一は漢文科より	
金州公学堂	日本語科より	普蘭店公学堂	修身科又は日本語科より
貔子窩公学堂	日本語科より		

歴史の時間増のためには、金州南金書院など 5 校の意見に従い、高等科の日本語の授業を週 1 時間を減らすことに決まった、改正後の教科目は表 3-5 の通りである。

表 3-5 「関東州公学堂規則」改正 教科目及び週時間数（1921 年）

		修身	日本語	中国文	算術	唱歌操	裁縫芸	理科	歴史	地理	図画	手工	農業	計
初 等 科	1 年	2	10	7	5	4					随時			28
	2 年	2	10	7	5	4					随時			28
	3 年	2	10	9	5	4	女 3				随時			男女 3032
	4 年	2	10	9	5	4	女 3				随時			男女 3032
高 等 科	1 年	2	8	7	5	3	女 3	2	3		随時	随時		男女 3033
	2 年	2	8	7	5	3	女 3	2	3		随時	随時		男女 3033

出典：『明治以降教育制度発達史』第 13 巻 p60 に記載している 1915 年「第 1 号」により筆者作成。<sup>51</sup>



1921年改正の内容からみれば、日本語教育方針に大きな変動がみられない。1915年の公学堂改正の方針を引き続く初等1、2、3、4学年の日本語と漢文は、1915年の公学堂規則改正でも同様であったが、表3-4に見るように、1921年高等1、2学年の日本語は1時間を減り、8時間となっている。しかし日本語が漢文を1時間上回ったことは日本語教育重視の方針が変わっていないことを意味する。

### 3.2.2 1923年の公学堂規則の改正

1921年の一部改正後間もなく、1922年2月ワシントンで軍縮会議が開かれ、会議で作られたワシントン体制は中国における日本の特権的地位を否定し、日本が従来のように軍事力を背景とする膨張政策をとることを不可能にした<sup>52</sup>。このため、満蒙に対する日本の既得利益に対する政策を新たに模索しなければならなくなった。

軍縮会議にあたり、関東庁から提出された「関東州内の支那人に対する文化的施設状況」という報告があり、次のような内容が書かれている<sup>53</sup>。

・・・而して其の教育の根本方針に至りては固より支那人としての教育にして、同化若しくは統治の方便としての教育にあらず、勿論関東州は日支人雑居の地なるを以て互いに其の国語を解し、其の国情に通ずることは頗る必要にして、之れ即ち相互の理解と親善とを意味するものなれば、総ての教育機関は日支人の何れを収容するに關はらず、此の点に注意すること深しと雖も、而も各々其の本国人としての特質を發揮し、本国人としての適切ナル知識技能を授くることに於いては遺漏あること莫し・・・

関東州における一部の現場教育者は反日ナショナリズムの高揚に対して、今までの二十年近くの植民教育を反省して、様々な意見を出してくる。初期段階から、台湾の「同化教育」を関東州で実行しようとしてきた人の一部は、「同化教育」が思うように進まないことを反省し、従来とは反対の観点から「中国の慣習を理解して、中国語時間数をもっと増やしては」、「支那人を支那人として教育するには、その道徳的方面に於いても在来の文化と歴史とを重視すべきであるといふ説が漸次唱導され」るような状態、つまり相互理解を求めるまでになっていった。1922年9月改めて中国人教育関係者会議が開かれ、1923年規則改正となるが、そこにつながる意見の一節を取り上げておく<sup>54</sup>。

教育の事業固より百年の大計にして、短日月以て能く、十分なる効果を収め得可

きにあらず。殊に思想感情を異にし、風俗習慣を異にする異民族を教育するに当たり、徒に理論に拘泥して現実を離れ、若しくは効を眼前に急ぎて大局を忘るるが如きことあらんか。必ずや悔を後日に遺すに至るべし。宜しく慎重事に當り、常に研究調査を怠るなく、其の施設は正に民度に応ずべくその教授、訓練は宜しく日常の状態に適合したるものたらしむべく・・・

つまり、教育のような百年事業は、焦ってはいけない。異民族を教育する際は現実をはなれてはいけない、目の利益にこだわると、必ず後悔すると諫め、慎重に現地の民度に適応するような教育をすべきだと強調している。

上述の経緯の中で、1923年3月「関東州公学堂規則」が行われた。この改正の条文をいくつか挙げて置く<sup>55</sup>。

第一条 公学堂ハ児童ノ身体ノ発達ニ留意シ德育ヲ施シ其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス

第四条 初等科ノ教科目ハ修身、中国文、日本語、算術、図画、手工、唱歌、体操トシ女兒ノ為ニハ裁縫ヲ加フ

第五条 高等科ノ教科目ハ修身、中国文、日本語、算術、歴史、地理、理科、図画、手工、歌唱、体操トシ男児ノ為ニハ実科、女兒ノ為ニハ裁縫及手芸ヲ加フ

第1条は、教育主旨で、その内容は、前章で述べた通り、金州公学堂南金書院学堂長岩間徳也が看取した通り、今まで「関東州公学堂規則」で定めていた「支那人ノ子弟ニ日本語ヲ教へ」という内容が削除され、「公学堂ハ児童ノ身体ノ発達ニ留意シ德育ヲ施シ其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス」るように改められた。これは植民教育が始まって以来、初めてのことであり、重大な方針変化と言えよう。竹中憲一は中国人に対する国語（中国語）教育が重視され、日本語教育を一步後退させる結果になった<sup>56</sup>と指摘している。

表3-6に見るように、いままで教科目表示で「漢文」と表示してきたものを「中国文」に変え、また教科目表示の順序も日本語の前に置いている。日本語時間数は初等科では週10時間から各8時間に削減され、高等科では週9時間から8時間に削減されている。それとは反対に、日本語の前に置かれた中国文の時間数はそれ以前の7時間から3時間増え、10時間になり、高等科では日本語時間数と同じ8時間に増やされた。

表 3-6 「関東州公学堂規則」改正 教科目及び週時間数 1923 年

		修身	中国文	日本語	算術	図手画工	裁手縫芸	歴地史理	理科	実科	計
初等科	1年	1	10	8	5	1					25
	2年	1	10	8	5	1					25
	3年	1	10	8	5	2	女 3				男 26 女 29
	4年	1	10	8	5	2	女 3				男 26 女 29
高等科	1年	1	8	8	5	1	女 3	3	男 2 女 3	男 2	男 30 女 32
	2年	1	8	8	5	1	女 3	3	男 2 女 3	男 2	男 30 女 32
予科	1年	1	6	12	6	3	女 4				

出典：『明治以降教育制度発達史』<sup>57</sup>

「修身科教則中、従来教科書には全く現れてゐなかつた「国家」の項を設けて国家に関する抽象的な知識を共へ」<sup>58</sup>るとともに、具体的な生活知識を授けるために学校の休みの日は、中国在来の祭日、清明節、端午節、仲秋節、陰歴 10 月 1 日を当てた。しかも「高等科には予科及び補習科を置くことを許し、又高等科に歴史の一科を加へ男児の為に農業若しは商業の一実科を課する」ようになり、「公学堂の教育は必ずしも日本語の教授を以て主たる目的とするものでない」<sup>59</sup> こととなり、前章で述べた南金書院学堂長岩間徳也の明治 38 年時代からの主張となつたのである。

勿論、この変化が日本語授業を無くしたというわけではない。依然として日本語は教科の一つとして重視された。公学堂規則の改正は一種の激しくなりつつあつた中国人ナショナリズムへの「やむを得ない状況下において取つた戦略」<sup>60</sup> にすぎなかつたのであり、形式上、規則から「日本語を教へ」る条文が削除されたにすぎず、実際には日本語の授業は継続し、当然「暫く停顿状態を續けざるを得ない」こともなかつた。

### 3.2.3 1923 年の普通学堂規則の改正

この時期、公学堂規則改正に伴い、普通学堂の規則の改正も 1923 年 3 月 17 日に行つ

た。改正は次の通りである<sup>61</sup>。

第一条 普通学堂ハ支那人ノ児童ニ簡易ナル初等教育ヲ施ス所トス普通学堂ハ児童ノ身体ノ発達ニ留意シ德育ヲ施シ其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス

第七条 普通学堂ノ教科目ハ修身、中国文、日本語、算術、図画、手工、唱歌、体操トシ男児ノ為ニハ實科、女児ノ為ニハ裁縫ヲ加フ

1916年4月公布された普通学堂規則と比較すると、公学堂の規則改正と同様に、教科目表示の順序が逆転して、「中国文」を日本語の前に置き、1916年の週10時間からこの改正では、12時間を配当している。この2時間の増加は中国語の重視として評価される。一方日本語教授時間は1916年の4.4.6.6時間から、今回の改正では第1.2学年において、2時間増加し、6時間が配当され、第3.4学年と同様に6時間になった。

表3-7 「関東州普通学堂規則」改正 教科目及び週時間数 1923年

		修身	中国語	日本語	算術	図画	手工	唱歌	体操	實科	裁縫	計
初等科	1年	1	12	6	5	1		3				28
	2年	1	12	6	5	1		3	-			28
	3年	1	12	6	6	1	1	男 3	女 2	男 2	女 4	男女 32 33
	4年	1	12	6	5	1	1	男 3	女 2	男 2	女 4	男女 32 33

出典：『明治以降教育制度発達史』

ここで指摘したいことは、普通学堂の前身の蒙学堂規則にあった「日本語ヲ教授シ」という表現が1916年の改正時点で消したことで、蒙学堂の日本語時間数の9時間は、1923年の普通学堂においては、第1.2学年が4時間、第3.4学年が6時間というふうに削減されていることである。その理由は「実用性が殆どない日本語を農村部の生徒に教えることへの反省と当時中国人の排日運動への配慮」<sup>62</sup>であるという指摘がある。

#### 4. 日本語教育実態—教科書、教授法及び教員の編成

##### 4.1 日本語教科書の合同編纂

関東州における教科書の編纂の着手は、関東都督府統治の1914年のことであり、関東庁統治の1920年に教科書編纂委員会を設け、本格的に編纂が始まるのは1922年であった。関東都督府統治までの教科書編纂については確実な史料がなく、前章で述べたように、各公学堂はそれぞれの事情にあわせて「文部省所定のもの、或ひは支那（主として上海商務印書館）出版のものを用ひてゐた」<sup>63</sup>。しかし、「支那人教育に当る公学堂では、中華民国発行の教科書中に適当なものがなく、新たに関東庁及び満鉄の教育方針に適合する教科書を編輯する必要を生じ」、また「狭小な地域内で別々に教科書を編輯するのは労力に於いても費用に於いても頗る不経済で、従つて優秀な教科書を廉価に供給することが困難であり、その上児童が転校する際多大の不便がある」<sup>64</sup>ので、1922年、関東庁と満鉄の双方から合同編輯の話がもちあがり、南満洲教科書編輯部が組織されたのである。編輯員については、すでに明らかな通り、次のようなメンバーがまず決まった<sup>65</sup>。

今永茂	大連大広場小学校訓導
城戸甚太郎	旅順師範学堂教諭
中堂謙吉	大連公学堂堂長
鈴木健太郎	旅順師範学堂訓導
浅井周治	旅順公学堂教諭
伊藤加七	編輯員

しかし、このメンバーは、関東州と満鉄の合同編集なのに、満鉄の出身は一人もいなかったため、翌年から満鉄の不満を解消するため、日本語教育専門家として知られる大出正篤（南満中学校教諭）、鹿子生儀三郎（開原公学堂長）、飯河道雄（満鉄視学）が加わった。ここでは、1924年から1935年まで日本語教科書編輯員のひとりとして『初等日本語読本』、『中等日本語読本』、『速成日本語読本』など三十冊の編纂に携わってきた今永茂の話しを踏まえて、当時日本語教科書編纂方針について、考察してみる<sup>66</sup>。

#### 一、話方本位

初等日本語読本が話方本位の大方針のもとに編まれた以上、当然讀方本位の教授は避けなければならぬ。殊に巻一卷二といふ初步に於ては極力之を排せねばならぬ。

## 二、応用主義

本を離れ、本のままにすらすら言へる。……暗誦主義の教授では話方が上達するものではない。一つの事を教へたら、各種の手段によって、色々な形式に応用し、活用することが大切である。

## 三、文型尊重

話方教授の形式をとって応用を重んじた教授をしても、それが一語一句に捉われてゐては、話方の上達を期ずる事は出来ぬ。……思想発表には文の型、即ち発表の形式がある。……これを眼目として話方であり、応用であつて欲しいとした。

今井茂のいう話し方本位の編纂方針はこの時期の日本語教授の目的、所謂実用主義という立場に立つものである。彼は、「教室に於て正式に教師に就いて学ぶ生徒を主として考へ、教室会話・学校会話から始めて、漸次範囲を拡大し、家庭、社会、自然等に関する生徒に親しい、そして必要な教材に進める」を述べ、また編纂上に於いて、語句は「なるべく実用的な一般的なものを選んだ」。又文章は文学領域のものではなく、「実用主義尊重の上から実用の立場」を考え選んだ。「対話体は話方教授に都合がよい」<sup>67</sup>と考へ、なるべく多く取り入れる方針を取っている。

関東庁時期に使われていた基本教材、『日本語読本』は全8冊で、編集主旨として、次の点を利点として着目した。

(1)文字は「巻一に片假名の全部を提出し、巻三より平假名を出した。濁音・反濁音は其の假名が出る前に、その清音の假名を必ず出すやうにし、促音・拗音・長音に用ひる假名も勿論その前に出した」<sup>68</sup>。本書では「日本人の本来の国語表記である歴史仮名遣いをしないで表音式仮名遣い」<sup>69</sup>を採用している。

(2)発音は語学教授においては非常に重要な部分であり、「実用主義に立場を極めた以上、なるべく難を後にするといふ原則を守った」。

(3)絵画教材について「第一巻の巻頭数課に文字を出さず、絵画のみの教材を置いた」<sup>70</sup>。その理由はすべての学生に実際運用の徹底を求めるためであった。これも関東庁統治時期における、日本語のできる下級労働者の更なる需要拡大にあわせたものであった。

## 4.2 直接教授法の確立

教授法についての研究は関東州よりも、満鉄が率先してスタートさせている。1912年鉄嶺日本語学堂で日本語の直接教授法の講習会が開かれ、講師としてロシアでベルリッツ式の日本語教授をしていた井上信翁を迎えた。当然関東州の公学堂の教員たちも列席し、

講習も受けた。「全然日本語を使はないでロシア語の教授を受け、直接法式の教授のコツを学んだのでありますが、かういふ教授を始めて受けた我々はお蔭で従来の翻訳式の迷夢から覚まされた」<sup>71</sup>と当時の満鉄学務課課長飯河道雄は感激している。これが満洲での日本語の直接教授法の嚆矢である。それ以後、実用的方面を重んじるベルリッツ式教授法は対訳法と同時に使用され、学習者の日本語の上達に効果をもたらした。

さらに 1914 年満鉄は朝鮮の京城高等普通学校の主事山口喜一郎を招聘して遼陽公学堂で、日本語教授法講習会を開いた。山口喜一郎は同年に満鉄に入社した鹿子生儀三郎と共に、直接教授法の南満洲での普及を図り、その理論を研究し、満鉄だけでなく関東州においても、直接法が満洲における日本語教育の教育基礎技法として定着することに努めた。しかし、関東州においては、教育方針が不明確であったため、直接法が公学堂及び普通学堂で確実に広がったのは満鉄に遅れた。やがて関東州と満鉄が教科書の合同編纂を開始すると直接法も、次第に広がり、「昭和七、八年の頃にこの方法の位置が確乎不動のものとなっていくのである」<sup>72</sup>。

また、1919 年には同じ朝鮮の京城高等普通学校の大出正篤が大連の教育研究所講師として満鉄に就任し<sup>73</sup>、1923 年南満洲教科書編輯部の主事として、日本語読本の編纂にあたった。1924 年頃からは満鉄沿線の日本語教授に対しても、実地授業、講習会などを通して指導を行い<sup>74</sup>、山口喜一郎、鹿子生儀三郎らと共に日本語教材、教授法などの研究を促進させていく。

ほぼ同時期に、台湾において、「児童の自発的構成を重んずる日本語の分科的取扱」<sup>75</sup>の提唱者隅清麿が台北師範から奉天公学堂に転じてくる。中国東北地区はこれら理論的研究を統括しながら、実際教授を開発し、実践日本語教授に大なる刺激と示唆を与えることになる<sup>76</sup>のである。

『日本語読本』は全く中国語を使用せず、日本語だけで教授する特色を持つ教科書であるため、授業においては教師側には直接法を求め、学生側には主体的・直感的な認知力を求めるという原則に基づき、教師・学生間の問答活動を前提としている。そのため「答え方よりは問ひ方に主力を置」<sup>77</sup>くべきと指摘されたり、「発音矯正は短期矯正と長期矯正とに別」けたり、授業時間という制限内では「教師の言葉は最少限度で、生徒の言葉は最大限度」に注意を払ったりするという特殊な授業形態を設けることが義務づけられる。すまわち直接法の教科書は直接法の授業形態と一緒に始めて効果をあらわすものなのである。以上のような授業形態は、現在の日本語教育現場では、常識なことであるが、当時では一大革新と言わざるをえなかった。

#### 4.3 教員の正規化

ここで、後述する満鉄教育の教員事情も含めて、関東州統治時代の日本語教員の状況

を見ておく。なぜなら、満洲国建国までは、満鉄の教育も関東州植民教育の監督下に統制されており、若干の細部の違いがあったとしても、教育方針乃至教育内容、方法などほぼ同じであり、例え、教育権回収運動の衝撃を受けたことによる日本語教育の受難が関東州より多大であるとしても、それは程度の問題にすぎなく、本質上には関東州と満鉄の日本語教育の関係は当時から言われているように「同じ戦車の両輪」なのである。

中国人教育の教員に求められる資質は、関東州植民教育の進展に従い、改善が求められるようになった。関東州における「小学校並に公学堂日本人教員の採用に関しては従来細心の注意を拂ひ、優良なる人物を採用することに腐心し」てきたが、1918年になると、旅順師範学堂内に日本人教員養成部を設置し、「内地師範学校卒業生中の優秀者を入学」させ、その付属公学堂において教授実践を経験させながら、「一年間支那語及び満洲事情等の研究の後」<sup>78</sup>に、各学校に配属するシステムを構築していく。満鉄の方の教員養成は教育開始の6年目の1912年に鉄嶺日語学堂で日本語教育講習会が開かれたことを契機に、1913年大連に教員講習所を設立する。その設立趣旨について、当時教員講習所の主事を兼務していた飯河道雄は<sup>79</sup>

これからどんどん発展する会社の支那人教育に当る教師は、どうしても教員として正規の教育を受けた上に、更に支那語、支那事情を知つて居なければならぬ。……内地の師範学校を卒業した者を収容して、それに一箇年間支那語、支那事情及び日本語教授法を講習しようといふのであります。……この講習の終了後は十名の中から二三名づつ毎年北平に留学を命じて更に学殖を増さしめるやうになった

と回顧している。教員の人選の基準については次のような記載があり、

第一回講習員は内地師範学校卒業生桑畑忍君（現満洲国教育界主事）、山路猶龍君（前満鉄松樹公学堂長……）、岩切実君（現在実業に従事）、岩河信毅君（現大連神明高女教員）、……の八人と、外に伊勢の神宮皇学館を卒業せられた伊藤伊八君（現安東省視学官）と丸良夫君（現に北平に於て私等と共に冀東政府の教科書編纂に従事）との二名を合わせて十名で、……この神宮皇学館の卒業生を加へた理由はかういふ海外異民族に対する教育には、確固たる観念の下に宗教的の信念を以て当る人でなければならない……

満鉄の支那人教育の意図が窺える。又一方で、関東州における中国人教員特に普通学堂の教員の確保はその需要の増加もあるし、中国人私立学校及び私塾に対抗するためもあ



り、難問であった。養成は「旅順師範学堂（のち旅順高等公学校師範部になる）のみにて到底充分なる供給」はできず、「短期講習会を開催し或は学術検定試験により」<sup>80</sup>、教員補充をするという状況にあった。旅順師範学校の方は「すべての費用を払ってくれるから、当時唯一の旅順師範学校に進学することは多くの公学堂学生の希望だったし、入学試験も非常にきびしかったので、結局東北全地域から成績最優秀な学生の中からわずかな人しか採用しなかったため、日本人と変わらないぐらい日本語力をもつ」<sup>81</sup>という評価を受けている。

## 5. 日本語学習の目的

次に関東州社会がどのような日本語ニーズをもっていたのかについて考察する。日本語ニーズは日本語学習者が将来そのニーズのどこに落ち着くこと、つまり就職ができるのかという道筋がしめされているものであり、学習動機たりえるものであるので取り上げる次第である。

ここでは、日本語ニーズを関東州の職業別の社会構成の推移を通してそれを考える。

表 3-8 は、関東都督府時代の 1906 年から、次の関東局統治の 1936 年までの期間中の職業構成の推移である。まず関東庁統治期に絞って、見ていく。各職業の欄の上段は日本人、中段は中国人、下段は外国人のデータであるが、必ずしも、公学堂或は普通学堂で教育を受けた人たちのデータだけとは限らない。しかし第 2 章で明らかにした通り、1910 年代に入ると、公学堂及び普通学堂の卒業生は、日本語ができるため、関東州の植民経済発展に起因する就職には極めて有利であり、また歓迎されている点からみれば、表 3-8 は植民教育を受けた中国人の職業構成の傾向が反映されていると考えられる。

表 3-8 に見るように 1920 年代になると、中国人の工業、商業、交通業、その他の職業への就業人数が、急増していることが確認できる。特に工業、商業における上昇が、顕著である。1921 年始まる交通業は中国人の 15023 人は日本人の 9729 人に比較すると、圧倒的である。反対に、もともとは農業社会であった関東州の就農人口の割合は、就職している総人数 154681 人に対して、中国人の 41561 人は、全体就職人数の 26%まで、前半の時期で 35%、1921 年で 26%、さらに 1926 年には総就業人数 203852 人に対して 46377 人で、23%に下がる。1930 年代に入るとさらに 18%、14%、14%と低いレベルの停滞状態に入っていく。

このことは関東州が経済発展によって、産業社会化が促がされ、人は農村を離れ都市で賃金生活者になっていくことを意味している。当時、都市部の公学堂の学生はより収入のよい職を求める人が増え、関東州の役所と事務職、特に満鉄の待遇がよかったため、満鉄で働くことを最高の目標としていた。一方、当時の家庭は、6、7 人の子供をもつことが

表 3-8 関東州の職業構成の推移 1906 年～1936 年

	農 業	水 産 業	鉱 業	工 業	商 業	交 通 業	公自 務由 業	其職 他業	家 政	無 職	共 計
06 年	11 13247 —	118 2610	—	781 912	3430 6110 8	— — —	549 — —	3235 6224 8	— — —	225 14217	8349 30524 23
11 年	52 30953 —	214 4298 —	—	6265 3414 10	6019 5926 26	— — —	2626 382 34	14530 27689 —	592 658—	456 503 32	30754 73823 12
16 年	169 34295 —	261 4315 —	— — —	2018 7746 9	723 12636 28	— — —	3857 1127 20	17281 37112 3	667 896 —	644 660 17	41620 98787 77
21 年	299 41561 2	284 5337 —	100 473 —	21981 29855 16	17844 27023 40	9729 15023 17	10649 6439 36	2254 26614 17	617 1196 —	1569 11595 1	65326 154681 179
26 年	670 46377 13	328 6042 —	137 1052 —	23474 42985 46	17894 36930 213	12858 29589 38	15001 7596 78	3928 26344 28	996 4591 5	2568 2346 4	80854 203852 425
31 年	700 50047 6	691 7122 —	283 2241 —	26293 59973 58	32859 5802 321	21466 21144 95	11104 15058 74	4961 58918 30	1094 5644 24	4543 55826 28	103994 281775 636
35 年	739 51479 13	1560 10592 —	1367 3082 —	14434 82376 151	31336 83083 490	30555 57265 66	27477 23507 241	7859 40273 211	2566 10759 50	26215 7116 94	144108 369532 1316
36 年	796 53407 —	1546 9764 —	1223 2993 —	31146 88933 211	34062 82639 633	30295 47248 68	26642 26250 216	11013 49173 113	1938 9957 65	61 8914 207	152302 379278 1513

出典：『大連民政三十一年記念誌』<sup>82</sup> ※1 行目は日本人、2 行目は中国人、3 行目は外国人を指す。

普通であったため、農村出身で普通学堂を卒業した学生は長男に家継がせ、他の子供は親に送り出させて出世するようになり、ともかく職業構成は変化していく。中国人の就職はほとんど「荷物を運搬する労働……果樹の栽培……苗木の植付、果實の採取、産物の調

整運送……屋内に於て或は屋外に於て、器具、機械を使用する労働に使役する無数の職工、監督者、商店の番頭、書記、手工者及小使」であったが、それでも「一定の程度に達せる見識及智識」が必要とされる社会への変化してきており、日本語が話せば、優先的に採用された。「邦人の適せざる下級の労働者の如きは、賃金低廉にして体力強壯なる支那人をして之に当らしむるを得策とすべく、精密なる事務の如きは日本人の担当とするを可とす。本社沙河口工場に就て其の使役労働者の数を見るに、明治四十二年に於て、日本人六百五十五人、支那人五百六十六人にして、支那人の方少数なりしに、大正四年に至り、日本人千二百七十二人、支那人千二百八十人となり支那人の方却て多数となるに至れり」<sup>83</sup> と飯河道雄は、日支親善、共栄共存を叫ばざるを得ない社会変化の様子を伝えている。また公学堂の卒業者の就職状況の調査結果も、「その六割は凡て邦人に備われ、邦人を補助するものが多く……之に由て多大の便益を得つつあるのみならず、一般邦人が本社の教育せる支那学生に由りて得る所の利益蓋し尠少に非ざるべし」<sup>84</sup> と、植民政策が中国人に依存している状況が報告され、中国人にとってはそのような状況の中で、暮らしていくためには日本語が必須条件とならざるをえなかった。中国人主導の私立学校においても一方で、教育権回収運動などの植民教育への抵抗を示しながら、結局は日本語を受け入れざるを得ないという矛盾を抱えていたことは見落とせない現実であったのである。

## 6. 満鉄の日本語事情—教育方針、教科目と日本語研究

1905年9月、日露戦争後のポーツマス条約により、「日本は帝政ロシアが元来中国との不平等条約をもとに南満洲（中国東北の南部）で持っていた侵略的特権、すなわち、長春から大連に至る鉄道（別名、南満鉄道）及びその付属権益と旅大租借地」<sup>85</sup> を獲得した。その翌年6月7日、勅令第142号による南満洲鉄道株式会社（略称「満鉄」）が創立され、1907年4月より業務を開始した。南満鉄道と撫順炭鉱の経営をスタートさせた満鉄は、1906年8月、逓信・大蔵・外務三大臣の命令書第五条「其社は政府ノ認可ヲ受ケ鉄道及付属事業ノ用地内ニ於ケル土木、教育、衛生等ニ関シ必要ナル施設ヲ為スヘシ」<sup>86</sup> に基き、経済領域に限らずに、政治、文化、教育等にまで勢力を伸ばし、中国大陸で四十年もの長期間に亘って、「日本の植民地経営機関」<sup>87</sup> として、関東軍、満洲国が一体となって極めて大きな役割を果たした。

満鉄は中国人初等普通教育において、関東州に5年近く出遅れるが、1909年6月に「創業第三年次に於て早くも清国人に対する教育機関の創設に着手し、当時清国人戸数の最も多かった蓋平の地を相して公学堂なる初等教育機関を設置」<sup>88</sup> した。これが満鉄附属地における日本語教育の嚆矢であったが、その後も続いて満鉄は南満鉄沿線主要駅に、蓋平公学堂をはじめ、遼陽公学堂、鉄嶺公学堂、長春公学堂、瓦房店公学堂、本溪公学堂等を設

立する。

## 6.1 教育方針

満鉄の日本語教育を考察するためには、まず満鉄経営の時期区分について見る必要がある。『満鉄附属地経営沿革史』<sup>7</sup>はそれを、次のような4期に区分している。

創業期	1909年6月から1914年3月まで
拡張期	1914年4月から1923年まで
守成期	1923年3月から1931年2月まで（受難期ともいう）
第2創業期	1931年3月から1937年まで

満鉄の日本語教育は関東州と同様に常に政治の情勢に翻弄され、その時期によって、適易対応をしてきたため、以上の時期区分は、日本語教育の視点からは、それぞれ模倣期、浸透期、低潮期、高揚期の四期の呼称がふさわしい。なおこの時期区分は、関東州のそれとは異なるので、本章では模倣期（創業期）から、関東州統治時期の前半にあたる低潮期（守成期）の中頃までを考察する。

満鉄創業期に、満鉄初代総裁後藤新平（1906.11.13～1908.7.14 在任）は「就職情由書」の中で中国人教育の方針について次のように述べている<sup>89</sup>。

植民地ノ教育事業方針ノ如キ、切ニ慎慮ヲ要スヘキモノニシテ、教育ノ偏急ナル進歩ハ財政独立ノ早成ト同ジク民心彊梁ノ禍因ヲ伏スルモノナルカ故ニ、之カ調節ニ関シテハ某カ児玉前総督ニ従ヒテ台湾ニ服官セシ日ヨリ深ク注意ヲ加ヘ来リタル所ナリ。（今日韓国満洲方面ニ在リテハ清国開発ノ要務ト信シ漫然注入セラルル所ノ教育施設ノ如キ他年ノ弊害恐ラクハ洞見ニ勝ヘサルモノナラン）殷鑑遠カラス英国カ従来印度教育事業ノ為ニ民心反発収拾スヘカラサルノ今日ヲ来セシカ如キ、省ミテ其ノ道ヲ反サンコトハ之レヲ植民地政治家ノ秘訣韜略ト謂フモ可ナリ

植民地教育事業に対して、後藤は、英国の印度植民地教育事業の失敗を取り上げ、「民心彊梁ノ禍因」にならないように過激を避け、慎重にすべきことを主張している。かつて台湾総督府民政長官を務めた時、1903年の学事諮問会の席上に於いて、彼は、植民地教育方針の策定について、多大の準備が必要であると慎重さを示しているが、国語の普及を第一と考え、「公学校ハ目的ヲ定メテ設定セリ。乃チ国語ノ普及之ナリ。唯是目的ヲ達スルヲ第一トス」<sup>90</sup>と明言した。

また、1909年11月、満鉄2代総裁中村是公（1908.12.19～1913.12.18 在任）は、蓋平

公学堂に学堂旗を授与するための式において、「徳教ヲ施シ実学ヲ授ケ有用ニシテ善良ナル人材ヲ養成スル」<sup>91</sup>と式辞を述べた。この教育方針は、1911年9月の「清国人教育施設第一期計画」に定められている「附属地ヲ中心トシテ満洲各地ノ清国人ニ日本式文明教育ヲ扶植シ、満洲開発ニ資セントスル」の基をなすものであり、満鉄公学堂教育の根本方針となっていく思想でもあり、その年に公布された「満鉄附属地公学堂規則」にも明確に定められるところでもある。そして上述の方針は「創設当時のみならず、爾来今日まで、三十年の公学校教育を一貫してきた根本方針である。かの反日思想の最も盛んであった時代にあっても、この方針そのものには変わりなく、時代の風潮を超越してそれが底流していた」<sup>92</sup>と時代区分を超えた精神であることを看過してはならない。

## 6.2 公学堂規則改正の流れ

蓋平公学堂の当時から満洲事変前の1929年までの附属地公学堂についての規則改正の推移を表3-9にまとめたので確認していく<sup>93</sup>。

模倣期—蓋平公学堂規則（1909年6月24日）は清国の「奏定学堂章程」に準拠し、目的として「徳育ヲ施シ実学ヲ授ケ有用ナル良民ヲ養成スルヲ以て本旨」とすることを掲げ、「日本語ヲ加ヘルコトガ出来ル」<sup>94</sup>としている。日本語は随意科目の扱いになっているものの、実際は6時間であり、必須科目と同等に重視されていた。

表3-9 満鉄附属地公学堂の日本語教授時間数と中国語教授時間数との推移表

	1909.6～1914.3		1914.4～1923.3		1923.4～1929年	
	模倣期（公学堂）		浸透期（公学堂）		低潮期（公学堂）	
	満鉄「決議」の通牒 （1909.6）		附属地公学堂規則改正 （1914.3）		南満洲鉄道株式会社公 学堂規則改正（1923）	
	日	漢	日	漢	日	漢
初等1年	6	9	8	10		10
初等2年	6	8	8	10		12
初等3年	6	8	8	12	7	10
初等4年	\		8	12	7	10
高等1年			8	8	7	8
高等2年			8	8	8	7
高等3年			8	8	\	

出典：『南満洲鉄道附属地における学校及図書館並社会公共施設の発達上』『公学校・日本語学堂教育の実際』により作成

この時期は経営上の創業期であり、関東州と同様に租借期限にまだ懸念があり、各方面でも慎重な態度をとり、教育の主旨及び内容はほぼ関東州の公学堂を模倣したままであった。このため日本語教育における時期区分を「模倣期」としたが、中国の領土に囲まれている付属地においては、「当時の日本語教育は一定の教科書なく、教授者の多くは満支の教育に経験を有する

人々で教授の方法も対訳に終始」<sup>95</sup>する状況であった。しかし、1912年の鉄嶺日語学堂での日本語の直接教授法の講習会をきっかけに、ベルリッツ式の日本語教授が満鉄の公学堂で試行されるようになり、日本語教員も内地の師範学校を卒業した者を招聘し、現地で一年の中国語、中国事情及び日本語教授法を研修させた上で、さらに中国内地に留学させてから教壇に立たせるような時期に変容しつつあった。とはいえ、この時期はまだ、「日本では日露戦争で沢山の壮丁を失ったから、その埋め合せに我々を日本に連れて行」<sup>96</sup>くのであろうという恐れがあったり、また「新教育については全然無理解なものが多」く、「生徒募集を困難」<sup>97</sup>としていた時期であったのである。

(2) 浸透期—付属地公学堂規則（1914年3月31日）は「学生身体ノ発達ヲ図リ徳育ヲ施シ実学ヲ授ケ兼テ日本語ヲ教フル」<sup>98</sup>ことを主旨とし、蓋平公学堂の時代と異なり、日本語は必須科目となった。日本語は初等1学年から高等2学年まで週8時間配置されており、模倣期より2時間増加したことになり、高等1、2学年においては、一つの外国語科目でありながら、母語の時間数とほぼ同じに配置されているのである。

浸透期の時期の特徴として、さらに以下の二つを意識しておく必要がある。一つは1915年中国に対し、「対華二十一カ条要求」を承認させ、関東州及び満鉄付属地の租借期限を99年に延長を認めさせたことであり、これによって、植民地支配を長期的な計画が可能となった。「本格的な大陸経営時代に入り、学校は拡張せられ」<sup>99</sup>た。殆どの学校はこの時期に設置され、植民政治、経済の需要に応じ、若い親日派の養成を行った。二つ目は日本語教育及びその研究が盛んになっていくことである。

1915年既に台湾に於いて日本語教授の経験を持ち、其後朝鮮漢城師範学校付属普通学校の主事として専ら日本語教授の権威者山口喜一郎を招聘し、その直接教授法の講習会を開いた年である。その1915年に満鉄初等教育研究会は当時の日本語教育状況について、次のようにまとめている<sup>100</sup>。

日本語を中心教科としながらも、文化理解の為の教科目もそれぞれ研究整備せられ、当時の中国側に比べては勿論、日本側の教育に比べても劣らぬ意気と熱がうかがわれる。その実地授業研究会の状況、更に当時の研究教授案、並に研究物は□に其の動向を物語るものがある。

この時期における日本語教育の知的遺産としては<sup>101</sup>。

「各学年日本語読本教授要項案」「同綴り方教授要項案」「台湾における国語教授法の現状」「鼻音矯正法」「助辞の誤謬に就きて」「誤り易き音の調査」「初等日本語読本に現れたる助動詞」「中日新出語句の調査」「新出語分類表」「日本語学習法」

等が残されている。山口の理論と弟子の鹿子生儀三郎の教育実際は長く関東州及び満鉄の日本語教育の基礎となるのだが、鹿子生の来満も<sup>102</sup>この時期のことであり、来満後は山口の下で訓導として、日本語教授細目の編制、発音誤謬の基礎調査、或いは教授の実践研究などを頻繁におこなったのである。

### 6.3 公学堂規則改正（1923年4月）

1922年のワシントン軍縮会議の結果は日本語教育方針に変更を迫ったが、その対応策を練るため、満鉄は支那人教育主任者会議を開く。席上、長春公学堂長熊田隆は「現在公学堂初等科経営方針変更の件」という発表が行った。要点は以下のとおりである<sup>103</sup>。

- (1) 初等科の日本語を全廃すること。
- (2) 教科書は全部中国のものを用いること。
- (3) 初等科教育の担当は専ら中国人教員を以て当て、教授用語は中国語を本体とすること。
- (4) その他の施設等は学堂所在地の中国学校に準ずること。

経営方針変更の理由はまずは途中転入学に便利であること。次に児童の負担を減らし、他教科に全力を注げること。幼年級では日本語を教授しても効果が少ないこと。中国人に対する誤解を防ぐことを挙げている。

この意見に対し激しい論戦をみたが、結局、その後の公学堂長会議で、熊田隆の意見を採決せず、「初級科ノ第三学年カラ日本語ヲ課スルト言フ説カ最モ有力テアツタ」<sup>104</sup>という結論が可決され、1923年の公学堂規則の改正へつながった。改正は次の通りである<sup>105</sup>。

「児童身体ノ発達ニ留意シ之ニ德育ヲ施シ其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス」

表 3-10 「南満州鉄道株式会社公学堂規則」改正 教科目及び週時間数（1923 年）

		修身	中国語	日本語	算術	歴史	地理	理科	図画	手工	歌唱	体操	裁縫 手芸	計
初 等 科	1 年	2	10	-	5	-	-	-	1	1		4	-	21
	2 年	2	12	-	6	-	-	-	1	1		4	-	24
	3 年	1	10	7	5	-	-	-	1	-		4	-	28
	4 年	1	10	7	5	-	-	-	1	-		4	-	28
高 等 科	1 年	1	8	7	4	2	3	3	1	—	1	3		男 30 女 32
	2 年	1	7	8	4	2	3	3	1	—	1	3		男 30 女 32

出典：『公学堂・日語学堂教育の実際』

従来の「付属地公学堂規則」の総則で定めていた「日本語ヲ教へ」という文字が、関東州 1923 年公学堂規則の改正と同様に削除された。関東州規則との違いのは、初等 1、2 学年には日本語を全く配当せず、初級 3 年、4 年には 7 時間ずつを配当し、高等 1 年には 7 時間、2 年には 8 時間配当することになったことである。規則第 13 条には「土地ノ情況ニ依リ管理者ハ社長ノ認可ヲ受ケ初級第 1 学年、第 2 学年ニ日本語ヲ課」すことが出来るという条項が定められており、「規則改正後も依然として初級 1 年より課していた学校があった」<sup>106</sup>と記する書籍もあるが、私（宋）が調べた範囲では実際はどの学校も実行していない。その原因は以下の事情にあると思われる。

規則改正の翌年の 1924 年に、公学堂の中国人教育に大きな衝撃を与えた事件があった。

奉天市政公署教育課長羅振邦が、1924 年 3 月 19 日より 1 週間近く満鉄経営の南満中学校と公学堂を参観した際の感想を 4 月 1 日奉天教育廳の雑誌『東北』に掲載し、「日本化」教育を痛烈に批判した事件であり、これをきっかけとして、東三省での教育権回収運動の大きなうねりが盛り上がるのである。

「日本の教育当局は東三省に学校を設立経営するのは支那の人材を養成する為なりと称する以上、歴史の教授等は当然中国学生をして中国歴代民族の発展、文化の



進歩、社会の変遷、政治の沿革を了解せしむるが為、先づ中国史を主体として漸次外交史に及ぼすべきである」、「歴史は日本文部省検定の中学東洋史を採用して居る。その内容組織は全然日本を主体として居るもので、年代紀元は皆日本を本位とし、国際関係も日本を中心とし、史実も中国の事は頗る簡にして日本の事は極めて詳細に記述して居るもので、之等の歴史をして中国学生に読ましめたならば、自然彼等をして彼らに武力の尊ぶべきを知らしめ、明治天皇の如何に英武であったか、変法維新が如何であったか、日本帝国の政治が如何に進歩して居るか、中国を敗り、露国に勝ちて日本帝国の勢力が如何に発展せるかを知らしむるのみで、古代文化の燦爛たる中国の歴史は茫然として無知たるを免れないのである。……地理の教授に就いて見るに、中国地理は該校に於て編纂したものであるが、内容は頗る簡略であり、只南満州における経済的發展と経営とが、如何に力強く且つ完備せるかを知らしむるに止り、彼等中学生に対し国家観念を養成することは不可能である。

というのが羅振邦の意見書であった<sup>107</sup>。この意見書が「東報」「盛京時報」に連載されたことをきっかけに、教育権回収運動は更に高まりを見せて、日本の同化教育政策に対する非難が一層激しくなった。中華民国の奉天教育会における奉天省中学校及び師範学校長会議は、「付属地における満鉄会社経営の公学堂と中学堂は中国人の国民性を破壊し、親日奴隷を養成する」と主張し、「国民の基礎教育たる初等普通教育はその国家においてこれを行い、他国の経営を許すべきではない」という決議を行った<sup>108</sup>。直ちに「1924年4月吉林省教育庁の訓令に基づき、県公署が所管内の各地に圧力をかけ、係官を派遣し、日本側経営の学校に在学する児童生徒を調査させ、登校拒絶をするよう働きかけた。その父兄に対して夏期休暇以後当該学校への就学をやめさせるよう指示」を出している<sup>109</sup>。

関東州でも、満鉄付属地の公学堂においても同盟罷校が行われた。公主嶺農業学校では全校生徒60余名中10名を残し、全員が退学し、苦慮した校長が自殺するという事件が起きている。また付属地内居住者で子弟を隣接の中国側小学校に学ばせるものも少なくなく、当時の公学堂関係者は収容児童の確保に苦慮したという<sup>110</sup>。

関東州のように租借地全体を支配している地域と異なって、「満鉄の経営の下にあった諸学校は満鉄沿線の鉄道付属地と呼ばれる狭い地域に建てられたもので、付属地の外には、多数の中国の経営する諸学校があ」<sup>111</sup>り、生徒確保の競争にははじめから厳しいものがあり、関東州内の公学堂と異なり、満鉄の中国人教育はより中国側の意向を意識し、無視することができないという宿命を帯びていたからである。ここで指摘しなければならないことは、当時の中国側が批判しているのは国民基礎教育の日本化であり、外国語としての日本語ではないということである。

「日本人は口を開けば直に中国人教育の為に巨大の金を投じて居るといふ。之を満洲に於て日本が取得する利益に比較すれば物の数でもない。之を欧米人が数十百年の間不平も

こぼさず忍耐努力して今日あるをいたした根気と宏量とに比すれば実に雲泥の相違である」<sup>112</sup> と奉天公学堂長安藤基平は、当時中国人教育廃棄論を批判し、さらに中国人教育の満蒙大業に対する深遠意義について、「若之を廃止したならば十年をでずして全然連絡を断ってしまう」、中国の学生を「味方とすることは彼等の思想界を探る上に於いても有効である。……その鍵は中国人教育者の手に握らるべきである」<sup>113</sup> と強調している。

#### 6.4 低潮期でありながらの日本語研究の成果

この時期の日本語教育の特徴ともいえることは、「漸く公学堂の日本語絶対至上主義に反省を加へられることにな」ったことであるが、表3-11に示されている通り、「盛んであった日本語教授も時流には抗し難く遂に頓挫の状態を来した」にもかかわらず、「中国文」研究より実地授業研究会数が多いことである。たしかに、1922年の22回から1923年の18回に急減したが、中国文科の1922年の9回、1923年の5回よりはるかに多いことは否定できない。全教科の中で、他の教科を上回って、日本語がトップの98回に立っている。状況いかにしてかわらない日本語ニーズの一端がうかがえるのである。

また、日本語教育についての研究成果も続々と現れ、『中等日本語読本新出語句調査及分類表』、『日本語読本に表はれたる助詞調査』、『各学年に於いて如何に日本語を分科し其の教授時間を如何に配置すべきか』、『日本各文章教授の三段階について』<sup>114</sup> などとして発表されている。また、別々に教科書を編纂してきた関東庁と満鉄は、1922年共同編纂が行われ、南満洲教育会教科書編集部となったことが指摘できる。この事業はのち満洲事変の段階にくると、いかに教科書の改纂に役に立ったかについて、次章で考察する。

表3-11 「満鉄初等教育研究会第二部」における各教科実地授業研究会の開催数

年度 教科	大正 11	12	13	14	15	昭2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	合計
中国文	9	5	3	2	2			2	2		1	1	4	1	2	34
日本語	29	18	6	4	18	1	1	2	2	1	2	4	1	2	7	98
算術	3	3	2	1					1		2	1	2	4	1	20
唱歌	3		1		1			1		1		1	1	8	1	18
体操	1	9	4	3	8	9	2	2	2	2		1	4	2	1	50
図画	2	1	4	1	1		1	1	2	1		1	1	1	1	18
歴史	7	3									1	1	1	1	4	18
地理	7	3	2			1			1		1	1	1	1	1	19

出典：『公学堂・日語学堂教育の実際』1922～1936年合計14回以下の教科は削除した<sup>115</sup>。

## 7. おわりに

本章では、関東庁統治前期における教育政策及び日本語教育の方針、教育の実態についてその背景に存在した政治、社会の動きを中心に検討してきた。また満鉄の日本語教育も比較として考察した。結果を以下のようにまとめる。

まずはこの時期の日本語教育を左右した歴史背景を考察した。

1915年対華「二十一ヶ条」を調印させたことを契機として、日本の帝国主義的侵略に正面から対決を迫る5・4運動に起こり、次いで全国的規模の旅大回収運動からついに文化的衝突の次元である教育権回収運動に展開していく。ところで、旅大回収運動は北京、上海、天津等の大都市で盛り上がるが、東北三省では当時の奉天省長王永江政府が出した「奉天教育庁訓令各県知事厳禁学生假期集会、講演及散発傳單」という訓令によって学生の不平等条約廃棄、旅大租借地回収請願運動の活動は禁止された。これらの排日運動を大連で指導した「泰東日報」編集長傅立魚は新文化運動を繰り広げるが、これは殖民統治の現状を黙認してきた関東州内の中国人の民族意識の喚起、愛国観念の高揚、排日運動への参加の呼びかけなどの運動を行い、日本の植民教育に対抗する教育勢力の結成への尽力は、中国人の民族自覚所謂ナショナリズムの喚起を目指す中華青年会の設立として実を結ぶ。

この時期は中国人主導の私立学校が次々と設立され、新文化、新思想を伝達するための拠点となるが同時にそれが、中国共産党あるいは国民党の革命拠点ともなり、大連のナショナリズム、特に同盟罷校の展開の中で、関東庁日本植民支配下の学校への呼びかけにおいて、先導的な役割を果たし、関東庁の植民教育には強烈な衝撃を与えた。しかし、資料の未開拓のため、教育課程、内容、実態などの詳細な検証はまだできておらず明らかにできないところが多く残されている。

次は関東州及び満鉄の日本語教育方針の変化及び実態を検証し、その役割を解明した。

5・4運動及び1922年ワシントン軍縮会議への対処として迫られた、対中国人教育政策の修正は、1921年の公学堂規則改正による歴史科目の設置、1922年私立学校規則による中国人私立学校の登場、1923年公学堂規則改正及び普通学堂規則改正による教育趣旨からの「日本語を教え」という表現の削除などの措置となる。いままでの日本語を重視、日本語時間数が中国語時間数より多かったという教育方針は逆転して、中国語が主位となる。満鉄は中国領土に囲まれている狭い付属地のうえ、同盟罷校の影響が極めて大きい。そのため、初等1.2年の日本語教授は削除されるに至る。これは中国側に刺激をあたえず、排日運動への鎮静を狙う目的にあると考えられる。

しかし、排日運動の嵐の中に置かれたにもかかわらず、日本語教授に対して、中国人主導の学校及び公学堂、普通学堂の学生たちは抵抗せず、就職或は進学の手段として積極的に受容した。この点は、関東州の中国人の職業構成の推移にもその要因が内在している。関東庁植民統治当局及び満鉄は、満蒙大業の為、共栄共存を言いながら、ある程度の見識

と智識を持つ下級労働者及び使用人などを養成し、学生側もその流れを受けざるをえないところにこの時期の日本語教育のかくされた目的がかい間見える。

最後は関東州の日本語教育についてその実態を中心にし、満鉄の日本語教育の実態と比較対照しながら検証した。その相違点が見られた。

関東州の日本語教育を語るには、満鉄を抜きにしてはできない。日露戦争後 1905 年から日本語教育をスタートしたのは、関東州で常に 5 年近く満鉄をリードしていた。しかし日本語教育研究に関しては、満鉄の主導性が見て取れ、1912 年には鉄嶺日語学堂で、直接教授法を紹介している。山口喜一郎を朝鮮から招聘し、鹿子生儀三郎と共に、直接教授法の南満洲での普及に尽力するが、1919 年には大出正篤が来満し、直接法の定着に努めた。一方しかし、関東州においては、教育方針が不明確なことによって、直接法の定着は満鉄に遅れる。しかし 1922 年の関東州と満鉄の教科書の合同編纂開始によって、歩み寄り強まり、1928 年頃には初等教育において直接法が定着されるようになった。合同編纂された教科書、『日本語読本』は実用主義の話し方本位による直接法が前提条件とされているため、教員の資質に変更が迫られた。教員採用は旅順師範学堂の卒業生及び内地の師範学校の卒業生からなされるが、後者は 1 年の中国語及び中国事情の習得後に、各公学堂に配属するというシステムをとった。満鉄の場合、さらに何名かの選抜者を北京に 1 年留学させてから勤務させるというシステムをとっており、高い資質をもつ教員が揃えられ、教科書・教授法も統一されているところに最大の特徴があった。

---

#### 【注】

1. 阿部洋『対支文化事業一戦前期日中教育文化交流の展開と挫折一』p389、汲古書店、2004 年
2. 大石初太郎「関東州の日本語教育」p83、『国語文化講座第六巻・国語進出編』朝日新聞社 1942 年
3. 顧明義他『大連近百年史』p1380、遼寧人民出版社、1999 年
4. 張学良「抗日理論与实践」中国西安『解放日報』、1937 年 1 月 8 日
5. 『満洲報』、1923 年 11 月 24 日
6. 平野健一郎「1923 年の満洲」『近代日本とアジア：文化の交流と摩擦』p235、東京大学出版会、1984
7. 『日本外交文書』1923 年第 2 冊、p157
8. 岩間徳也「明治三十三年露国の金州占領始末及び大正十一年支那の旅大回収運動」、満蒙文化協会『満蒙』、1943 年 5 月号
9. 前掲「1923 年の満洲」p249
10. 前掲『対支文化事業一戦前期日中教育文化交流の展開と挫折一』p404

11. 奉天省教育庁『東北』第4期、1924年4月1日
12. 同前『東北』第4期
13. 船津奉天総領事より松井外相あて「奉天省教育会教育権回収委員会研究委員会章程案ニ関スル報告ノ件」1924年4月29日 阿部洋編『日中教育文化交流と摩擦』pp131-167、第一書房、1983年
14. 『中華教育界』第14巻第4期、1923年10月号
15. 邵俊文（海城県教育公所）「日本在南満洲教育施設之一覧」『東北』第15期、1925年3月1日
16. 傅立魚（1882～1945）は中国安徽省英山県人。秀才。17歳安徽法政大学堂に入学し、卒業後は日本明治大学に留学した。日本滞在中、孫中山、汪精衛、邵力子、陳独秀等と知り合い、その影響を受け、同盟会に入党した。中国に帰国した後、安徽省視学官、巡撫部院参議、臨時政府外交部参事などを歴任した。袁世凱政権成立後、反袁運動で指名手配され、大連に亡命した。著『大連要覧』。
17. 関東州において初の中国人の愛国文化教育団体であった。付属小学校をはじめ、夜間学校、日曜講演会、「新文化」雑誌等を通じて、常に中国内地の情報を関東州民衆に紹介し、民族自覚を喚起させ、新文化運動の発展のため貢献した。
18. 張本政、旅順黄泥川人。日清戦争開始から日本軍のスパイとして協力したため、日本側から絶大な信頼を受けた。敗戦まで日本側の忠実協力者で、関東州庁参事、大連市議会議員、日満経済調査協会副会長、興亜銀行基金検査委員会、「泰東日報」董事、大連市商会会長等49程の要職を依頼され、当時最大の船会社を設立し、全国的な規模に至って、大連の首富となった。戦後大漢奸として処刑された。
19. 閻傳紱（1895～1962）。金州名門出身である。公学堂南金書院一期生。日本東京帝国大学経済科卒。帰国後、張作霖政府からの要職を拒絶し、満鉄の入社をはかった。初の中国人社員であった。大連中華青年会副会長、関東庁囑託、中日文化協会評議員、南金書院幹事、育英会幹事を歴任した。満洲国建国後、1932年奉天省諮議、1937年吉林省省長、1942年満洲国司法大臣など重要なポストを務めた。日本敗戦後、ソ連シベリア収容所に送られた。1950年撫順に移転され、1962年同収容所で病死した。
20. 現在大連西岗区新開路周辺。関東都督府大連民政署は大連市街の地区計画上、中国人商人及び労働者を小崗子に集中、移住させた。小崗子華商公議会は、地域内部の自治団体として西岡中国人の利益と権利を守り、重大な役割を發揮してきた組織。
21. 「為請撥給経費事／大連中華青年会呈」『奉天省長公署』遼寧省档案馆所蔵、JC10-23929
22. 松重充浩『植民地大連における華人社会の展開——一九二〇年代初頭大連華商団体の的文化芸術』p118、大連出版社、2001年
23. 創立者喬徳秀（1849～1916）は、大連宮城子鎮西小磨子人であり、貢生の資格を持つ。愛国教育家。1910年金州で初の中国人小学堂を創立。著作は「南金郷土誌」「東北要

- 塞鑿古録」「營城子土地沿革概略」詩集「女箴」「三芝啓蒙」等で知られている。(第1章の注43 をご参照されたい)
24. 楊力生他「無風地帯的新文化風暴」李振遠主編『長夜・曙光—殖民統治時期大連的文化芸術』p32、大連出版社、1999年
  25. 同前 p32
  26. 前掲『植民地大連における華人社会の展開—一九二〇年代大連華商団体の活動を中心に』p122
  27. 前掲「無風地帯的新文化風暴」pp27—37
  28. 同前 p31
  29. 『新文化』第1巻第6号、1924年。『青年翼』第4巻第1号、第2号、第4号、1925年。『青年翼』第5巻第3号、1926年
  30. 前掲「無風地帯的新文化風暴」p28
  31. 「大連中華青年会四周年之回顧」『青年翼』第3巻第6号、1925年
  32. 前掲「無風地帯的新文化風暴」p37
  33. 「大連中華青年会章程」『大連中華青年会資料集』p101、1990年、中国共産党大連市委党史研究室所収
  34. 同前『大連中華青年会資料集』p320
  35. 趙晋如「大有意義之大連中華青年会—会立兩等小学校第一次卒業式」『青年翼』第3巻第6号、1924年
  36. 作者不明『関東州教育史』p38、1932年
  37. 同前 17
  38. 関東庁令41号『関東州私立学校規則』1922年、芦鴻徳他『日本侵略東北教育史』p169、遼寧人民出版社、1995年
  39. 芦鴻徳他『日本侵略東北教育史』p413、遼寧人民出版社、1995年
  40. 齊紅深『日本侵華教育史』p183、人民教育出版社、2000年
  41. 中国人主導の私立学校に関する資料が少なく、1920年代ごろ設立された学校に確認出来るのは4校のみであり、他の小規模のような私立学校について、ほとんど学校名や聞き取りの思い出話などによるものであるため、確実な数字といえない。
  42. 教育史編纂会『明治以降教育制度発達史』第13巻p104、1939年
  43. 嶋田道弥『満洲教育史』p29、大連文教社、1935年
  44. 前掲『明治以降教育制度発達史』第13巻p69
  45. 関東州と満鉄の共同教育研究会である。第一部会是对日本人教育であり、第二部会是对中国人教育である。
  46. 前掲『関東州教育史』p39
  47. 板橋辨治(関東州大連伏見台公学堂長)「小学校の歴史過程に於ける愛国教材につ

- いて」、南満洲教育会、『南満教育』70号 p40、1924年
48. 前掲『関東州教育史』 p40
  49. 同前 p185
  50. 同前 p188
  51. 前掲『明治以降教育制度発達史』第13巻 p60に記載している「第1号」に基いて作成したものである。
  52. 前掲『満洲国』 p380
  53. 前掲『関東州教育史』 pp55-51
  54. 前掲『関東州教育史』 p52
  55. 前掲『明治以降教育制度発達史』 pp71-83。
  56. 竹中憲一『「満州」における教育の基礎的研究』 p214、柏書房、2000年
  57. 前掲『関東州教育史』 p53
  58. 前掲『明治以降教育制度発達史』 p83
  59. 岩間徳也「関東州中国人教育二十年史」、満蒙文化協会『満蒙』78号 p165、1926年
  60. 前掲『日本侵略東北教育史』 p115
  61. 前掲『明治以降教育制度発達史』 pp96-97
  62. 前掲『「満州」における教育の基礎的研究』 p214
  63. 前掲『関東州教育史』 p393
  64. 『南満洲教育会教科書編集部一覧』 p3、「満洲国」教育史研究会『「満洲・満洲国」教育資料集成』エムディ出版、1992~1995年
  65. 前掲『「満州」における教育の基礎的研究』 p413
  66. 今永茂「日本語読本編纂の思ひ出」国語文化学会『外地・大陸・南方日本語教授実践』 pp133-140、1943年
  67. 同前 pp133-140
  68. 同前 pp133-140
  69. 前掲『「満州」における教育の基礎的研究』 p424
  70. 前掲「日本語読本編纂の思ひ出」 p140
  71. 飯河道雄「創業期の施設」p182、南満鉄株式会社地方部学務課『満鉄教育回顧三十年』、1937年
  72. 大石初太郎「日本語より国語へ—関東州の場合—」『日本語』第4巻5号 p13、日本語教育振興会、1944年
  73. 南満洲鉄道株式会社地方部学務課『満鉄沿線に於ける日本語教授法の変遷』 p3、満洲日報社、1933年
  74. 同前『満鉄沿線日本語教授法の変遷』 p3
  75. 徐敏民『戦前中国における日本語教育』 p168

76. 前掲『満鉄沿線日本語教授法の変遷』 p3
77. 前掲「日本語読本編纂の思ひ出」 p139
78. 関東庁内務局学務課『満洲における我邦の教育施設』 pp19-31、満洲日々新聞、1927年
79. 前掲「創業期の施設」 p181
80. 前掲『満洲における我邦の教育施設』 p31
81. 聞き取りの対象者の一人孫椋氏は、(第1章注33を参照されたい) 金州大地主の出身であり、『旅大文献征存』の作者孫宝田先生(第1章注33を参照されたい)の長男であり、植民地教育の体験者である。金州南金書院のトップの成績で、旅順高等公学校師範部の入学をはかった。卒業後公学堂の教員になる。父親孫宝田先生を含めて、兄弟6人の上からの3人は南金書院を卒業したという。ハンサムで家柄もよく、成績も優秀であるため、当時の奉天省長王永江の孫娘と結婚させられたという。筆者は1990年代から知っており、追跡取材の許可を得たのは2005年であった。それ以後、兄弟全員についての取材を続けている。孫先生の証言は旅順師範学堂時代の話ではないが、学校史とか先輩の話しによって、高等公学校師範部時代より師範学堂時代の競争率が高かったという。
82. 大連民政署『大連民政三十一年記念誌』 pp5-6、1938年
83. 飯河道雄「本社支那人教育施設の目的に関する私見」 p13、満鉄地方部学務課 1920年
84. 同前 p14
85. 蘇崇民「日本の東北地方侵略過程における満鉄の地位と役割」中国東北地区中日関係史研究会鈴木静夫他訳『中国人の見た中国・日本関係史』 p299、東方出版、1992年
86. 南満洲鉄道株式会社『南満洲鉄道株式会社十年史』 p21、1919年
87. 草柳大蔵『実録 満鉄調査部』 p12、朝日新聞社、1979年
88. 南満洲総裁室地方部残務整理委員会『満鉄附属地経営沿革全史』総論 p475、1939年
89. 後藤新平「満鉄総裁就職情由書」『満蒙』1936年2月号 p329
90. 前掲『満鉄附属地経営沿革全史』総論 p321
91. 同前 p321
92. 満鉄初等教育研究会第2部編『公学堂・日語学堂教育の実際』 p5、大連満鉄学務課、1937年
93. 南満洲総裁室地方部残務整理委員会『南満洲鉄道附属地における学校及図書館並社会公共施設の発達上』『公学堂・日語学堂教育の実際』 pp7-16  
 ※『南満洲鉄道附属地における学校及図書館並社会公共施設の発達上』(1939年)と『満鉄附属地経営沿革全史』総論 p506(1939年)において、1931年満鉄公学校規則改正の「教科課程及び毎週教授時間表」に記されている第3、第4学年の中国語教科の時間数はそれぞれ 450分となっているが、他の教科時間数とたすと、合計時間数



の 1305 分と矛盾することに対し、『公学堂・日語学堂教育の実際』に記されている第 3、第 4 学年の中国語教科の時間数は、それぞれ 405 分となり、合計の 1305 分に合致しているため、後者のデータを採用したのである。

94. 前掲『満鉄附属地経営沿革全史』 p488
95. 堀敏夫「満鉄の日本語教育」 国語文化学会『外地・大陸・南方「日本語教授実践」』 p197、国語文化研究所、1943 年
96. 前掲「創業期の施設」 p188
97. 緒石熙一「教師の苦心と意気」 満鉄地方学務課『満鉄教育回顧三十年』 p166、1937 年  
文中の「新教育」は日本側の標榜する近代教育の意味を指す。
98. 前掲『満鉄附属地経営沿革全史』 p495
99. 前掲「満鉄における公学堂教育」 p33
100. 同前 p34
101. 前掲「満鉄の日本語教育」 p200
102. 前掲『満鉄沿線に於ける日本語教授法の変遷』 p3
103. 前掲『満鉄附属地経営沿革全史』 総論 p481
104. 前掲『公学堂・日語学堂教育の実際』 p42
105. 南満洲鉄道株式会社『南満洲鉄道附属地における学校及び図書館並社会公共施設の発達』 上 p201、1939 年
106. 前掲『満鉄附属地経営沿革全史』 p497
107. 遼東事情研究会『附属地の吾が支那人教育に対する支那教育家の視察報告』研究資料  
第 20 号（謄写版）、1924 年
108. 前掲『満鉄付属地経営沿革全史』 総論 334 頁
109. 「旧満洲における日本の教育事業と教育権回収運動」 159 頁 阿部洋 転載中山関東長  
警務局長より出淵外務重細重局長あて「我施設学校に対スル支那学生ノ入学禁止」大  
正 13 年 4 月 19 日
110. 同前 159 頁
111. 槻木瑞生「『満洲』における近代教育の展開と満鉄の教育」 p175、『日中教育文化交流  
と摩擦』 第一書房、1983 年
112. 安藤基平「中国人教育の問題」『満洲公論』 1928 年。『満洲教育史』 掲載 pp850—851
113. 同前 p851
114. 前掲「満鉄の日本語教育」 p201
115. 前掲『公学堂・日語学堂教育の実際』 p36
116. 「奉天教育庁訓令各県知事厳禁学生假期集会、講演及散发傳單」『奉天公報』 3173 号  
1920 年 12 月 31 日 訓令内容：「案查省城中等以上各校学生業經放假、不准在外集  
会、演講及散布傳單等事、仰該知事飭警嚴重監察。切切！此令。」

## 第4章 日満親善を鼓吹した日本語教育 —関東庁統治時期の後期（1930～1934年）

### 1. はじめに

本章は、満洲事変と満洲国建国の前後、関東庁統治時期後期の1930年からその統治時期終了の1934年までを対象とする。周知のように、1931年9月18日満洲事変を契機に、1932年3月、日本の傀儡国家満洲国が作られた。満洲国は「日本の大陸政策の一環として、日本政府の強力な指導、干渉のもとに政治、経済、軍事らのあらゆる面での展開が見られたことは言うまでもない。教育行政面についても、またこの例外ではない」<sup>1</sup>。同じ関東庁統治が続く時期でも、満洲国建国は、関東州の日本語教育にとって大きな転換点になった。隣接した満鉄附属地では、満洲国の建国及び教育政策の策定が直接に関係したため、1931年と1933年連続して2回にわたって、公学堂規則の改正が行なわれたが、それは教育権回収運動の圧力により、初等科1年、2年に排した日本語授業を回復し、「中国文」を「満洲国語」に変えたものであった。

関東州に目を移すと、1931年の「満鉄附属地公学堂」規則改正に1年遅れるが、1932年4月に関東州公学堂、普通学堂は、スローガンをいままでの「日支共存」からの日満親善へ<sup>2</sup>変えながら、いままでのなかったほどの日本語教育の高まりを迎えた。満洲国建国のきっかけに、「公学堂教育を受けた卒業生約六百名は、満洲国建国に際して、同国関係の公職に従事する」<sup>3</sup>こととなった。本章の狙いは、(1)満洲事変と満洲国建国によって、関東州の社会情勢がどのように変化したか、それは関東州の植民日本語施策にどのような影響をもたらしたか、(2)今まで明らかにされてこなかった日本語教育の高潮期における「満洲国就職ブーム」の要因、またその現象の原点といえる公学堂の日本留学事情はどのような経緯で行われてきたか、その実態及び要因を究明するところにある。この点については、先行研究はほとんどなく、空白に近い。本章では、この時期における関東州の日本語教育制度及び役割について解明するため、以上の問題を提起にし、初期の満洲国及び満鉄附属地の日本語教育事情を比較しながら、考察する。

### 2. 歴史背景

1931年9月18日、関東軍は奉天郊外の柳条溝で満鉄鉄路を爆破し、中国軍に責任転嫁をして、所謂、満洲事変を起した。この関東軍はかつて1919年武官制の関東都督府が廃止され、民政部は関東庁になり、陸軍部を在満軍事機関として独立させたものである。当時1万数百人の兵力をもつ関東軍は陸軍中央及び日本政府の事変不拡大指示を無視し、次々と東北の主要都市を占領し、ついに1932年2月東三省を制圧したが、同時に、関東軍の指

示の下に吉林省、熱河省、黒竜江省、奉天省には、蒋介石の中央政府からの独立宣言をさせ、各省巨頭達には東北行政委員会が組織させ、1932年3月1日満洲国の建国宣言をしたのである。これにより、日本は中国東北地域への軍事的弾圧と経済的略奪が一層強まると同時に、文化教育支配も強化した。

ところが、当時の「内外情勢から関東軍によって性急に造成された満洲国の基盤は極めて弱体」であり、「建国に参加した馬占山が叛旗をひるがえし、……各地で多くの武装集団が活動していた。これらの反満抗日軍は、指揮系統を失って分散化した旧軍閥軍、国民党の影響下にある部隊、恐慌や戦災で流亡化した農民の集団」、「大刀会」や「紅槍会」のような伝統的武装組織、そして、間島地方を中心とする朝鮮人の集団など、性格も素質もまちまちであった」<sup>4</sup>。関東軍は建国後もこれら抗日勢力の弾圧と取締におわれ、治安対策は日本の満洲国支配の全過程をつうじて最大の課題となったため、当面満洲国政府自体による教育機関の急設が不可能であり、中華民国統治時代の学校を残存させ、中華民国統治時代の暫行標準を継続させざるをえなかった。しかも「建国当初の満洲国の教育は衰弱の極に達した。校舎に荒れるに任せ、教師は離散し、退学者は継続して閉校のやむなくに至ったところが非常に多かった」<sup>5</sup>のである。清朝末期以来、近代学校教育が導入され、民国時代になってから東北四省教育系統は中国全土と同様に、教育普及がなされ、6. 6. 4制の学制が実施されていた。民国35年に出版された『東北要覧』に掲載されている「九・一八前東北之教育」には、事変前の学校数を次のように記載している。

表 4-1 満洲事変前東北の中国人小学校数

	遼寧省	吉林省	黒竜江省	熱河省
民国十五年 (1926年)	8413	1618	1648	628
民国十八年 (1929年)	9393	1738	1650	828

出典：「九・一八前東北之教育」『東北要覧』<sup>6</sup>

しかし表 4-1 にある以上の教育施設はすべて中止或いは閉鎖させられたり、関東軍に使用されたりしていた。

満洲国政権の文教政策を立てるメンバーの核心は、すべて関東軍により指名されたのであるが、満鉄も積極的に教育方針の制定に関与した。満鉄にはすでに満鉄調査部があるのに、1932年3月の満洲国建国直後、関東軍の依頼で満鉄内に、経済調査会が作られた。その目的は満鉄に対して、満洲国の国策立案の任務を与え、その実際上の指導は満洲国を仕上げた関東軍が行うというものであった。「形式的には満鉄の一部局とするも、実質的には軍の指導の下に活動する」<sup>7</sup>というものであり、このため、従来の国民政府の三民主義を排

し、米国教育と連絡を有する旧制度を廃止し、親日的な制度の樹立を目指して、広く満洲国文教部、各省教育庁、満鉄学務課、関東庁学務課は固より日本部省の首脳及び日満の専門家等苟くも教育に関係ある各方面の権威者を網羅して<sup>8</sup>、満鉄経済調査会という一大調査機関を設けたのである、同調査会は教育案の立案準備を行うが、植民地教育の中核である日本語教育はどのように3千万の中国人口を持つ満洲国に持ち込まれるのかについて、次節以降で考察する。

### 3. 満洲国建国初期における日本語教育の開始時期と内容

満洲国建国直後の日本語教育を考察するためには、まず時期区分を明確にしなければならない。1932年に始まる満洲国建国から1945年の日本敗戦にかけての時期を大きく分けると、日本の満洲国での治外法権撤廃により、日本と満洲国との行政上の一体化が図られた1937年を境に、外国語として、日本語教育が行われていた前期と、それが国語に変えられる後期の二つに分けられる。従来の満洲国の植民地教育に関する先行研究について、日本語教育というと、国語の一つであるという見解が定説となっているが、初期と言われる1932年から1934年までの日本語教育について明確にされず、曖昧にとどまる。そのため、まず前期の中の初期の日本語教育の実態を考察していく。

#### 3.1 臨時教科目の設定と外国語選定の各省の意見

満洲国成立前夜である2月28日には、早くも満洲国奉天省教育事務準備処という組織から訓令が発布せられた<sup>9</sup>。それによれば、

・・・初級小学校において、必須教科目として修身、国語、算術、手工、図画、唱歌、体育七科目を、高級小学校においては、必須教科目として、修身、国語、算術、歴史、地理、自然、手工、図画、唱歌、体育十科目を暫定する。毎週教授時間数及課程の配分は旧制に沿う。修身教科書に関して、以前出版された中華書局の新学制公民読本を採用する。国語教科書は、以前出版された商務印書館の新学制国語教科書を採用する。歴史と地理の二科は、以前出版された商務印書館の新撰教科書を採用する。

とある。満洲国内の有力な中心省ともいべき奉天省は、建国当初の混乱期において、東北四省の中で、逸早く応急策を出した省であった。暫定教科目は初級では修身、国語など七科目、高級では修身、国語など十科目からなっている。使用すべき教科書は、修身、国語、歴史、地理ともに建国以前から出版された教科書であり、この時点では、日本語を科

目として設けず、以前の中華民国の教科目とほぼ同じものである。

続いて、満洲国建国直後に、新政府は東北各省に新政府に対して、満洲国学校制度確立案の答申書を求めた。以下に東北四省の内、奉天省、吉林省、黒竜江省が新政府に提示出した答申書のうちの外国語対策部分の要約である<sup>10</sup>。

奉天省答申書： 外国語に日本語を置くが、「日本語依拠地方特別情況自第五学年到第六学年每週宜在三時間之内教授之但是不準超過既定總時數可以减少宜他教科之時間以充當之」とあるように、日本語は地方の特別事情によって、教授してもいいが第5学年、6学年に限るとした。また他の科目の時間を割って、日本語にあてることにより、総時間数を許さないという制度を望んでいる。使用教科書は現行「日語会話読本」を推している。

吉林省答申書： 日本語に限らず、「外国語須斟酌地方情形於英、日、俄三国之中選授一種」という意見。すなわち地方の状況を考慮し、英語、日本語、ロシア語の中から一つを選択する方法を推薦し、授業時間としては第5学年、第6学年に各3時間配当するという案を出している。

黒竜江省答申書： 「對於小学應不授外国語」という最も厳しい認識。すなわち「小学校において、外国語を教えるべきではない」という意見を答申している。

さらに各省の教育趣旨をみると、日本語普及より、民衆支配のため、当面の教育政策自体の応急策が求められていたことがわかる。新政府としても教育政策案を確立し得ずにいる時期に、まずは建国の本義に背馳する教科用図書を追放することの方が急務であった。

そのため1932年3月25日に「國務院令」（第2号）が全国に通達された<sup>11</sup>。それは、

爾後、各学校課程には四書考経を使用教授し、以て礼教を尊崇せしむ、およそ党義に関する教科書のごときはこれを全廢する。

というものであった。1932年5月になると、國務院は「我が国は王道を以て立国し、それ故、教育方針は是を準則し、以前の三民主義を排斥する」と再三声明してきた。

こうした声明が出てくる背景には、張学良等の旧政権の影響力がまだ強いことに関係があると考えられる。すなわち、張学良が「東三省易幟」を機に強力にし、三民主義による徹底した反日・排日運動が行ったが、その「国恥教育」<sup>12</sup>の影響が東北民衆の心に根強く残っており、新政府が、最優先にやらなければならない課題は「国恥教育」の影響をいかに排除していくために、三民主義を否定することであり、閉鎖された学校を復興するとい

う教育行政はそれに次ぐものであり、さらに教育の中で日本語をどうするのかという課題は各省にとってはもっと下位の要請でしかなかったのである。

### 3.2 満鉄経済調査会第五部教育班の調査経緯と「日語教育施設方案」

1932年4月、教育案の立案を準備していた満鉄経済調査部は、4月20日に「第五部教育班」に辻正雄を主任に任命し、30日に大東文化学院教授内堀維文、前旅順第二中学校長飯河道雄、南満中学堂長安藤基平、前哈爾濱第二中学校長馬冠評、新京室町小学校長上原種豊を調査員に委嘱した<sup>13</sup>。同教育班は、まず同年5月3日に第1回調査会を開き、調査方針に就いて協議をした。5月26日より1週間安藤調査員は満鉄沿線及錦県、内堀は長春、馬はハルビンに調査のため出張した。5月から8月まで、僅か3か月で満洲国教育趣旨及び其の実施方針を決め、「日語教育施設方案」、「日本移民教育案」、「師範教育案」などについて、調査、議論の上立案した。このうち最も早く決議されたのは、6月18日の「日語教育施設方案」であり、次のような内容であった<sup>14</sup>。

#### イ、小学校に対する施設

- 一、高級小学校第一学年より毎週二時乃至三時間宛必修科として日語を課す。但し土地の状況に依り監督官庁の認可を経て之を課せざることを得
- 二、初級小学校第三学年より毎週二時乃至三時間宛監督官庁の認可を経随意科として日語を課す
- 三、日語教授開始時期 大同二年八月（明年度學年初）  
日語科教員は小学校教員たる資格を有する上に日語を能くする者を採用するを原則とす。而して抗かる教員を多数一時に求むることは困難なるにより、別項考案日語教員養成所に於て一箇年間養成したる者の出づるを待ち、大同二年八月より教授を開始す。但し、大同元年度に於ても適當なる教員を得次第教授を開始するを妨げず。此養成所は一時の応急施設に係るを以て将来師範学校卒業の正規の教員を以て充たすに至らば隨時之を廢す
- 四、教科書 南滿洲教育界教科書編輯の編纂に係る初等日本語読本又は其の他文教部が審査したるものを用ふ
- 五、小学校日語科教育は当分の内左の日語教育養成所にて （略）

この立案によって、満洲国小学校において、日語を必修科目として開始した時期については、先行研究により異なるところ<sup>16</sup>があるが、筆者は、1933年から高級小学校1年、2年において各2時間配当されていたと結論づける。その根拠は、次の通り各文献と矛盾の

ないものだからである。

表 4-2 満洲国小学校教科目及び週時間数 1933 年

		修身	国語	日語	算術	歴史	地理	理科	図画	作業	唱歌	体操	計
初級	1年	2	10		5						2	3	22
	2年	2	10		6				1	1	2	3	25
	3年	2	12		6				1	2	1	3	27
	4年	2	12		6				1	2	1	3	27
高級	1年	2	10	2	5	2	2	2	1	2	1	3	32
	2年	2	10	2	5	2	2	2	1	2	1	3	32

出典：『第一次満洲国文教年鑑』<sup>15</sup>

(1) 表 4-2 は、1933 年満洲国小学校教科目及び時間数を示したものである。これによれば、日本語は 1933 年から既に高級小学校に 2 時間配当されていたことがわかる。

(2) 1935 年満鉄経済調査会の「満洲国教育方策」<sup>17</sup>によれば、

- 一、高級小学校第一学年より毎週二時乃至三時間宛必修科として日語を課す。
- 二、初級小学校第三学年より毎週二時乃至三時間宛監督官庁の認可を経随意科として日語を課す。
- 三、日語教授開始時期 大同二年八月

となる。これにより、1933 年 8 月より高級小学校で必修科目とし、初級小学校第 3 学年より日本語を監督官庁の認可付選択科目としていることがわかる。このようにして「日語教育施設法案は、案から実施に移されていくのである。

さて、初級小学校における日本語教育は、はじめ認可制の選択科目であったが、必修科目となるのはようやく 1936 年になってからである。同年 1 月 14 日満洲国文教部から、「関于小学校教科規程之件」<sup>18</sup>が公布されているが、その第一条では、「初級小学校は修身、国語、日本語、算術などの九科目」となっており、この条文により必修化されたことがわかるのである。この時点における日本語時間数は、初等 3 年、4 年では 2 時間、高級小学校では週 3 時間が配当された。なお日本語教授については、第五条、「易しい言葉と文字及び文章を理解させ、運用能力の養成」となっている。

ここで、指摘したいのは実際は必ずしも上掲の時間数通りになっていたとは限らないことである。1937 年新学制制定までは、各省は「土地の状況」により、日本語時間数は異なり、奉天市が「現在日語科自初級三年教授、将来漸次自初級一年教授」<sup>19</sup>としていたのに

対して、吉林省は中等教育において「規定日本語為四時間、五時間」とするなどの事例が「文教月報」に記載されている<sup>20</sup>。

こうした初級小学校などでの日本語教育開始の遅れは、建国初期に、小学校教員資格を持ち、且つ日本語能力も有する者を一時に多数求めることは困難であったことによるところもあるが、救済法として「大同元年八月」より開始した日語教員養成所（一年間）の修了者を待つことにより、1933年（大同二年）8月より日本語教授の開始が可能となったと考えられ、その結果が、(1)の表4-2として表われるのである。

満洲国文教部教学官を務めた福井優は「満洲国に於ける日本語普及の状況」に建国当初の日本語教育状況を回想して、次のように生々しく語っている<sup>21</sup>。

前年の五ヶ年間ぐらゐは、治安工作、肅清工作に日もこれ足らぬ有様であつて、いはば地ならし作業に追はれてゐた。従つて教育方面などは思ふやうに進み得なかつた。特に日本語は全く創設である。

教科書は間に合はせるものが出来たが、教師は急に養成できない。法規も訓令も通牒も悉く満文でなければ用をなさない時代である。役所の勤務時間を割いて、満蒙系は日本語を、日系は満語を学習する風景が、到る處の官廳などに見られた。併し学校ではそれすら容易にできなかつた。たまたま通譯出来ようといふ教師が居たとすれば、直ちに他の職場に奪はれてしまふからである。

満洲国の建国後は、まだ混乱状況が続いているにもかかわらず、日本語が出世の不可欠な条件になるという認識を持つ中国人が急増する。一方統治側の中日官僚の間でも、意思疎通のために、日本語が絶対条件となることは、1932年7月に行われた満洲国第一回教育庁長会議記録<sup>22</sup>に、記載されている。

会議中に、提出された「国語及外国語教授ヲ如何ニスベキカ」という諮問事項については以下のやりとりがあつた。満洲国建国を機に、奉天省の各地方では「日語学習熱ガ非常ニ旺盛デアリマシテ、實ニ豫想以上ノ盛況」<sup>23</sup>な状況にあつた。また新京（現長春）においても、「満日系各官吏間相互ノ意思ノ疎通ヲ計リ、事務円滑ヲ期スル為ニ文教部ガ主催シマシテ、語学講習会ヲ開イテ居リマス。官吏ニシテ、之ガ学習ヲ希望スルモノ、合セテ七百七十余」<sup>24</sup>と報告されている。

日本語教員養成について、取り上げて置く。応急措置としての「日語教員養成所設置要項案」は次のようであつた<sup>25</sup>。

- 一、教授開始時期 大同元年八月
- 一、設置箇所左の省立師範学校十四箇所に附設す  
(詳細略) 奉天省 7箇所



吉林省	2 箇所
黒竜江省	2 箇所
熱河省	1 箇所
東省特別区（哈爾濱）	1 箇所

一、入所者は満洲国小学校正教員を各省市県より優秀なる者を選抜せしむ。入所人員は各校一学級三十名計四百二十名とす

大同二年度以降に於ては前年度需要教員数の実際に按じ入所人員を定む

教授科目（各科目の下の数字は毎週教授字数を示す）

教員心得	一
日本語	二一
日本事情	三
日本語教授法	二
日語教授実習	最後三箇月内に於て適宜日語教授の実習を行はしむ
自由 研究	毎日午後日本事情に関して自由研究を行はしめ、随時論文を作らしむ

一、講師 専任 日本小学校本科正教員又は之と同等以上の資格を有する者にして支那語を能くする者十四名（関東庁、満鉄会社等に於て経験あるも者、東京大東文化学院、大阪両外国語学校、拓殖大学、上海東亜同文書院其の他此等に類する学校の卒業者中より此の際採用し得る見込）兼務 当該師範学校本務日本人日語科教員

満洲国で初めて日本語教育を導入しようとしているのに、その教員養成の期間が短めなのは、「頭脳明晰にして語学の学習に適する者」を選択しており、「毎日三時間以上一個年間継続して日本語教授」をしていれば、その能力も十分に成長していくものであるとしている。

教授方法についても、「台湾……朝鮮より講師」<sup>26</sup>を招聘し、最新の外国語教授法を日本語教授に応用することを務めるなど、「満鉄会社支那人教育界に於ては従来日本語教授の研究」が盛んであると自信のあることを記載している。さらに日本語教授の要旨に関しては<sup>27</sup>、

日満の関係密接となり、日満人接触の機会多きを加ふるに随ひ、日本語の必要益切なり。さらば教師たるものは十分に日本語を修得し、日本事情の研究に資するのみならず、児童をして日常卑近の日本語に通ぜしめ、併せて日本の風俗習慣の一般を知らしめ、一は以て実際の生活に資し、一は以て民族融和の一端に充てしむるを以て要旨とす

と、日本語教授は日常会話がわかるように生徒を指導し、また、日本の風俗習慣もわかるようにすれば、実際の生活に役立つはずだし、民族融和が実践できる人間育成を目標とすることを明確にしている。すなわち、満洲国教育趣旨、所謂王道主義、民族協和を図るための日本語教育である。最も重要なことは「教化政策を実現せんが為の師範教育」を行うことであった。当時はまた日本語教員の養成だけではなく、他の科目の教員の洗脳も急務であった。三民主義思想を徹底的に除去し、所謂王道主義に洗脳しなければ、「小国民」を育てることができないと考えたからである。

また、満洲国を取り巻く政治的、経済的、軍事的情勢を考慮すると、新学制が打ち出されるまでは、初級教育の課程を規制せず、各省の地方情況に従った、弾力的な学校教育運営を行う方が好ましいと考えるに至った。その結果、日本語教育が必修科目として開される時期は、高級小学校においては1933年、初級小学校においては1936年となり、日本語は国語と呼ばず、外国語の一つとして位置付け、時間配分の比重も少なめにし、実施していたことが確認された。

#### 4. 満鉄附属地の日本語教育方針の揺れ

1920年代末期における中国の排日運動の高潮であった後を受け、1928年4月張作霖爆殺事件によって、張学良が易幟を断行し、更なる激しい排日運動を展開し、満鉄にも果敢に挑戦した。石炭工場を襲い、「大連港に対抗して葫蘆島に貿易港作り、満鉄線を包囲する三本の幹線鉄道を十五年間で建設する」<sup>28</sup>などの抗日の行動に現れている民衆の自覚と国民国家の意識が高まり、日本の植民地に対する圧力が強くなったため、危機感を抱く満鉄は附属地の教育が如何に中国の学制を尊重しているかを示し、少しでも抗日圧力を緩和し、外部の体制を取り、1931年の改正を行った。

##### 4.1 満洲事変前の「南満洲鉄道株式会社公学校規則」改正（1931年）

1931年の南満洲鉄道の公学堂規則改正は中国の教育制度に準じて改正したものである。改正点について、表4-3と表4-4で確認しながら、その要点を見ることにしよう<sup>29</sup>。

まずは「学堂」という名称は清朝時代に使用されていた用語であり、当時の普通の中国語ではすでに使用されなくなった語であるため、中国人に進歩的な教育を感じさせようとして、「学堂」を廃止し、「公学校」へと改称した。

次は改正の主眼であった修身科を公民科へと変更したことを考えたい。より中国の学制に倣い、近代教育の趨勢にあわせたものといえる。但し、中華民国の「中小学課程暫行標準」の科目名にある三民主義を意味する「党義」を模倣しなかった。

さらに日本語教授時間数は1923年の初等科の第3.4学年の7.7時間より、1931年改正

では、それぞれ1時間を減らし、6時間となっていることから、「彼等の乗ずる隙間を幾分でも緩和せんという態度に出た」のであり、ここに「満洲事変前における中国人教育関係者の苦心」<sup>30</sup>を見ることができるのである。

表 4-3 満鉄公学校教科目及週時間数 1931 年

		公民	中国語	日本語	常識	社会	自然	算術	工作	美術	体育	音楽	計
初等	1年	45	450	-	90	-	-	225	45	45	135	45-	1080
	2年	45	450	-	90	-	-	225	45	45	135	45	1080
	3年	45	450	270	90	-	-	225	男 45 女 180	45	135	45	男 1305 女 1440
	4年	45	450	270	90	-	-	225	男 45 女 180	45	135	45	男 1305 女 1440
高等	1年	45	360	男 360 女 315		90	135	180	男 45 女 180	45	135	45	男 1440 女 1530
	2年	45	360	男 360 女 315		90	135	180	男 45 女 180	45	135	45	男 1440 女 1530

出典：『満鉄附属地経営沿革全史』総論<sup>31</sup> ※授業時間数は45分を単位とする

表 4-4 中華民国小学校教科目及び週時間数 1930 年

		党義	国語	常識		算術	工作	美術	体育	音楽	計
				社会	自然						
初等	1.2 学年	30	330	90	90	120	150	60	150	120	1140
	3.4 学年	60	360	120	120	150	180	90	150	90	1320
高等	5.6 学年	90	390	150	150	180	210	90	180	90	1530

出典：『満鉄附属地経営沿革全史』総論<sup>32</sup>

この改正は日本側にとっては、不本意であるが、急速な中国側の政治状況の変化を重く受け止め、中国人教育を重視したという姿勢を見せるための妥協策であると考えられる。

#### 4.2 満洲事変後の「南満洲鉄道株式会社公学校規則」改正（1933年）

ところで、1931年改正された付属地公学校規則は、実施中に、満洲事変が勃発した。もともと「内には附属地支那人教育不変の方針を藏しつつも、現地の実情に鑑み、教科目は中華民國十八年国民政府教育部頒布の小學課程暫行標準に準じた」<sup>33</sup>内容であったが、1932年満洲国建国に合わせ、その教育精神に従い、1931年改正された規則改正は応急にとどめた。主に新教科書の編纂と教科目の改正を行うことであった。この改正は満鉄附属地公学校規則の最後の改正となり、1937年治外法権撤廃まで実施されたのである。

満洲国の教育案に準備段階から参与した満鉄教育執行部は、この、満鉄の教育行政方針について、しばしば満洲国当局と協議し、特に根本的な改革が行われる時に、会議を重ねた。当時満鉄側としては満洲国がまだ不安定な状態のため、満洲国の新制度が制定されてから教育面の改正を行うべきだという意見とその新制度を待たずに早急に改正すべきであるという意見があった。結局、後者の意見が強く、1932年6月満鉄は「満洲国人」教育の学校校長会議を招集した。討議事項には、満鉄学務課の諮問事項である「満洲人に対し日本語を普及すべき良法案如何」と、満鉄経済調査会の諮問事項「満洲国小学校に日本語を課する場合、該当教員の養成及び供給の方策如何」<sup>34</sup>などがあったが、当時はまだ満洲国の機構も定まらない時期であるので、教科目の名称及び内容の改正には満洲国が落ち着くまで待つ必要があることが決議され、具体的な事項にまで決定は至らなかった。満洲国建国後の日本語普及に関する参考意見として、次の答申案をまとめたにとどまっている<sup>35</sup>。

- ①公学校及日語学堂附設の日語別科を拡充し其の充実を図ること。
- ②日語教授の公私立の機関に対しては先方の申し出により其の實質を調査の上相当の補助をなすこと。
- ③満洲側各公学校に日語科設置を慫慂すること。
- ④満洲国主要都市に日語学校を設置すること。
- ⑤満洲国人に讀ましむべき適切なる日本語の簡易讀物を発行すること。
- ⑥ラジオによる日本語教授を奨励すること。
- ⑦假名普及の方法を講ずること。（例へば駅名町名看板等に振假名を付ける等）

上記意見書によって、1932年4月からは初級用の修身、満洲国語、高級用地理、歴史の教科書がその内容を改めて各公学校で使用され、1933年4月からは高級用修身書と高級1年用満洲国語との新教育書が刊行された<sup>36</sup>。日本語教科書は従来からの日本語読本のまま、変更はしなかった。

続いて、1933年、満鉄は「満洲人」教育校長を召集し、大規模な会議を開いた。会議の争点となったのは、「殊ニ日本語ニ付テハ熱誠ナル議論カ關ハサレタ。其ノ時ノ議論ハ凡ソ

ニツテアツタ。何レモ日本語ヲ重視シタイト言フ點ニ於テハ一致シテキルノテアルカ」<sup>37</sup>  
 という報告されているが、その2点とは以下のようなものであった。

初等教育における、日本語授業は初級1年からすべきか或は初級3年から「精神的ノ陶冶」を開始すべきかという問題について、二つの意見が見られたのであるが、その一つは教育上児童の能力を考慮し、初等3年から教授することが効果的であるという意見であり、他の一つは「精神的陶冶」の点から考えると、幼少期の方が修正しやすいという見解であった。後者に賛成した人が多数であったため、表4-5にあるように、次の満鉄公学校規則の改正に採用されていく。

表4-5 満鉄公学校教科目及週時間数 1933年

		修身	満州国語	日本語	郷土科	歴史	地理	理科	算術	習字	図画	作業科	実業	家事	音楽	体操	
初等科	1年	1	6	4	—	—	—		5	2	1	1	—	—	1	3	24
	2年	1	6	6	—	—	—		5	2	1	1	—	—	1	3	26
	3年	1	7	6	1	—	—		5	2	1	男2	—	女2	1	3	29
	4年	1	7	6	1	—	—		5	2	1	男2	—	女2	1	3	29
高等科	1年	1	7	7	—	1	1	2	4	1	1	男1	男2	女3	1	3	32
	2年	1	7	7	—	1	1	2	4	1	1	男1	男2	女3	1	3	32

出典：『前掲『満鉄付属地経営沿革全史』総論<sup>38</sup>

表4-5に見るように1933年の改正で次のような大きな変化があった。

- (1)教科目「中国文」を「満洲国語」に転換した。
- (2)初級1年、2年の日本語授業が復活された。

すなわち教育権回収運動の際には、圧力を受けて、初級1年、2年の日本語時間数を排したが、今回は従来3年以上課していたものを初級1年に4時間、初級2年に6時間を配当することになった。高級1年、2年は満洲国語と同じ7時間を配当している。「受難を重

ねた日本語教育も十二年ぶり、はじめて学校創設当時の状態に復する」<sup>39</sup> ことになったのである。

### (3) 中国語学習時間の削減

満洲国語の時間数は、初級1年では従来の中国語時間数10時間から6時間に削減された。わずか2年前の1931年に改正された「南満洲鉄道株式会社公学校規則」では、従来通りに中国語時間数の配当に十分な配慮が見られたが、これまで、清朝の国文、漢文、中国文は、時期ごとに科目名を変化させてきたが、ここにきて満洲国語にかわった。今回の教科名の変更は満洲国の成立に伴う変更であり、所謂満鉄付属地における教育方針の転換を意味していると考えられる。

対華二十一ヶ条による教育権回収運動の衝撃を受けていた満鉄付属地は、満洲国建国をきっかけに、植民政治、経済の需要に応じ、若い親日派の養成が迫られ、日本語教育も盛んになり、「大正十二年には満6歳以上とし其の最高年齢を規定せず今日に及んでいるが、往時の如く入学希望者の数の多くない場合はさておき、満洲事変後の如く入学希望者殺到する」<sup>40</sup> ような全盛期を迎えた。ちなみに満鉄付属地においては、日本人小学校の場合は、定員枠を設けず入学志願者全員を入学させる方式がとられたが、公学校の場合は定員枠を設けて入学者を制限していた。その結果、1931年時点で、日本人の就学率が99.6%であるのに対し、中国人の就学率は9年間の平均で37.2%であった。これについて、竹中憲一は蓋平公学堂を設置した当初から中国人教育に対しては消極的であったと指摘している<sup>41</sup>。

## 5. 満洲国建国にあわせた関東州教育方針

### 5.1 「関東州公学堂規則」一部改正（関東庁令第五号）（1932年）

#### —満洲国建国の相乗効果—日本語教育熱

1932年3月、満洲国の建国にあわせ、「関東州公学堂規則」（関東庁令第五号）が一部改正された。教科目は次のようになっている<sup>42</sup>。

第二十二條第一項中「支那及日本」ヲ「満州、日本及中華民國」ニ、「両国」ヲ「之等各地」ニ改め同條第二項中「日支両国」ヲ「日滿」ニ改ム

第二十三條第二項中「支那地理」ヲ「日本及中華民國地理」ニ改め「日本其ノ他」ヲ削ル

この改正は満洲国建国直後のことであり、それまで実行してきた「支那及日本」の歴史を削除し、「満州、日本及び中華民國」に、「支那地理」を「日本及び中華民國地理」に変えた。最大の違いは「日支両国」を「日滿」ととらえなおされしていることである。す

なわち、それまでの日支共栄共存から、所謂東北を中国の版図から切り離し、日満親善を一体化させ、その中に関東州を位置づけようとしているのである。

表 4-6 「関東州公学堂規則」一部改正 教科目及び週時間数 1932 年

		修身	中国語	日本語	算術	歴史地理	理科	図画	手工	唱歌体操	実科	裁縫及手芸	
初等科	1年	1	8	6	5	—	—	1		3		—	24
	2年	1	9	6	5	—	—	1		3		—	25
	3年	1	9	7	5	—	—	1	1	3		女 2	男女 27 29
	4年	1	9	8	5	—	—	1	1	3		女 2	男女 28 30
高等科	1年	1	7	7	5	2	男女 2 3	1	男 1	3	男 3	女 3	32
	2年	1	7	7	5	2	男女 2 3	1	男 1	3	男 3	女 3	32

出典：『明治以降教育制度発達史』<sup>43</sup> ※歴史地理：満州歴史、地理の概要と中華民国歴史、地理の概要。

表 4-6 に見るように、1932 年の改正時点は、満洲国の建国とほぼ同時期であるため、関東州と満洲国の関係はまだ水面下で調整されている段階で、中国語科目を満洲国語に変更することは間に合わなかった。時間数は 1923 年第 3 次改正より全体的縮小されている。中国語の時間数は初級 1 年に 10 時間から 8 時間に、2 年と 3 年、4 年に 10 時間から 9 時間に削減され、高等 1 年、2 年に 8 時間から 7 時間に削減され、この高等 1. 2 年の中国語の時間数は日本語の時間数と同じになった。

日本語と中国語の時間数の比較を年代別に整理すると、表 4-7 となる。日本語の時間数は 1923 年の全学年 8 時間と比べると、1932 年では、初級 1 年 2 年は 6 時間、初級 3 年は 7 時間に削減、高級 1 年、2 年でも 8 時間から 7 時間に削減されている。

また、関東州における日本語教育の流れの動きには興味深いことが見えてくる。結論を先に述べれば、日本語と中国語の時間数を、満洲国建国になってからも若干の時間数を調

正したが、日本語授業の時間数を増加しなかったのである。

無方針の軍政時期を除いて、関東州の教育趣旨は

支那人ノ子弟ニ日本語ヲ教ヘ徳育ヲ施シ並其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス

であり、1923年の改正に示されている日本語教育の低潮期における教育趣旨に

児童ノ身体ノ発達ニ留意シ徳育ヲ施シ其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス

となり、従来あった「日本語を教へ」という表現は消えてしまう。しかも、1923年に改正された公学堂規則は、太平洋戦争の直前までは改正もせず、中国語も優勢のまま継続されていたのである。

表 4-7 日本語教授時間数と中国語教授時間数との推移表 1904～1932年

	1904～ 1905	1906	1908	1915	1921	1923	1932
	軍政期	関東都督府統治時期※1919年まで			関東庁統治時期		
	仮規則	公学堂規則	一次改正	二次改正	改正	三次改正	改正
	日 漢	日 漢	日 漢	日 漢	日 漢	日 中	日中
初等1年	10	10	10 7	8 7	10 7	8 10	6 8
初等2年	13	13	10 7	10 7	10 7	8 10	6 9
初等3年	14	14	10 7	10 9	10 9	8 10	7 9
初等4年	14	14	11 7	10 9	10 9	8 8	8 9
高等1年	14	14	11 7	9 7	8 7	8 8	7 7
高等2年	14	14	11 7	9 7	8 7	8 8	7 7

出典：『明治以降教育制度発達史』第十三巻による作成<sup>44</sup>

なぜ、1932年関東州の公学堂規則の改正に大きな変動が見られないのか、いくつか要因が考えられる。まずは商港大連と軍港旅順を抱える関東州はもともとロシアから得た租借地であり、統治機関として関東都督府を置いたが、1919年に軍政分離が図られて行政機関は関東庁、軍事機関は関東軍となった。のちに満洲国を支配する関東軍の起源はここに求められる<sup>45</sup>。満鉄付属地は中国の支配する領土のなかの細長い地域であり、満洲国建国に



吞まれていくのに対し、関東州は中華民国（もともと清朝）からの租借地であるため、期限が来れば返還すべきものであった。満洲国建国により、日本が満洲国を支配し続ける以上、満洲国との間で関東州の租借権を結びなおさなければならない。関東州も永久に日本が領有する必要がある、そのためには、関東州の満洲国への編入を法律上粗雑に行うと中国全土からのさらなる反発を呼ぶであろう。

前節で既に考察した通り、満洲国建国は各種反日、抗日組織による激しい活動をもたらした、絶えず関東州に影響を与えた。満洲事変の直前の関東州でも時勢に合わないとの理由で、中華青年会の「中華」という文字の使用でさえ許されなかった。さらに中国人主導の教育施設を改組し、公学堂に編入しようという動きもはじまった。これに対し 1925、26 年頃には大規模な集会、デモ行進などが行われ、その取締り、管制が厳しくなっていくが、1934 年以後のような過激な鎮圧はまだ行われず、中国文化を完全に否定するまでには行かなかった。関東州は関税自由主義などによる東西貿易の中継地であり、日本の東北侵略の大後方であるため、何より安定が重要視され、日露戦争後から、30 年近く、比較的に民族融和政策が取られてきたのであった。

そして「満洲事変に引きつづく満洲国の建国といふ歴史的変動は関東州に直接大きく響き、その日本語の運命の上にも一大転換がもたらされ」<sup>46</sup>、「満洲人の日本語就学熱は著しく勃興し」、「五十九才の男子及び四十一才の女子に至るまで受講の申込を為せるを状況にして、管内各地共に受講者頗る多く、現在講習会の開催地七箇所受講者六七三名」<sup>47</sup>と日本語学習熱は急増した。関東州でこれまで蓄積されてきた日本語教育の成果を建設したばかりの満洲国にそそいでいくことになる。すなわち表 4-8 にあるように、関東州公学堂卒業生、約 600 名が満洲国「関係の公職に従事することとなり、何れも日本語を解し得る恰好の人物」と好評価され、また「関東州内初等教育学校満洲教員にして満洲国へ就職したるもの一一三名」<sup>48</sup> もおり、満洲国建国時点での日本語人材の援助の役割を関東州日公学堂、普通学堂卒或は中退した人々が負ったのであった。

表 4-8 1932 年関東州公学堂出身者の満洲国での就職者数 1933 年統計

公 学 堂 名	旅 順	水 師 營	高 公 付 属	大 連 見 台	大 連 西 岡 子	大 連 土 佐 町	大 連 沙 河 口	大 連 秋 月 堂	金 洲	普 蘭 店	貔 子 窩	計
	75	69	22	15	42	7	49		162	96	56	593

出典：『関東州における教育施設』<sup>49</sup>

## 5.2 公学堂の卒業生の進路と高就職率原因

本節では、満洲国時代の、満洲国総理大臣の秘書官高丕昆の回顧録『偽満人物』を資料として、考察していく。考察するに先立ち、まず著者高丕昆の履歴をみてみよう<sup>50</sup>。

高丕昆は1905年5月29日、貔子窩にある儒教文化の濃厚な家に生まれた。所謂日露戦争の終戦した年のことである。曾祖父高占元は北京で皇学（清朝宗室子弟達に）を教えたことのある前清「秀才」であり、祖父は私塾で十何年間儒教を教わり、国学の基礎をしっかりと受けつけられた人物であった。父の代の時、家計が苦しくなり、二三年しか塾に通えなかった。高丕昆は九才で普通学堂に入るが、4年後家で祖父から儒学を教わり、『論語』から『孟子』、『大学』、『中庸』、『幼学琼林』、『千字文』、『千家詩』、『唐詩三百首』、『詩経』、『古文観止』など、十何冊ぐらいを覚えた。私塾では読むより暗記を優先させ、相当な程度になってから解読するのが一般的であったが、高丕昆の家では、読みながら解読を進めるといふ学習法をとり、中国古典文学を多く読んで、堅実な古典文学の基礎を付けた。

しかし当時の状況を見抜いた祖父は、関東州は「日本人が統治しているため、日本語を覚えないと、いじめられるから、兄と私（高等科）に貔子窩公学堂高等科に入学させ、卒業後学費の免除される旅順師範学堂補習科の入学」をはかった。当時補習科の1、2位の成績なら、国費で日本留学にできるが、高丕昆は3位であったので、1925年に北京師範大学の国文系に進み、卒業したのは満洲事変の直前1931年6月であった。

高丕昆は日本語が堪能且つ中国国学の基礎が堅実のため、満洲国の建国の準備段階から、通訳として登用され、各種重要ポストに就くなどしたが、特に満洲国総理大臣の秘書官を務めた関係で、広範囲の日本人、中国人と接触し、日本敗戦まで満洲国の歴史舞台で活躍した人物である。本人の記憶、資料の調査を踏まえ、また14年間深交のあった人々（日本人も含む）への聞き取りに基づき『偽満人物』を著している。本書で取り上げている最高権力者乃至中等管理職及び軍人の日本人182名、中国人332名、関東州出身の126名は確実な数字ではない上、満洲国の事務官、参事官、課長等（薦任官）まで務めた人々しか取り上げず、しかも時期ごとに人事の更迭が頻繁に行われたこともあるから、必ずしも厳密とは限らないが、普通の研究視野と異なる彼ならではの、知られていない事柄、独特な視角での記述によって、「人物史から日本統治下の状況及び人間の心の内面を見ることが出来るであろう」<sup>51</sup>。

高丕昆は当時の関東州の中国人の満洲国の高就職率の原因について、次のように述べている<sup>52</sup>。

中国人にとって、普通学堂の教員になることは関東州において、最も良い仕事である。公学堂を卒業した人は、大連満鉄職員養成所、警察訓練所及び電車の車掌などを受験合格したら、短期訓練を受けてから、鉄道技工、巡捕、電車の車掌になれる。日本の官

庁の職員のような知的な仕事に就くことは極めて困難であり、採用されても、使用人、掃除係などであった。当時の失業率の高い中国の内地でも就職の壁が厚かった。コネがなければ高学歴を持ったにしてもむずかしい。日本統治下の地域から来る学生は一層むずかしい。しかし、満洲国ができてから、日本人は関東州の中国人に見る眼を持って、学歴を持ち、実力さえあれば、採用される。日本的な教育を受けたからであり、関東州の中国人の多くが満洲国に流入した要因でもある。

また、当時関東州において、中国人と日本人の差別について、極めてストレートに当時の公学堂卒業生の心情を語っている<sup>53</sup>。

満洲国は日本のかいらいであるが、待遇は日本人の次にあたる。関東州で普通学学堂教員は月僅か40、50元ぐらいしかもらえないのに、満洲国で最低月100元もらえる。薦任官になれば、200元ももらえる。関東州で普通の巡捕しかねれないのに、満洲国に行ったら、最低巡官、警佐などなれるのである。少し努力すれば県の警務課長、警察署長に昇進できる。

著者本人も、北京師範大学を卒業した後、旅順高等学校の教員に内定したが、日本語に精通しているため、満洲事変後すぐ友達に進められ、東北のトップ中国人高官と日本人高官との交渉通訳に携わり、関東州に戻れなくなってしまう。

高丕昆のように関東州公学堂出身者で満洲国で簡任官以上に就いた者のリストを表4-9に、地域別、活躍した地位と場所の関係を表4-10に整理した。

表4-9 関東州公学堂卒業者の満洲国での簡任官以上就職者リスト

氏名	国内学歴	留学先	職歴	日本語レベル
大臣（特任官）				
盧元善 （金州） （1888～	南金書院 1期生	日本仙台宮 城農業学校 1912年	南金書院公学堂教員。満洲国軍政部 高級秘書（1932）、三江省（今佳木斯） 省長、国务院総務庁次長、文教部大 臣等歴任	精通
韓雲階 （金州） 1894～	南金書院	名古屋高等 工業学校、東 京高等師範 学校	満洲国黒竜江省省長、新京特別市 長、經濟部大臣、満洲電業総裁等歴 任	精通

閻傳紘 (金州) 1895～	南金書院	東京帝国大 学経済科	歴任満洲国奉天市市長、濱江省（今 ハルビン市）省長、吉林省省長、司 法部大臣等	精通
谷次享 (普蘭店) 1898～	普蘭店 公学堂	日本東京高 等師範学校	歴任満洲国総務庁次長、民生部大 臣、交通部大臣等	精通
丁修 (不明) (1886～		日本早稲田 大学政経科	歴任満洲国交通部総長、実業部大臣 等	精通
省長（簡任官）				
王子衡 (旅順) 1896～	旅順 公学堂	早稲田大学 政治科	1932年満洲国監察院監察官、総務庁 人事課調査課長、総理秘書官、黒河 省長、浜江省長等歴任	精通
王秉鐸 (旅順) 王子衡の 弟、	旅順師範	東北帝国大 学	1932年満洲国民政部理事官、国務院 参事官、民政部厚生司長兼大同学院 教官、国務院総務庁統計処長、北安 省長等歴任	精通
呂宜文 (金州) 1901～	南金書院	名古屋商業 学校	泰東日報記者、総理秘書、通化省長、 満洲国駐ドイツ、凶葉リ特命全権公 使等	精通
張聯文 (金州) 1895～ 王永江甥	南金書院	遼寧警察 学校	奉天省参議、熱河省総務庁人事課 長、熱河省長、新京特別市長、満洲 国総務庁参議官等	不通
王賢滄 (金州) 王永江の 次男		東北大学	満洲国総務庁参事官、奉天警察庁 長、奉天市長、末期総務庁次長	
劉徳権 (金州) 1889～	南金書院	日本陸軍士 官学校	満洲国総理簡任秘書、大豆特産会社 理事長	
一般簡任官				
孫輔忱 (營口)	貔子窩 公学堂		吉林省実業庁長	

1890～				
谷松年 (普蘭店)	普蘭店 公学堂	日本山口高等商業学校 卒	歴任新義州領事、ソ連赤塔領事、張家口蒙疆商務代表等	精通
董舒敏 (金州) 1895～不明	南金書院	日本明治大学 学政法科	満洲国新京特別市郵便局長	精通
張漢仁 (金州)	南金書院	日本東京商大、	馮庸大学教授になったが、後は盧元善の娘婿で、奉天自治指導部指導員、黒竜江省実業庁秘書、黒竜江省総務庁外交課長、民生部教育司国民教育課長、鉄嶺市市長、満洲国総務庁参議官	精通
王致功 (金州)	南金書院 保定北洋武備学校	日本歩兵戦術機関銃科学学校	1933年少将に昇進、満洲国第3軍管区参謀長	
孫仁軒 (普蘭店) 1895～	南金書院 旅順師範		公学堂教員、首都警察総監、北安省民政庁長、間島省参事官	精通
李義順 (旅順) 1924～		日本名古屋商業学校	大連昭和塩産会社、黒竜江省長秘書、龍江県長、満洲国外交部駐赤塔副領事、蒙疆政府代表、外交部宣化司長	精通
王士香 (金州) 1903～	南金書院	東京商業大学	東北大学講師、満洲国監察院審計官、民生部理事官、鞍山市副市長、満洲国専売局長	精通
曹肇元 (金州) 1904～	南金書院	東京帝大経済科	河北銀行秘書、満洲国奉天市公署主任、満洲国総務庁総務科長、国民勤労局処長、労務司長	精通
張国周 (旅順) 1903～	旅順公学堂	日本高商	満洲国經濟部事務官、科長、参事官、營口市長	

于晴軒 (大連) 1902～		東京帝大	滿洲国地方官、民政部科長、新京特別市公署行政処長	精通
王蘊珂 (貔子窩) 1906～	普蘭店公 学堂 旅順師範		公学堂教員、滿洲国民生部科長、北鎮県長、国務院総務庁官報総務科長、奉天市公署行政処長	精通
谷中山 (普蘭店) 1902～	普蘭店公 学堂	日本留学生	滿洲国外交部事務官、参事官、駐新義州領事、駐ソ連赤塔副領事、駐蒙疆政府代表等	精通
張漢仁 (金州) 1903～	南金書院	東京商業大	馮庸大学享受滿洲国黒竜江省実業庁秘書、外交科長、龍鎮県長、民政部教育司国民教育科長、鉄嶺市長、総務庁参事官等	
姜興 (普蘭店) 1907～	普蘭店公 学堂 旅順師範	広島文理科 大学	滿洲国協和会協和青少年統監部、満映文化部長	精通
于致功 (金州) 1905～	南金書院	保定北洋武 備学校、	滿洲国奉天省顧問、黒竜江省司令部情報処長、第三軍管参謀長、陸軍少将	
閻家梅 (金州) 1892～	南金書院	岡山師範 中央陸軍訓 練処第三期 軍官学生隊	滿洲国奉天警備司令部上校副官、参謀長代理、司令部、少将等	

出典：『偽満人物』<sup>54</sup>

表 4-10 関東州公学堂卒業者の滿洲国で薦任官以上就職者の統計

	大臣 特任官	省長 簡任官	県知事、市長、 局長（一般簡任官）	事務官、参事官 課長等（薦任官）	総 (留学経験)
金州	3	4	8	11	26 (17)
旅順		2	2	20	24 (8)
大連			1	11	22 (5)
普蘭店	1		6	16	23 (6)
貔子窩			1	25	26 (5)
総人数	4	6	18	73	121 (41)

出典：『偽満人物』<sup>55</sup>

表 4-9 と表 4-10 に現れる特徴は以下の通りである。

(1) 表 4-10 で見ると、省長（簡任官）に 6 人、県知事、局長、市長など（一般簡任官）に 12 人、事務官、課長、秘書、参事など（薦任官）に 66 人が就いている。普通学堂の卒業生若しくは早期卒業生で、親戚か知り合いの紹介で、満洲国に就職した人も多数あったことを付け加えて置く。

(2) 表 4-9 に見るように、大臣の 4 人、省長の 6 人、県知事、局長、市長などの重職 18 人については、14 人が公学堂卒業後に、日本留学の経験を持つ人。日本語もさることながら、日本の風習、文化を身に沁み、日本統治側から見れば、文化思考様式を共有し、コミュニケーションに問題ない好人材であったのである。

(3) 日本に就学した 41 名中の 17 名は、南金書院出身者であり、41% の優勢を占めている。これは学堂長岩間徳也の尽力に大いに関係しているので、次節で考察する。

(4) 著者自身の経歴に近いコース、つまり公学堂の後、旅順師範学堂に入って、卒業後三年間勤務してから日本に留学を果たした人については多数おり、著者自身が思い出せる範囲のデータである。

(5) 年齢層から見ると、ほとんどが 1890 年前後生まれた人たちであり、満洲国建国前に、すでに公学堂普通学堂或は日本留学からの帰国者についてのデータであり、オーラルヒストリーの視点からは、貴重な資料であると言える。

以上の考察から以下が結論付けられる。当時の関東州も含め、満洲国で高ポストに採用されるには、日本語が話せることが必須条件であったし、日本留学を経験した人は更なる、高い職位を手に入れる可能性をもつことができたのである。満洲事変まで公学堂の日本語教育は実用、就職の役割の外に、進学、留学のための役割も果たしていたことが確認できる。

## 6. 関東州の留学生派遣事情

本節では、前節で考察した満洲国就職の重要な条件の一つである日本留学事情、つまり、公学堂の日本語教育が担った役割の一面について考察する。

関東州の初の留学生は南金書院の 1 期生である蘆元善を含め、三名の公学堂卒業生であった。当時はまだ関東都督府統治時代の初期であり、初等教育といっても、いたる面において模索をした時期でもあった。第 1 章で考察した通り、教育行政機関を置かず、公学堂規則は公布されたものの、各学堂が学堂長の教育観によって運営されていたことがこの時代の特徴であったとも言える。関東州の留学生派遣への着手したのは南金書院学堂長岩間徳也の特殊な教育観からスタートしたのである。

## 6.1 留学生派遣の開始時期

南金書院がいつ第1回の留学生を日本に送り出したか、についての公的な資料記載はないが、南金書院公学堂長岩間徳也の回顧録に「明治四十一年三月いよいよ第一回の卒業生を出すことになった」<sup>56</sup> という記載と関連して、蘆元善、孫清源、崔恩富の三名が留学生に選ばれたことがわかる。また、『公学堂南金書院創立三十周年記念誌』（以下『記念誌』という）にも同様な事項が書かれている。興味深いのは『記念誌』の最後の部分、「男子部本科初等科卒業生姓名」の1期生、所謂「明治四十二年三月 六年制本科卒業生」名簿に、三名の名は見当らず、「補習科卒業生 明治四十一年三月 三箇年制卒業生」<sup>57</sup>名簿にあることである。

というのは当時1906年初の関東州公学堂規則に定められた就業年限は6年であったが、それに反対意見を持つ岩間は自分の申請が、民政署に却下されたことを無視し、岩間流の特殊教育を断行したのである。その特殊教育についてはすでに第2章で詳述したが、ここで言及したいのは留学生事情である。つまり、公学堂規則に定められた6年本科制以外に、成績の優秀な学生のために、補習科を設置し、特別に日本への留学希望者に「別に補習教育で日本語を」<sup>58</sup>教授して対応した。この三名の卒業時期が1908年とすれば、南金書院の日本語教授開始時期、1905年から計算すれば、たった3年半しか在学しなかったということになる。日本語だけではなく、当時の公学堂規則に定められていない地理、歴史、理科を付け加え、留学に必要とされる基礎知識をつけさせて、卒業証書を授与したことは、当時の世間を驚かせたとされている。

## 6.2 派遣理由—岩間徳也の留学生派遣論

租借地関東州をロシアから受け継いだ1905年から3年しか経たない時期に、日本に留学生を送り出したことには関東都督府及び他の公学堂長からの猛反対があった。理由は<sup>59</sup>

其頃、支那で排日運動でも起こつた際は日本帰りの留学生などで急先鋒となるのが少なくなかつたし、亦支那の革命黨員などが留学生中に多かつたので、日本に留学させると生意気になる

ことにあつた。特に東京周辺の中国留学生中に革命派が多く、影響を受けるのではなからうかと統治側は警戒した。しかし、岩間は次のような理由を述べ、関東都督府当局の容認を求めた<sup>60</sup>。

- (1) 有望な学生を拒絶すれば、関東州内にまだ高等学校がない時期のため、進学できないなら、いずれ支那或は他の外国の学校に進学する。その場合日本より見



て、是まで教育してきた効果の無いことになる。日本留学につれ、日本を正確に理解させることが重要なことである

- (2) 支那人の多くが自国を知らない。日本留学によって、始めて自他を認識させ、自国のために大いに学び、働かねばならないと考え、同時にあくまで日本に頼り日本の力を借りる信念を持たせる。

さらに、排日運動に狂奔することを考慮し、留学先の選択理由に関して、次のように解釈している<sup>61</sup>。

支那留学生墮落の原因の一は東京大阪等の大都会には多数の留学生あり、其中には墮落者も多いところに、新参の留学生は土地事情の不案内と言語の不自由とに因りそれら故参の留学生に頼り自然に悪風に浸潤し、墮落誘導せらるるのみならず、悪質の下宿屋などに居りて益々品性を傷け、終に……卒業証書も持たずに帰国しては自分の面子も悪いから排日問題などに関係してその不成業をカムフラージして居たのもあつたらしい。

そのため、岩間是一名は宮城県立農業学校に、一名は静岡県立師範学校、一名は姫路師範学校に派遣し、同国人同棲、同国語の使用を避けるために、「なるべく学校の舎監と又は他の学校職員の私宅に置いてそこの奥さんが母となり、子供達は兄弟ともなつて家庭的に世話」をすることを懇請した。こうすれば日本人との親しみが深くなり、日本語の上達も早く、理解もでき、「日本人に対する依存の観念を深める」<sup>61</sup> ことに最大の効果があると主張した。さらに、大都市より地方を選択した原因について<sup>62</sup>、

大都会は誘惑も多く又大都会斯かる大都会の学校は設備がよく整ひ又優良な教師も多いかもしれないが、学校や学生の気風に往往面白からぬ所あり、且真心のこもつた親切な教育は寧ろ地方の学校に於て期待せらるるところがある……

と述べている。この岩間の成算と苦心は、関東都督府当局を動かし、早くも、1908年関東都督府官費留学生派遣規則が制定され、岩間は三名の学生を自ら引率して日本に向かったのである。

関東州都督府の官費留学生は毎年3名に定められたが、当初は南金書院の卒業生のみであり、その後、他の公学堂の卒業生からも希望者が出たので、選抜試験を実施するようになった。表4-9に見るように、満洲国政府の重要ポストに就く関東州南金書院出身者が多く、且つみな留学経験を持ち、日本語に精通するという特徴が見られる。選抜試験において南金書院の卒業生が、他校より多く選ばれたのも岩間の特殊教育があったからだといえ

よう。さらに数年後、希望者の急増により、関東都督府は官費で応じ難く、つい其の制度を廃止したため、岩間は当時の満鉄重役であった松本丞治、松岡洋右、大蔵公望の諸氏と協議し<sup>64</sup>、

会社の使命は石炭を掘り豆を運ぶのみに止まらず、むしろ満蒙資源の開発と是に伴ふ産業の発達とにあるべく、それには日本の人材と支那側の人材との提携協力に俟たなければならないが、支那側人材の養成は之を支那側に期待すること百年河清を俟つに等しいから、会社自身将来吾々と協力し得べき有為の人材を養成することが自らの使命を達成する所詮である……

と考え、留学派遣事業を満蒙開発の主要な柱の一つであると位置付け、中国側のためというより、いかに日本のためになるかを力説し、彼等に学費補助の要望に同意させるのである。最初は満鉄の重役と岩間個人の取引によって、満鉄の人事課で留学生派遣の業務を取り扱うが、2.3年後に、満鉄の公学堂よりも卒業生を選抜するようになると同時に、地方課教育係が事務処理をするシステムになっていく。表4-10に示したように関東州南金書院の出身者から多数の留学生を出したのは、満鉄の給費が寄与しているところが大きい。また、当時の泰東日報に2名、東拓会社に2名、実力者原口統太郎個人に数名<sup>65</sup>の給費の協力を依頼した。以上の常識を超えた行為が通用した理由は、時期から見れば、岩間は1915年から1927年までの間、奉天省長王永江の省長顧問をしていた時期であり、関東州の初の日本人教習としての身分と満鉄の中国側との重大事件の交渉者としての特殊な役割が相俟って、それを買われたことによるものであろう。

### 6.3 中国奉天省政府の関東州留学援助

ところで、関東州の留学生派遣に奨励政策を実行した奉天省の役割について、岩間徳也は全然言及していない。奉天省が「奨励留日専門大学自費生規定」<sup>66</sup>を公布するのは1923年である。その内容の一部を掲示する。

民国十二年より、教育庁の決定により、以前の官費制度を廃止し、日本専門大学自費学生に奨励を授与するものである。その奨励金は各県の地方教育経費に編入し、期限通りに納付或は地方教育局より交付する。

規定は6条からなるが、要旨のみ取り上げ、次の通りである。

一、奨励金は学校の科目水準、地方生活状況、成績によって以下の等級に分ける。

- 甲等：年給付金に日本円六百元  
 乙等：年給付金に日本円五百元  
 丙等：年給付金に日本円四百元
- 二、学校科目水準、地方生活状況について、教育庁の調査によって公布し、試験による成績は学生本人が提出する。
  - 三、奨励金の交付は学校の試験後から六ヶ月経った時期である。
  - 四、留学監督官は毎年試験日の後、指定学校の受験票を教育庁に提出する。その受験票は同校、同国家の統一された発表者を基準とする。中国学生特別試験は無効とする。
  - 五、教育庁の評定に等級を決定し、随時試験の用語を例示し、省長に呈して確認後、留学監督官を経由して公布する。
  - 六、本年度奨励金受給者は次年度に、落第し或は他校、他学科、他国者になった場合、奨励金の申請はできないが、その次の年度に、試験合格或は昇級になった場合には、奨励金給付ができる。
  - 七、奨励金受給者は卒業後省長の指定する所で勤務しなければならない。違反者は罰金或は奨励金の返還を求める。他省に併用される場合は、事前省長の許可が必要とする。

注目したいのは、奨学金が民国十一年度、つまり 1922 年から地方の各県の予算に編入したが、「惟金県以特殊情形、奨額既不規定、奨金亦由庁発給」<sup>67</sup> のことである。すなわち、金州は日本の租借地になっているが、中国の領土であるので、人材育成のため、特別扱いとしているのである。しかし例外扱いに次のような問題が発生し、「若不另定專章、難期核実給賞」<sup>68</sup> という指摘の声が多くなっている。

- 一、最近金県奨学金受給者が卒業後、上記の八條に違反し、ほとんど日本人に所属する機関に就職する。
- 二、指定する学校の入試に、丙の評価を得ても進学できた。調査の結果によると、当学校当局は金県の学生に特別採用を取っていることが判明した。
- 三、十四年度留日学生受給者数 22 名 金県 6 名 全省の 5 分之 1  
 十五年度留日学生受給者数 33 名 金県 8 名 全省の 4 分之 1  
 十六年度留日学生受給者数 54 名 金県 18 名 全省の 3 分之 1

このように奨励金を得た学生には、金県の学生が最多数を占めており、その給付額も「十四年度奨金額は日本円三千元、十五年度は四千元、十六年度九千元を交付したのに対し、他の各県の総金額はただ二千元にすぎない」<sup>69</sup> と金県に偏っていた。今後の教育発展、人

材育成に不公平をもたらさないよう、当時の代理奉天教育庁長王毓桂は、報告書にまとめ、結果として、1928年9月17日奉天省長翟文選の指令によって、金県に対する奨励者は、「優秀者三名から二名に削減」するが、これに対しては、同年11月21日、金県留日学生王秉铎をはじめ、73人の留学生在が連名して反対意見を上申した。

以上の考察から次の特徴がわかる。

一、関東州の留学生派遣の時期は1908年からであり、岩間徳也の働きかけによって、関東都督府官費制度が公布されるが、これは一時的に組織化されたにすぎず、後には自費に移され、しばらくを経て、また満鉄の給付という組織的な形になる。

二、留学目的は最初から、満蒙開発のため、親日派を育成することを目標にすることを明確にしている。そのため、最初、留学先は排日感情を涵養するような大都会を避け、地方学校を優先したが、次第に日本全国に広がった。

三、南金書院の留学合格者は官費、自費ともに他の学校より多く、日本語教育の高水準ぶりを示している。

四、中国奉天政府が租借地関東州の日本留学生に援助を提供したのは1923年からであり、特別に関東州の金州公学堂の留学生に高額の奨励金を給付している。奉天省内の留学受験生の中で、南金書院出身者の合格率は最も高い。

## 7. おわりに

本章では、満洲事変前の1930年から満洲国建国直後の1934年までの期間を限定した。また当初の歴史背景及びその背景に起因する関東州の日本語教育を制度上から満洲国と満鉄の日本語教育の実際を対照しながら分析した。また満洲国建国の相乗効果—日本語ブームの原因及び公学堂卒業生の留学派遣事情についても検証した。

以上の要点を整理すると、以下の結論となる。

まずは9.18事変による満洲国建国当初の混乱期においては、当面中華民国統治時代の暫行標準を継続せざるをえないが、まず教科書統制、教員再教育に教育思想の転換策が急務である。関東軍の依頼を受けた満鉄経済調査部が国策立案に着手する。その「第五部教育班」の応急策により、満洲国の日本語教育は1933年8月からであり、高等科に日本語の授業を2時間配置、初等科の日本語科目は1936年に設置するが、3学年、4学年にそれぞれ2時間配当されたことを確認した。当時日本語教員の不足が日本語教育を遅らせた要因にある。日本語教員不足の救済法として、東北三省に多数の教員養成所を成立し、養成1年の後に現場に立たせることになる。教育方針として、「建国の理想に基き王道の大義」に則り、「国民の品格を造就し、民族の協和を図り」<sup>70</sup>、世界大同を目指すスローガンを挙げながら、建国後の社会治安及び財政上の問題の深刻さは、国内各地にその方針が浸透し得なかったと考えられる。

次は張作霖爆殺事件による張学良の易幟がもたらした激しい排日運動に衝撃を受けた

満鉄附属地は、1923年の日本語教育方針を継続し、中華民国の「中小学課程暫行標準」にあわせ、1931年公学堂規則を改正した。日本語教授時間数はさらに削減され、日本語教育は底に落ちた。ところが、満洲事変及び満洲国建国を機会に、情勢は一変し、日本語学習者が殺到する全盛期を迎えた。その頃の中国人教育学校校長会議の焦点となっているのは常に「満洲人に対して日本語を普及すべき良案如何」という関心であった。1933年、満鉄附属地公学校規則が改正し、中国語を「満洲国語」に変え、初等1年、2年に日本語の科目を復活し、満鉄創業時代からの満蒙開発のための「必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クル」<sup>71</sup>教育方針が継続され、形式上1937年治外法権を廃止するまで、変更はなかった。

最後は日本語教育方針の揺れが激しかった満鉄と異なり、すでに近代的な国際都市になっていた関東州は、日本帝国の大陸侵出の大後方基地になり、また自由貿易港を持つ重要な戦略地でもあるため、安定が何より重要視されたことから、関東州は、満鉄と異なり、一部改正を行ったにもかかわらず、教育方針に重大な変更はしなかった。また満洲国建国当初に600名日本語の分かる人材を送り出したことは、関東州日本語教育の高潮期へとつながった要因を検証し、これまでの研究では言及されなかった関東州の日本留学派遣事情について満洲国の重要職に就いた人たちの統計を踏まえて考察した。その結果は、関東州出身の中国人学生及び日本留学生は日本語に精通し、日本の文化が理解できたことが満洲国統治側に採用された要因であることを解明した。

---

#### 【注】

1. 多賀秋五郎『現代アジア教育史研究史』p107、多賀出版、1983年
2. 教育史編纂会『明治以降教育制度発達史』p115、1939年
3. 関東庁学務課『関東州における教育施設』p389、1934年
4. 岡部牧夫『満洲国』p53、講談社、2007年
5. 満蒙援護会『満洲国史総論編』p582、1970年
6. 「東北要覧」（民国三十五年）『九・一八前東北之教育』、遼寧省教育史誌資料第2集上 p95 所収
7. 山田豪一『満鉄調査部』p104、日本経済新聞社、1977年
8. 『満洲国教育方策』p1 満鉄経済調査会『昭和十年九月立案調査書類第二十九編第一巻』1935年極秘
9. 「奉天公報」第123巻 奉天省教育事務準備処訓令（民国二十一年二月二十八日）、1932年『省立各校、各県教育局、視学通飭小学教授科目及教科書暫定救済方法』遼寧省教育史誌資料第三集上 p282 所収
10. 「奉天省・吉林省・黒竜江省公署教育省答申書」pp88-89・p125・pp150-151、1932年、「満洲国」教育史研究会『「満洲・満洲国」教育資料集成』エムテイ出版、1992～

1995年

11. 前掲『満洲国史総論編』p1084
12. 阿部洋「日本の「対支文化事業」と満洲国留学生—「対満文化事業」展開過程の一側面」、『戦前日本の植民地教育政策に関する総合的研究』平成4.5年度科学研究費補助金研究成果報告書p251、福岡県立大学、1994年
13. 前掲『満洲国教育方策』p2
14. 同前p14
15. 満洲国文教部『満洲帝国文教年鑑』p553、1936年
16. ◆石鋼は「満洲国と日本語」p211（『戦前日本の植民地教育政策に関する総合的研究』平成4.5年度科学研究費補助金研究成果報告書、福岡県立大学）において、「1933年（大同二年）「第一次満洲国年報による小学校四年まで課されず、小学校五、六年から週二時間ずつ課されていた」と指摘しているが、高級小学校の日本語教育については筆者の結論と同じであるが、根拠はあげられていない。  
◆駒込武は『植民地日本帝国の文化統合』p320（1996、岩波書店）に戦前堀敏夫の『満洲国日本語教育の概況』を引用し、1934年からは初級小学校第三学年から日本語を週二時間課すことを述べており、文献の『（第一次）満洲国文教年鑑』と「关于小学校教科規程之件」と矛盾するので、このデータは採用しないことにする。  
◆徐敏民の『戦前中国における日本語教育』p121、（エムディ出版、1996年）に「1934年から初級小学校で二時間程度課すことになった」とある。しかし、その根拠は挙げられていないだけでなく、高級小学校における日本語教育がいつから実施されたか記載されていない。
17. 前掲『満洲国教育方策』pp23-31
18. 「満洲国政府公報」第551号、満洲国『文教関係法令輯覧』p204、満洲国法令輯覧刊行会、1934年
19. 金純泰「奉天市教育之現状及び将来」、奉天市公署行政処教育課社教係編『遼寧省教育史誌資料』第3巻上p387（康德三年八月二十五日）、1936年 ※作者は当時奉天市公署行政処教育課長であった。
20. 「外力鉗制下之東北教育」『教育雑誌』第27巻第7号（民国二十六年五月三十日）、1937年
21. 福井優「満洲国に於ける日本語普及の状況」、国語文化学会『外地・大陸・南方 日本語教授実践』国語文化研究所p182、1943年
22. 満洲国文教部『第一回教育庁長会議記録』p2、1932年「満洲国」教育史研究会『満洲・満洲国』教育資料集成』第2巻所収、エムディ出版、1992～1995年
23. 同前p28
24. 同前p29
25. 前掲『満洲国教育方策』p32

26. 同前 p35
27. 同前 p23
28. 太平洋戦争研究会『満洲帝国』p56、河出書房新社、1996年
29. 『南満洲鉄道附属地における学校及図書館並社会公共施設の発達 上』p208によって、  
まとめたものである。
30. 満鉄総裁室地方部残務整理委員会『満鉄附属地経営沿革全史』総論 p505、1939年
31. 前掲『満鉄附属地経営沿革全史』総論 pp506-507
32. 同前 p505
33. 同前 p508
34. 初等教育研究会第2部『公学校教育の実際』p41、1937年
35. 堀敏夫「満鉄の日本語教育」p202、国語文化学会『外地・大陸・南方—日本語教授実践』国語文化研究所、1943年
36. 前掲『満鉄附属地経営沿革全史』総論 p508
37. 山田豊『日本語教授問題ノ沿革特ニ公学校ニ於ケル日本語教授始期ニ関スル論争沿革』  
p1041、『「満洲・満州国」教育資料集成』第23巻所収
38. 前掲『満鉄附属地経営沿革全史』総論 p509
39. 初等教育研究会第2部『公学校教育の実際』p421、1937年
40. 前掲『満鉄附属地経営沿革全史』総論 p511
41. 前掲『満鉄における公学堂教育』pp87-92
42. 前掲『明治以降教育制度発達史』p115
43. 同前 pp117-118
44. 前掲『明治以降教育制度発達史』第13巻により作成
45. 加藤聖文『大日本帝国崩壊』p173 中央公論新社、2009年
46. 大石初太郎「関東州の日本語教育」p83、『国語文化講座第六巻・国語進出編』朝日新聞社、1942年
47. 関東庁学務課『関東州における教育施設』p46、満洲日報社、1934年
48. 同前 p46
49. 同前 p46
50. 高丕琨『偽満人物—偽総理大臣秘書官的回憶—』による作成、長春市地方史志編纂委員会、1988年
51. 同前『編者の話』
52. 同前 pp193-194
53. 同前 pp194
54. 前掲『偽満人物—偽総理大臣秘書官的回憶—』により作成
55. 同前により作成

56. 岩間徳也「南金書院についての思い出」p55、満蒙文化協会『満蒙』21年11月号、1940年
57. 三宅俊成『公学堂南金書院創立三十周年記念誌』p131、南金書院同窓会、1934年
58. 佐藤剛「南金書院と岩間徳也」、『民族を結ぶころ』p80 北都書房、1977年
59. 前掲「南金書院についての思い出」p55
60. 同前 p53
61. 同前 p54
62. 同前 p54
63. 同前 p55
64. 前掲「南金書院についての思い出」p56
65. 同前 p56
66. 「奉天省国外留学生派遣制度」、『奉天通誌』卷152、1923年
67. 「奉天教育庁呈為規定奨励金県学生単行章程」、『奉天省長公署』第2920号（民国十七年九月一日）1928年
68. 同前
69. 同前
70. 前掲『満洲国教育方策』p5
71. 前掲『公学校教育の実際』p6



第二部 関東局統治時期における日本語教育  
—行政改革の1934年から日本敗戦の1945年まで

## 第5章 日満一体化を指向した日本語教育 —関東州庁統治時期の前期（1934～1940年）

### 1. はじめに

本章は関東州庁統治開始時期の1934年12月から太平洋戦争勃発の1940年12月までの期間を対象とする。

1934年三位一体の行政改革によって、関東州は行政上において満洲国、満鉄と一体化された。本章はまず満洲国建国後の社会体制、教育方針の整備、とりわけ「新学制」による「国語」教育制度に現れた日本語政策とその実施について考察する。次いで1937年治外法権の撤廃により、満鉄の日本語教育は満洲国に移譲されるまでどのように実施されていたか、満洲国の中に置かれながら、満洲国とどのような教育関係を持ち、日本語教育を進めたのか、同時に日本語教育史に残した「教授法の編纂について」の考察を加え、満鉄の最後の日本語教育の実態を解明する。最後に関東州の教育方針及び制度に注目し、そこに現れた日本語教育の理念及び日本語教育の実態を各公学堂の個々方針提起及び聞き取り調査を通して、戦時体制の形成期における日本語教育の実態の解明を試みる。

### 2. 歴史背景

満洲国建国の2年後の1934年12月に関東州植民統治行政機構の改革が行われた。勅令398号により、関東庁官制を改組して、関東局を設置して、日本駐満洲国大使館内に置く。駐満特命全権大使は関東局の長官を兼任し、日本内閣総理大臣の監督下で、関東局の事務を統理するが、その駐満大使を兼任するのは関東軍司令官であった。所謂「三位一体」という行政制度である。当時、関東軍司令官は事実上関東州、満鉄を含め、東北全地域の最高統治者であった。つまり、関東州庁は関東庁に代わるものであり、関東局の管轄下に置く。関東州庁長官は駐満大使の監督下で、関東州内の行政事務を統轄する。形式上、関東局官房が所管する教育施設、所謂関東州内の教育施設と駐満大使館に属する在満教務部が所管する教育施設、所謂満洲国内における邦人教育施設である二つの系統に分かれていた。初等、中等教育機関は関東州庁長官の第一次監督に属し、専門（師範を含む）及び大学教育機関並びに満洲国内の邦人教育機関は共に駐満特命全権大使の直接所管であった<sup>1</sup>。

一方、1937年11月5日、日本は満洲国と「満洲国における治外法権の撤廃及満鉄付属地行政権の移譲に関する条約」の調印によって、日本の治外法権を撤廃した。周知のように、1934年、満洲国統治は陸軍省、関東軍参謀の第三課のちの第四課が内面指導を行い、満洲国の政治の最高責任機関は、総務庁の日本人総務長官が政策を決めるといふ、日本人次長中心制度がとられたのであった。1937年まで満洲国の重要ポストに日本人の配属を完

成し、満鉄は付属地の行政権を満洲帝国に譲渡することで、満洲国との行政上の一体化が図られることになった。もともと治外法権は日本帝国主義による中国支配の武器として、日本人居留民とその経済に就いて、中国側の主権を排除するための多くの特権として東北で行使されてきた<sup>2</sup>。この治外法権条約を撤廃することによって日本人の対満進出を容易に進めることになった。なぜなら、その前年、1936年6月10日、既に治外法権撤廃の準備措置とされた「日本国と満洲国間日本国民の満洲国での居住及び租税に関する条約」が調印され、日本人の満洲国での総ての権利が認められ、土地及び租税などについて満洲国人と同じ権利を有することと決定されたからである。さらに1937年7月に監察院が廃止され、刑法、刑事、訴訟法、民法などの諸法、法令の日本化が達成された。

### 3. 満洲国における日本語教育政策の展開

#### 3.1 外国語としての日本語教育前期

1936年1月14日満洲国文教部によって、「關於小学校教科規程之件」<sup>3</sup>が公布された。その第一条では、「初級小学校は修身、国語、日本語、算術などの九科目」、「高級小学校は修身、国語、講経、日本語、算術など十二科目」となっている。表5-1のように初級小学校に日本語は必修科目としてようやく配置されるようになったのは建国後のこの年のことであった。なお日本語教授の主旨については、第五条で、「易しい言葉と文字及び文章を理解させ、運用能力の養成」となっている。

表5-1に見るように、初級教科目には修身、国語、日本語など9科目が、高等教科目には修身、国語、講経、日本語など12科目が設置された。中国語としての国語が、初等小学校1学年から高等小学校にかけて、8.8.7.7.7.7 時間となっているのに対し、日本語は初等1学年、2学年では、配当されておらず、3学年、4学年では週2時間となっている。高級小学校に日本語が配置されたのは1933年で、週2時間だったが、この1936年の改正では週3時間が配当されており、従来より多くなった。初級小学校で日本語が必須科目とされるには満洲国建国の1932年から4年間要したことになるのである。その原因に関して、当時の満洲国文部省教学官福井優は次のように語っている<sup>4</sup>。

昭和七年三月、満洲国が誕生して、民族協和、匪禍肅清、富源開発、教育刷新、樂土建設な等々の旗標が揚げられ、滔々たる国作り工作が始められた時、早くも先覚者によって日本語教育の重要性が叫ばれてゐた。けれども排日教育の余毒はなかなか去り難く、とてもすなほには受け入れられさうもなかつた。

表 5-1 満洲国小学校教科目及び週時間数 1936 年

		修身	国語	講 經	日 本 語	算 術	歴 史	地 理	自 然	実 裁 業 縫	作 業	体 育	音 楽	図 画	計
初 等 小 学 校	1年	2	8			4			2		1	3	1	1	22
	2年	2	8			5			2		1	3	1	1	23
	3年	2	7		2	5			2		2	2	1	1	24
	4年	2	7		2	5			2		2	2	1	1	24
高 級	1年	1	7	2	3	5	2	2	2	4 4		2	1	1	36
	2年	1	7	2	3	5	2	2	2	4 4		2	1	1	36

出典：『文教関係法規輯覧』<sup>5</sup> ※実業：男子 裁縫：女子

その頃、福井は文部省教学官の立場としてよく学校教師の研究会や講習会に列席し、次のようなことを促している<sup>6</sup>。

諸君が国民の指導者階層に立たうがためには、好むと好まざるとに拘わらず日本語を学ばなければならない。建国の理想を達成するには、たとへ如何に久しきに互らうとも、緒民族を打つて一丸として鞏固なる国民精神を造りあげ、あらゆる部門の大改革発展を図らなければならない。それがためには、今日世界に冠たる日本文化を速かに吸収しなければならない。日本語を学ぶことはその第一歩である。

この言は、当時の情勢を考えると、勇気の要るものであった。当時は、満洲国建国直後で、各地の学校は三民主義の排日思想の削除作業に追われ、教員の洗脳及び日本語教員の不足によって、「教育方面などは思ふやうに進み得なかつた。特に日本語は全く創設」であり、「日本語を強制するといふ謗を恐れて、日本語を必須科目にすることを躊躇するものさへあり<sup>7</sup>」といった消極的な状況の中で、自分の話など「誰も耳を藉す者もあるまい」<sup>8</sup>と福井は考え、「こんなことを言う自分は緊張しきつてゐた」と感想を述べている。

1936年の時点では、時間配当から見ても、教育の主旨から見ても、また建国当初から日本語が求められている実用性から考えても、日本語は全く一種の外国語にすぎなく、この

目的を実現する手段として教授されていたことは明らかである。

ところが、1936年7月に公布された「国民の教育大綱」によれば、日本語教育の性格について<sup>10</sup>、

満洲国子弟ノ教育ハ建国宣言並ニ皇帝即位詔書ノ精神ニ則リ、東洋道徳ヲ涵養シ  
勤勞主義ニヨル実業教育ヲ施シ、日滿不可分關係ヲ緊密具現化スルタメ日本語ヲ正  
科トス

と位置付けるようになった。

さらに、1937年3月10日、満洲国文教部の訓令（部令26号）「学校教育ニ於ケル日本語普及徹底に関スル件」<sup>9</sup>より日本語教育の方針に明確に変化が現れた。訓令は、次の通りである。

- (1) 日本語教師ハ日本語教授ニ際シ単ニ語学トシテ之ヲ取扱フコトナク日本語ヲ通テ日本精神、風俗慣習ヲ体得セシメ以テ日滿一徳一心ノ真義ヲ発揚スルニ努ムルコト
- (2) 日本語普及徹底ノ重要性ヲ理解セシムルコト
- (3) 学校教員ハ必ズ日本語学習ヲ励行スルコト
- (4) 教職員及び学生ノ学校生活ニ於テハ勿論家庭生活ニ於テモ成可日本語使用ヲ励行スルコト
- (5) 満文ニ於テ使用スル學術名詞ハ出来得る限り日本文ニ即近セシムルコト

つまり、日本語教授の実際においては、日本語を単に語学とするだけではなく、日本語を通じて日本精神を体得させるべきものであり、日本語教育の方針を転換しようとする出来事であった。しかも学校生活勿論、家庭生活においても、日本語の使用も奨励制とされ、中国語の文章に使用されている専門用語にも日本語と似るような漢字が求められていたのである。言い換えれば、満洲国建国前後における、日本語学習ブームは自発から強制になり、イデオロギーの色彩を帯る兆しが見え始める時期へと大きく舵が切られたことが考えられるのである。

上述の法規、訓令によって、日本語普及が国策化され、強制的に満洲全土にまで押し進められていくことになるのだが、日本語は1936年までは規定上ではまだ外国語として教科に組み込まれており、この親日化を図るための日本語教育から日本精神を教育するための科目へと、漸次推進されていくところに満洲国前期の日本語教育の特徴があった。

### 3.2 新学制の登場—日本語から国語へ

日本語が国語の一つとなるのは、新学制関係の法規が整備されて以後のことである。満洲国の新学制は建国後三年目の1935に、ようやく本格的学制調査委員会が組織されて検討段階に入り、建国から5年を経て国家としての教育制度が打出される。1937年5月、一連の勅令によって、「学制要綱」、「学事通則」「国民学校令」、「国民学舎及国民義塾ニ関スル件」及び「国民優級学校」などが公布された<sup>11</sup>。同年10月に一連の勅令に基き、民政部令によって「国民学校規定」なども公布された。従来の初級小学校は4年制度の国民学校に、高級小学校2年制度の国民優級学校に改組され、簡易小学校の類と一部の私塾を国民学舎及び国民義塾に改めた。

表5-2 満洲国「国民義塾」及び「国民学舎」教科目及び週時間数 1937年

就業年数	学年	国民科	算術	作業	図画	体育	音楽	計
1年	1年	日本語 10 満或蒙 11	9	2	1	2	1	36 (34)
2年	1年	日本語 8 満或蒙 11	7	2	1	2	1	32 (30)
	2年	日本語 9 満或蒙 10	8	3	1	2	1	34 (32)
3年	1年	日本語 7 満或蒙 9	6	2	1	2	1	28 (26)
	2年	日本語 8 満或蒙 9	7	2	1	2	1	30 (28)
	3年	日本語 9 満或蒙 9	8	2	1	2	1	32 (30)

出典：満洲国民生部教育司「学校令及学校規定」<sup>12</sup>

この一連の学校規定に基いて作られた各科目の編制を表5-2、表5-3に示したが、次の特徴が見られる。

- (1) 「国民科」の設置 国語は教科構成上「国民科」の一部となり、国史・地理・自然・国民道徳などと共に「国民科」に統括されている。
- (2) 日本語から国語へ 日本語は満語・蒙語と共に国語となっている。国家として日本語を第一国語としての地位に引き上げ、「国民科」の中で必修科目とした。これは、県・旗制地方及び県旗併置地方（県は漢族、満族、旗は蒙古族、県旗併置地方は漢族、満族と蒙古族などとの混在居住地域を指し）に於いても同様であるものの、地

方の状況により、各省長或は特別市長は民政部大臣の許可を得た上で、「得令停止満語之教授、其教授時数以増加日本語之教授時数而補充之」<sup>13</sup> と日本語を優先させている。

- (3) 日本語の比重が大きい 国民科の占める割合が極めて高いことがわかる。国民学舎及び国民義塾の中の就業1年制度では、1学年の国民科の週21時間の内、日本語は10時間であり、2年制度の場合には、1学年では国民科の週19時間の内、日本語は8時間、2学年では9時間となっている。3年制度の場合には、国民科総時間数の16.17.18に対し、日本語はそれぞれ7.8.9となり、ほぼ半分近く占めている。4年制度の国民学校の場合では、国民科総時間数の13.14.15.17に対し、日本語は6.6.7.8時間であり、2年制度の国民優級学校では、国民科総時間数の16.16の内、日本語は8.8時間で、半分を占めている。新学制における日本語時間数は、それ以前日本語時間数と比べて、差が大きいことがわかる。

表5-3 満洲国「国民学校」及び「国民優級学校」教科目及び週時間数 1937年

	学年	国民科	算術	作業	図画	実務	体育	音楽	計
国民 学校	1年	日本語6 満或蒙7	6	1	1			3	24
	2年	日本語6 満或蒙8	6	2	1			3	26
	3年	日本語7 満或蒙8	6	3	1			3	28
	4年	日本語8 満或蒙9	6	3	1			3	30
国民 優級	1年	日本語8 満或蒙8	6		1	6	3	1	33
	2年	日本語8 満或蒙8	6		1	6	3	1	33

出典：満洲国民生部教育司「学校令及学校規定」<sup>14</sup>

新学制の登場によって、日本語がはじめて満洲国の「国語」となり、「民族の如何を問わず凡そ満州国民たる者は母語と共に必ず日本語を学習せしめる」ところとなり、「即ち日本語は全国民に共通なる公用語」<sup>15</sup>と決めつけられるに至るのである。学校教育の中に「他国語である筈の日本語を、国語の一として教育することを明示する点に、日本の傀儡的な性格を読みとり得るもの」<sup>16</sup>があり、また満洲国の教育行政内における日本の大陸政策の浸透度が、如何に強いものであったかを察知させるであろう。

このようにして、満洲国の教育方針は「建国精神及訪日宣詔ノ趣旨ニ基キ日滿一徳一心不可分ノ関係及民族協和ノ精神ヲ体認セシメ……忠良ナル国民ヲ養成スル」もの

と定め、建国精神というイデオロギーが全面的に打ち出され、「完全な日本帝国との国家理念上的一致までが要求されるようになり」、1940年溥儀の二回目の訪日でそれは完成された。満洲国の傀儡の特殊性から、台湾と朝鮮のような「皇民化」「日本人化」という政策を形式上取らなかったが、「神道の力を借りて」、日本の「天照大神」を満洲国の建国元神として「国定奠定詔書」に定めることによって、満洲国全国民の意識の改造をはかろうとした<sup>17</sup>。

### 3.3 日本語教育の実際—教科書・教員

#### 教科書

満洲国で最初使用された日本語教科書は『初級小学校用日本語教科書』上・中・下冊、『高級小学校用日本語教科書』上・下冊等であった<sup>18</sup>が、編纂時期が1934年、35年であることから見れば、1933年に実施された高級小学校の1学年、2学年の日本語が教科書として何を使っていたのかは、不明である。日本語教育経験の浅い満洲国が、経験の豊富な関東州及び満鉄の教科書を一举に教えようとしたが、教科書の不足などが問題となっており、それから逃れるために教科書を転用することで急場を凌ごうとして、上記の教科書を編纂したのである。

しかし、新学制の公布に従って、学校規定の日本語に関する条項に「日本語を習得させるとともに、国民道德の基礎を授け、国史、地理及び自然に関する知識の初歩を得しめ、知徳を啓培する」<sup>19</sup>ように定めた。要するに、日本語教育主旨に合致する教科書でなければならないため、満洲国文教部編審官松尾茂の記述によれば、「国民学校で八冊、国民優級学校で四冊、中等学校で八冊の日本語読本」を国定教科書として編纂した。新学制の教育方針にあわせた『日本語国民読本』は、「国民科の統合教科書としての要素を具備するやうに編纂された教科書」であり、「日本語を覚えさせて、日本語によつて満洲国の国民としての錬成を施すのが、日語国民読本に負はされた使命」<sup>20</sup>であった。

#### 日本語教員

ところで、初等学校の教員数の不足と日本語教員としての素質の問題は深刻であった。満洲国文教部教学官福井優は『満洲国における日本語教育普及の状況』に次のように指摘している<sup>21</sup>。

現在満洲国の初等学校は、学校数約二万一千、学級数四万三千、児童数二百十万、教師約五萬、中等学校は師道教育機関を別にして、学校数二百三十、生徒数六万五千、これに対して日系教師が初等学校に約一千名、中等学校に約一千名、合計二千名配置されて、教育の推進力となっている。



福井のこの論を、表 5-4 とつき合わせて考えてみる。まず福井のデータは、論文を発表した 1942 年の統計であり、学校数、教員数、学生数についての両データはほぼ一致するが、福井の論中に出る「初等学校における日系教師一千人」は、1942 年における実際に必要な教員数ではない、必要な数を確保できないという事態の中での数字であることを注目しておきたい。1938 年の時点から、関東州の日本語教員の満洲国への引き抜きが始まり、且つまた、満洲国に流入した 100 人以上の元関東州公学堂教員は、殆んどは満洲国官吏になってしまったため、満洲国の「初等学校の方は大部分満系教師の担任」<sup>22</sup> で間に合わせるといふ状態にあり、中国人教員の実力向上や教授法の指導及び陶冶力が十分に備わっているかという問題が、満洲国統治側を悩ませ、この問題が日本敗戦まで続いていることは見落すことができない。

表 5-4 満洲国初等学校数、教員数、学生数推移 1932～1943 年

調査年月	学校数	教員数	学生数	
1932 年 7 月	11595	30548	662795	
1933 年 7 月	9128	16294	502223	
1934 年 12 月	12896	24265	830960	
1935 年 12 月	13468	24832	897773	
1936 年 12 月	13674	26077	1012491	
1937 年 6 月	14337	28873	1231089	
1938 年 1 月	13990	33834	1430069	1938 年から治外法権の撤廃により、満鉄の中国人教育は満洲国に移行され、統一されたため、満鉄の公学堂数も含む。私塾を除く。
1939 年 2 月	19348	41175	1681927	
1940 年 4 月	19908	45648	1972135	
1941 年	21401	50007	2099342	
1942 年	21940	50985	2159864	
1943 年	21377	52146	2241322	

出典：『第四次満洲国民生年鑑』<sup>23</sup>

ここで注目すべきは、次節で詳述するように、1937年の盧溝橋事件を契機とした日本の中国全土への侵略戦争を背景に、行われた治外法権の撤廃によって、満鉄の初等教育は満洲国に移行し、満洲国と一体化されたことである。その結果「かなり高度に達してゐた鉄道附属地における日本文化が新しい満洲国に対して指導的な役割」<sup>24</sup>を果たしていく。わずかな数の満鉄の公学堂の日本人教員が、満洲国の中でその指導的な役割を果たしていくと推測されるのである。

以上のような変遷の中で日本語教育を補助する手段として、新学制の実行と並行して学習結果の測定としての「語学検定試験」が制度化される。これは、就職に直結する社会的ニーズとして学習者の注目を集めることとなる。

### 3.4 「語学検定試験規則」（局令 81 号）の実施

1938年1月1日にスタートした新学制によって、日本語が国語になり、それを契機に、満洲国での日本語普及は盛んになる。前述した初等教育における日本語重視と同時に設置される語学講習所、語学院、各種訓練所、夜学校など、あるいは日本語朗読大会の放送を通しての開催が行われたことなどによって、日本語学習者数は飛躍的に増加した。こうした一連の日本語普及政策の中で最も有効な措置であったのが、国家制度としての「語学検定試験」であった。次の表 5-5 は第 1 回（康德三年度）より第 6 回（康德九年度）までのこの試験の受験者と合格者の等級別の人数（日本語のみ）の統計である。

1937年12月に出示された民生部令 42 号によって、語学学習の奨励と普及を目的とした語学検定規定が公布された。しかし実際はこの試験は表 5-5 に見るように、1936年から既に行われており、1941年まで6回行われている。第1回と第2回は官吏のみを対象として施行されたが、第三回からは一般民衆及び学生に対しても受験が認められるようになった。合格者にはそれぞれの勤務先、就学先に通知が行き、本人には「語学津貼」が支給された。

福井優は当時の受験状況を次のように述べている。「日本語の三等について言へば、五問題、二枚で、答案の枚数約六万枚、十人の委員が採点するとして、一委員六千枚一日三百枚宛採点して二十日要する。……口頭試験は試験委員が国内各地に分散出張して、一々受験者と対談の上、合格不合格を決定する」<sup>25</sup>ほどの熱の入れようであり、日本語普及が強行された様子がうかがえる。

表5-5 満洲国の語学検定試験日本語受験者数及び合格者数表 1936～1941年

等級	康德三年度 第一回		康德四年度 第二回		康德五年度 第三回		康德六年度 第四回		康德七年度 第五回		八年度 第六回
	受験 者数	合格 者数	受験 者数	合格 者数	受験 者数	合格 者数	受験 者数	合格 者数	受験 者数	合格 者数	受験 者数
特等	85	11	110	4	139	9	133	16	146	15	162
1等	555	125	653	74	1167	59	1127	93	1143	56	1223
2等	949	271	1139	168	3419	269	3977	453	5413	387	5652
3等	2018	512	2939	591	12294	1931	19270	3263	22656	1847	24132
計	3607	919	4841	837	17029	2268	24507	3825	29385	2305	31169

出典：『満洲国における日本語』<sup>26</sup> ※第6回の合格者数が不明である。

当時、「東北部は日本に占領され、中国人は日本人相手に職を求めなければ生存出来なかった。公文書は日本語で書かれており、そして要職、責任者はほとんど日本人で占められていたため、日本語ができなければ何の仕事もできない状況に置かれていたのである。それに加え、日本の支配者は日本語学習の浸透を図り、昇進制度と結び付けて、「特任」、「簡任」、「薦任」（高等官）以上に語学検定三級の資格<sup>27</sup>が条件づけられていた。この試験における等級は、次のようなレベルを基準とした。すなわち、三等は普通の会話が自由であり、読み書きの力は日本の国民学校初等科四年乃至五年程度、二等は会話が更に洗練され、読み書きの力は日本の中等学校初年級程度、一等は会社に於て一般の教養のある日本人と異なることなく、読み書きの力は日本の中等学校卒業生以上、特等に至つては会話・読み書き総ての点に於て最も優秀な日本人に匹敵するものであり、直ちに語学検定試験の試験官になれるほどのレベルが要求されたのであった<sup>28</sup>。従って、この国家の語学検定試験とは別に、各省においても「日本語学検定試験規定」が行われた。この試験が国家試験と異なるのは「五等に分かれ（第二条）、内容は一次試験には、翻訳、作文、書き取り、二次試験には会話、読解を設け（第五条）」<sup>29</sup>、られていたことであり、二次合格者には第

2号表合格証が授与された<sup>30</sup>。合格証は進学及び「薦任」以下の就職には、通行証のような存在であった。

#### 4. 南満州鉄道付属地行政権譲渡による満鉄公学校の改編—満洲国への統括

##### 4.1 日本語教育の二重性

建国後の1934年、事実上三位一体の行政改革によって、満洲国の真ん中に置かれた満鉄は新たな関係が望まれた。治外法権の撤廃の1937年までの満鉄の日本語教育の実際についてまず満洲国との教育関係から見てみよう。『満鉄付属地経営沿革全史総論』には次のようなことが記載されている<sup>31</sup>。

満洲国における教育方針、所謂王道樂土の建設に対して貢献し得る国民を養成する根本宗旨に帰一したので、实际的施設に当たっても両者の連絡が極めて必要となり、特に満洲国に於ける教育諸制度に根本的改革が行われつつある時に際し、会社としてはこれと連繋を保ち、付属地満人教育の新情勢に対する方針を確立する為に、茲に連絡打合せの会議を催すこととなったものである。

満鉄と満洲国は、二回会合を行ない、参加者は満洲国文教部学務司長、奉天省教育庁長、満鉄地方部長、学務課長ら関係者であった。当時打合せ事項を、以下にまとめる<sup>32</sup>。

- (1) 付属地内の教育施設は、満洲国に依頼するが可なりとの意見もあるが、当分現状の通りとし、校舎に余裕がある場合には、相互に収容することが適当である。
- (2) 就学率に就いては相互に漸次これを高めることとし、各地方の状況を調査し、或る地方に於ては付属地内の教育を満洲国に委託し、或る地方に於ては満洲国側の児童を会社公学校に収容する等互譲協力すべきである。
- (3) 爾後新たに学校設立の場合には、理想には副はぬが成るべく多数の児童を収容せねばならぬという実際問題から、一学級収容児童数を七〇名位として設備するが適当である。
- (4) 教育内容に就いては、付属地内外を問わず、満洲国の国民教育として根本方針を同一にし、各地の状況によつて適当な取扱をなし、教科目、教科書も原則的には同一にする建前をとるを可とする。
- (5) 就学児童の年齢に関しては、その標準を数へ年七歳に統一するのを理想とし、

漸次就学年齢の差の幅を縮小することに制限する。就学率に就ては100%を理想とするも、それまでは60-70%に標準を置いて進むことが大切である。就学率については60%~70%に進めてゆくこと。

- (6) 教科目に就いては、満洲国文教部に於て制定されるものに拠ることとする。教員組織及び経費等に就いては、未だ具体的に協議するまでになつてゐないので、現状で進むこととする。

以上は議事の概要であり、具体的に決定した事項はすくなかつたが、原則として根本態度を協定したことは評価されている。当時かなり高度に達していた満鉄の日本語教育が満洲国に対して指導的な役割を演じ、教科書編纂または従業員養成、乃至日本語教師を派遣した事実から、当分満洲国の日本語教育の推進力としての指導性を保持することであろう。とはいえ、第3章で考察の通り、「満鉄の方針が役立つ満人の教育であり、日常会話を中心とする便宜主義」であるという点から、満洲国の日本語教育方針としては不十分なものであるという批判も受け、「日本語を使用する日本民族の精神の把握なく、日本文化の深さに触れることのない日本語教育が片手落であり、精神問題の軽視は日本に対する真の認識にかける」<sup>33</sup>という満洲国において、論議しつくされた観がある。「此の期における日本語中心主義は、今日までのそれとはやや傾向を異にして居る様である。即ち各教科中最も日語科に努力し、且つ其の教授法の研究に専念するといふ立場以外に、他教科に於いても可能な限り日語を使用して教授せんとし、学校生活全体を日語生活の指導場」<sup>34</sup>にする満鉄が、それまでの「日本人相手の官庁・会社・商店に向きの日本語、あまりにも実用的な日本語、会社さへできればいいといふ日本語を揚棄して日本精神・日本文化を理解体得させるための日本語」<sup>35</sup>に主力を置かなければ、期待に応じられないと方針転換をしたこと、また満洲国の唱える人間陶冶の教育へ転換することが、逆に現地の中国人子弟の求める日本語学習の実用性との間に矛盾を引き起こしたことがこの時期における満鉄日本語教育の特徴といえよう。

1938年より、満鉄経営の公学堂は満洲国に移譲され、事実上満鉄から分離することになった。満鉄の手を離れた付属地公学校は、1938年満洲国新学制実施により、初級公学校は国民学校に、高級公学校は国民優級学校に分離改編された。表5-6に見るように、当時の満鉄付属地公学校在校生である6千人の中国人の学生は、満洲国の学生となり、「忠良なる国民の性格を養成する」教育体系に組み込まれていったのである。

それまでの満鉄の植民教育については安藤基平の言葉にその本質が明確に示されている。「満鉄が支那人教育をやるのは支那側を喜ばせんが為ではない。未来性のある青少年を善良なる人物に仕上げ、彼等をして善良なる社会を造らしめ、健全なる国家を建設し、以て日支親善の楔子たらしめんが為である」<sup>36</sup>。

表 5-6 満鉄附属地公学校数、職員数、学生数 1937 年 12 月現在

	設立年月	職員数	児童数			
			初等科	高等科	高級予科×別科 △日語速成科	
蓋平公学校	1909 年 6 月	9	249	94		343
新京公学校	1912 年 11 月	16	434	215	×161 △46	856
瓦房店公学校	1913 年 3 月	8	373	124	×56	455
開原公学校	1914 年 4 月	14	525	298	×60	793
熊岳城公学校	1914 年 4 月	9	266	27	×20	405
四平街公学校	1914 年 6 月	8	284	113	×36	433
公主嶺公学校	1916 年 4 月	8	261	104	×56	421
奉天公学校	1919 年 11 月	17	544	317	×149 △161	1. 171
撫順公学校	1920 年 4 月	18	598	326	59 ×90	1. 073
松樹公学校	1920 年 4 月	7	222	67		289
合計		114	3. 656	1. 685	896	6. 237

出典：『南満洲鉄道附属地に於ける学校及図書館』<sup>37</sup>

## 4.2 日本語教育の研究

### 4.2.1 基礎日本語研究の変化

1922 年の関東州と満鉄の南満洲教科書編纂部の合同編纂以来、日本語教科書の編纂、日本語教育についての研究などは、共同で行われてきた。この節では、関東州も含め、考察する。

この時期の満鉄と関東州との日本語研究の大事業の一つとして、基礎日本語の調査が指摘できる。この調査は、1934 年から 1935 年に亘って、多額の費用及び多数の人員を動員し、公学校、関東州教科書編集部合同で行われた。また中等学校からの参加指導も見られた<sup>38</sup>。その研究動向を把握するために、この調査以前の主な研究タイトルを共に取り上げてみる。

1910 年代<sup>39</sup>

「日本語教授細目の編制」

「発音誤謬の基礎調査」

「各学年日本語読本教授要項案」  
「同綴り方教授要項案」  
「台湾における国語教授法の現状」  
「鼻音矯正法」「助辞の誤謬に就きて」  
「誤り易き音の調査」  
「初等日本語読本に現れたる助動詞」  
「中日新出語句の調査」  
「新出語分類表」  
「日本語学習法」

1920年代<sup>40</sup>

「助詞の誤謬についての調査」  
「中等日本語読本新出語句調査及分類表」  
「日本語読本に表はれたる助詞調査」  
「各学年に於いて如何に日本語を分科し其の教授時間を如何に配置すべきか」  
「日本各文章教授の三段階について」  
「鼻音矯正法について」  
「日本語学習法について」  
「読方科についての推導法」

1932年<sup>41</sup>

「満鉄沿線に於ける日本語教授法の変遷」

以上の先行研究を踏まえ、1934年に始まるこの調査では、以下の項目に注目している。

1934～1935年<sup>42</sup>

- (イ) 教材は新時代に適合すべきであるとし、教科書の研究調査を行う
- (ロ) 発音の誤謬の誤り易き点についての科学的調査を行う
- (ハ) 語学としての外国語教授の立場を揚棄し、広く生活指導の立場から日語生活指導案の研究、他科教科書の日本語記載の促進などとなっている。

ちなみに第3章に記した通り、1931年から1936年までの間に行われた研究会の開催回数は、中国語研究会が9回であるのに対し、日本語研究会は17回であり、日本語に対する興味の強さがうかがえる<sup>43</sup>が、そのテーマは言語と教授法に対する客観的な内容に集中している。これに対して、1934年の研究テーマ・意図は「新時代に適合すべき」、「外国語教授の立場を揚棄し」と表わされ、実用主義の日本語教育方針が、満洲国建国の政治情勢の変化に従い、方向を「広く生活指導の立場から日語生活指導案」とあり、実用主義が垣間

見える転換したことが見てとれるのである。

#### 4.2.2 日本語教授法とその変遷

この節では、「満鉄沿線に於ける日本語教授法の変遷」を中核資料として、教授法についての考察を行う。当然ながら教授法についての先行研究を踏まえた上での考察となるが、具体的な各教授法の内容についての分析は今後の課題に譲る。

##### 対訳式日本語教授法

関東州は1905年から1915年頃まで、満鉄は1909年から1912年頃まで、使われた教授法である。満鉄では「一定の教科書がなく日本の小学読本を教えたが、教材が適切でないので、指導者が任意に教材を集めて印刷し教科書として用いた」<sup>44</sup>との状況にあり、関東州では『東語初階』なども多く使用され、いずれは対訳式に文意が示されている。例えば<sup>45</sup>、

- a. 給你書                      ホン   ヲ   アゲマス
- b. 請把麵包給我              私   ニ   パン   ヲ   下さい

この教授法の特徴は教師に二つの言語能力が求められることである。関東州及び満鉄の植民教育の開始時点から、中国人初等教育の教員採用基準の一つに中国語の使用が可能という条件が付いており、当時としては無理なく実施できる唯一の教授法として採用されたのである。長所はその当該言語を全く習ったことのない学習者にとって、早く正確に理解できることであり、短所は教授時間中の半分は外国語でない語を使うことになるから口や耳の練習を怠ることである。

##### ベルリッツ日本語教授法

1912年にロシアで同教授法で日本語を教授していた井上信翁を招き、教授法の講習会を開催し、はじめてベルリッツ式教授法が伝えられた。同時に同氏の編纂した会話体日本語教科書を満鉄の教科書に取り入れ、

- 第一課 ナニデスカ、筆デス。  
単語、筆、鉛筆、紙……。  
語形 ナニデスカ、筆デス。 筆デスカ、筆デス

のように、生徒の前に実物を提示し、反復練習、範唱する。

特徴は、導入段階から、母語を排除し、翻訳せず、外国語だけを聞かせることである。要点としては<sup>46</sup>、

- a. 実物実体より始めること。児童の周囲より机、筆、紙などを取扱い、順次教室外、家庭に及ぶ。



- b. 観念を明らかにする。「筆」ならば机の上にあるとか中にあるとか存在を明らかにすること。
- c. 連想させること。「筆」があれば店から買ったとか、兄と一緒に買って来たとか、徐々に秩序的に連想を進めつつ学年に相当に頭の中に注入させること。
- d. 実用的方面を重んじる。

長所は学習している言語を聞く時間が増えることにより、学習者の聴解力が発達することであり、練習をとおして付随的に学習者の発話力も向上することである。しかしこの教授法には教育者に高度な教授技術が求められ、速成的な日本語教員養成には不適切である。

#### 山口喜一郎の日本語教授法

1914年4月山口喜一郎氏を京城から招聘してグアン式直接教授法講習会を開催した。山口は台湾で1896年から日本語教育に従事した人物で、1914年当時は朝鮮の高等普通学校に転じていた。中国においては、山口はグアン式直接教授法の最初の提唱者であり、すでにベルリッツ教授法を受け入れていた満鉄は、抵抗なく受け入れ、またたく間に満鉄附属地・関東州に普及した<sup>47</sup>。

特徴は、対訳法に内在する母語の訳による交換連想の助長、真の語感養成の困難、外国語による知識の不完全、練習時間の不経済、発音に及ぼす悪影響等を批判し、三つの方法を示している<sup>48</sup>。

- a. 心理式 心理上の習慣によって言語の暗記を容易にするもので、動作をつけて練習させること。
- b. 自然式 幼児が母国語を習得していく過程を外国語教育に適応させようとするものであり、ベルリッツ教授法に似ているが、ここでは略す。
- c. 発音式 音声教育を重視するもので、初級・中級段階において、文字を教えず、発音記号のみによって教育するというものである。

#### 鹿子生儀三郎の日本語教授法

山口喜一郎の下で訓導として共に研究を重ねてきた鹿子生儀三郎は1914年秋来満し、開原公学堂長に就任した。南満中学堂、奉天公学堂、医学堂予科などに勤務し、「講習或は研究会などによって、満鉄沿線の日本語教授法を指導啓発し、直接教授の発展に多大の功績を残し」<sup>49</sup>、1924年退職した。

同氏の教授法は山口の直接法と似ているが、著書『日本語教授法』では、それまでの教授法を「翻訳式」「文法式」「系列式」「絵画式」に分け、鹿子生自身も推進してきたグアン式の短所も指摘した。次の通りである<sup>50</sup>。

- a. 動詞にのみ重きたるために挙動動作を偏重し、実物絵画に論及せざりしこと。
- b. 音韻に関する注意を欠きたること。

c. 慣用句を教授する機会を少くしたること。

また、直接法による授業を行う場合、語句を解釈するため、次のような方法を挙げている<sup>51</sup>。

- a. 直感法 直感方便物を以て生徒の感覚に訴え、新語の意義を知らしめるものである。
- b. 換言法 同意義か、若くは似よつた意義の既授の語句に換言して、其の意義を知らしめる方法である。
- c. 対比法 反対、類似、因果等の関係による語詞を両々相対比して其の意義を知らしめるのである。
- d. 適用法 授けんとする語句を、適当な事柄に適用して、短句、短文を作りて示し、自然に其の意義を会得せしめるのである。
- e. 举例法 概括的なる語句、又は事物を示せる語であること、多くの実例を示して新語の意義を知らしめることが出来る。

何より、鹿子生儀三郎は発音教育を重視し、「中国人の誤り易い発音を挙げ、その矯正法として発音図発音練習表などを用い、」<sup>52</sup> 反復練習などの方法を考案した。

#### 大出正篤の発音矯正法及び速成法

『満鉄沿線に於ける日本語教授法の変遷』（1932）に大出正篤の「発音矯正法」<sup>53</sup>しか記載されていないのは、その時点では、大出正篤の速成法は未だ形成されていなかったからである。

1919年には、大出正篤が満鉄教育研究所に講師として就任した。1922年の関東州と満鉄が合同して設置した南満洲教育会教科書編集部では初代主事として『初等日本語読本』全八巻、『第二種初等日本語読本』全四巻、『中等日本語読本』全四巻などを編集するという日本語教育の中心位置にいた人物であった。南満中学堂教授を務めた当時は山口らと同様に直接法、話し言葉、特に発音練習を重視したが、実践していく中に、グアン式に疑問を持つようになり、速成法の研究へとつながり、『効果的速成式標準日本語読本』にいままでの直接法を修正し、独自の速成法を提唱した。

速成法の特徴は、授業を理解段階と練習段階に分け、理解段階をより効果的にするため、教科書に付随する形で中国語の対訳・注釈書を用意し、学習者の教室外での予習の際に役立たせ、教室での練習段階では中国語を使わず、日本語だけで所謂「問答授業の徹底」に努めるというところにあり、本質は公的に認められている「教科書」と「直接法」を実質的に補強するところにあった。

指摘すべきは、この速成式教授法が満洲国内に限らず、さらに中国大陆にまで普及していくことにある。興亜院の調査によると、華北地域においても速成法の普及が見られるという<sup>54</sup>。しかし、理由は不明だが、興味深いことに、関東州公学堂で速成教授法が採用さ

れたという記録はない。公学堂が短期間内での効果を求める社会教育及び補習科を抱えているにも関わらず、採用の記録がないのである。ただ私塾の1年コースで『速成日本語読本』が使用されているようなことだけが記載されている<sup>55</sup>。

#### 隅清磨の教授法

1924年に隅清磨が台湾師範附属公学校から奉天公学校に転職してくる。隅は、児童の自発的構成を重んじ、日本語の「分科的取扱い」を提唱した。「分科的取扱い」<sup>56</sup>とは、日本語を教える際の「聴方」「話方」「読方」「綴方」「書方」技能をそれぞれ「分科」と呼び、分離して考えていくと同時に、「各分科の本質の上に立って系統的に材料の選択をなし、実際取扱いに於て各別科に一貫した方針と方法途によって教授する」というものである。

この分科的取扱いを洗練させ、さらに教授実践を重ねそれに基づいて、1927年独自の教授法を発表する。同氏の教授法は同校の日本語教授法として実践されるが、時とともにその主張は満鉄沿線へも伝えられ、満洲の日本語教授界に大きな刺激を与えた。

以上の直接教授法は1920年代から満鉄の公学堂の正規基礎教育にほぼ定着しており、関東州の公学堂及び普通学堂の正規課程において、直接法が完全な確固たる位置となるのは満鉄より遅れて1931年頃であった。直接法が定着するまでは難易度の高い言葉及び文法は対訳法で、それ以外は直接法によって、すなわち直接法と対訳法の折衷によって教授されていたのである。前章で記した満洲国建国直後に官吏に就いた関東州公学堂卒業生の数あるいは日本留学に赴いた者の数が圧倒的に多いということはこの折衷法による日本語の教育成果が高いものであったと評価できるからである。

### 5. 関東州における日本語教育国策化への過度期

#### 5.1 公学堂規則と普通学堂規則の改正

満洲国建国後二年後の1934年3月、一部改正「関東州公学堂規則」（関東庁令第七号）及び「普通学堂規則」（関東庁令第七号）が公布された<sup>57</sup>。この改正規則の主旨は、1923年の規則改正乃至1932年の規則改正を基本に据えているが、以下には公学堂と普通学堂の1934年公布の改正規則について二つを比べながら紹介する。

##### 公学堂

第一条 公学堂ハ児童ノ身体ノ発達ニ留意シ德育ヲ施シ其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス

##### 普通学堂

第一条 普通学堂ハ児童ノ身体ノ発達ニ留意シ德育ヲ施シ其ノ生活ニ必須ナル普

通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス

従来ノ規則から 1934 年に改正された箇所は以下の箇所である。

第四条、第五条、第十九条、別記第一号、第二号表及別記学籍簿様式の中の、「中国文」ヲ「満洲国語」ニ改ム第二十七条第二項中「日支両国語」ヲ「日満両国語」ニ改ム

これによって、教科目は<sup>58</sup>以下のようになる。

公学堂

第四条 初等科ノ教科目ハ修身、満洲国語、日本語、算術、図画、手工、唱歌、体操トシ女兒ノ為ニハ裁縫ヲ行フ

第五条 高等科ノ教科目ハ修身、満洲国語、日本語、算術、歴史、地理、理科、図画、手工、歌唱、体操トシ男兒ノ為ニハ実科、女兒ノ為ニハ裁縫及手芸ヲ加フ

普通学堂

第四条 普通学堂ノ教科目ハ修身、満洲国語、日本語、算術、図画、手工、唱歌、体操トシ男兒ノ為ニハ実科、女兒ノ為ニハ裁縫ヲ行フ

上記科目についての週当たりの授業時間数を表に直すと、下の表 5-7、表 5-8 になる。

表 5-7 「関東州普通学堂規則」一部改正、教科目及び週時間数 1934 年

卒業年数	修身	満洲国語	日本語	算術	図画	手工	唱歌	体操	実科	裁縫	計
1年	1	12	6	5	1		3				28
	1	12	6	5	1		3				28
	1	12	6	6	1	1	男 3 女 2	男 2 女 4	男 2 女 4		男 32 女 33
	1	12	6	6	1	1	男 3 女 2	男 2 女 4	男 2 女 4		男 32 女 33

出典：『教員必携』別表<sup>59</sup>

表 5-8 「関東州公学堂規則」一部改正、教科目及び週時間数 1934 年

		修身	満洲 国語	日 本語	算 術	歴地 史理	理 科	図 画	手 工	唱体 歌操	実 科	裁手 縫芸	計
初 等	1年	1	8	6	5			1		3			24
	2年	1	9	6	5			1		3			25
	3年	1	9	7	5			1	1	3		女 2	男 女 27 29
	4年	1	9	8	5			1	1	3		女 2	男 女 28 30
高 等	1年	1	7	7	5	2	男 女 2 3	1	男 1	3	男 3	女 3	32
	2年	1	7	7	5	2	男 女 2 3	1	男 1	3	男 3	女 3	32
予 科	1年	1	6	12					3		女 4		

出典：『南金書院創三十周年記念誌』と『教員必携』第一号表<sup>60</sup>

『教員必携』に記載されている日本語教育の趣旨は、普通学堂は「近易ナル言語文章ヲ理解シ日常ノ用務ヲ辦スルノ能ヲ得シメ兼テ智徳ヲ啓発スルヲ以テ要旨トス」、公学堂は「普通の言語文章ヲ理解シ日常ノ用務ヲ辦スルノ能ヲ得シメ兼テ智徳ヲ啓発スルヲ以テ要旨トス」<sup>61</sup>となっている。

関東州の行政改革の決定実行の直前に改正された公学堂及び普通学堂の規則あるいは日本語教科の内容には「王道楽土の建設に対して貢献し得る国民を養成する」「日本精神・日本文化を理解体得させるための」用語が一切使用されていない。しかも、公学堂初等科の満洲国語時間数 8.9.9.9 は、日本語時間数より多く、普通学堂の満洲国語時間数は日本語時間数の 6 より、倍の 12 時間配当され、以前と同じ優勢を示している。形式上を見る限り、日本語強要及び日本語を通して日本思想の浸透を図るような意味は持っていなかったといえる。その理由を次節で考察する。

## 5.2 各公学堂の方針変更

しかし一方で、関東州の各公学堂は、1934年の規則に沿いながらも、それとは別に満洲国の建国事情に応じ、それぞれ独自の方針を立てていることにも注目しなければならない。このためには、この時期における関東州の公学堂の実際の対応を整理しておく必要がある。

### 金州公学堂南金書院

満洲国建国後の1933年9月30日に、岩間徳也の後を継いだ山口前学堂長の辞任と共に柳原が南金書院の三代目の学堂長に就任するが、1934年4月に統治当局の政策に従い建てられた新方針は関東州の公学堂の中で、最もストレートに表現されており、次の通りであった<sup>62</sup>。

「本学堂ノ教育方針ハ関東州公学堂規則ニ準拠スベキハ言フ俟タザル所ナルガ、特ニ其ノ第一条及教則第十七条ニ鑑ミ……満洲国人トシテ其ノ建国ノ由来ト精神トヲ明確ニ知悉セシメ、又深く自己ノ責務ヲ自覚シ、……州民タルノ本分ヲ全シ、(ママ) 東亜永遠ノ平和創造並ニ世界人類ノ福祉ノ増進ニ貢献シ得ル人物タル基礎ノ啓培ニツトメントス」。

同校は関東州中国人教育の濫觴であり、創立当初に郷紳商民から巨額の寄付金を得て設立できた学校であり、1934年の時期になっても、設立当時の中国人功労者を以て組織される評議員会を継続してきたことが特徴の一つであると言える。卒業生数にしても全満一にして、5119名の中、日本、中国各地中等以上の学校に留学、進学し、故郷の民業に従事し、或は日本、満洲国、中国などの官吏、銀行、会社、学校などに奉職し、各重要な位置を占めている人が多数であった。すでに前章で考察した通り、満洲国文教部大臣蘆元善、經濟部大臣韓雲階、司法部大臣閻伝紱、呂宜文駐独大使、更に省長数名、県長多数であった<sup>63</sup>。

### 大連伏見台公学堂

前身は大連公学堂であり、大連中国人教育の嚆矢でもあるが、1922年に伏見台公学堂と西岡子公学堂の二つに分かれ、分教場を含め、学生数1682名であった。同学堂のスローガンは、「関東州公学堂規則の趣旨によって健全にして善良なる州民を養成し、且つ日滿提携の枢軸たらしめ東亜の平和に貢献」<sup>64</sup>できる人材の養成を施すとなっている。

### 大連西岡子公学堂

現学堂長村上原吉は、関東州公学堂の規則の趣旨に依り、特に満洲国人の人情風俗習慣を尊重し、土地の状況変化の程度を参酌し最も實際生活に適切なる教育を施すとしている<sup>65</sup>。

同学堂は中国人居住区小崗子に近いので、関東州農業、雑貨商、金貸行、大工、官署会社員人などの子弟が多く、学生数1114名であった。

## 大連沙河口公学堂

大連の公学堂の中で、最も学生数の多い学校といえる同校は、関東州公学堂規則の趣旨を遵守し土地の状況、時代の趨勢を考察し、三箇条の方針を定め、同学堂教育の精神としている。それは、①実質穩健なる思想を養ひ、偏狭固陋を避け、勤勞を尚ひ、進みては公德心を涵養し兼て醇厚の美風を養成すること。②時代の消長と環境に努め、博愛共存の実を篤ふし、自治共同の美德を涵養すること。③常に体育の向上を図り、天賦の性能を伸展發揮せしめ、真善美聖の具はれる人格の陶冶に努めることとしている<sup>66</sup>。

大連沙河口地域の周辺に、満鉄工場などがあるので、1934年時点では、卒業生合計2594名であり、満鉄工場に就いた卒業者が多い。また、満電及び市内各会社銀行、商店に就職した外、特に事変以来満洲国官吏及軍人にも多いと言われている。

## 旅順公学堂

軍政期に設立された南金書院、大連公学堂と並ぶ最古の学校であった。卒業生合計2576名であり、実社会に中堅地位を占めており、満洲国に就職して、すぐに目立った活躍をするのは吉長鉄道院の院長、満洲国駐日本公使館秘書官、新京国務院秘書、四洮鉄路局建設課長等である。方針は「州内公学堂規則に基き、満洲国の善良なる風俗を尊重し、土地の状況、文化の程度を参酌し、日満提携の枢軸たるべき人材」<sup>67</sup>を養成することとなっている。

## 旅順高等公学校附属公学堂

1917年4月開校し、同年4月旅順師範学堂となり、さらに1932年4月旅順師範学堂と旅順第二中学校とを併合して設置された旅順高等公学校の附属公学堂となり、高等公学校師範部の生徒に実習を提供す場としての意味をもつ、特殊の使命を帯びた学校であるといえる。都市教育の研究という第1部と農村における教育を研究する第2部に分かれて、これまでの卒業生456名は上級校を経て、社会の中核となっている人が多いため、方針は<sup>68</sup>、

- (1) 偏知的教育を避けて訓育に力を注ぐこと。
- (2) 特に情操の陶冶に留意すること。
- (3) 勤勞作の習慣を慣致し職業を愛好するの念を養ふこと。
- (4) 儒教の精神を明徹にし、満洲国建国の由来と精神を徹底せしめること。
- (5) 満洲国人としてその生活に必須なる智識と技能とを習得せしむるとともに、日本人及び日本人を理解せしむことに力を注ぐこと。

各公学堂の方針を見ると、1934年公学堂の規則の趣旨との差異が明らかである。すでに成文化された「德育ヲ施シ其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以て本旨トス」

にもかかわらず、どの学校も「満洲国の善良なる風俗を尊重し」「日満提携の枢軸たるべき人材」の育成を方針として打ち出している。表現に若干の相違があるが、本質は共通であり、「満洲国王道楽土の建設に対して貢献し得る国民を養成する根本宗旨に帰一した」満鉄の教育方針とも同様のものと思われる。各公学堂の冒頭に注目すると、「関東州公学堂規則に基き」という用語に統一されていることがわかる。即ち、これまで実施して来た「生活に必須なる普通の知識技能を持つ人材育成」に「日満提携の枢軸たるべき人材」の育成を付け加え、教育方針を明確にしているのである。もともとこの二つの目標は融和的性質と政治的性質とのかみ合いができない性質のものである。日本植民地教育政策の基本的特質は、「第一に日本語教授の強制、第二に、日本の歴史・文化・生活様式の注入」で、つまり「民族文化を抹殺し、「日本臣民」化という精神的奴隷を養成する」<sup>69</sup>と定義されている。「日満提携の枢軸たるべき人材」の養成は「臣民化」という直接的表現になっていないものの、日本の中国東北支配に理解且つ協力できる人材育成ということは「臣民化」への第1歩を踏み出しているのである。さらに関東庁管轄下に置かれた公学堂が統治当局の許可なしに重大な変更ができないことは言うまでも無いが、行政改革による一体化となった関東州統治側は、形式上1923年の公学堂規則の教育方針を継続しながらも、実質上の方針変更を、各公学堂の運営の傘下で行っているということは、日本統治当局の政略に過ぎないと言わざるえない。それを明白にするためには、1934年の「三位一体」行政改革の真義を改めて探る必要がある。

従来関東州は日本が中国から租借したものであり、二十一ヶ条条約も中国政府に調印させたものである。そのため、租借地という政治的特殊性を考慮し、「日本語教育の上にも、台湾、朝鮮が帝国の領土、皇国民という明確な関係によって国語教育としての強力な態度を取って来たやうな徹底した処置を取ることが出来なかった」<sup>70</sup>。しかし、事実上関東軍の支配した満洲国建国によって、関東州の領土の主権も中華民国ではなく自然に満洲国に属すると日本は主張する。その根拠は1932年9月日本駐満洲国全権大使、関東軍司令官武藤信義と満洲国総理大臣鄭孝胥が調印した「日満議定書」の第1条「それまで日本国または日本国民が、日華両国間の取り決め及び公私の契約によって満洲国領内にもっていたすべての権利と利益を無条件で承認する」<sup>71</sup>にあるとするが、これは日本政府による理屈であり、満洲国自体が傀儡国であり、関東州租借条約は中華民国との条約であるため、中華民国の一部であると中国側からの反発が強かった。

しかし「三位一体」植民統治行政機構の改革により、日本駐満洲国大使館内に設けた関東局が、その管轄下で関東州と満鉄附属地の行政を管理し、満鉄の業務を監督することになり、日本の中国東北への統治は一元化される。関東庁にかわる関東州庁が関東局の管轄下に属することは、図3に見るように、事実上関東州を日本領土の一部に見做すことに繋がるのだが、建前は満洲国を独立国にする以上、関東州も満洲国の租借地であるように見せなければならない。このことが関東州の公学堂規則改正に公然と「日満提携の枢軸たる



べき人材の養成」という条文を成文化出来ない要因の一つである。くりかえすが、租借地  
関東州は関税自由主義などによる東西貿易の中継地であり、中国を全面的に侵略するため  
の大後方基地という特殊な戦略的位置にあり、かつ満洲国の教育がまだ模索段階である  
という時間的に限定された時期の問題であったため、各公学堂が記しているように、教育方  
針は変更されつつあるのであって、統一されてはいない。それが実現されるのは、1937年  
の治外法権の撤廃以降のこととなる。とはいえ、形式上、関東州の日本語教育は「関東州  
人教育令」の公布まで「国語教育」という語で成文化されなかった。それは第6章で検証  
するが、日本政府及び現場教育者の多数があくまでも関東州が租借地であるという認識を  
もち、その意識に主導されたことを看過できない。

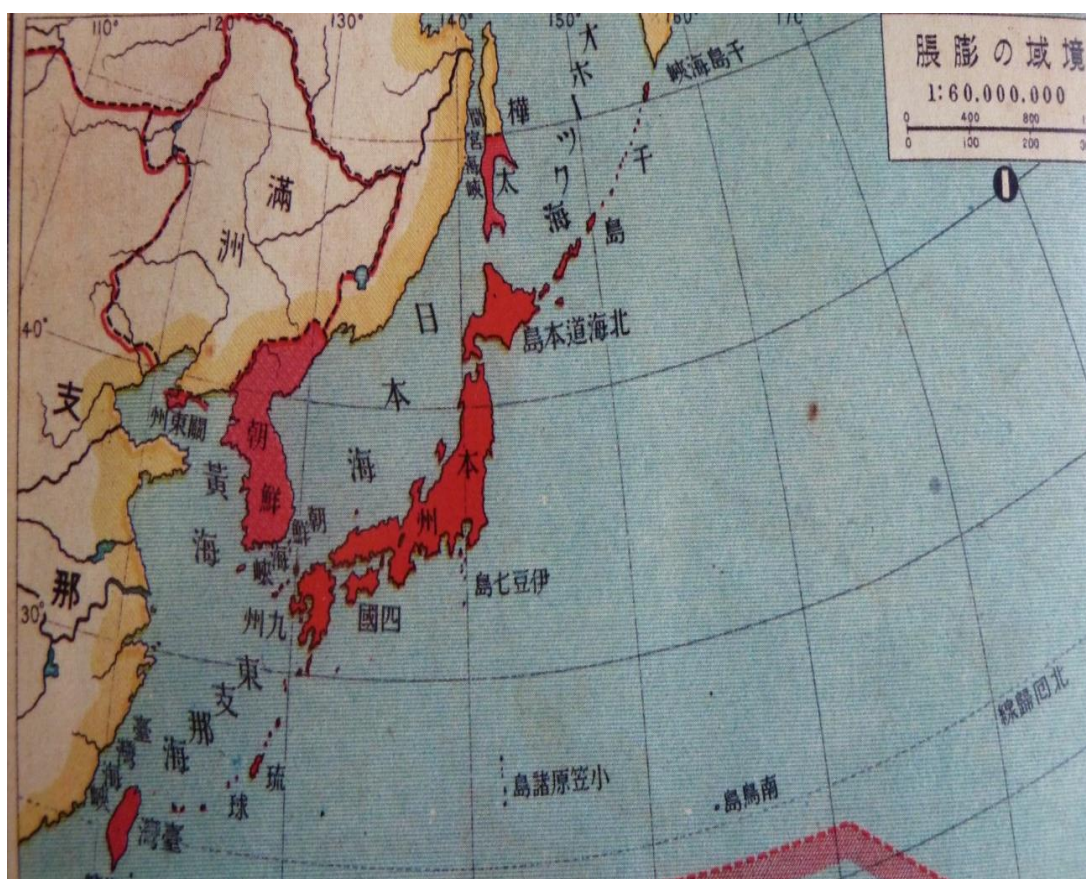


図2 『新制最近日本地図』 出典：三省堂1935年出版『新制最近日本地図』<sup>72</sup>

### 5.3 教科書と教員

#### 教科書

1937年11月の治外法権の撤廃により、満鉄附属地の行政権が満洲国に移譲され、1922年に関東州と満鉄が合同して設立した「南満洲教育会教科書編集部」は、関東局と駐満大使館教務部の合同による「在満日本教育会教科書編集部」に改組された。1940年、4月40日の勅令により、大使館教務部が改組せられて関東局在満教務部となり、「関東局在満教務部教科書編集部」と改称された。

改組の結果できた在満日本教育会教科書編集部『初等日本語読本』は、南満洲教育会教科書編集部『第二種 初等日本語読本』を編集し直した改訂版である。表記などはほぼ同じである。関東州の教科書編纂方針は、話し方に重点を置くことを最優先している。すなわち、「日本語を読み、又は聞いてわかる力を授けようとするので、日本語を書く力をつけることはあまり考えない」<sup>73</sup>という姿勢を貫く。

このように「在満日本教育会教科書編集部」が編纂した教科書は「南満洲教育会教科書編集部」の教科書を踏襲したものが多く、表記の特徴を取り上げれば、次の通りである。

仮名遣いは表音式仮名遣いで表記している。助詞「ワ」「オ」「エ」も表音式で、拗音、促音は細字書きしている<sup>74</sup>。公学堂高等科で使う『中等日本語読本』は第1巻第1頁からすべて歴史的仮名遣いになっているが、漢字に振った振りがなのうち、字音は発音式、字訓は歴史的かなづかいを使っている。「相当ながい間発音式（それもすこぶる徹底した）かなづかいを用い、その後に歴史的かなづかいを教えるようになっている」。また「口ぶりを示し、助動詞や助詞の歴史的かなづかいとしてはある少数のものを覚え込めば、それで済むから、そう大きな負担ではない、よめばよいので決して「書く」ことまではのぞまない」<sup>75</sup>と指摘されていた。

口語と文語であるが、「高等読本に文語文があらわれるが、中等読本は巻一、巻二は平易な口語体であるが、巻三以後には文語体に近い口語文も」<sup>76</sup>加わる。初等読本及び速成日本語の場合は口語だけで文語がでない。これは日本人と接するための方便から考慮し、日常生活及び職場にさしあたり困らないことを工夫するであろう。

敬語を中心にしているが、普通の日常会話に使い、「いかにもよく日本語を話すように思われますが、「今日のひる昼食何にするか」などと云うのを聞くと、全くガッカリさせられます」<sup>77</sup>と苦笑し、指摘されていた。

『速成日本語読本』は私塾で使われ、上下二冊で構成され、片仮名、平仮名、漢字交じり、歴史的かなづかいのすべてが教えられ<sup>78</sup>る。特徴は1ページを上下の二部分に仕切り、上に日本文を記し、下に中国語を添えているところにあり、二巻を通じてほとんど全部が会話文、口語体文章で構成されていることである。

台湾、朝鮮と異なり、関東州の日本語教科書には「国民精神の涵養」の内容が多く取り

入れられていないことが指摘できる。それは関東州の租借地という特殊性に大いに関係があるといえる。

## 教員

従来、日本人教員は殆んどすべて内地各府県の師範学校卒業者を採用してきたが、女子教員は1926年以降旅順高等女学校に補習科乙部を設けて、「二年間の教育を施し、教員資格を授与し、小学校或は公学堂に配属するが、1936年には満洲全体で教員不足が深刻となり、関東局は旅順に男女の両師範学校を設置する。ここにはじめて全満のための師範学校ができたことになり、卒業生は満洲国、関東州の公学堂、小学校に配属されていくのであった<sup>79</sup>。しかも、1907年勅令によって定められた、「支那語に通じ」る教員採用の条件は変更されなかった。

一方、中国人教員の養成は、満洲国建国の1932年に関東州令第7号による旅順高等学校のと同時に、師範部が設置されている。その師範部の卒業生は無試験検定を以て関東州の普通学堂及び公学堂教員として、同胞に教えることになる。この目的遂行のため、入学試験中の日本語は極めて厳しく、クラスでトップの成績且つ卒業後、直接教授法で教えられる素質、会話の正確さ、流暢さ、自然さが求められ、公学堂の学生の勉強意欲を大いに刺激したという。

上記の正規師範教育の外に、各種研修会など受けながら、普通学堂及び公学堂の教員検定試験を受けて合格した者は成績に従い、5種類の資格を授与するという制度もあった。

## 6. 聞き取り調査に見る一日中戦争期の日本語教育の実態

時期：1937年～1941年の間に公学堂或は普通学堂に学生として在学していた人々。

### 6.1 劉潮争（聞き取り3回）男1924年6月11日生。

- 1回目 日時：2010年8月30日 場所：劉潮争の自宅（中国大連市中山区）
- 2回目 日時：2011年3月8日 場所：劉潮争の自宅（中国大連市中山区）
- 3回目 日時：2011年7月23日 場所：劉潮争の同級生田宜恭先生（筆者の聞き取り対象者の一人）の自宅（中国大連市中山区）

旅順三潤堡普通学堂・旅順水師營公学堂・旅順高等公学校・吉林師道大学で勉学。

1937年日中戦争突入、日本軍は武漢を攻占した。当時私は高等公学堂二年生。クラス主任川煙次磨は、私たちを連れて、旅順の提燈会に参加した。それは日本軍の勝利を祝う会であり、「皇軍万歳」、「大日本帝国勝利万歳」などと日本人たちは叫んだ。私たちも思わず一緒に叫んだ。当時私は日本が中国を侵略する戦争すら知らなかった。当時は、政治事を議論するのも禁止されていたし、新聞は「朝日新聞」と「泰東日報」しかなかった。1938年に旅順高等公学校

中学部に進学した。校長村井栄蔵は修身を担当し、よく日本天皇の勅書を読み上げ、日本天皇を神のように教えていた。毎月旅順白玉山<sup>80</sup>に東方遙拝に行くのを欠かさなかった。学校の行事を行うとき必ず日本国歌「君之代」を歌わせた。何もかも日本語だった。なぜ日本人は大連にいるのか、日本軍に侵略されていることすら親は教えてくれなかった。日中戦争開戦後、思想の統制が更にきびしくなり、子供が万が一外で話をしたら、逮捕されるから、政治関係の話は子供には教えなかった。

## 6.2 李銘五（聞き取り 2 回）男 1926 年 5 月 5 日生。

1 回目 日時： 2009 年 9 月 15 日 場所：李銘九の自宅（中国大連市沙河口区）

2 回目 日時： 2010 年 9 月 1 日 場所：李銘九の同級生陳敬璞（筆者の聞き取り対象者の一人）の自宅（大連市中山区）

普蘭店三十堡普通学堂・登沙河子公学堂・旅順高等公学校・北京盛新中学で勉学。

6 歳の時、私塾に通い始め、『三字経』『百家姓』『大学』『千字文』など、二年間勉強していた。1934 年から 1939 年にかけて、私は三十堡普通学堂に在学した。普通学堂の中国語教科書はごく薄いものだったので、私塾で勉強した私は他の学生より中国語漢字を多く覚えていた。父は果樹園を営んでいた実業家で、将来私に留学してほしい父の願望が強く、勉強以外のことをするなとしつけられていた。普通学堂の日本語の授業は毎日あったが、全部ではなかった。1939 年、登沙河子公学堂高等科に入学した。普通学堂と学校の雰囲気が違った。日本人の先生が多く、よく「日満親善」などの言葉を使っていた。祝日や記念日には講堂で儀式を行い、校長が天皇の「詔書」と満洲国皇帝の「詔書」を朗読した。その間、全員が頭を垂れて黙祷しなければならなかった。主要な科目は日本語、満洲語、数学の三科目だった。卒業する時は三等の通訳のレベルに達していることが要求された。歴史は日本の歴史と関東州の歴史で、地理は日本地理と関東州の地理だった。当時は学校で、「関東州民は日本人、中国人ではない。あなたたちは関東州人だ。これから満洲語を使わないで、すべて日本語を使いなさい」と日本人先生は教えてくれた。どうして、中国人から関東州人になったか、夜になって父にこのことを尋ねると、父は「これから学校で二度と中国人と言ってはいけない。言ったら政治犯と扱われ、ひどい目にあうぞ」といった。日本人は一等民、朝鮮人は二等民、関東州人は三等民、満洲国人は四等民のように学校で蔑られていたので、関東州出身の学生は満洲国人を軽蔑した。

## 6.3 張本昌（聞き取り 2 回）男 1925 年 1 月 1 日生。

1 回目 日時： 2004 年 10 月 16 日 場所： 田宜恭先生（筆者の聞き取り対象者の一人）の自宅（大連市中山区）

2 回目 日時： 2004 年 10 月 24 日 場所： 大連市中日友好学会事務所（大連理工大学化学学院内、大連市西岗区）

大連明德公学校、旅順高等公学校師範部講修科で勉強。

1935年私は大連中華青年会小学に入学した、これはもとの学校名だ。現在は明德公学校という。傅立魚という名前が響く。みんな知っている。1936年になると、中国人の先生は、元からの先生から、新しい先生3人変わった。三人とも日本語を担当した。日本人先生は木村、小河原、三浦、それに柳原校長等だった。柳原は元南金書院で教えていたと聞いているが、張本政の勧めでこの学校にきた。柳原の就任前は中国的な雰囲気が強かったが、就任後は、すぐ日本の学校らしくなった。以前は4学年になってから日本語を習ったものだったが、その頃は1学年から日本語の授業があつて、毎週8時間までに増え、科目名も日本語から国語に変わっていた。その一方で、中国語は無くなり、満洲語を教えるようになっていた。日本語の授業では、よく「日満親善」、「日満同文同種」、「一徳一心」「親邦日本」といった言葉がよく唱えられるようになったが、日本人の先生からは私たち学生は「満洲国人」と呼ばれた。家ではわれわれは中国人だと父から聞かされた。それが、どうして学校に行くと満洲国人になるのか、満洲国は所謂中国なのかさえ知らなかった。歴史も教わったが、共産党とか国民党とかには触れなかった。八路軍しか知らなかった。いつか日本人の先生は大和民族が世界ではもっとも優秀な民族で、神の子孫だ。日本天皇は天照大神の嫡系子孫で、生きている神だ。中国人、朝鮮人、蒙古人はみな日本列島から移民してきたのだとよく言うようになった。私は小学校を卒業した後、体に病気がちだったので、就職ができそうもないから、選抜を受け旅順高等公学校師範部補習科に進み6カ月の補習を受けて、第3種教師資格を得て、老虎灘普通学堂に配属された。教員は全員中国人で、日本人からの軽蔑の視線も無く、気持ちがよかった。しかし、1943年、学堂長として「日本人お気に入り」の中国人程頤和がやってきた。同時に宮田二三子という日本の若い娘もやって来て、監視員となった。程学堂長は皆に中国語の使用を禁止し、本人も日本語で朝会をやったし、授業も日本語で教えた。勿論、私たちも日本語で教授した。1944年私は大連秋月公学堂に転勤させられた。校長は大連でも有名な金永茂で、日本語教育を促進するための模範授業ではデモンストレーター役を頻繁にこなしていた。この学校では、日本語はもっと厳しく要求され、満洲語以外に、満語の使用を絶対だめで、毎日朝会で日本明治の短歌、詩をよみ、皇民化教育をよく口にされた。ある日私は今永校長に呼ばれ、学堂長室に入ったところ、「なぜ満語で算術をやったのか」と叱られた。私は「説明に日本語が足りなくて、つい中国語を使った。」と謝った。今永は「よく勉強しなさい。日本語が堪能になれば、どう皇民化教育を進めるのだ」とやさしく諭してくれ、一冊の日本語教科書をくれた。「これは私の著書だ。あげよう。努力しなさい。」と励ましてくれた。私は両親の故郷が大連ではないため、戸籍登録は「寄留民」になり、それで、半年後に給料が減俸となった。理由を聞くと、「寄留」は関東州人ではないということで、正式教員から代用教員に変えられ、減給になった。私の給料は家の経済を支える財源であるため、なんとかコネで戻してもらった。

6.4 張学富（聞き取り 2 回）男 1926 年 12 月 22 日生。

1 回目 日時： 2003 年 9 月 26 日 場所：張学富の友人孫玉先生（筆者の聞き取り対象者の一人）の自宅（大連市沙河口区）

2 回目 日時： 2003 年 10 月 4 日 場所：張学富の自宅（大連市沙河口区）  
大連亮甲店会第二普通学堂・普蘭店公学堂で勉学。

1935 年、普通学堂に入学し、満洲国語、日本語、算術等を学んだ。教科書に「王道楽土」などの内容があることを記憶している。1939 年から 1941 年まで、公学堂で勉学した。著しく変化となった。

日本語は満語と同じように国語になった。毎日授業の前に、先生と学生は一斉に東方に向かって日本国歌を歌い、日本天皇を遥拝した。特に満洲国皇帝の第二回日本天皇訪問の後には、日本の「天照大神」が持ち込まれ、建国神廟が造られ、その参拝式の用語も日本語を要求されるようになった。授業の時には、その「国本奠定詔書」をよく勉強させられた。

6.5 孫械芑（聞き取り 5 回）男 1923 年 6 月 27 日生。

1 回目 日時： 2009 年 12 月 26 日 場所： 孫械芑の自宅（大連市中山区）

2 回目 日時： 2010 年 1 月 10 日 場所： 孫械芑の自宅（大連市中山区）

3 回目 日時： 2010 年 9 月 2 日 場所： 孫械芑の自宅（大連市中山区）

4 回目 日時： 2010 年 12 月 26 日 場所： 孫械芑の自宅（大連市中山区）

5 回目 日時： 2011 年 3 月 5 日 場所： 孫械芑の自宅（大連市中山区）

金州二十里堡普通学堂、私塾、金州南金書院、旅順高等公学校師範部で勉学。金州城南公学堂教員。

父が教育を重視する人間だったため、9 才の時、父の意志で、金州城北二十里堡普通学堂に入った。2 年目に父の意志で学校をやめ、自宅で父から儒教を教わった。理由は儒教の基礎がなければ、どの学校に入っても成長しないという父の考えによる。2 年後南金書院に入学した。高等科に進学した時が 1937 年だったことをはっきり覚えている。当時は、授業以外の時間には、中国語が自由に使えた。日本語教材は『日本語読本』で、年に 1 冊 4 年で 4 冊学ぶ制度だった。高等科は 4 冊で 2 年間で全部終る課程だった。クラスには正、副主任の先生が配置された。初等科の先生は、正主任に中国人、副主任に日本人が配された。高等科はその逆だったが、私の高等科クラスには二人の日本人先生が正、副を務めた。記憶では政治についての話はあまりされていなかった。当時金州周辺に 13 個会村があって、公学堂に南金書院だけだったから、競争率は激しかった。学校に入るのも父親の意志によるものだったし、「万般皆下品、唯有讀書高」という名言はみんなの憧れだったし、そういう時代だった。当時 1 クラスには 50 名の生徒がおり、トップ 10 位までが旅順高等公学校に申し込む資格があった。私の成績は 10 位以内だが、師範が好きではなかった。でも、中学部にも師範部にも申し込んだ。中学部は落ちたが、師範部には合格した。旅順師範は成

績だけでは入れないのだ。学堂長の推薦がなければね。日本語レベル3等を持つことが受験の前提条件だ、でなければ、授業が聞き取れないのだ。全員日本人教員で、中国語を使わないのだ。よく、日本語を使ってください、上達が早まるからと言われるが、別に中国語を使っても日本語の成績に影響がないし、日本語の試験は他の科目と同じ比重で、私にとって、あの日（旅順高等公学校の入学試験の日のこと）の試験の内容は難しくなかった。面接も聞き取れないことも無かった。後に満洲国建国大学が設立するということで、学生を募集すると知ったのだが、受験資格が18歳以下で、私はその年齢を超えていたから、チャンスは消えた。母親の方の親戚は私より小さかったので、入った。年令をごまかして入った人がいると聞いたが、そんなことは私に出来ないことだ。父の話では、関東州の中国人は日本語に抵抗しなかったという。1937年ごろの私は、日本語学習の意欲が強くて、別に日本人になるために勉強したいのではないのよ。やはりいい仕事をしたかったし、留学は私の希望だった。しかし、師範部を卒業した人はまず5年間教員になる条件があったから、私の留学は実現しなかった。三番目の弟には絶対師範部に入らないようにアドバイスをした。その結果弟は中学部に入った、成績が南金書院のクラスでトップ1位だったから。私は日本精神とか、天照大神とか、そういう政治用語が嫌いで、勉強だけに興味があった。日本人の先生にも戦争を嫌う人がいた。授業の時、廊下を覗いて、誰も居ないと、すぐ馬占山が立派だとか、ロシアの話とかをした。日本の侵略にも不満を持っていた。でも、政治に興味を持たない先生が多かったように思う。少なくとも、私の周りの日本人の先生は政治の話はしなかった。父は30年代後半、金州女子高等公学校で教員をしていた。『教員必携』が1冊残されている。当時の資料は全部焼けたが、なぜこの本だけ残されたかわからない。確かに当時の教員は皆渡されていたそう。教育勅語、満洲国の国歌は、よく学校で読まれ、歌われていたが、中国人は心から信じていなかった。



図3 『教員必携』1頁 推測 1938年頃使用

目次	
教育ニ關スル勅語	一
回鑿國民語書	二
國歌	三
關東州普通學堂規則	一
關東州公學堂規則	一八
關東州公學堂官制	一八
關東州普通學堂規則	二五
關東州普通學堂教員及關東州公學堂教員採用規則	四四
關東州普通學堂職員服務心得	四六
關東州小學校及關東州公學堂職員服務心得	四八
關東州普通學堂及關東州公學堂教員	四八
檢定書見	四九
産前産後ニ於ケル休養規程	六一
事務分掌規程(例)	六一
學校用机、腰掛ノ標準	六六
試験届、旅行願書式	七〇
成績考査法	七〇
個性考査要項	七六
筆算ニ於テ比率平均早見表	八〇
筆算ニ於テ比率平均早見表	八〇
運送手帳	八二
祝祭日	八四
運動競技記録	八八
活字ノ大キサ	八九
並頭高等公學校用部使用各科教科書一覽(檢定受驗參考)	九七
濱洲國語和會	一〇四

図4 『教員必携』2頁

**教育ニ關スル勅語**

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ是レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉已レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ成其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽



図5 『教員必携』3頁

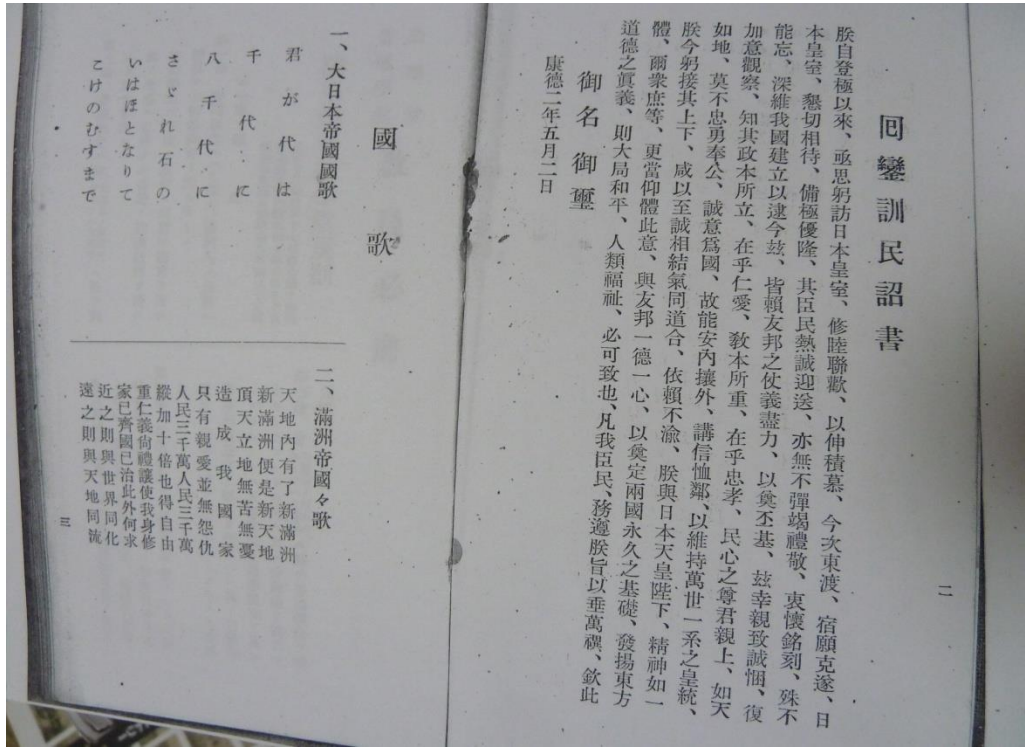
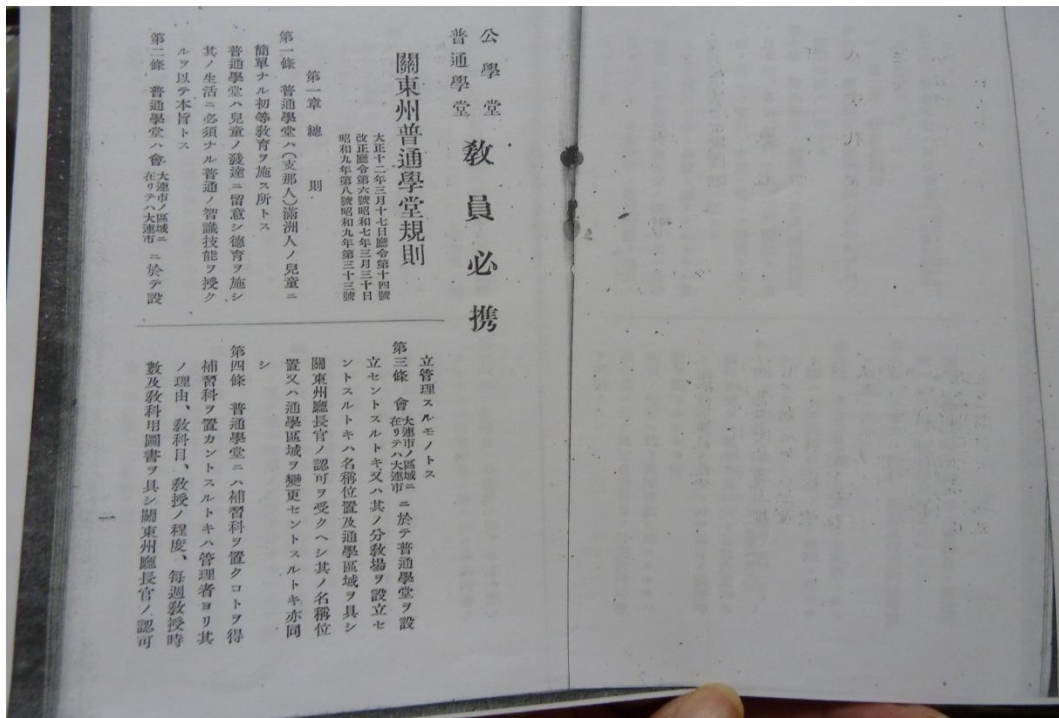


図6 『教員必携』4頁



## 7. おわりに

以上、1934年から1940年までの日本語教育の制度及び実態を植民教育体験者の聞き取り調査を織りながら検証してきたが、次のようにまとめる。

第1に、満洲国新学制の登場を境に、日本語教育は、日本語を外国語として扱った前期と国語に変えられた後期の二つに分けられる。建国当初の戦乱からの回復の中で、教育政策が取れず、1933年高級小学校に、1936年から初級小学校に「運用能力の養成」としての日本語科目を設けた。これは日本語教員の不足に起因するところなのだが、日本語科目を、急激に押し付けるのではなく、漸進的に促進していく方法をとった。しかし、1936年7月に公布された「国民教育大綱」によって、「建国宣言並ニ皇帝即位詔書ノ精神」と「日滿不可分關係ヲ緊密具現化スル」ための日本語教育方針が打ち出され、更に、新学制が実施されると、日本語は満語、蒙語と同様に「国語の一」の地位に引き上げられ、あらゆる手段で、「忠良なる帝国臣民」に仕上げることを教育目的として、「神道の力を借りて、満洲国国民の意識の改造」<sup>81</sup>を図るところへと変化していくことを確認した。

第2に、1937年11月、「満洲国における治外法権の撤廃及滿鉄付属地行政権の移譲に関する条約」の調印によって、日本の治外法権を撤廃し、滿鉄付属地の公学堂が満洲国に移譲された。満洲国に統括されるまでの滿鉄付属地の日本語教育は、実用主義の教育方針を取って来た。しかし、満洲国が「王道楽土の建設」「日滿一体」を教育方針にすると、滿鉄は満洲国の教育方針に帰一し、連携しようとする方向に路線を修正していく。日本語教育の最高潮に立つ滿鉄と消極的な姿勢を見せている満洲国は、かみ合わないところがあったが、滿鉄は満洲国建国当初の日本語教育建設において指導的な役割を果たした。

一方、滿鉄と関東州との日本語教育における積極的な共同作業は日本語教授法、教材などの研究開発に大きな蓄積を構築し、日本語教育史上に大きな遺産として残されているところとなっている。その蓄積の中の教授法については、いままでの先行研究において高く評価されている「大出正篤の速成法」が、実は関東州の正規教育に採用されなかったということを見出し、確認した。純粋に「日本語教育から見た評価」と、「正規教育という行政面からの評価」の不一致が見出せたのである。

第3に、1934年の三位一体の行政改革によって、関東州は満洲国、滿鉄と一体化された。上掲の1935年の「新制最近日本地図」を見れば、日中戦争直前において、関東州を公然と日本、台湾、朝鮮と同様の赤色とし、事実上所謂領土と見なしていることが見て取れることを確認した。満洲事変まで、日本統治側は日本の他の植民地台湾、朝鮮及び満洲国と異なり、関東州租借地はその特殊性を意識し、強烈な同化教育政策が取れなかった。ところが、満洲国建国以来、重要な変化が見られた。すなわち形式上は1934年公学堂規則の改正により、中国語は満洲国語にかえられ、教授時間数の上でも、日本語より満洲国語の方が優勢を保っていくが、当時の『教育必携』から見ても、実質上は特に日中戦争突入後の満洲国皇帝溥儀の二回目の訪日以降、関東州租借地も「日滿親善」「共存共栄」などのイデオ

ロギーとともに完全な「日本の領土化」、「忠良なる帝国臣民」への道に辿り着く。その「日本化」の精神の関東州での広がり、満洲国と一体化を意味するものでしかなく、日本語教育の持つ性格も変質させていく。その変質は、皮肉にも、日露戦争以後すでに長く植民教育を受けて自らの価値観を変容させられていた私たちの父母の世代に支えられてもいた。本章はこの変質を解明した。

## 聞き取り調査リスト

### 6.1 劉潮争 聞き取り 3回

- 1回目 日時： 2010年8月30日 場所： 劉潮争の自宅（中国大連市中山区）
- 2回目 日時： 2011年3月8日 場所： 劉潮争の自宅（中国大連市中山区）
- 3回目 日時： 2011年7月23日 場所： 劉潮争の同級生田宜恭先生（筆者の聞き取り対象者の一人）の自宅（中国大連市中山区）

### 6.2 李銘五 聞き取り 2回

- 1回目 日時： 2009年9月15日 場所： 李銘九の自宅（中国大連市沙河口区）
- 2回目 日時： 2010年9月1日 場所： 李銘九の同級生陳敬璞（筆者の聞き取り対象者の一人）の自宅（大連市中山区）

### 6.3 張本昌 聞き取り 2回

- 1回目 日時： 2004年10月16日 場所： 田宜恭先生（筆者の聞き取り対象者の一人）の自宅（大連市中山区）
- 2回目 日時： 2004年10月24日 場所： 大連市中日友好学会事務所（大連理工大学化学学院内、大連市西岡区）

### 6.4 張学富 聞き取り 2回

- 1回目 日時： 2003年9月26日 場所： 張学富の友人孫玉先生（筆者の聞き取り対象者の一人）の自宅（大連市沙河口区）
- 2回目 日時： 2003年10月4日 場所： 張学富の自宅（大連市沙河口区）

### 6.5 孫械芑 聞き取り 5回

- 1回目 日時： 2009年12月26日 場所： 孫械芑の自宅（大連市中山区）
- 2回目 日時： 2010年1月10日 場所： 孫械芑の自宅（大連市中山区）
- 3回目 日時： 2010年9月2日 場所： 孫械芑の自宅（大連市中山区）
- 4回目 日時： 2010年12月26日 場所： 孫械芑の自宅（大連市中山区）
- 5回目 日時： 2011年3月5日 場所： 孫械芑の自宅（大連市中山区）

---

### 【注】

1. 関東局『関東州と附属地—関東局施政概観』p9、1936年
2. 岡部牧夫『満洲国』講談社 p95、2007年

3. 「満洲国政府公報」第 551 号、満洲国『文教関係法令輯覧』p204、満洲国法令輯覧刊行会、1932 年
4. 同前『文教関係法令輯覧』p204
5. 福井優「満洲国に於ける日本語普及の状況」、国語文化学会『外地・大陸・南方 日本語教育実践』p181、国語文化研究所、1943 年
6. 同前 p182
7. 松尾茂「満洲国における日本語教育の現状」p3『日本語』第 4 巻第 5 号、日本語教育興会、1944 年
8. 前掲「満洲国に於ける日本語普及の状況」p182
9. 『満洲国文教部部令第二十六号』（康徳 4 年 3 月）、1937 年
10. 満洲国國務院法制処編『満洲国法令輯覧』第 3 巻 p50 満洲国行政学会、1942 年
11. 満洲国民生部教育司『学校令及学校規定』p 1、1937 年
12. 同前『学校令及び学校規定』pp102-103  
 康徳 4 年（1937 年）5 月の「關於国民学舎及国民義塾之件」（勅令 70 号）によると、国民学舎及国民義塾は、国民学校の設置困難又は不適な地域に設置される簡易教育機関である。国民学舎は公立であり、国民義塾は私立である。就業年限は両者ともに 1 年乃至 3 年、入学資格は「準抛国民学校」というように規定されている。
13. 同前『学校令及学校規定』pp79-127
14. 『満洲国政府公報』号外、1937 年 10 月 10 日
15. 白川今朝晴『満洲における現代の教育』教育思潮研究会第 15 巻第 1 輯、p112、1941 年
16. 鈴木健一「満洲国における初等教育の展開」、『満洲教育史論集』p134、山崎印刷、2000 年
17. 石鋼『植民地支配と日本語』p62、三元社、1993 年
18. 各務虎雄「日本語読本」国語文化講座『国語進出論』第 6 巻 p204、1942 年
19. 前掲「満洲国における日本語教育の現状」p4
20. 前掲「満洲国における日本語教育の現状」p4
21. 前掲「満洲国に於ける日本語普及の状況」p183
22. 同前 p183  
 福井の記載によれば、高等教育は日本人教員を確保したが中等学校の日本語教育は大體日本人教員によって行われたことである。
23. 満洲国民生部『第四次満洲国民生年鑑』1943 年
24. 堀敏夫「満洲国における日本語教育の動向」『日本語』第 1 巻創刊号 p54、1941 年
25. 前掲「満洲国に於ける日本語普及の状況」p186
26. 丸山林平「満洲国における日本語教育」国語文化講座『国語進出論』第 6 巻 p129、朝

日新聞社、1942年

27. 孫邦『偽滿文化』p407、吉林人民出版社、1993年
28. 前掲「滿洲国における日本語教育」p131
29. 「安東省公署訓令省立中等学校、各県県長關於施行日本語学檢定之事」滿洲国文教部『文教月報』第9号（康德三年二月二十七日）、1936年、『遼寧省教育史誌資料』所収p487
30. 同上p487
31. 南滿洲總裁室地方部殘務整理委員會『滿鉄附屬地經營沿革全史總論』p347、1939年
32. 同前p348
33. 堀敏夫「滿鉄の日本語教育」、国語文化学会『外地・大陸・南方 日本語教育実践』p204、国語文化研究所、1943年
34. 初等教育研究会第2部『公学校教育の實際』p35、1937年
35. 前掲「滿洲国における日本語教育の動向」p55
36. 滿鉄地方部『南滿洲鉄道附屬地に於ける学校及図書館並社会公共施設の發達上』南滿洲株式会社p225、1939年
37. 安藤基平「支那人教育を顧みて」、滿蒙文化協會『滿蒙』第22年2月号p85、1941年
38. 前掲「滿鉄の日本語教育」p203
39. 同前p200
40. 同前p201
41. 南滿洲鉄道株式会社地方部学務課『滿鉄沿線に於ける日本語教授法の変遷』滿洲日報社、1933年
42. 前掲「滿鉄の日本語教育」p203
43. 前掲『公学校教育の實際』p36
44. 前掲『滿鉄附屬地經營沿革全史總論』p483、1939年
45. 伊沢修二『東語初階』p1 泰東同文局、1902年
46. 前掲『滿鉄沿線に於ける日本語教授法の変遷』p8
47. 竹中憲一『「滿州」における教育の基礎的研究』p263、柏書房、2000年
48. 同前p264-265
49. 前掲『滿鉄附屬地經營沿革全史總論』p485
50. 前掲『滿鉄沿線に於ける日本語教授法の変遷』p74
51. 同前p100
52. 前掲『滿鉄附屬地經營沿革全史總論』p486
53. 前掲『滿鉄沿線に於ける日本語教授法の変遷』p167
54. 多仁安代『大東亜共榮圏と日本語』p32、勁草書店、2000年
55. 増田幸一「關東州における日本語教育」『国語運動』第2卷第3号p24、東京国語協會1938年

56. 前掲『満鉄沿線に於ける日本語教授法の変遷』 p3
57. 石川謙『近代日本教育制度資料』第9巻 p489、大日本雄弁講談社、1956年  
 ※1934年3月、日本の中国東北行政の改革、1934年12月前のため、「関東庁令」となるが、それ以後、三位一体の行政改革により、「関東州庁」となった。
58. 『教員必携』 p18  
 『教員必携』は筆者が関東州公学堂で教授していた孫氏への聞き取り調査をした時に、得た一時資料であり、1934年の規則改正の記録も記載しており、最初の頁に記載している満洲国の内容から見れば、満洲国の新学制が公布した後、作成して、教員たちに渡されたものではなかろうかと推測される。この時期の補助資料として、満洲国の新学制を実施した以後の一端が窺えるため、貴重である。
59. 前掲『教員必携』 pp31-33
60. 三宅俊成『南金書院創三十周年記念誌』 pp47-50、1937年  
 『教員必携』 pp14. 32-33
61. 同前 p14
62. 前掲『南金書院創三十周年記念誌』 p54
63. これらの人達は南金書院の早期留学帰国者である。蘆元善は母校南金書院に奉職し、満洲国の官吏になってからも岩間徳也と深い関係を持ち、岩間の最期まで忠誠心を示した弟子であった。韓雲階は日本留学後、関東州の実業家となった。1931年満洲事変後、岩間徳也の紹介で直接に関東軍と関係を持ち、その核心部の作戦に深く介入した後、満洲国官界の入りをはかった。閻伝紘は留学後、関東州の中国人の中でただ一人満鉄の高級職についた人であった。三人とも日本語が堪能だけではなく、真の親日派であった。
64. 嶋田道弥『満洲教育史』 pp141-150、大連文教社、※南金書院を除く、1935年
65. 同前 p142
66. 同前 p145
67. 同前 p148
68. 同前 p150
69. 小沢有作・土屋忠雄「植民地の教育」、岩波講座『現代教育学 5』 p342、岩波書店、1962年
70. 大石初太郎「関東州の日本語」、国語文化講座『国語進出編』第6巻 p86、1942年
71. 章伯鋒他『抗日戦争』第6巻 p7、四川大学出版社、1990年
72. 『新制最近日本地図』三省堂、1935年。当時関東州旅順高等公学校で使用されていた。  
 ※『大連誌』著者の一人孫玉が所蔵した資料から撮ったものである。
73. 前掲「関東州における日本語教育」 p26
74. 竹中憲一「日本語教科書の変遷」『「満洲」における教育の基礎的研究』 p436、柏書房、

2000年

75. 前掲「関東州における日本語教育」 p26
76. 同前 p26
77. 同前 p27
78. 同前 p24
79. 関東州庁内務部学務課『関東州の教育』 p41、1941年
80. 旅順白玉山 日露戦争後、日本は戦争中戦死した兵士を白玉山の頂上に埋め、祭るため、塔を造った。敗戦まで各学校は月一回学生を引率し、現地で祭るのが慣例になっていた。
81. 石鋼「満洲国と日本語」、阿部洋編『戦前日本の植民地教育政策に関する総合的研究』 p216 平成4.5年度科学研究費補助金研究成果報告書、福岡県立大学、1994年

## 第6章 皇民化教育を目指した日本語教育

### —関東州庁統治時期の後期（1941～1945年）

#### 1. はじめに

日本政府は、日露戦争直後の1904年から40年近くの歳月をかけて、租借地関東州の中国人に対して台湾、朝鮮のように日本への帰属意識や忠誠心を誕生させようと幾多の努力をしてきた。中国保全にしても、共栄共存にしても、中国支配にしても、その真の目的は裏に上記の所にあり、変わらなかった。1941年12月、太平洋戦争勃発後、その急速な拡大によって、戦時体制、総力戦下という国際的環境に一変し、大東亜戦争に協力する各植民地の国民教育の体系の確立が迫られ、今まで租借地である立場上、教育令の制定を考慮していた日本政府もついに1943年4月、対日本人の「在関東州及満洲国帝国臣民教育令」<sup>1</sup>、6月に対中国人の「関東州人教育令」<sup>2</sup>が公布された。

周知の通り、関東州の植民教育についての研究は遅れており、未開発であるが、中国人初等教育、特に太平洋戦争の勃発から日本敗戦までにかけての時期に関して、敗戦により、第一級公的資料が殆ど焼けたため、研究の空白地帯となっている。

本章では、太平洋戦争の勃発の年、1941年から日本敗戦の1945年までの期間を対象とし、以下の問題を提起し、検証しようと思う。

- (1) 日本の研究では、明らかにされていない「関東州人教育令」及びそれとの関連性のある「在関東州及満洲国帝国臣民教育令」を取り上げ、その公布経緯を立証し、その作成意義及び目的を究明する。
- (2) これによって、日本総力戦下での租借地関東州の外国語としての日本語教育はいかに「国民」意識を形成・助長する上での重要な国語教育をたどったか、その実態について解明する。
- (3) 満洲国の教育政策との比較を通じて、この時期の関東州の日本語教育の特質を明らかにする。

以上の問題について、数すくない公的な残存資料に依拠し、当時の現場教育者の論文、政府官僚らの言論を踏まえ、且つ植民教育体験者の聞き取りを織り交ぜながら、解明を試みる。

#### 2. 歴史背景

日中全面戦争が長期化の兆しを見せた1938年、日本政府は、12月日本内閣に興亜院を設置し、「対支中央機関」とした。興亜院は対中国政策や行政事務を担当する政務部、経済開発や特殊会社の監督にあたる経済部、民政や医療・教育や文化事業を担当する文化部、



技術的な問題の検討調査を行う技術部が置かれ<sup>3</sup>、その文化部の第三課が日本語教育を含む教育を管轄した。この時期の日本語教育施策は、文化工作の一貫であり、「日本精神」の思想を伝達するための手段と見なされ、日本語教育要員もその方向で養成された<sup>4</sup>。1939年6月に、興亜院は「日本語教育要綱」を作成し、日中戦争下の「日本語普及の根本方針」を鮮明に打ち出し、それにもとづく日本語教育政策を提示している。当時期の言語教育施策についての具体的記載が窺われる基礎資料のため、全文を挙げておく<sup>5</sup>。

支那事変を契機として、日本を根軸主体とする世界史的転換期に進み、我が肇国の大精神八紘一宇の大理想に基き、日本の世界建設段階に進もうとするものである。日本は世界史上最大の転換期たる古代、中世、近代に次ぐ新時代を形成すべき基礎確立の、世界原理体系を組織するの任務を負っている。茲に日本的なものの再検討、再組織、新研究に依り世界建設の唯一の方向は指示され、世界的なものは悉く日本的把握により、初めて其の本質を明確にされるものである。そして明澹たる全世界が切実に要求する新原理体系を確立し、眞に全面的確信の指標を明示すべきである。

これがため世界の各領域及び部門に亘り、日本の世界原理による研究、調査、批判、闡明を精密にし、企画と実践により一切の部面、問題、方向の進路を明らかにすると共に長期建設、国家総力戦体制を整え、日本の世界秩序を強力に推進することを期して行ふ。

皇戦遂行により東亜新秩序の段階に進み、政治、経済、文化全野に亘る興亜の大業遂行上日本語を通して、その眞髓<ママ>を日本的に把握させることは先決問題であって、緊急事しかも恒久的な必須事業である。もちろん各国の独立を認め「各々その所を得しめる……<点線はママ>の精神から、各国語の尊重は言うまでもなく、日本人もまた学ぶべきである。

興亜大業の根本は皇道精神を中核とし生命を帰一する教育であって、内には大陸民族の共通性をみ出すように導き得る純正日本人への錬成と、外には各国の言葉を解しながら、青少年の教育と一般国民の生活教化に俟たなければならない。その武器は純正な日本語である。

この「日本語教育要綱」が、同時期の日本初の日本語教育国際会議である文部省の「第1回国語対策協議会」に関連があるか否かの記録はないが、長谷川恒雄（2005）の「研究調査」に「興亜院の日本語教育、或は文部省の日本語教育施策との関連を考える際の基本資料」<sup>6</sup>という記載から見ると、大東亜戦争期における各植民地の日本語政策策定に大きく示唆を与えているといえる。

1941年8月には日本語教育振興会が設置され、雑誌『日本語』、翌年の1月には『興亜教育』などが発行され、「大東亜共栄圏建設と興亜教育」の論議が急速に活発化した。2月

～5月にかけて「大東亜建設審議会」が開催され、大東亜の共通語としての日本語の普及を目指すとの方針も定められた。11月に興亜院は拓務省とともに大東亜省に代って、日本語普及事業もそのまま受け継いだ。1943年敗戦が見え始めた頃、「共栄圏」の建設は「八紘一宇の精神に基く皇謨の顕現」であるとして国民の総決起を要求し<sup>7</sup>、日本政府は、関東州を含む総力戦体制下における植民教育政策の変更を迫まった。

### 3. 「関東州人教育令」の公布への経緯

対中国人の「関東州人教育令」の公布経緯を考察するに先立ち、その重要な経緯の一つ「在関東州及満洲国帝国臣民教育令」を見ておく必要がある。なぜなら、「大東亜教育」の実質的な出発点である1941年3月1日の日本国内における学校令の公布にあわせ、3月26日「台湾教育令」の改正公布及び3月31日の朝鮮国民学校規定公布によって、小学校はそれぞれ国民学校と改称された。関東州も4月1日より小学校から国民学校へ変わり、教育理念についても内地と同一になっており、内外地行政一本化となったのである。さらに1943年3月の勅令213号「在関東州及満洲国帝国臣民教育令」の公布によって、4月から「満洲」の「学校もすべて内地の学校令に依ることがきめられ」、関東州及び満洲国の両国民学校規則は、「関東州国民学校規則（一九四三・三・二九公布、関東局令第三四号）および在満国民学校規則（関東州と同日公布、在満教育部第二号）とそれぞれ改訂された」<sup>8</sup>。なお内地と一体化された臨時体制のもとに置かれた関東州対日本人教育の国民学校規則は、若干の科目の改称及び増設を除いて、核心的な内容については、内地の国民学校規則のまま踏襲したものであり、しかも1943年6月公布された「関東州人教育令」のモデルとなるという大きな関連があったのであった。

#### 3.1 「在関東州及満洲国帝国臣民教育令」（勅令第213号）の公布

##### 3.1.1 制定の要因

上述の背景を受けて、1943年3月26日、「在関東州及満洲国帝国臣民教育令」（以下「臣民教育令」と略す）が公布された。その制定要因について、3月19日に天皇に上奏した日本枢密院の審議報告に<sup>9</sup>

関東州及び満洲国ニ於ケル日本人ノ教育ハ遠ク日露戦争當時ニ始マリ爾来今日ニ至ル迄三十有餘年ノ歴史ヲ有シ帝国ノ道義的大陸政策ノ進展ニ伴ヒ逐年発達シ今ヤ関東州ニ学校数九十三校、学生生徒児童及び園児数五万五千百七十六人、満洲国ニ於テハ学校数千二百八十二校、学生生徒児童及園児数二十五万八千八百五十五人

ノ多キヲ数フルニ至レリ而シテ此等ノ学校ハ孰レモ内地ノ教育令ヲ基調トシ内地ノ例ニ準ジテ其ノ教育ヲ實施セルガ之ガ準拠規定ハ各別ニ或ハ勅令ニ依リ勅令或ハ関東局令ニ依リ或ハ在滿教務部令ニ依リ或ハ学則ノ類ニ依リ規定セラレ其ノ体裁極メテ區々ニ互リ制度上甚ダ不備ナル実情ニ在リ然ルニ今回政府ニ於テハ内地ノ教育制度ヲ全般的ニ改正シ時局即応ノ教育体制ヲ整備スルニ至レルガ関東州及滿洲国ニ関シテモ滿洲事変後ニ於ケル日本人ノ激增並ニ時局下関東州及滿洲国ニ於ケル日本人教育ノ重要性ニ鑑ミ内地ノ施策ニ即応シ教育制度ヲ整備確立シ教育ノ刷新改善ヲ図ルヲ刻下喫緊ノ要務ヲ認メ

るという指摘によって、本件の勅令制定の措置を取ったのである。つまり、領土ではない、特殊性を持つ租借地関東州及び実質上支配して、対外的に独立しているように見せかけている滿洲国と同様に、これまで一定の教育令を公布することなく、それぞれ内地の「小学校令及び同令施行規則を根拠とし」<sup>10</sup>で、勅令なり、関東局令なり、在滿教務部なりの形で公布されてきたため、総力戦下の需要に応じ、その「不備な実情」があるという理由から、「臣民教育令」の策定が喫緊の急務とされたのである。やがて40年間近くの歳月をかけて、「臣民教育令」の公布によって、関東州と滿洲国の日本人教育が統一されたのであった。

では、どんな不備な事情であろうか、まず「臣民教育令」を取り巻く複雑な裏事情についてみてみよう。日本敗戦直前の1944年11月、日本語教育振興会の『日本語』が主宰した座談会において、文部省教学官羽田隆雄は、滿洲の植民教育の視角から、「臣民教育令」の利点について、次のようにまとめている。長文のため、要約して列挙する<sup>11</sup>。

#### (1) 教育行政の二元的

滿洲の教育には、在滿教務部に管轄される滿洲国の日本人教育と関東局下の学務課に管轄される関東州の日本人教育及び滿支人教育という二つの体系がある。両者とも関東局の統括となっているが、理解し難いのは、その関東局と在滿教務部との関係である。もともと関東局管轄外の在滿教務部は、関東局に属しながら、関東局の内局としてではなく、一つの独立官制として行われており、在滿教務部長は関東局総長の下にあると同時に、関東局の学務課長、事務官を兼任しているので、法制的に異なる体系の教育を実質的に一人の者が関連して統一して行っていくこととなった。

一方、滿洲国の日系官吏或は他の職業をしている内地人の子弟について、在滿教務部の学校で教育を受けている。朝鮮人については、滿鉄が前から経営していた朝鮮人学校14校は、在滿教務部に移行し所管されている<sup>12</sup>が、滿洲国内の鮮系、滿人、ロシア人、蒙古人の教育は滿洲国の文教部に所管されている。二元的

になっている。

## (2) 教育制度について

「臣民教育令」が定められたことによって、満洲国において教育を管轄してきた民政部は文教部に代わり、各省には教育行政官が置かれ。師範教育及び大学教育が文教部の管轄になっているのに対して、中等教育等は各省行政官の第一次監督下で運営されている。日本人の一般学校教育は在満教務部、社会教育は満洲国文教部に任せるようになった。というのは、日本国内の大日本少年団に相当する協和青少年団の中に一般学校教育と密接な関連がある。こうして両者の教育が相互に研究懇談会、学校長会議などに互いに出席し、密接にしている。

## (3) 教育方針について

在満教務部の日本人教育の綱領は「日本の皇国民教育」であり、建国後から一貫してきた。さらにこの「臣民教育令」の登場により、まずは、何の躊躇することなく、「五族協和」の他民族国家においても、皇国民教育を非日本人に対しても徹底的に行うことの重要性を通してというのは、日本の指導的立場が維持され、他民族に対する教育指導も成り立つのであり、皇民化教育を満洲国のあらゆる系統の民族にも応用していかなければならないと意識されたのである。

さらに大東亜戦争時期の下植民教育に、「臣民教育令」がもたらした深遠意義について、羽田隆雄は<sup>13</sup>、

大陸の戦力化という立場から文化的な示唆を与えている意義が大きい。台湾にも朝鮮にも同様の教育令が定められたように、関東州という日本の領土と云ってもいような地域と満洲国とを一体とした根本勅令ができたことは、これからの北支なり南支なりにおいて、根本的な教育令を作ることになればという大きな意味を持っている。つまり、「臣民教育令」ができたことは大東亜共栄圏に対して大きな示唆を与えたものである。

と強調する。次いで、同座談会席上、文部省図書監修官釘本久春は、「臣民教育令」によって統一された邦人教育を実際に行うべき在り方について、次のように指摘している<sup>14</sup>。

実際大東亜各地域に進出する邦人の子弟の教育と原住民の教育といふものがどうしても並行しておこなわれなくちゃならぬし、日本的な行き方としてオランダ、イギリスなどがやっていたやうな行き方でなく、邦人の教育といふものが原住民教育を指針して行く場合模範的な役割をつとめるやうになるといふことが大事だらう  
さらに、大東亜事務官腰原仁は<sup>15</sup>、

満洲の国体観念といふものを徹底的に叩き込むといふことは取りも直さず満洲の国体といふのは惟神の道に基くといふことで、……日満といふものは行政組織はいろいろ違ふのですけれども、精神的な方面においては同じで、……**建国精神を徹底的に植ゑつける**といふことは、日満一徳一心といふ関係を十分に認識させ、徹底せしめるといふことになる。結局満洲の国体といふものは日本の国体に基くといふことになるのですから、其の上でいろいろ指導の手段なり方法なりは違ふのでせうが、もとは同じところに帰一する。

と、この時期における関東州を含む満洲の中国人教育も日本の国体に基いて、上記の太字で示しているように皇国民の使命を自覚せしめる、日本政府の基本的な考え方を、ストレートな形で明確にした。以上の表明は、戦時総力戦下における関東州植民教育の内実を解明するには、数少ない貴重な資料の一つである。しかも、それぞれ文部省教学官、図書監修官、大東亜事務官の立場からの発言であり、その見解を日本政府の方針とみてよいであろう。

### 3.1.2 「在関東州及満洲国帝国臣民教育令」の要旨

「在関東州及満洲国帝国臣民教育令」は第1条～第8条及び附則第9条～第16条からなっており、その要旨<sup>16</sup>については、

(一) 関東州ニ於ケル帝国臣民ノ教育及帝国ガ満洲国ニ於テ行フ帝国臣民ノ教育ハ本令ニ依ルコトトシ (第一条) (二) 普通教育ハ国民学校令、中等教育令中 中学校及高等女学校ニ関スル部分竝ニ高等学校令ニ、実業教育ハ中等学校令中 実業学校ニ関スル部分ニ、専門学校ハ専門学校令ニ、大学教育及其ノ予備教育ハ大学令ニ、師範教育ハ師範教育中師範学校ニ関スル部分ニ、青年学校教育ハ青年学校令ニ夫々依ルコトトシ (第二条乃至第六条) (三) 以上ノ諸勅令中文部大臣ノ職務ハ満洲国駐劄特命全權大使之ヲ行フベク…… (第七条) (四) 本令ニ規定スルモノヲ除クノ外私立学校、特殊ノ教育ヲ為ス学校其ノ他ノ教育施設ニ関スルハ大使ノ定ムル所ニ依ルモノトシ……

とある。「三」と「四」に示されている重大な変化、すなわち従来日本内閣文部大臣が行使した権限は、中国東北を支配する最高責任者、所謂満洲国特命全權大使が行うところとなった。日本人教育を含む中国人教育を支配する権限は、これまで租借という特殊性を考慮されてきた関東州も例外ではなくなり、所謂「関東州人教育令」に定める大使に権限を委ねることに決定されたのである。

## 3.2 「関東州人教育令」の原案と思われる「仮称州民学校案」

### 3.2.1 「仮称州民学校案」の作成事情

「関東州人教育令」（以下「教育令」と略す）が実施されるまで唯一の手がかりは、当時大連西岡子公学堂教諭加島福一の報告論文である。発表の時期は、「関東州人教育令」案の公布された1943年の前年、1942年12月のことであった。内容から見れば、「関東州人教育令」の原案と思われる「仮称州民学校案」（以下「学校案」と略す）は既に「昭和十六年度を期して、関東州内公学堂一斉に、国民学校案に準じて着手し」<sup>17</sup>たことがわかる。換言すれば、「関東州人教育令」の作成準備及び試行は、1941年に開始されたことになるが、それはちょうど関東州日本人国民学校規則が内地と一体化された時期と合致しているのである。この点から見れば、1941年の段階から中国人教育の根本改正はすでにはじまっていたとみてよいことになる。原案は関東州中国人初等教育を第二次監督行政である関東州庁によって発せられ、それを各公学堂に配布し、西岡子公学堂は「学校案」試行の実験校の一つとされたと推察できる。

まず「学校案」の冒頭の部分を確認しておく<sup>18</sup>。

我が国と文化が飛躍的一大発展を遂げて我が国の世界的地位が高まると共に我が国の教育にも、一大刷新が加えられて其の独自の立場と世界的地位とを顧みて、ここに確固不拔な指導精神の下に根本的に国民学校の教育改革が実現されるに至った。

ここで、加島は、まず前述した関東州日本人国民学校の内地と一本化されたことを教育改革としての「一大刷新」と称賛している。続いて、関東州中国人教育に対し、「現行制度に根本的明確性を与え、従来の解義の自由性と、時代の勢によった政治性の動揺に起因した教化不振を是正強化」する必要があると指摘し、関東州の中国人教育が「皇国の道に帰一順応すべき教育理念の一元的強化」<sup>19</sup>を目指すべく、徹底的な改革を実行する時期が来たと訴えた。

加島のいう「従来の解義の自由性と、時代の勢によった政治性の動揺に起因した教化不振」は具体的になにを指しているのであろうか。これに対しては、関東州のこれまでの日本語教育施策をさかのぼる必要がある。

最初の「関東州公学堂規則」が公布されたのは、1906年3月であった。その教育主旨は<sup>20</sup>、

支那人ノ子弟ニ日本語ヲ教ヘ徳育ヲ施シ並其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス

と規定されており、日本語教授の要旨について、「各教科目の教授ハ互いニ相関聯シテ補益セシメ特ニ日本語ノ応用ヲ自在ナラシムヘシ」とされ、漢文科の教授要旨に「此ノ科ヲ授クルニハ常に其ノ意義ヲ明瞭ニシ日本語ニ熟シタル生徒ニハ其ノ意義ヲ日本語ニ譯解セシメンコトヲ務ムヘシ」<sup>21</sup>と、日本語の重要性を強調している。関東州都督府統治が始まった頃に、核心的な日本語教育を同化の手段として、試行しようとする意図があったが、租借地という関係で、領土である台湾と同じ教育政策がとれなかった。しかも、日露戦争直後日本植民支配の需要による経済の奪略、工業化の進展、都市の建設に従って、日本人のために中国人を働かせるという需要は増大し、さまざまな関連事業を展開した満鉄の経営などに日本語のできる下級労働者が必要となり、言語と職能上のコミュニケーションをめぐる日本語教育論が展開するところとなっていく。

1908年及び1915年の関東州公学堂規則の改正をめぐって、激しい論争が続いたが、結果として同化教育に対する反対意見及び租借期限の問題で、統治当局側の慎重な意見が主流となり、1906年の規則は受け継がれ、外国語としての日本語教育という視点を重視することには変更がなかった。

ところで、1915年日本の二十一ヶ条約要求の調印による中国全土に展開していた旅大回収運動などの排日運動は日本統治に打撃を与え、関東州統治時代に始まる1923年第三次「公学堂規則」に改正を迫った。教育主旨は<sup>22</sup>

「児童ノ身体ノ発達ニ留意シ德育ヲ施シ其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス」

となり、日本語という文字が消され、中国語教授が優勢になったが、日本語は以前と同様に「処世」、「実用」の手段として重視されていた。1932年の満洲国建国後も、建前上満洲国に統括された体制がとられたにもかかわらず、関東局統治に始まる1934年の公学堂規則の改正においても、1923年に成文化された規則をそのまま継続した。1938年満洲国新学制登場に始まる、日本語の国語の一つへの昇格においても、関東州の日本語教育は依然1923年の規則と同様に、1934年満洲国語と改称された中国語の優勢を保ったまま、1943年まで継続されてきたのであった。

従来「台湾、朝鮮は勿論満洲国においては日本語と言わず国語と称しているが、関東州は我が統治下であり三十有余年の経過を見ているにも拘わらず、まだ国語と称し得ないのは政治的特殊性格による為」<sup>23</sup>であり、日本語を「国語」と称することは不合理であるという意見があった。この「国語説」に否定的な意見は日本上層部及び現場教育者の中には少なくないものの、一方では、日本語教育代表的な人物、旅順高等公学校教諭大石初太郎のように、「現下即今の日本の生き方、東亜のあり方」<sup>24</sup>に立った「国語」派に賛同し、この「新しい合理性の主張に対して耳をかさ」ない日本語派を強く批判した者もいた。

周知の通り、日本の対植民地言語政策の特質の一つとして、「日本語を通して日本の固有の精神、純粹なる日本精神をよく咀嚼せしめ、さらに日本語を通して、日本語の文化なり、或いは歴史なりを学ばしめる」<sup>25</sup> ということであり、戦時期のファシスト的言語観ともいえよう。このような言語観は、「当時の戦時体制下における日本論、日本語論、日本語普及、教育論」に頻繁に表われており、各地では、日本語教育が「奨励され、或いは強制され、皇民化教育が施行され」<sup>26</sup> するが、関東州の教育現場においても、「日本語の国語的教授」という傾向が顕在化し、実行もされるようになっていた。

### 3.2.2 「州民学校案」の本旨と内容

次に「州民学校案」の本旨及び日本語教育の要旨を掲示し、日本語教育の視点からみてみたい<sup>27</sup>。

- (1) 皇国ノ道ヲ理解セシメ特ニ国体ニ対スル認識ヲ深カラシム
- (2) 日満両国ノ不可分關係ヲ領得セシメ更ニ大東亜新秩序ノ建設ニ貢献スベキ志操ノ涵養ニカムルコト
- (3) 日満華三国ノ文化ノ特質ヲ明ナラシムルト共ニ東亜及世界ノ大勢ニツキテラシメ関東州ノ地位ト使命ヲ自覚セシムルコト
- (4) 州民生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ体得セシメ情操ヲ醇化スルコト
- (5) 心身ヲ一体トシテ教育シ教授訓練養護ノ分離ヲサクルコト

この内容をみれば、まぎれもない「皇民化教育」の登場であり、「州民学校案」の日本語教育の要旨に次のような指導方針が確認される<sup>28</sup>。

- (1) 日本語教育の使命
  - a. 皇国の道に帰一日本の精神、日本文化を理解体得すること。
  - b. 関東州の特殊性を認識し、州民の使命を自覚すること。
  - c. 大東亜建設に貢献すべく信念を涵養すること。
  - d. 皇恩に感謝し、報恩の念を培ふこと。
- (2) 日本語教育の目的

「日本語ハ日常平易ノ日本語ヲ習得セシメ其ノ理解力と発表力トヲ養ヒ日本語ニヨル思考感動ヲ通ジテ州民精神ヲ涵養スル」

  - a. 習得すべき日本語の本質
  - b. 日本語習得の方法原理
  - c. 直接法による日本語教育



- d. 日本語習得の過程
  - e. 日本語習得の結果
- (4) 日本語教育の態度

具体的な内容分析は次項の課題にするが、ここで、注目したいのは、「学校案」の時点では、日本語はまだ国語と称していないことである。それは租借地関東州の「中国人の感情に対する政治的顧慮」から、「その決断に賛同をあへてし得なかった」<sup>29</sup>ことが考えられる。しかし内容には、「日本語の国語的教授」となっていることが明白である。1942年10月関東州日本語教育研究会において、旅順高等公学校教諭、久保一良は、自分の国語的な教育実践を通して、次のような感想を述べている<sup>30</sup>。

東亜共栄圏に於ける日本語は日常の用が辨ずれば足ると言ふやうな実用的な技術的なものであつてはならない。それは国語と国家、国民と国語の不可分の必然的結合から考えて共栄圏内の諸民族は共通語としての日本語を理会することによって今までの人生観世界観に新しい人生観世界観を体得し今までの文化の上に新しい文化の創造を望むことができる……

この時期に関する公的資料がないため、早急な断定はできないが、後述するように、このような現場で活躍されていた教育者の言論などから、「学校案」の配布前から、「日本語教育の究極は精神陶冶にある」、「教授的より教育的」のような国語的教授が実施され、それが「学校案」に表われてきたという一面もあつたのである。

#### 4. 「関東州人教育令」(案)の公布と内容

##### 4.1 「関東州人」にする理由と「関東州人教育令」の制定目的

そもそも「関東州内に於ける土着の州民が「満洲国人であるか、それとも私共の呼び鳴らしてゐる「満洲人」であるかは、彼等州民自身も私共も亦、餘り明瞭に承知してゐないやうである」<sup>31</sup>。関東州中国人の名称使用についても、日本政府の関東州支配上の都合によって、変化していくが、それは中国人としての民族意識を没却させ、中国大陸から切り離す目的に起因するものであつたと考えられる。次の表 6-1 に取り上げた 1908 年から 1943 年までの公的資料、関東州教育行政部門が作成した報告書の用語からも、その一端が窺える。

表 6-1 関東州中国人名称使用の流れ 1908～1943 年

発行時期	報告書名	記載期間	内容
1908. 12 日露戦争直後	『南満洲教育ノ状況』	1904 ～ 1908	大連公学堂……本州ニ於ケル <u>支那人</u> 教育ニ着手セル嚆矢トス
1918. 5 関東都督府時期	『南満洲教育概況』	1909 ～ 1918	関東州ニ於ケル <u>支那人</u> 教育の端緒ハ小学校設立以前ニ在リ…
1927. 9 旅大回収運動 教育権回収運動、新文化運動高揚の時期	『満洲の教育』	1904 ～ 1927	満洲に於ける帝国施設の教育は前述の如く監督及経営者を異にするのみならず、其の教育には日本人教育あり、 <u>支那人</u> 教育あり、日支人共学制の教育あり
1934. 12 満洲国建国後	『関東州における教育施設』	1919 ～ 1934	教育方針は善良にして日本を正當に理解する <u>満洲国人</u> の養成にあり
1941. 3 日中戦争勃発前後	『関東州の教育』	1935 ～ 1940	関東州に於ける我教育施設は明治三十七年十二月日露戦役方に酣なりし時金州軍政署が支那人に対して初等教育を創始したるを嚆矢とする。……又 <u>満洲人</u> 児童に対する教育施設……
1943 太平洋戦争前後	州民学校案 関東州人教育令	1941 ～ 1945	関東州人

出典：『南満洲教育ノ状況』、『南満洲教育概況』、『満洲の教育』、『関東州における教育施設』、『関東州の教育』<sup>32</sup>

つまり、長い間、「この教育には目標の明かでない不安があり、根本の明確に立たぬ不都合が勇氣と決断とを妨げた。皇国臣民にあらず、満洲国民にあらず、支那人にあらざる人間をどこへつれて行くかこの論議がさらに、民族的に漢民族に属するといふ事実立つ教育意見に彩られて、関東州人教育については甲論乙駁」のため、皇民化教育への統一ができなかったのである。しかし、太平洋戦争が勃発すると、日本政府の認識は、時に変化する<sup>33</sup>。

関東州の関係については、それは帝国臣民でないといふことだけははっきりしてをりますが、これは支那人であるか、満洲人であるかといふことははっきりしない。

……関東州人教育令を作るについては、われわれの考へたところでは、満人を陶冶して、皇国に随順帰一せしめるといふことをもって教育の目的とする。

「教育令」の制定目的について、正式に公的文書に現れているのは、「関東州人教育令」の公布直前、1943年4月12日に公布された勅令第304号「関東州学校職員任用ニ関スル件中改正ノ件」の審査報告であった<sup>34</sup>。

関東州ニ於ケル満支人ヲシテ帝国臣民ト共ニ大東亜ノ新秩序建設ニ協力挺身セシムルノ見地ヨリ之ガ教育ノ制度及内容ヲ全般的ニ刷新強化シ準皇国民教育ノ体系ヲ確立実施セントスルノ趣旨ヲ以テ今回別案ニ依リ関東局諸学校官制及関東州公立学校官制ニ一部ノ改正ヲ加ヘ関東州ニ於ケル満支人ノ初等教育施設タル公学堂ヲ公学校ト改称シ之ガ職員ハ国民学校ニ倣ヒテ学舎長ヲ学校長ニ、教諭ヲ訓導ニ、養護教諭ヲ養護訓導ニ、助教ヲ准訓導ニ改メントスル……

以上に見たとおり、関東州の中国人を「関東州人をして皇恩報謝の至誠に徹せしめ、挺身奉公の覚悟に底らしめること」が「教育令」の目的であり、いままでの中国人教育体系を変え、準皇国民教育の体系の確立が必要とされているのである。しかし、日本人と同様に「教育令」を策定するとなれば、「法的にいつて租借地といふ性格からなかなかむずかしい……さらに満洲人か、支那の方でいふ支那人か、はっきり厳格に定義づけるわけにいかない」<sup>35</sup>から、まず租借地関東州の中国人に「帝国臣民ト共ニ大東亜ノ新秩序建設ニ協力挺身」させる身分を正当化しなければならない。文部省教学官羽田隆雄の国家主義に基く主張を取り上げてみよう<sup>36</sup>。

今は満人が日本人にあらざるものかもしれないが、それを陶冶してこれを徹底して日本に随順帰一せしめるといふ方針を立てている。今満洲内における日本人の教育については、国民学校から大学に至りますまで学校内に学校報国隊を作っております。満支人の学校に対しても学校報国隊を作らせているのでありますが、その報国隊の報国の国といふのはどこの国を指すかといひますと、これは元來随順帰一すべき日本国といふやうに解釈して学校報国隊を作らせているのです。それは全權大使の名によって定められている。

上述の通り、関東州の中国人の総力戦体制への軍事動員に着手する準備として、日本人との精神面における連携を強化するための皇民化運動を積極的に押し進めていかなければならない。その手段の一つとして、台湾、朝鮮での改姓名政策が実施されたように、1942年2月11日に関東局令第10号、第11号による「関東州民籍規則」及び「関東州寄留民規

則」<sup>37</sup>が実施され、改正名の動きが始まった。その具体策に関して、羽田隆雄は次のように解釈している<sup>38</sup>。

一定の家を構成しておいて何年間か関東州内において関東州長官において認可した者に関東州の国籍を与える。それが与えられた者が七十パーセントくらいあるかもしれません。そういう者には準日本人として日本人教育を徹底することとし、また向こうの公学堂というものについてはその関東州人の国籍を持っている者を優先的に入学せしめるという方法で民族指導をやっています。

つまり、定住性に乏しい「移住者」について、原住民と峻別し、あくまで「寄留民」として扱うため、関東州人にはなれず、入学はもちろん食糧さえ配分してもらえない人が少なくなかった。改正名の動きは、日本統治側に選ばれた地域、つまり日本統治以来、「融和的な姿勢をとってきた」金州から開始された。召集会において、金州民政署長が、二十何個日本人の名字を挙げ、国籍をとった中国人に日本人氏名に変えることを要請したが、現地の中国名紳及び有名人らの強烈な反発によって、放棄せざるをえなくなり<sup>39</sup>、その場で、改正名が頓挫してしまった。結果的に、親日的であっても中国人としての民族意識乃至郷愁意識を断ち切るようなことは租借地関東州では、通用しないことであったのである。改正名の失敗は直接羽田隆雄のいう「準日本人」に結び付けるか否か、確実な証明資料が今の段階では、見つかっていないが、1944年7月の統計によると、関東州日本人口の23万余りに対し、中国人口の141万余り<sup>40</sup>となっており、その141万余りの7割に国籍が許可されたが、彼等は「日本人」ではなく、「関東州人」と定義づけられており、その子供たちも形式上日本「国民タル責務」を負う人間ではなく、「関東州人タル責務」をもつ人間と位置付けられた。このように収まった理由は、中国人の民族意識の尖鋭化が日本側に最後の配慮を促したものであったと考えられるのである。

#### 4.2 「関東州人教育令」案の主旨

「関東州人教育令」は全文5章199条及び附則から構成されている。ここでは第一章「総則」の一部を紹介しておく<sup>41</sup>。

第二条 関東州人ノ教育ハ吾ガ肇国ノ精神ニ則リテ関東州人ヲ醇化陶冶シ挺身奉公ノ実践ニ培ヒ皇国ノ道ニ歸一セシムルヲ以テ目的トス

第三条 関東州人ヲ教育スル学校ニ於テハ前條ノ旨趣ニ基キ特ニ左ノ事項ニ留意シテ生徒及児童ヲ教育スベシ

一 教育ニ関スル勅語ノ旨趣ヲ奉體シテ教育ノ全般ニ亘リ皇国ノ道ヲ修練セシメ

皇恩奉謝ノ至誠ニ徹セシムベシ

二 皇国ノ東亜及世界ニ於ケル使命ヲ明ニシ大東亜建設ノ聖業ニ翼賛スベキ関東州人タル責務ヲ自覚セシムベシ

「関東州人教育令」総則の第二条の要旨には、内地の国民学校令にあわせた関東州日本人教育、所謂皇国民教育を基本に置きながら、すなわち、「わが肇国の精神、皇祖皇宗の道を継承したまふ天皇の道」は、「日本の絶対最高の真理具現」<sup>42</sup>であり、関東州の中国人を日本の「帝国臣民として天皇に帰一し皇国に奉仕する」目的を遂行するためには、第三条に基本的な留意点について、12点が明示されている。

一 教育ニ関スル勅語ノ旨趣ヲ奉體シテ教育ノ全般ニ亘リ皇国ノ道ヲ修練セシム

皇恩奉謝ノ至誠ニ徹セシムベシ

二 皇国ノ東亜及世界ニ於ケル使命ヲ明ニシ大東亜建設ノ聖業ニ翼賛スベキ関東州人タル責務ヲ自覚セシムベシ

三 教育ノ全般ニ亘リ精神鍛錬を重ンジ滅私奉公ノ実践力ヲ涵養センコトニカムベシ

四 勤労尊重ノ念ヲ涵養シ就労ノ気風ヲ操作シテ職域奉公ノ信念ニ徹セシムベシ

五 団体訓練ヲ重視シ誠実、責任、協同、規律等ノ徳性ノ涵養ニカムベシ

六 躰ヲ重ンジ特ニ公德心ノ涵養ニロメ公衆衛生思想ノ育成実践ヲ徹底セシムベシ

七 學行ヲ一體トシテ教育シ教授、訓練、養護ノ分離ヲ避クベシ

八 各教科竝ニ科目ハ共ノ特色ヲ發揮セシムルト共ニ相互ノ關聯ヲ緊密ナラシメ皇国ノ道ヲ修練スルノ一途ニ歸セシムベシ

九 儀式、學校行事等ヲ重ンジ之ヲ教科ト併セ一體トシテ教育ノ實を擧グルニカムベシ

十 教育ノ全般ニ亘リ家庭及社会トノ一体化ヲ図リ生徒及児童ノ教育ヲ全カ<sup>カ</sup>ラシムルニカムベシ

十一 教育ヲ生活ニ即シテ具体的實際的ナラシムベシ

十二 生徒及児童ノ心身ノ発達ニ留意シ男女ノ特性、環境等ヲ顧慮シテ適切ナル教育ヲスベシ

#### 4.3 奉公科（国語）の要旨と内容

「第一章・第二章」で扱った「公学校」（第5条～第81条）においては、それまでの初等教育の公学堂と普通学堂は一本化され、初等科4年と高等科2年に、修業年限は6年と

されたが、前述した「関東州人教育令」のモデルとなる「関東州国民学校規則」では初等科6年と高等科2年の8年となった。なお「関東州国民学校規則」<sup>43</sup>の第8条を「教育令」奉公科の第4条と比較すると、「国民学校規則」の「国民科」「職業科」を「教育令」ではそれぞれ「奉公科」「勤労科」と別称したが、他の部分は日本人教育と同一であった<sup>44</sup>ことが確認できる。

#### 「関東州国民学校規則」

第四条 関東州国民学校ノ教科ハ初等科及高等科ヲ通ジ、国民科・理数科・体錬科及芸能科トシ、高等科ニ在リテハ職業科ヲ加フ

第八条 国民科国語ハ日常ノ国語ヲ習得セシメ其ノ理解力ト発表力トヲ養フ国民的思考感動ヲ通ジテ国民精神ヲ涵養スルモノ

#### 「関東州人教育令」

第八条 公学校ノ教科ハ初等科及高等科ヲ通ジ奉公科、理数科、体錬科、芸能科及勤労科トス

奉公科ハ之ヲ分チテ修身、国語、満語、国史及地理ノ科目トス

第十一条 奉公科国語ハ日常平易ノ国語ヲ習得セシメ其ノ理解力ト発表力トヲ培フ日本的思考感動ヲ通ジテ日本精神ノ涵養ニ資スルモノトス

第十三條 奉公科国史ハ我ガ国歴史ノ大要ヲシラシメ国体ノ本義ヲ具体的ニ感得把握セシメ皇恩報謝ノ至誠ニ徹セシムルモノトス

国史ハ肇国の宏遠、皇統ノ無窮、歴代天皇ノ鴻業、忠良賢哲ノ事績及挙国奉公ノ史実竝ニ皇国ヲ中心トスル東亜ノ歴史的関係ノ大要ヲ授クベシ

年表、時代表、地図、標本、絵画、映画等ヲ利用シテ具体的直観的ニ習得セシムベシ

第十四條 奉公科地理ハ我ガ国ノ地理竝ニ東亜及世界ノ情勢ニ付テ其ノ大要ヲ授ケ特ニ我ガ国勢ヲ理會セシメ東亜共栄ノ精神ヲ涵養スルモノトス

とあり、ここでは、日本語という文字が追放されている。日本語は国語、国史は日本史に変えられている。今まで関東州植民教育の特徴といわれる日本人教育と中国人教育、二つの系統が、日本内地と同じく一本化されることとなったのである。日露戦争の砲煙の中に誕生した南金書院私立小学堂の開校以後、日本語を「東語」と呼ばせてから、「変化のある、苦難の少なくない歴史を歩んで来たが、ある期間の躊躇の後これを超えて、決戦下の決意により、「国語」を確立した」<sup>45</sup>と、関東州日本語教育の代表的な人物、旅順高等公学校教諭大石初太郎は感慨深く語っている。

なお、「関東州人教育令」の第九条は、最も重要な意味を持つ奉公科の教育要旨について、次のように明記している<sup>46</sup>。

第九条 奉公科ハ我ガ国ノ道德及言語、満語、皇国ヲ中心トスル東亜ノ歴史及国土  
国勢ニ付テ習得セシメ特ニ我ガ国体ノ精華ヲ明ニシ奉公精神ヲ涵養スルヲ以テ要  
旨トス 関東州人タルノ喜ヲ感ゼシメ皇恩報謝ノ至誠ニ徹セシムベシ光輝アル皇  
国ノ歴史ト関東州ノ地位ヲ闡明ニシ関東州人タルノ使命ヲ自覚セシメ大東亜建設  
ノ聖業ヲ翼賛スベキ根基ニ培フベシ

続いて、奉公科に統括された各教科の主旨を掲げる。

第十条 奉公科修身ハ教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キテ国民道德ノ実践ヲ指導シ  
児童ノ徳性ヲ養ヒ以テ挺身奉公ヲ信念ニ徹セシムルモノトス

……

第十二条 奉公科満語ハ日常ノ満語ヲ習得セシメ其ノ理解力ト発表力トヲ養ヒ国  
語ト相俟チテ関東州人タルノ資質を涵養スルモノトス

第十三条 奉公科国史ハ我ガ国歴史ノ大要ヲシラシメ国体ノ本義ヲ具体的ニ感得  
把握セシメ皇恩報謝ノ至誠ニ徹セシムルモノトス

第十四条 奉公科地理ハ我ガ国ノ地理竝ニ東亜及世界ノ情勢ニ付テ其ノ大要ヲ授  
ケ特ニ我ガ国勢ヲ理会セシメ東亜共栄ノ精神ヲ涵養スルモノトス

上掲を「州民学校案」に比較して、教育方針はほぼ貫徹され、日本の各植民地を通じての「教育令」の原理の一つ「教育勅語ノ旨趣」に基く「忠実な帝国臣民」の育成が明確に定められたこと。特に第十一条は、「学校案」に見られる「日本語の国語的教授」を「国民的思考感動を通じて日本精神を涵養する」という地位にまで押し上げられた。更に国語教授には、具体的な規定があり、遂行すべきところとして決められたのである。要約して掲示する<sup>47</sup>。

- (1) 学校生活のすべてを挙げて、国語の修練をすること。
- (2) 教師は常に純正な国語が使用できるようにすること。
- (3) 教授法は直接法によって国語のみの使用を原則とすること。
- (4) 他教科及日常生活においても国語を使用させること。
- (5) 奉公科修身、国史及地理等との関連に留意して日本国の事情を理解させ、日本精神の形成を自覚させること。

とある。すなわち、中国人であるにもかかわらず、満語の授業以外では、中国語を禁止し、各教科の教授用語も「国語」（日本語）としたのである。

5. 日本語から国語へ—教科目構成・教員・教科書・教授法

5.1 教科目構成

ここで、言及すべきは1943年の関東州公学校と1934年関東州公学堂の教科目の配置の差異である。次の表6-2と表6-3の教科目で見られる特徴はそれぞれ次の通りである。

表6-2 「関東州公学堂規則」一部改正、教科目及び週時間数 1934年

		修身	満 国 州 語	日 本 語	算 術	歴地		理 科	図手		唱体 歌操	実 科	裁手 縫藝		合 計
						史	理		画	工			女	男	
初 等 科	1 年	1	8	6	5				1		3				24
	2 年	1	9	6	5				1		3				25
	3 年	1	9	7	5				1	1	3		女 2	男女 2729	
	4 年	1	9	8	5				1	1	3		女 2	男女 2830	
高 等 科	1 年	1	7	7	5	2		男女 2 3	1	男 1	3	男 3	女 3	32	
	2 年	1	7	7	5	2		男女 2 3	1	男 1	3	男 3	女 3	32	

出典：『教員必携』、『明治以降教育制度発達史』と『近代日本教育制度史料』  
により作成<sup>48</sup>

満州国建国後になってからも、教授時間においては、1934年の初等科高等科全学年を通じて、中国文から変えられた満洲国語の8.9.9.9.7.7に対して、日本語教授の時間に6.6.7.8.7.7がそれ以前と同じように維持され、しかも教科の並べ方はまず満洲国語、次に日本語のように、満洲国語に重要な位置を譲っていることである。



表 6-3 「関東州公学校規則」教科目及び週時間数 1943 年

	奉公科				数理科		体 錬 科	芸能科		勤労科	計
	修身	国語	満語	国史 地理	算 数	理 科		音習 楽字 工画 作	裁家 縫事		
初 等 科	1	2	8	4	5		4	3			26
	2	2	8	4	5		4	3			26
	3	2	8	4	5		4	3		2	28
	4	2	8	4	1	5		4	3	女 2 男 4 女 2	31
高 等 科	1	2	8	3	3	4	2	4	3	女 3 男 4 女 2	男 33 女 34
	2	2	8	3	3	4	2	4	3	女 3 男 4 女 2	男 33 女 34

出典：『関東州人教育令』第 1 号表 ※体錬科に「協和少年団」の訓練を含む

一方、1943 年の教科目は初等科では、科目名は国語（日本語）となり、時間数は 8 時間が配当され、満語の 4 時間の倍になっている。高等科でも国語の時間数は 8 時間が配当されるが、満語はわずか 3 時間となった。教科を並べた順位も国語の次に満語が来る。満語の「地位がかく低下せしめられるといふことはまた「国語」の地位の確立を示すことにはかならない」<sup>49</sup>。さらに「他教科及び日常生活においても国語を使用させる」という規定から、国語の使用が絶対条件として強いられたことがわかるのである。

## 5.2 教科書と教授法及び教員

### 5.2.1 『国語』（日本語）教科書

『国語』（日本語）教科書は「関東州人教育令」第 35 条に<sup>50</sup>、

「関東局在満日本教育会若ハ文部省ニ於テ著作権ヲ有スル者又ハ文部省大臣の検  
定ニ□タル者ニ付□」

と定められている。この条文は、関東州の中国人用の教科書を作ってきた南満洲教育会教科書編輯部が、1937 年末「満鉄地方部行政権委譲とともに州外邦人教育を管理するため、

大使館教務部が設立せらるるや関東局および教務部の合同経営となり従来満鉄の負担せる補助金・派遣員等は教務部によって継承せらるることとなり」、在満日本教育会教科書編輯部と改称されたことを背景としている、1940年になると在満日本教育会は、勅令によって「関東局在満教務部教科書編輯部と改称し……また関東州人諸学校用教科書についても関東州人教育令の公布に伴ひ、新理念に基づき全面的に改訂することとし、昭和十九年度より直ちに改訂事業に着手することとな」<sup>51</sup>り、「1944年より先づ奉公科の教科書に着手すること」<sup>52</sup>となった。この改訂を「奉公科」からスタートさせたこと自体が、中国人学生を日本国体に基く奉公精神の涵養に向わせるための思想統制の側面をもっていることを確認させるところとなっている。

1944年4月1日、関東州庁長官の告示による「1944年公学校学生用書情況表」が掲示されるが、その中の中国人用の「国語」教科書は<sup>53</sup>、

- 初等科 『公学校初等科国語』（第1～4学年）
- 高等科 『公学校高等科国語』（第1～2学年）
- 教師用書『公学校初等科国語教師用』（第1～4学年）  
『公学校初等科国語教授實際案』（第1学年）  
『公学校初等科国語教授用掛図』（第1学年、第2学年上・下）  
『公学校教科書假名遣法』全

となっている。しかし、この教科書改定は編纂がどこまで行われたか不明であり、例え編纂されても、印刷され教室で使われたのか、確実な資料は見つかっていない<sup>54</sup>。わかるのは教科書編輯員及び調査員が、次のようなメンバーであることである。

- |     |       |                          |
|-----|-------|--------------------------|
| 編輯員 | 高木    | 関東局編集官補 主任               |
|     | 加島福一  | 大連西崗子公学堂教諭、              |
|     | 坂本弘教  | 大連伏見台公学堂教諭               |
| 調査員 | 大石初太郎 | 旅順師範公学校教諭（正式に旅順高等公学校師範部） |
|     | 久保一良  | 旅順師範公学校教諭                |
|     | 前田熙胤  | 旅順高等公学校教諭                |
|     | 打田正義  | 大連土佐町公学校訓導               |
|     | 太田幸善  | 大連秋月公学校訓導                |

関東局編輯官補高木を除いた7名は、長期間関東州の日本語教育現場で活躍しており、日本語教育の研究上においても、それぞれの現場経験の中で練り上げた経験と見識を持つ人材であったが、次節で詳述するように、40年代に入ってから国家体制や国家の方針に追

随し、皇道への深い精神的な理念を中国人学生に植え付けようとした皇民化教育専従者となったことも見落とせない。

「関東州人教育令」の公布以後の日本語教科書の使用状況がどうであったかについては、教科書編纂調査員、大石初太郎の旅順高等公学校の同僚である前田熙胤教諭が触れている。まず、この時期の教科書編纂のあり方について<sup>55</sup>、

言語を通して民族精神の理解、皇道精神の體得、言語による人格陶冶を目標とせる関東州の日本語教育の如きにあつては言語と思想、日本語と皇道精神等の観点より教材内容が深い考察の上に構成されねばならぬ

と述べ、満洲国等の各地の教材を参考して、教育上の問題点について、次のように指摘している<sup>56</sup>。

初等日本語読本巻一第一（学年全学年分）にあつては、五十四課中第一課より第八課まで絵教材であつて、その配当時間数は約四十時間で学習の始期にあてられ、二ヶ月間に亘る教材である。……学習者が相当の年配を持ち且大学等の教科学習を目的となし短期間に語学力を得んとするが如き場合は別として四年乃至六年の長年月に亘る初等教育にあつては、音声言語陶冶の教材等に聴方を中心とせる教材が始発学年の過半をしめねばならず

音声言語教育の重要性を訴えた。さらに教材にみられる教材組織と言語生活との脱離の現象を形式的機械的言語陶冶と批判し、「羅列的並列の教材系統は学習による言葉の眞の意味を味ひとるには」できなく、生活の言葉の進展形態より如何なる教材を組織し、急展開しつつある政治情勢にあわせるべきかという点について不満足な心情を示している。新教材の登場まで各公学堂は基本教材にあわせ、模索している様子を同校付属公学堂で試行とも言うべき行い、次の通りである<sup>57</sup>。

訓育実際に統合せらるべきもので、訓育実際に揚げた、月訓によりて、日本語教材の配当案を作成し、各学級これが指導に当つてゐるのである。勿論、日本語教材全部が、この月訓に該当するものではないので月訓徹底に必要な教材を配し、必要に応じて他の教科書などより、これを選択補充することにしてゐる。

### 5.2.2 教授法及び教員事情

従来、関東州中国人初等教育に都市に設置された公学堂と農村、山村、漁村に設置され

た普通学堂に分かれていた。公学堂は土地の事情によって、初等科4年の上に高等科2年を置く学校と高等科2年のみの学校の二つの制度があるが、普通学堂は初等科のみであった。公学堂の初等科では日本語科目以外は中国人教員の数が日本人教員より多く主流であり、学級主任も中国人の担当が多いのに対して、高等科では中国語の担当を除くと、全員日本人であり、当然学級主任も日本人となる。一方普通学堂は、数が多い上に、都市を離れており、都市の公学堂初等科に配属する日本人教員の確保さえ極めて困難であるために、普通学堂長をはじめ、各教科の担当は中国人にせざるをえなかった。

表6-4 関東州公学校、普通学堂、私塾の数、学級数及び教員数（1940～1945年）

	公学堂				普通学堂		私塾			
	学 堂 数	初等 科	高等 科	補 習 科	学 級 数	教 員 数	学 堂 数	学 級 数	私 塾 数	教 員 数
1940年	16	199	139	6	344	449	121	792	856	214/228(1939)
1942年	20				487	658	126	923	1036	181/222
1945年	21				493	668				202/247

出典：『日本侵略東北教育史』による作成<sup>58</sup>

しかし、満洲国建国をきっかけに、給料のよさ、重要ポストに就くことのできる好条件から、関東州公学堂の日・中教員の待遇の落差に不満を持った公学堂卒業者、繰り返すが「日本語を解し得る恰好の人物」、約600名の公学堂卒業者は、満洲国に流入し、その上に、関東州において「初等学校満洲教員にして就職したるもの113名」<sup>59</sup>という数字が関東庁学務課の調査でわかった。1934年の時点で、旅順高等公学校師範部で養成を受けた「関東州公学堂の満人教員及び普通学堂教員は約七百七十余名なるが年年需要増加」<sup>60</sup>のため、表6-4に取り上げている数字をみれば、普通学堂の教員数は1940年に856人、1942年に1036人となり、公学堂教員の約倍ぐらいに増加している。それでも日本語普及のニーズに間に合わず、特に中国人教員の不足が問題視されたため、修業年限6年の公学堂卒業生を対象に、短期間講習会を開催したり、検定試験受験の機会を与えたりして、代用教員として採用し、普通学堂の教壇に立たせる緊急措置を採ってきた。

ところで、公学堂6年卒の代用教員は日本の精神を形成するような教育力が持てるのか、また「技術論的立場から陶冶論的立場へ、教授論的立場から教育論的立場への展開」になってきている教授方法が使いこなせるかについての教員資質の掘り下げが課題として残されるが、これに対して、当時満洲全地域に日本語教員を供給するという重大な使命を帯びていた旅順高等公学校師範部において教諭職にあった大石初太郎は、次のように力強く述べている<sup>61</sup>。

直接法はすでに論議の余地のない定論である。関東州の日本語教授においては、昭和七、八年の頃にこの方法の位置が確乎不動のものとなって以来、この根柢に対しては疑惑や不安なく、一途にこの方法の完成を目指して研究が続けられてきた。農村、山村、漁村いたるところの普通学堂（就業年限四ヶ年の初等学校）の教室で、公学堂（就業年限六ヶ年の初等学校）出の若い代用教員が、この方法だけは絶対のものとして「日本語の時間には満語は使ってはいけない」ものと信仰して教授をしてゐる。

さらに、大石は戦時体制下での日本語教員の養成指針について<sup>62</sup>、

日本語教授が知識技術の教授に止まらず、心の陶冶、生活の陶冶にあるという理念に基いて、日本語教授は決して教授技術の工夫にのみ捉はれてゐるべきでなく…何よりも第一に、皇道宣布東亜共栄の歴史的理想的確乎たる信念的把握に基く。眞の日本語教師は興亜の理想を體した国士的信念をもつ人物でなければならない。

と説いた。本来目的を達成するための手段に過ぎない日本語教育は日本人化陶冶の機能に変化する。ここでいう「興亜の理想を體した国士的信念をもつ人物」がこの時期において求められている日本語教師像であり、まさに東亜共栄圏建設の文化の宣布者のような求められ方をしたのである。

## 6. 総力戦体制下での満洲国の日本語教育

### 6.1 政策転換の背景

前章で述べたように満洲国における日本語教育はすでに 1938 年の新学制を実施した 1938 年から国語の一つに変身してスタートした。当時の「関東州内及び旧鉄道附属地における日本人相手の官庁・会社・商店向きの日本語、あまりにも実用的な日本語、会社さへできればいいといふ日本語を揚棄して日本精神、日本文化を理解體得させるための日本語」<sup>63</sup>を先して行ったのである。関東州より 30 余年も遅れた満洲国の日本語教育のこの変化は、関東州日本語教育者らに刺激を与え、40 年代からの「日本語の国語的教授」に拍車をかけた。

同時期に満洲国にも大きな変化が起きている。1940 年 7 月 15 日に、「国語としての日本語の尊厳な地位は建国神廟御創建に際して賜つた「国本奠定ノ詔書」、大東亜戦勃発の日に下賜あらせられた「時局ニ関スル詔書」に、日文、満文を同時に用ひさせられたことによ

っても明らかである。それにより、日本の「天照大神」が中国に輸入され、満洲国の建国元神として、強制的に祭るようになされ、それはまた瞬時のうちに、満洲国の首都新京（現在長春）に作られた建国神廟をはじめ、各地にも神社が作り、日本語が参拝の用語として強制されることとなったのである。このように、神の力を借りて、中国人の意識の改造を図ろうとしたのだが、当時、各種の学校、官庁、中国人の家庭にまで、このように日本語を強制的に国語として推し進めたことは、従来の日本語教育の方針に質的な変化があったと位置づけることができるのである。

## 6.2 満洲国崩壊寸前の教育方針及び教科目

1942年12月に、「基本国策大綱」、「国民訓」が公布された。1937年の行政改革によって、各部門の連携を重視して、民政部の管轄に属したがこの「基本国策大綱」によって、戦時下の教育方針は「建国精神」を徹底的に高揚する方針が貫かれた。日本語教育の目標は日本精神の理解、日本文化の摂取、日満一体不可分一徳一心の建国精神の涵養にある。それにあわせて教育行政も、一部分規則の改定を受けた。次の表6-5と表6-6に示しているのは、満洲国崩壊の寸前に、公布された最後の「国民学校」、「国民優級学校」、「国民義塾」、「国民学舎」の教科目である。

1943年の教科目と1937年新学制の教科目を対比すると、改正点には次のような特徴がある。

- (1) 「国民科」を廃止し、「建国精神」科を設置したことである。いままで国民科に統括された国語、国史、地理、自然、国民道徳がそれぞれ「建国精神科」、「国語科」「自然科」に分けられることとなり、国民道徳と国勢に関するものは建国精神科が、理科に関するものは自然科がうけもつことになった。
- (2) 全学年の教授時間の減少と週時間数の増加。つまり全学年に終日実務実習体練訓練を設け、日数を20日以下に定め、その他に、勤労奉仕を日数10日以下を加えている。通常の日数数はむしろ減少させながら体練科をくわえることで、総時間数を引き上げ、軍事訓練などの戦時体制の特色を鮮明に出してきた。
- (3) 建国精神科の時間数の確立。建国精神科は「国民義塾」及び「国民学舎」の第一班～第三班の3年次まで、3.3.3.2.3.3時間。「国民学校」及び「国民優級学校」には、初等科1年から高等科2年まで、2.2.4.4.4.4時間を配当した。これは関東州で1943年に公布された修身教科が、全学年2時間配当というものより多く、さらなる建国精神を涵養するための国語の時間数を加えると、満洲国統治側がいかに決戦下において日本と生死を共にさせようとしたかという決意の強さがわかる。

表 6-5 満洲国「国民義塾」と「国民学舎」教科目及び週時間数（1943 年）

		建 国 精 神	国民科		実 務	自 然	算 術	体 錬	芸 能	計	終日実務実 習 体練訓 練日数	勤労奉 仕日数
			日 本 語	満 語 或 蒙 語								
第 一 班	1 年	3	7	7	2	3	7	3	3	35	20 日以下	
第 二 班	1 年	3	6	7	2	2	6	3	3	32	20 日以下	10 日以下
	2 年	3	7	7	2	3	7	3	3	35	20 日以下	10 日以下
第 三 班	1 年	2	6	6	2	2	5	3	3	29	20 日以下	10 日以下
	2 年	3	6	7	2	2	6	3	3	32	20 日以下	10 日以下
	3 年	3	7	7	2	3	7	3	3	35	20 日以下	10 日以下

出典：『偽満教育文化総検討』<sup>64</sup> ※勤労奉仕等は年間時間数を指す。

表 6-6 満洲国「国民学校」と「国民優級学校」教科目及び週時間数（1943 年）

		建 国 精 神	国語		実 務	自 然	算 数	体 錬	芸 能	合 計	終日実務 実習 体練 訓練 日数	勤労奉 仕日数
			日 本 語	満 語 或 蒙 語								
初 等 科	1 年	2	6	6	1	2	3	3	3	26	20 日以下	10 日以下
	2 年	2	6	6	2	2	4	3	3	28	20 日以下	10 日以下
	3 年	4	6	6	2	2	5	4	3	32	20 日以下	10 日以下
	4 年	4	6	6	2	2	5	4	3	32	20 日以下	10 日以下
高 等 科	1 年	4	6	6	4	3	5	4	3	35	20 日以下	10 日以下
	2 年	4	6	6	4	3	5	4	3	35	20 日以下	10 日以下

出典：『偽満教育文化総検討』<sup>65</sup> ※勤労奉仕等は年間時間数を指す。

- (4) 核心となっている国語科の独立。今まで国民科の全部が 1 教科目として扱われていた不便を排除した。1938 年の国民科の総時間数 10.8.9.7.8.9 に対し、「国民義塾」及び「国民学舎」の日本語時間数 7.6.7.6.6.7 時間は、一見減少したように思いが

ちであるが、建国精神の時間数を加えると、日本語の時間数がやや増加していることが確認できる。「国民学校」及び「国民優級学校」においても、1938年の6.6.7.8.8.8時間に対し、全学年を通して6時間を配当し、建国精神を加えた日本語の比重は増大している。

戦時下における国語としての日本語教育は「皇道精神の生ける実現たる言語の教育であるが故に、明きらかに思想戦の本質を遂行すべく立場にある。大東亜戦争は日に日に激烈化しつつある。一切に克つ大東亜人たるの心性を形成するために、皇道精神を具体的に體得せしめるために、日本語教育は寄与すべき責任にある」<sup>66</sup>。この点からいえば、戦時下の満洲国と関東州の日本語教育において、若干の相違点があるが、本質上同様の目標をもつようになり、日本語教授の限られた時間より、次節で取り上げている現場例のように、「登校して帰宅するまでの全時間を、運動場も、食堂も、作業場も、便所も、または家庭内にある時間にまで思いを馳せてすべての場所を時間を、即ち、児童の生活環境のすべてを日本語の教室、即ち建設道場とみなして立ち向かった」<sup>67</sup>。また、毎日、朝の体操の前の朝令では、教師と生徒が列を作って、東方一日本の東京に向かって「天皇陛下」遥拝し、次は東北の長春（新京）に向かって「皇帝陛下」を遥拝した後、前線で戦闘している兵士たちの健康と勝利を記念して黙祷もする。その後、「国民訓」を暗唱する。校門を出入りする時は必ず校内の神社に脱帽してお辞儀することが規則になっている。以上のような儀式が1940年以後、生活の一部になり、日本語教育の底をなしたのであった。

## 7. 教育現場にみる皇民化教育の実相

### 7.1 関東州日本語教育研究会特集

「関東州人教育令」（案）の公布前年、1942年の10月に在満日本教育会南部会並びに、大連教育会主催によって、「関東州日本語教育研究会」が開催され、特別ゲスト、東南亜細亜学院教授興水実を招聘し、遠く内地、朝鮮、台湾、満洲国、北支などから日本語教育専門家ら一同が出席した際に、各公学堂の代表らは研究授業を見せ、研究発表を行い、改めて関東州日本語教育の指導的な位置をデモンストレーションした。研究会の開催時期である1942年の10月は、太平洋戦争開戦後10カ月を経た時期であり、「アジアへの日本語普及政策に関する論が国語国文学者をはじめ数多くの学者・文人によって盛んに鼓吹され、新聞放送等のマスコミはもとより雑誌・単行本で喧伝された時期」である。関東州で「日本語教育に地道な努力を積み重ねて」<sup>68</sup>いる現場教育者らは、政府の行動よりいかに率先して戦争協力のための皇民化教育を進めていったのか、各公学堂の発表テーマ及び注目された旅順高等公学校附属公学堂の報告内容の概要を取り上げ、確認してみよう<sup>69</sup>。



- 10月14日 会場： 大連伏見台公学堂  
 加島福一 大連西崗子公学堂教諭  
 テーマ： 「公学堂ニ於ケル日本語教育」  
 坂本弘教 大連伏見台公学堂教諭  
 テーマ： 「公学堂各学年ニ於ケル日本語指導形態」  
 学年系列ニヨル日本語指導 六学級  
 日本語ニヨル他教科ノ指導 七学級
- 特別講演 興水 実 東南亜細亜学院教授  
 テーマ： 「日本国語教育の着眼点」
- 10月15日 会場： 大連沙河口公学堂  
 同 校 教材ノ指導段階ノ実際 （初等二年藤村・沈ノ初等四年程・小澤ノ高等二年  
 當銀・加賀美・太田） 本校 公学堂最高学年（高二ノ授業共同参加（打田）  
 打田正雄 大連沙河口公学堂教諭  
 テーマ： 「公学堂ニ於ケル一教材ノ讀方指導過程」  
 藤村一 同上教諭  
 テーマ： 日本語指導ノ標準施設
- 特別講演 興水 実 東南亜細亜学院教授  
 テーマ： 「日本国語教育の着眼点」（各論）  
 研究授業 （付属公学堂） 初一～高二 （師範部） 男子三年、女子四年  
 （中学部） 一年～三年  
 喜代原友治 旅順高等公学校付属公学堂訓導  
 テーマ： 「本学堂における日本語教育（訓育経営と日本語指導の一元的取  
 扱い）」  
 前田熙胤 旅順高等公学校教諭  
 テーマ： 「日本語教育に就いて」  
 久保一良 旅順師範公学校教諭  
 テーマ： 「中等学校における講読科指導について」  
 辻権次郎 旅順高等公学校教諭  
 テーマ： 音声言語の完成について

以上の発表の中で、注目すべきは旅順高等公学校付属公学堂訓導喜代原友治の発表である。この実際発表例を通して、関東州の総力戦下での日本語教育の実態を窺うことにする<sup>70</sup>。

## 7.2 喜代原友治（旅順高等公学校附属公学堂訓導）の発表

### 一日の学堂生活

- イ 登 校 興亜国民の門出、新楊阿建設のための一日の門出、単に漠然と勉強しに行くのではない。
- ロ 国旗の禮 （玄関）「今日一日興亜ノ為ニ一生懸命働キマス」  
部落長代表として誓ふ。
- ハ 朝の教室 入口での禮は国旗への誓  
「先生オ早ウゴザイマス」「皆サンオ早ウゴザイマス」  
自習
- ニ 点 呼 国旗に帰一 担任に帰一 点名応答に師弟同行の決意交流出席を喜び、生氣溢れ、一日の行の誓を「ハイ」の一呼に示す  
一日二名宛自己の姓名の練習  
「私ハ付属公学堂〇〇科〇年生ノ〇〇〇デゴザイマス」
- ホ 作 業 不浄だから掃き清めるのではない。掃き清めることによつて、師弟相共ニ自己の人格を修鍊する。自らの魂を磨くのである。  
「行ツテ参リマス」「行ツテイラツシャイ」（教室を出る）作業は級組織  
高二生を各部署の班長として全学年を之に配す高二生の指導目標及反省指示（日本語）  
「一生懸命ヤリマス」（始）「御苦労サマデシタ」（終）  
「行ツテ参リマシタ」「御苦労サマ」（教室へ帰つて）
- へ 朝 禮 朝禮は誓の行ひである。学堂精神凝縮の一点である。そしてそれは興亜生活戦線への総勢揃である。主事を中心として全堂一心、皇恩に感謝し、皇道帰一の喜びに浸る「オ早ウゴザイマス」  
遥拝 黙禱  
月曜 週訓発表（高二生週番日本語にて）各学級  
土曜 反省（高二生週番日本語にて）各学級
- ト 学 習 教学一體 国旗に禮 誓詞（日本語）  
「オ願ヒシマス」（始）「アリガタウゴザイマス」（終）
- チ 晝 食 国恩、父母の恩に感謝 感謝の言葉（日本語）  
「イタダキマス」（始）「ゴチサウサマ」（終）
- リ 晝 會 朝からの生活の反省 明日への準備  
週番生反省事項の発表（日本語）学級扱
- ヌ 終 禮 一日の学級生活の反省 明日への自覚  
当番生発表（日本語）
- ル 下 校 国旗に禮（玄関）一日の感謝

- 「今日一日興亜ノ為ニ一生懸命働キマシタ」「明日モ一生懸命働キマス」
- ◎ 職員室 あくまで敬の心を失はざる児童の作法修練場 温き師の恩に接する道の部屋  
みだりなる児童の入場を育て直す  
教師へのお話は明瞭に（日本語）  
お茶当番  
「ドウゾオ上り下サイ」—「イタダキマス」  
「オツギイタシマセウ」—「有難ウゴザイマス」  
「モウ結構デス」
- ◎ 対 應 「ヨクイラツシヤイマシタ」「ドナタニ御用事デゴザイマスカ」  
「御案内イタシマス」「一寸御待チクダサイ」

「言語の第一の教育者は母である」という言語習得の第一条件からみれば、関東州の中国人の母語としての中国語は家庭語として存在するだけではなく、中国人専住地域・商業地域が差別されていたことはさておき、そこは当然中国語支配の環境にあった。しかし言語環境は、日本語教育を行う植民教育側にとっては、「非常に悪条件を負うもので、日本語は常に教師の言葉においてのみ伝えなければならない状態にあ」<sup>71</sup> った。そのため、現場の教育者らは「教壇から離れた日常生活、少くとも学堂生活中に其の訓練の場所を見出し、学堂生活の具体的情意に触れての日本語の陶冶」を工夫し、「学堂生活の一日の中に日本語訓練の機会を作り、特に「こころ」「コトバ」の一致の立場に立つて、常に正しい心を、正しい日本語であらはし、……即ち躰のことばにまでの日本語修練を目指し」、さらなる「訓育方針の究極は、我が関東州に於ける原住民の子弟をして、皇道精神を體得させ、興亜聖業の完遂に参ずる戦士を育成するにある」<sup>72</sup> と発表者喜代原友治は強調している。

ここで、一つ看過できない事実がある。まず報告書の一節を見てみよう<sup>73</sup>。

本学堂においては光輝ある二千六百年と、教育勅令渙發五十周年のよき年を記念して、関東州に於ける原住民教育分野を再凝視すべく、公学堂教育三箇年の継続的研究を企圖し、第一年次、大陸政策と満洲人教育、主として訓育経営、第二年次、大陸政策と満洲人教育主として教科経営並に学級経営の歩みを公開して、先輩各位の多大の御指導を添うし、愈々本年、第三年次を迎へ、大陸政策と満洲人教育の指標確立、主として教授、訓育の一元化、訓育陶冶を中心とせる教科教授案の確立を努力の活動があつて、この活動が各々目的を達せすることによって、言語活動も遂行されるのである。

喜代原友治のいう「三箇年の継続的研究」、「愈々本年、第三年次を迎へ」ということは、発表した時点の1942年、つまり本年、第三年目となれば、その大陸経営と満洲人の訓育教

育がすでにその計画の一年目、1940年からはじまったことを意味する。同時期に大石初太郎の『日本語』より『国語』へ「関東州に於ける日本語教育の現状」には次のような同様の記載がある<sup>74</sup>。

これまで「日本語ハ普通ノ言語文章ヲ理解シ日常ノ用務ヲ辦スルノ能ヲ得シメ兼テ智徳ヲ啓発スルヲ以テ要旨トス」と法令には示されてゐるが、教壇においては、日本語教育は日本語を通しての新しい精神形成であると自覚されてゐる。日本の精神を形成するやうな目標を公言することは、政治的配慮の上から幾分注意を要すると考へられてゐたのは、つひ二三年前のことであるが、自覚的な教壇人の覚悟はここに確立してゆるがなかつた。それからわづかの時日を経て、法令の上にもこのやうな目標が瞭然と示されようとしてゐることは、時局の急激な展開によるものとはいへ、わが日本の覚悟がこの戦争の試練においてみがき出されたすがたの反映として、涙くましい感激を禁ずることができない。

簡略に言えば、大石のいう「日本精神を形成する目標」を明確した時期は二三年前であり、喜代原友治のいう「大陸政策と満洲人」教育計画のスタート時期と合致している。つまり、なにを意味するかといへば、前述した1941年の「仮称州民学校案」の時期と全く同じであり、「学校案」に明示されている「皇国の道に帰一日本の精神、日本文化を理解体得する」という内容と合致しているということである。ここから判明する新たな事実は「関東州人教育令」の公布前の1940年頃から関東州では「国語」的な人間形成の「日本語」教育は企画されていたのだということである。

### 7.3 松尾忠風（ある公学堂教頭）の回顧<sup>75</sup>

当時私は、大連のS公学堂という中国人子弟を教育する日本官庁下の学校の教頭を務めていた。初等科、高等科あわせて二千人に近い生徒を、堂長教頭の他に数人の日本人教諭を主軸として、多くの中国人男女教員が教育にあたっていた。日本語をつかつての授業が主で、戦争協力のための日々の日課は並大抵の苦勞ではなかつた。

私は昼間の勤務の外に、満洲人青年を集めた夜間の青年学校の方も受持っていた。日本人青年学校と全く同様に国旗掲揚をし、何やらの誓いを言つて、実用的な科目ではなく、体操や精神講話のようなもので、満洲人青年らの心から欲求するような学科は課せられず、実際の指導に当たる私ども教諭は一通りの苦心ではなかつた。

しかし私は、既に日本の皇道についてかなり深い精神的な理念を学んでいた。それは嘗つて旅順師範の国体講習期間中に研究したもので、当時、一般の教師たちとは異なつた教育思想を持っていた。私は自分の講座の時間には、二宮尊徳の報徳に基づいて、天道と

人道を説いて満人青年の心を惹きつけていた。日本語による物真似的な尽忠報国の思想などは、そのまま理解されないことを知っていたからである。

しかし、他の公学堂の空気はどうすることもできない。堂長たちの軍部に同調し、あるいは、これに押しまかれるような教育方針下で、日本語による弁論大会などが催されたりした。

#### 7.4 陳丕忠（普通学堂中国人教員）の回顧<sup>76</sup>

1941年頃、私のいた私塾に日本語の講義が増やされた。使用教科書は公学堂初等科一年生のものであった。私塾は随時退学が可能で、大半は二～三年在学するだけで、一時雇用の教員もたびたび休講したので、教育効果でいえばさほどよいものではなかった。私塾で日本語を教えるのは極めて珍しかった。当時は私は夜学の大連語学校に通い、日本語の補習を受けていた。このように「国家発展と不可分な関係にある日本語の普及」が、ついに私塾にまで普及したわけである。

1941年末、私は私塾での学習を終えた。私塾での勉強は、系統的な伝統教育とは言えないものの、ある程度祖国の歴史、伝統文化を身につけることができたと思う。私にとって私塾での学習は、中国人としての民族意識と感情を啓発してくれる契機となるものと思う。友人の姜伯萍によれば、1944年、寺児溝のある私塾で、日本語が教えられていたという。

当時、大連市役所の学務課は土佐町公学校を、私塾の指導検査期間に指定していた。日本語科目を設置しない私塾は、認可が取り消されるので、管理はたいへん厳しかった。

1942年4月、私は「関東州労務協会」に登録し、「勞工表」の申請をした。大東亜戦争のため、勞工の強制徴集があった。申請すれば、捕まらなくてすむからですが、近視だったので、勤労学徒の仕事が見つからなかったため、友達の叔父の紹介で、同年から1944年の春まで、大連私立明德公学校の高等科一年に編入した。高等科二年には、修身、日本語、満語（中国語）、数学、理科、地理、歴史、唱歌、美術、体操などの科目があった。満語、唱歌、体操以外はすべて日本人教員が担当していた。初等科はほとんど中国人教師だが、3、4年生の日本語の授業は日本人の教員が担当した。私の学級担当は岡内（女性）で、日本語と理科を教えてくれた。柳原校長は修身を教えた。当時の校長は修身を担当するのが多い。教師は14、5名で、日本人の教員が約半数である。1000人もいた学校だった。日本語の授業が一番多く、每日一、二時限ずつあった。歴史の授業は満洲の古代史、東北の少数民族の歴史に関するものであるが、あまり印象に残らなかった。日本史について学ばなかったが、「天照大神」や「ににぎのみこと」、「大和民族は天孫」などまるで外国の神話のような話を聞かされた。地理の授業は「関東州」と偽満洲国、「大東亜共栄圏」建設の話も教えられた。

教室での勉強の外、明德公学校は、公学堂と同様、毎朝朝礼、日の丸掲揚、日本の皇居

の方向への敬礼、日本の「武運長久」祈念、校長の訓示などだった。毎月の八日は、日本が英米に宣戦した日、陸海軍記念日や施政日に記念行事が行われた。毎月、必ず神社、忠霊塔の参拝をした。すべて日本への帰順、天皇への崇拜を中心にした。

1944年、変化が起きた。建前として嶺前分校の主任は中国人教員だったが、実権を握っていたのは本校の寒川という日本人教員でした。週に二回ぐらい監督のため、学校にきて、主任といえども、彼の指示にしたがわなければだめだった。1943年宮田と云う女性日本人教員がきた。四年生の日本語を教えた。教員会議などでは、日本語を使わなくてはならない決まりだった。当時、「関東州人教育令」に基き、日本語は国「第二類」語と呼ばれた。私は一年生の日本語を担当していた。授業以外の時間で、大連公学校で教員の再教育講習会に参加した。それは主に日本語教授法の講義と公開授業の見学だった。

#### 7.5 高山照二（満洲国ある国民学校の教員）の論文掲載<sup>77</sup>

私はこの二学期から久し振りに白系露人の一年の授業へ週三時間出ることになった。そこでその教材に内閣情報局選定の約三百語の日本語を使ってみることとした。

この三百餘語は南方諸民族へ日語を拡める応急的方策として、情報局によつて、去る四月一日に決定されたもので、「第一類」人「第二類」生活「第三類」数「第四類」時「第五類」場所、方向「第六類」自然「第七類」交通「第八類」社会「第九類」陸海軍「第十類」形容詞「第十一類」動作語「第十二類」挨拶「第十三類」雑の十三項目に分類して集めてある。

私はこの第一類の最初に、ニツポン、ニツポンジン、ニツポンゴと並べてあるのが甚だ気に入ったので、早速、教案を立ててみた。……この三語だけを扱ひ、そのかはりこの三語を用ゐての短い会話は充分徹底させようと考へた。

○ニツポンハ、イマ戦争をシテキマス。

○ニツポンハ正シイクニデス。

○ニツポンハ満洲国トナカヨシデス。

○ニツポンハウツクシイクニデス。

○ニツポンハツヨイクニデス。

等々であった。

所で、私が「日本についてなんでも知ってゐることをいつてください」といつた、彼等は暫くは答へようとしないのである。暫くたつてFといふ学生が

○日本のけしきはきれいです といつた。

私がこれを黒板へかいてゐると、次にIが、

○日本のくには島の国です といつた。

それでおしまひである。そこで私は、「日本は今、何かやつてみませんか」と尋ねた。

さうすると、二人一緒に「戦争」と答へた。

日本と戦争をつないで、何かいつてみようといふと、Iが

○日本の今は戦争します。 といつた。

之を「日本は今、(又は今、日本は) 戦争をしてゐます」と覚えさせて、さて又、これでおしまひなのである。

そこで「戦争に、日本はつよいか?よわいか?」と尋ねて「つよい」を得る。

それから、その戦争が、まちがつて、「ゐるかゐない」かと問うて、「まちがつてゐない」から「正しい」といつて工合にひつぱつて来たが、中々骨が折れた。

……

(2) ニッポンジンでは、

……

「日本人」ときいて物の響きに応ずるが如く(事実Fといふ学生は、この時は餘り考へずすぐ立つて答へたのであつた)

○日本人は写真をとるのが好きです。

とやられて、私は暫くその学生の顔を凝視せざるを得なかつた。しかし学生は大真面目なのである。

○日本人は新年に内地へかへります。

之も同じくFといふ学生が答へたものだ。同じくFは大真面目である。……教官などが正月に内地へ帰ることを思い出していつたものであらう。

○日本人はみんなさむらいです。

これはIといふ学生であつた。

そこで、さむらいを、私はへいたいと訂正して、「先生でも、お召しがあれば、いつでもよろこんで兵隊になつていきます。だから日本人はみんなへいたいです」と話してやり、この答は、褒めてやつた。

……

○日本人は写真をとるのが好きです。 ○日本人は新年に内地へかへります。……

この程度の日本認識をもつにとどまり、日本語を知つてゐると、便利がよいからといふ全くの功利主義に墜じてしまふであらう。

この問題を私は、日本語普及における最も重大なる問題であると考えた。先づ会話から入つていく。しかもそれはできるだけ卑近な身近な生活に近いものから一之が、大体において、今までの初歩の日語教授の定石であつた。

所が、もうそれだけではない、いけないのだ。

大東亜戦争の眞目的を思ひ、東亜共栄圏の眞の指導者たるべき日本人の使命を思ふ時に、その盟主日本帝国とその分身である日本人を理解せしむべき日本語である。

## 7.6 王美麗（新京市永末路国民優級学校 2 年生＝国民学校 6 年）の作文<sup>80</sup>

八月十五日、その日は丁度日曜日でした。私はお友達と一緒に鉄西飛行場に出かけました。大空は雲一つなく青々と晴れ渡っていました。大変気持ちのよい航空日でした。

私もお友達もお弁当丸持って電車に乗って行きました。

電車の中は飛行場へ行く人のために身動きもできない程でした。

電車から下りてしばらくの間歩きますとやがて私達は飛行場に到着致しました。飛行場には人が一ぱい居りました。やがて私達の頭上で一大航空絵巻が繰り広げられました。

先づ最初に初級滑空機訓練がありました。私達もあれ位の高さなら乗ってみたいと思ひました。

その次は中級滑空機訓練でした。これも大変感心致しました。だんだん面白くなつて来ました。高級滑空機訓練の時は私も友達も見物人の人皆手た打つて感心致しました。どこまでも広い大空で自由の自在に飛んでいます。

大東亜戦争下男子も女子も心は皆大空へ集つて居ります。

飛行場に集っているたくさんの人達は全く魂を大空にうばはれています

次に空撲擬戦闘が始りました。敵の飛行機を追いかける様子を見ながら私は自分も男であつたらと思ひました。私はこの航空大会の帰り道で色々なことを考へました。それは私達女子も空の知識を深くして空の勇士にまけないやうに地上で空を守らなければなりません。

## 8. おわりに

本章は「関東州人教育令」の公布に至る経緯を検証するとともに、その内容や特質の解明を試みた。更に総力戦体制下に強いられた関東州の日本語教育が国語教育へと変質していくことを分析し、日本敗戦直前の日本語教育の政策及び実態をできる限り解明した。その結果は以下のようにまとめることができる。

(1) この時期は「日本の教育全体としても、教育改革の論議が集大成され、徹底した皇国史観に基いた天皇制ファシズム教育の国民学校発足から始まる」<sup>79</sup> 時期である。各植民地においても、1941 年公布された内地国民学校令にあわせて初等教育が改正された。租借地関東州の中国人教育も 1943 年公布された「関東州人教育令」によって、内地及び他の植民地と一本化され、今まで租借地という特殊性を考慮されてきた関東州では、以前には行つたことがなかったが、既に台湾、朝鮮、満洲国等では実施されてきた国語—皇民化教育を実施し、日本語を国語、国史は日本史に変えられ、中国人を関東州人とし、日本帝国臣民と共に準皇国民教育の体系が確立され、戦争遂行のための「皇民化」教育が、強制的に推し進められるようになった。

(2) 当時の現場教育者の論文なり、現場の実際例の授業なり、植民教育体験者の回顧



などを通じて、外国語としての日本語教授は国語的教授へ変更されるが、皇民化を目指す教育のスタートの時期は「関東州人教育令」の公布した 1943 年ではなく、1940 年大東亜戦争勃発時点からであった。総力戦への総決起を目標とした教育行政は、中国伝統教育の場である私塾でも日本語を強制的に教えさせるようになり、戦争への協力を強要されたのであった。こうして、その植民地の中の「世外桃源」はとうに消えうせてしまうなど、租借地関東州の存在自体が問われる深刻な体験をしたのだが、この「経験は南方の新しい日本語教育の領域に対して有力な指導的参考資料となるべきもの」<sup>80</sup>ともなった。

(3) 1937 年満洲国新学制が「建国精神及訪日宣詔の趣旨ニ基キ日満一徳一心不可分ノ関係及民族協和ノ精神ヲ体認セシメ・・・忠良ナル国民ヲ養成スル」ための教育というならば、1943 年の学制変革は、日本の拡張政策に寄り添い、大東亜共栄圏の建設に資する忠良なる皇国臣民の質的強化を目指したものであった。その特徴としては 1938 年より国語の一つとなった日本語を含む「国民科」を廃止し、1943 年の規則改正によって、「建国精神」科が設け、日本語は一つの独立した「国語」科となるが、建国精神科とともに建国精神の涵養を担うこととなる。

この時期における関東州と満洲国の植民教育政策の相違点は、

a. 外国語教育としての日本語から国語への変質については共通である。異なるのは満洲国の日本語は 1938 年から国語の一つとなったまま、日本敗戦まで変更はなかったが、関東州の日本語は完全に国語となり、中国人の国語「満語」は外国語とされたことである。

b. 日本語教育が国民精神の涵養、皇民錬成を目指すという本質は共通するが、社会的背景により相違するところもある。満洲国は 1940 年の国本奠定ノ詔書」の宣布によって、輸入した日本の「天照大神」を満洲国の建国神として強制的に祭った。形式上神の力を借りて、中国人の民族意識を断ち切ろうとしたのであるが、日本語教育はこれに結び付いた形で社会的機能を果たした。しかし関東州では同様の宗教的儀式が強要されたが、教育においては神を経由せず、より直接的に日本の国民教育が導入されていく。

c. 日本語教育の方法としては、初等教育に限られるが、単なる技術論から脱出し、生活の中での教育指導・学習を重視しようという主張が絶対的になっていく点が関東州と満洲国に共通した特徴としてあげることができよう。

---

注

1. 勅令第 213 号「在関東州及満洲国帝国臣民教育令」1943 年、国立公文書館
2. 関東州局令第 90 号「関東州人教育令」1943 年、大連図書館所蔵館蔵書号 M13-127
3. 阿部洋『対支文化事業の研究—戦前期日中教育文化交流の展開と挫折』p912、汲古書店、2004 年
4. 大志万準治「終戦前の日本語教育—外国及び外地における日本語教育—〈稿本〉」、月日不明、長谷川恒雄『第 2 次大戦期興亜院の日本語教育に関する調査研究』p15、平

- 成 14 年度～平成 16 年度科学研究費補助金基盤研究 (B) (1) 研究成果報告書、2005 年
5. 同前 p15 一般的には興亜院の原資料は終戦の際に破棄されたと思われていたが、言語文化研究所長長沼守人・美奈子ご夫妻によって当時興亜院文化部第 3 課の日本語教育担当であった大志万準治が興亜院の原資料を個人的に保管し、また戦前期の日本語教育関係資料を多数所有しておられることが確認された。その後、ご遺族仁木燐子氏のご厚意により、資料の整理は慶応大学国際センター元教授長谷川恒雄・国立国語研究所日本語教育部門第 2 領域長柳沢好昭主任研究官に委ねられて、最終的には国立国語研究所に寄贈することとなっていたが、現在は東京外国語大学に保管されている。
  6. 前掲『第 2 次大戦期興亜院の日本語教育に関する調査研究』 p15
  7. 野村章『「満洲・満洲国」教育史研究序説』 p17、エムディ出版出版、1995 年
  8. 同前 p37
  9. 勅令第 213 号「在関東州及満洲国帝国臣民教育令」枢密院審査報告 p9、枢 A00123100、1943 年、国立公文書館
  10. 関東庁内務部学務課『関東州の教育』 p9、満洲日日新聞社、1941 年
  11. 座談会「大陸戦力化と文教の課題」『日本語』第 4 巻 11 号 p22、日本語教育振興会、1944 年
  12. 1937 年 11 月 5 日、「満洲国における治外法権の撤廃及満鉄付属地行政権の移譲に関する条約」の調印によって、日本の治外法権を撤廃した。満鉄経営の日本人対象の初等、中等学校は日本の駐満大使館教務部所管の学校組合及び学校組合連合会の経営に移管され、事実上満鉄から分離することになった。他に旧満鉄付属地、朝鮮人教育の 14 校を除く教育機関はすべて満洲国に移譲された。
  13. 前掲「大陸戦力化と文教の課題」 p22
  14. 同前 p23
  15. 同前 p23
  16. 前掲「在関東州及満洲国帝国臣民教育令」枢密院審査報告 p9  
「在関東州及満洲国帝国臣民教育令」本令について、国立公文館所蔵勅令第 213 号または昭和 18 年 3 月の『官報』を参照されたい。
  17. 加島福一「公学堂における日本語教育」『日本語』第 3 巻 1 号 p70、日本語教育振興会、1942 年
  18. 同前 p70
  19. 同前 p70
  20. 教育史編纂会『明治以降教育制度発達史』第十三巻 p42、1939 年
  21. 作者不明『関東州教育史』 p151、1932 年
  22. 前掲『明治以降教育制度発達史』 pp71－83。
  23. 前掲「公学堂における日本語教育」 p72

24. 大石初太郎「日本語より国語へ—関東州の場合—」『日本語』第4巻5号 p12、日本語教育振興会 1944年  
1911年静岡県生まれ。東京文理科大学卒。関東州旅順高等公学堂教諭として、数多くの論文が発表している。当時関東州に於いて日本語教育の第一人者としても知られている。1945年日本敗戦後、日本国立国語研究所第一研究部長、文教大学教授等歴任。著書『話しコトバの性格』『話しことば論』『新撰国語辞典』『敬語』他。
25. 保科孝一「大東亜通用語としての日本語」『外地・大陸・南方 日本語教授実践』p12 国語文化学会、1943年
26. 田中寛「「大東亜共栄圏」下の植民地文化政策—胡蝶の夢の虚構と実相—」『植民地教育史研究年報』13号 p102、2011年
27. 前掲「公学堂における日本語教育」 pp70—71
28. 同前 pp72—74
29. 前掲「日本語より国語へ—関東州の場合—」 p12
30. 久保一良「中等学校における講読科指導過程の研究」『日本語』第3巻1号 p95、日本語教育振興会、1942年
31. 佐藤四郎「関東州に於ける満洲人の位置」、満蒙文化協会『満蒙』第22年1月号 p2 1944年
32. 関東都督府民政部庶務科『南満洲教育ノ状況』p5 1908年  
関東都督府民政部地方課『南満洲教育概況』p4、1918年  
関東庁内務部学務課『満洲の教育』p9、満洲日日新聞社、1927年  
関東庁学務課『関東州における教育施設』p25、満洲日報社、1934年  
関東州庁内務部学務課『関東州の教育』p2、満洲日日新聞社、1940年
33. 前掲「大陸戦力化と文教の課題」 p24
34. 勅令第304号「関東州学校職員任用ニ関スル件中改正ノ件」1943年、枢密院審査報告 D00920100、国立公文書館
35. 前掲「大陸戦力化と文教の課題」 p23
36. 同前 p24
37. 『関東州民籍規則』関東局令第10号、『関東州寄留民規則』関東局令第11号
38. 前掲「大陸戦力化と文教の課題」 p24
39. 顧明義他『大連近百年史』p525、遼寧人民出版社、1999年
40. 芦鴻徳他『日本侵略東北教育史』pp375-376、遼寧人民出版社、1995年
41. 前掲「関東州人教育令」
42. 前掲「日本語より国語へ—関東州の場合—」 p11
43. 関東州庁内務部学務課『現行学事法規』1945年刊行本
44. 前掲「関東州人教育令」 p4

45. 前掲「日本語より国語へ—関東州の場合—」 p11
46. 前掲「関東州人教育令」 pp4-9
47. 同前 p5-7
48. 表 6-2 は『教員必携』、前掲『明治以降教育制度発達史』 p117 と石川謙『近代日本教育制度史料』第九巻 p489、大日本雄弁講談社、1956年により筆者作成。  
表 6-3 は前掲「関東州人教育令」第1号表 p63
49. 前掲「日本語より国語へ—関東州の場合—」 p13
50. 前掲「関東州人教育令」 p17
51. 教科書編集部『教科書編輯要覧』 p3、1944年「満洲国」教育史研究会『「満洲・満洲国」教育資料集成』所収、エムディ出版、1995年
52. 同前 p21
53. 同前 pp38-42
54. 筆者の聞き取りによれば、『日本語読本』を最後まで使用していたと言った体験者がいれば、『国語』という印象が焼き付いている体験者もいる。編纂している最中、終戦を迎えたと回顧している陳丕忠の証言と他の著者との証言が異なり、確定していないため、今回の研究に取り上げないことにした。
55. 前田熙胤「日本語教育の教材に関する一考察」国語文化学会『外地・大陸・南方日本語教授実践』 p167、国語文化研究所、1943年
56. 同前 p157
57. 喜代原友治「本学堂における日本語教育—訓育経営と日本語指導の一元的取扱い—」『日本語』第3巻第1号 p90、日本語教育振興会、1942年
58. 前掲『日本侵略東北教育史』 p 295
59. 関東庁学務課『関東州における教育施設』 p390、満洲日報社、1934年
60. 同前 p375
61. 前掲『日本語より国語へ—関東州の場合—』 p13
62. 大石初太郎「日本語教師の人格」国語文化学会『外地・大陸・南方日本語教授実践』 p152、国語文化研究所、1943年
63. 堀敏夫「満洲国における日本語教育の動向」『日本語』第1巻創刊号 p55、日本語教育振興会、1942年
64. 国民政府中央設計局東北調査委員会『偽滿教育文化総検討』 p169、1945年ガリ版
65. 同前 p168
66. 釘本久春「思想戦と日本語教育」『日本語』第3巻7号 p12、日本語教育振興会、1944年
67. 日野静子「蒙疆における日本語教室」『日本語』第3巻12号 p64、日本語教育振興会、1944年

68. 関正昭「大出正篤 vs 日野成美の教授法論争から見えてくるもの」『日本語教育史論考—木村宗男米寿論集』 p154
69. 「日本語教育研究会日程」『日本語』第3巻第1号 p127、日本語教育振興会、1942年
70. 喜代原友治「本学堂における日本語教育—訓育経営と日本語指導の一元的取扱い—」『日本語』第3巻第1号 pp88—92、日本語教育振興会、1942年
71. 同前 p91
72. 同前 p89
73. 同前 p88
74. 前掲「日本語より国語へ—関東州の場合—」 p14
75. 松尾忠風「白磁の観音—終戦前後の大連市日本人の生活実態—」『満洲と日本人』 p149  
大湊書房、1976年特別号（9月号）
76. 陳丕忠は聞き取りの対象者の一人（私塾、私立明德公学校を卒業後、私塾、公学校の日本語教師になる）である。『大連誌・教育誌』、『日本侵略東北教育史』等の著者の一人であり、関東州教育の執筆者でもある。本研究に取り上げている内容の一部は『中国人の視点から見た植民地』にも載っている。内容と重複するところが多い。
77. 高山照二「日本語普及に就いての諸問題」、満蒙文化協会『満蒙』第19年9月号 pp6—9、1941年
78. 「私たちの日本語」『日本語』第3巻第10号 pp66—67、日本語教育振興会、1942年
79. 野村章『「満洲・満洲国」教育史研究序説遺稿集』 p32、エムディ出版、1995年
80. 前掲「日本語より国語へ—関東州の場合—」 p16

## 終章

### 1. 本研究のまとめ

本研究は、関東州の初等教育における日本語教育について、日露戦争中の開始時期から第2次大戦の日本敗戦による終了期までを、六期に区分し、各時期における教育制度・教科書・方法・教員などの実態を解明することを主題としながら、日本語教育が果たした社会的役割を明らかにすることを研究の目的とした。

以下に各章で明らかにした研究内容の概略を記す。

#### 第1章：

関東州の初等教育における日本語教育は、まだ日露戦争のさ中に日本軍の「民心鎮撫」、「民智開発」の工作の一環としてはじまる。「日露講和条約」調印は1905年9月だが、金州南金書院私立小学堂が設立され、週3時間ながら日本語を教え始めたのは、1905年2月である。同校日本人教習岩間徳也は、中国伝統教育に「新学」を加えた教育方針を採用した。

これに対して、次いで設立される大連公学堂と旅順学堂は、台湾の植民地教育に倣い「同化主義」を教育の基調に据え、日本語を重視し、週15時間も配当するという、異なる方針を選んだ。1906年「関東州公学堂規則」が公布され、関東州の教育行政は統一されていくが、関東州が租借地であるという特殊条件は、領土としての台湾のような国語同化政策を採ることを許さず、日本語は外国語として教えることに定まった。しかし、まだ統一された教科書もなく、『東語初階』、『東語真伝』、日本人子弟対象の『小学国語読本』なども使用された。これを対訳法で教えるわけだが、そのためには教員が中国語を解する必要がある、中国語のできる事が教員採用の条件であった。ただ、当初の問題は、日本語教授よりも、いかに日本人への恐怖感を解消させ、占領側の教育方針と占領の正当性を理解させるかということの方が問題であった。

#### 第2章：

関東州は租借地であり、租借の期限は1923年までで、日本が関東州譲りうけた1905年の時点では18年しか残っておらず、当面の問題は経済発展、資源の略奪に集中することであり、そのためには日本語がわかり且つ親日的な中国人下級労働者の育成が急務であった。

その教育方針は1908年及び1915年の公学堂規則改正に定められ、重点を実業教育に置いた。さらに、蒙学堂・小学堂・普通学堂といった学校制度を設置し、ここに中国伝統教育の施設である書房の多数を吸収させるという形で日本の教育制度の浸透を図った。特

に普通学堂においては、公学堂の10倍以上の学生を収容し、日本語の普及に大きな成果をあげた。日本語教育は、台湾に倣い、日本語を通じての同化教育を試みようとしたが、中国人の反発によって頓挫する。この教育論に対抗する論として、今まで解明されてこなかった見解であるが、岩間徳也の主張する中国人教育観・特殊教育活動論がある。これは『南満洲中国人教育論』に集約されており、本章は同書に依拠し、岩間の主張が事実上関東州の初等教育を主導していく経緯を解明した。

この時期の規則改正は、教育方針の基調となる教科書を統一するには至らなかったが、教授法については1912年の満鉄でのベルリッツ式教授法の講演をきっかけに、直接法を普及させていく契機となった時期に当たる。日本語担当の教員、特に普通学堂の多くは、中国人教員であり、短期養成を受けて任につく。日本人教員は、旅順師範学堂あるいは内地の師範学校の卒業生から選ばれ、来満後に中国語・中国事情などの研修を受け、修了後に任地に配属されるというシステムの存在を、本章で確認した。

### 第3章：

1915年の対華「二十一ヶ条」調印を契機に、5・4運動、旅大回収運動、教育権回収運動といった反日運動が展開する。この運動は単なる反日運動ではない。新文化運動のリーダー傅立魚は、中国人主導の私立学校の設置を呼びかけ、その結果続々と私立学校が設置され、中国人の民族意識を喚起し革命拠点ともなっていく。この中国人主導の私立学校は先行研究ではまったく触れられていないところであり、今後の教育課程などの実態が分かる資料発掘が望まれる。中国における日本の特権的地位は1922年のワシントン軍縮会議でも否定され、関東庁は政策の変更を余儀なくされ、学堂規則の改正に際しては「日本語教え」の文言を削除し、日本語教授時間数を減らすという対策を講じた。日本語の教授に対する中国人主導の学校あるいは公学堂、普通学堂の学生たちの反応は、概ね肯定的であり、実用上の利点すなわち就職・進学手段として認め、積極的に受け入れるというものであった。

満鉄附属地の初等教育は、監督機関である関東都督府乃至関東庁の教育政策と密接な関係にあるため、関東州と同じく、親日的で日本語のわかる下級労働者の育成を旨とした。ただ、教育権回収運動の影響から初等1・2学年の日本語は取止め、関東州と同様に教育主旨から「日本語教え」の文言を削った。しかし、満鉄は日本語教育研究に関しては、積極性が見て取れ、1910年代は直接教授法の紹介、山口喜一郎、鹿子生儀三郎の招聘、大出正篤の来満へと日本語教育指導の巨頭の登場に主導を發揮している。

さらに1922年には関東州と満鉄の教科書の合同編纂を開始し、『日本語読本』が完成する。この教科書は、直接法による教授を前提条件としており、話し方の習得を目的とした実用主義を旨としている。その直接法が定着するのは1920年代後半であり、教員は旅順師範学堂・内地師範学校の卒業生から採用したことは前記したが、さらにこの中から数名

を選抜し北京に1年留学させるという奨学システムがあったことを本章は確認した。

#### 第4章：

満洲国建国当初は、関東軍の依頼を受けた満鉄経済調査部が国策立案を行った。その第五部教育班の応急策による満洲国の日本語教育は早くても1933年8月に始まると推測され、当初は高等科に2時間の日本語の授業が配された。日本語教育が建国時期より遅れるのは、満洲国となった地域では、満鉄附属地を除くと、建国以前は日本語教育が行われておらず、日本語教員が決定的に不足していたことに要因があった。このため、東北三省に多数の教員養成所を設立し、「建国の理想に基き王道の大義」に則り、「国民の品格を造就し、民族の協和を図り」、世界大同を目指すといったスローガンの下に、1年制の日本語教員養成制度を整えた。

満鉄附属地は、1923年の日本語教育方針を継続し、中華民国の「中小学課程暫行標準」にあわせた教育を行ってきたが、1931年に公学堂規則を改め日本語教授時間数を削減するが、満洲国建国を機に情勢は一変し、日本語学習者が殺到するという全盛期を迎えた。建国が日本語のできる人材を必要としたためである。そのため、1933年の満鉄附属地公学堂規則改正では、日本語は初等1年から始めることに戻された。教育方針は満鉄創業時代から継続されている満蒙開発のために「必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クル」という方針が踏襲され、これを1937年の治外法権廃止まで一貫させている。なお中満蒙開発を浮かび上がらせるために、国語（中国語）を削り、「満洲国語」を置いている。

関東州は、租借地であり、日本帝国の大陸侵出の大後方基地であり、また自由貿易港を持つ重要な戦略地でもあるため、統治には安定が何より重要視された。そのため、1933年の規則改正では科目の一部を改正したにもかかわらず、教育方針は1923年の「德育ヲ施シ其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クル」ことを継承している。本章が誇れるのは、先行研究で言及されてこなかった関東州からの日本留学派遣事情についての統計整理である。これは満洲国で要職に就いた人たちの中の日本留学経験者の何パーセントが関東州出身であるかについて統計整理をしたデータで、結果は要職就任者中の日本留学経験者は、圧倒的に関東州出身者であることが判明した。その理由は、関東州における日本語・日本文化の教育が他の地域より秀でていたためであろうことが推測できる。このことはまた建国当初に関東州から600名の日本語人材を満洲国に送り出したことにもつながる。なお、関東州からの日本留学は、1908年の南金書院の3名の補習科卒業生からはじまり、関東都督府官費規定に支えられ、その後満鉄の給付、中国奉天省の自費給付奨励金などによってさらなる組織化が進み、満洲事変まで持続されたことも本章において解明した。

#### 第5章：

満洲国においては、新学制の登場を境に、日本語を外国語とした前期と国語に変えた後



期の二つに分けられる。建国当初の戦乱からの回復の中、教育政策がまとめられない時期の1933年高級小学校に、1936年からは初級小学校にも、「運用能力の養成」としての日本語科目を設けた。本章はこれを確認すると同時に、それが変質する様子を解明した。すなわち、日本語教育方針は、1936年7月に公布された「国民教育大綱」によって、「建国宣言並ニ皇帝即位詔書ノ精神」と「日滿不可分關係ヲ緊密具現化スル」ためのものに変えられ、さらに新学制が実施されると、日本語は満語、蒙語と同様に「国語の一」の地位に引き上げられ、あらゆる手段で、生徒を「忠良なる帝国臣民」に仕上げることを教育目的とし、「神道の力を借りて、満洲国国民の意識の改造」を図るところへと変化していくのである。

1937年11月、「満洲国における治外法権の撤廃及滿鉄付属地行政権の移譲に関する条約」の調印によって、日本の治外法権は撤廃され、滿鉄付属地の公学堂は満洲国に移管される。实用主義の教育方針を取ってきた滿鉄の日本語教育は、満洲国の教育方針に帰せねばならない宿命にあったのだが、満洲国建国初期の日本語教育建設においては指導的な役割を果たした。本章はこのことを論証した。

また、滿鉄と関東州との共同作業は日本語教授法、教材などの研究開発に大きな蓄積を構築したことを検証し、いままでの先行研究において高く評価されている「大出正篤の速成法」が、実は関東州の正規教育に採用されなかったということを見出し、確認した。

1934年の三位一体の行政改革によって関東州は、満洲国・滿鉄と一体化されるが、租借地から事実上の「領土」と見なされるという政治的な変化が看取できることを本章は確認した。形式上だとしても租借地であることへの配慮が存在したことは、1934年公学堂規則の改正により、中国語から代替された満洲国語が教授時間数の上において日本語より優位に置かれていることから判明されるが、当時の状況について聞き取り調査をしてみると、実質上、特に日中戦争突入後の満洲国皇帝溥儀の二回目の訪日以降は、関東州租借地においても「日滿親善」「共存共栄」などのイデオロギーの下に、完全な「日本の領土化」への道を辿っていたこと、それに伴って日本語教育の持つ性格も「日本精神を具現する国語」へと変質していくことが確認できた。

## 第6章：

1941年12月の太平洋戦争勃発後、大東亜戦争に協力させられた台湾、朝鮮などの各植民地と同様に満洲国・関東州においても国民教育の体系に組み込まれていくことを確認した。従来の関東州は、租借地という特殊性が配慮され、日本政府も教育令の制定をしておこなったが、1943年6月になると中国人に対して、「関東州人教育令」を公布する。これは「皇民化」教育を目指す根拠となる法令であり、中国人を関東州人と認知し直し、且つ準皇国民に位置させ、日本帝国臣民とともに「日本的価値観・行動規準」を共有するという社会体系の中に組み込んだことの公的宣言である。これは、教育のなかでは、日本語は

「国語」に、国史は日本史にとって替わるところとなり、「国語」は全学年を通じて、時間数8時間が配当され、満語の4時間の倍になった。さらに「他教科及び日常生活においても国語を使用させる」という規定が設けられ、「国語」の使用が絶対条件として強いられていくが、本章はこの経過を解明した。

本章はさらに、当時の現場教育者の論文なり、現場の授業の実際例なり、植民教育の体験者の回顧なりを通し、日本語教授が、1940年大東亜戦争勃発の頃から変質し、各公学堂では「国語」的教授が実施されていたことを検証した。中国伝統教育の場である私塾でも日本語を強制的に教えるよう、戦争への協力が強要されたことも確認した。

一方、満洲国では「国民科」を設け、国語の一つとなった日本語もここに組み込まれていたが、この「国民科」を廃止し、代わりに1943年「建国精神」科が設けられる。複雑なのは、日本語はその体系から外れ、一つの独立した「国語」科となったことであり、日本語すなわち「国語」が、建国精神科とともに建国精神の涵養を育む役割を担わされるようになったのである。本章は、このような形で日本語が、大東亜共栄圏の建設に資する忠良なる皇国臣民・準皇国民の質的強化を目指す媒体と化したことを確認した。

本研究は、この時期における関東州と満鉄、関東州と満洲国の植民教育政策などの異同点を、以下のように捉えた。

## 1. 関東州租借地と満鉄附属地との異同点

(1) 満鉄附属地の初等教育は、監督機関である関東都督府乃至関東庁の教育政策と密接な関係にあり、関東州と同様に租借期限に懸念があり、各方面でも慎重な態度をとり、教育の主旨及び内容はほぼ関東州の公学堂を模倣したままであった。親日的で日本語のわかる下級労働者の育成を旨とした。ただ、中国の領土に囲まれている満鉄には、教育権回収運動の打撃が大きく、中国側の政治、社会的な状況に左右されていた。しかし、満洲事変後、満洲国建国を機に情勢は一変し、その一部になった満鉄は積極的に満洲国の教育政策策定に関与し、日本語教育の指導的な役割を果たした。教育方針も満洲国にあわせながらも、日本語は満洲国に統括される1937年まで「国語」になれなかった。

(2) 日露戦争後1905年から日本語教育をスタートした関東州で常に5年近く満鉄をリードしていたが、日本語教育研究に関しては、満鉄の主導性が見て取れ、1912年から、山口喜一郎、鹿子生儀三郎、大出正篤らの来満により、直接教授法の南満洲での普及に尽力した。しかし1922年の関東州と満鉄の教科書の合同編纂開始によって、歩み寄り強まり、満鉄と関東州との日本語教育における日本語教授法、教材などの研究開発に大きな蓄積を構築し、日本語教育史上に大きな遺産として残されている。

## 2. 関東州租借地と満洲国の異同点

(1) 日本語から国語への変質については共通する。異なるのは満洲国の日本語は 1938 年から国語の「一つ」となったまま、日本敗戦まで変更はなかったが、関東州の日本語は太平洋戦争期の頃から、国語的教授を行うようになり、「関東州人教育令」の実施後から、形式上においても、完全に「国語」となり、中国人の国語である「満語」は外国語とされたことである。

(2) 満洲国建国後の日本語教育が国民精神の涵養、皇民錬成を目指すという本質は共通するが、社会的背景により、満洲国は 1940 年の「国本奠定ノ詔書」の宣布によって、輸入した日本の「天照大神」を満洲国の建国神として強制的に祭ることとなった。形式上では神の力を借りて、中国人の民族意識を断ち切ろうとしたものであるが、日本語教育はこれに結び付いた形で社会的機能を果たした。しかし関東州では 1938 年以降、同様の宗教的儀式が強要されたが、教育においては神を経由せず、より直接的に日本の国民教育が導入されていく。

(3) 1938 年満洲国新学制実施してから、初等教育に限定すれば、日本語教育の方法を単なる技術論から止揚させ、生活の中における教育指導・学習を重視しようという主張が、高まりを見せ、絶対的な評価を得ていく。この点が関東州と満洲国とで共通した特徴となっている。

## 2. 今後の課題と展望

今後の課題について以下の 5 点にまとめる。

### 2.1 教員養成のシステム化のプロセスへの探究

植民教育における最も基礎的・重要な要素である教員養成のシステム化のプロセスを具体的・系統的に描くこと。第 2 章で、蒙学堂・小学堂・普通学堂といった学校制度を設置し、ここに中国伝統教育の施設である書房の多数を廃棄、改編し、吸収させるという形で日本の教育制度の浸透を図り、特に普通学堂においては、公学堂の 10 倍以上の学生を収容し、植民教育に強いられながらも、日本語の普及に大きな成果をあげたことを考察した。そのために、「明治四十一年旅順公学堂に、翌四十二年金州公学堂南金書院に各師範科を設置して」、蒙学堂・小学堂・普通学堂に従事する中国人教員を養成する。1916 年になると、上記の 2 校の師範科を廃止し、新たに「教員養成の目的を以て旅順高等学堂」を設置した。この学校は、1918 年には旅順師範学堂と改称、さらに 1932 年に旅順師範学堂と 1924 年に設置された旅順第二中学校とを合弁して、旅順高等公学校と改組されていくが、注目されるのは、主目的である師範部という教員養成に加えて、教育実践の練成の場としての附属公学堂を置くことによって、実践力のある教員の養成コースを目指していることにある。しかし、以上のような教員養成の流れについて、本研究では、各時期の教育政策の特徴を見出すために、分割且つ概要的にしか取り上げていない。今後、すみやかに統系的・具体

的な検証を行う必要がある。その場合、教員特に、普通学堂の教員は、ほとんどが中国人であり、かつ日本語を教えていたという事実から出発すべきであろう。注目すべきは、教授法についての落差の問題である。つまり、日本人教師の多い公学堂と、中国人教師の多い普通学堂の間での教授法における差異についての解明である。また、統治当局側の教育方針が教育現場でどこまで貫徹され、第2次大戦終戦間際の時期になって、日本語教育に対する意識の変化がどのようなようであったか、などを掘り下げることの大切さについても今後の課題としていきたい。

## 2.2 軍事管制時期及び関東都督府時期の教科書の解明

現段階では、第一級資料足しており、まだ不明な部分が多い。関東庁及び関東局統治時期の教科書の実態についても、本研究においては(1)と同じように、時期別、分割的な教科書編纂趣旨及び方針に関する考察にとどまり、教科書の内容についての具体的な分析にまで至ることはできなかった。竹中憲一の研究成果の一つとして『「満洲」植民地日本語教科書集成』が挙げられるが、関東庁教科書編纂委員会の『日本語読本』(1922年印刷)は全巻不揃いであり、そのためか、竹中は1922年から1931年までの日本語教科書の分析を行っているが、それ以降の分析は行っていない。その結果、先行研究を頼って、全時代を通した日本語教科書の実態を把握することは、現段階では不可能な状況にある。そのため、教科書の通史的な全体像の解明を、今後の重要な課題として指摘しておく。

## 2.3 教科書と緊密な関連をもつ教授法に対する細密な分析

本研究では、各章において、日本語教授法について考察し、とくに第5章では、満鉄と関東州との共同作業としての日本語教授法の研究開発を取り上げて、全体像を検証したが、個々の教授法にたいしての詳細な分析を十分に行っていない。その具体的な分析はもちろんのことだが、当時の現場教育者が、当局・学校側によって決められた教科書を、現場教育者それぞれが抱える教場の状況の下でどのような教授法を選択し、それを教科書と結びつけて、どのような教育実践を行ってきたのか、その特徴をより明白に見出す必要がある。幸いにも、今日の教育現場では日本語教員は教授日誌を書き残す習慣をもっている。私の中国大連での日本語教育現場でも同様である。この資料を礎として、日本語教員がどのような条件下でどのような記録を残すものなのか、についての規則を見出し、その規則から戦前の日本語教育を考察し直すことが可能ではないか、という研究課題の設定法が考えられる。この研究方法を取る場合、歴史は単なる過去の解明に止まらないことになる。研究課題は、今日の問題意識から出発することになり、研究結果は過去の再現というよりも現在の問題に対する解答の一例を提示できたということを意味する。特に現在の大連の教授日誌に埋め込まれている「教科書と教授法の関係における問題」についての視点から、戦前の満洲・関東州の日本語教育史を見直すことは、私にとっては目の前の日本語教育実

践の解答を得ることでもあるのである。さらに、同じ教授法でも、戦前と戦後の教育政策、方針及び教育環境の違いにより、どんな異同を見せるのか、学習目的によりどのような教授法が有効なのか、また、時代を超えた、漢字圏の日本語学習者が抱える共通性とは何か、といった教授法のもつ普遍性、日本語教育の「一般理論」の解明にまで連続して考察することへと目を広げてくれるところとなろう。一個人の研究課題としては、過大なテーマかもしれないが、興味のある視点であり、日本語教育史という研究分野の広がり示唆するところであり、歴史的な研究課題を、将来の教育実践に結び付けるためのヒントを与えてくれるところでもある。

#### 2.4 1920年代の中国ナショナリズムの高揚に誕生した中国人主導の私立学校のカリキュラムの究明

第3章で、日本統治側の植民教育に大きな打撃を与えた新文化運動による中国人私立学校が、日本の植民教育に対抗する教育勢力として存在したことを解明したが、各学校のカリキュラムにどのような形態で日本語科目が配当されたか、教授時間及び使用の教科書などについては不明な部分が多々残され、第一級資料の発掘による解明が求められ、私も含めた研究者の今後の課題となるところである。

#### 2.5 関東局統治時期の後期における言語政策背景、経緯展開及び実態への具体的な検証

本研究は、論文で引用した資料の他にも保有する資料、筆者の能力の関係から使えなかった資料、あるいは存在は知っているが、時間的關係で入手できなかった資料、などをもつが、同時にさらなる一次資料再発掘が求められ、そこからさらなる高みを目指した考察・証明が求められる。例えば、日中戦争期の興亜院の日本語教育政策は、満洲にかかわりがあったのか、「在関東州及満洲国帝国臣民教育令」と「関東州人教育令」との関連の背景、この時期の「満洲の日本語教育」と日本内地の国語教育の比較対照についての考察の必要性などである。また、一連の教育令の登場の前から、「日本語の国語的教授」はなぜ先行して実施されたのかなどについての研究もまだ不十分であり、その研究とつながる、1941年の東京「東亜教育大会」と1942年の満洲国「東亜教育大会」についても同様な視点から検証する必要がある。

本研究において確認・解明できたことを、日本語教育の一般理論・歴史像全体に、どのように機能させていけるのか、これについてはまだ不十分なところが多々あり、今後の課題としてさらなる研究に邁進していきたい。

## 参考文献一覧

### 非公開資料

- 「樺太廳管制改正ノ件外四件審査報告」国立公文書館、レファレンスコード A03033905700  
1943 年
- 「満鉄贈与岩間徳也謝儀之件」遼寧省档案馆、総庶 35 第 1 号之 45 極密
- 「王永江の帰郷に関する件」防衛省防衛研究所、レファレンスコード C03022776300
- 「日支新関係ノ根本的原則等」国立公文書館、レファレンスコード A06030006800
- 「国民学校制度ノ実施ニ伴フ関東公学堂官制等ノ規定ノ整理等ニ関スル件」国立公文書館、  
レファレンスコード A03022584400 1941 年
- 「在関東州及満洲国帝国臣民教育令枢密院会議筆記」国立公文書館、レファレンスコード  
A03033810700 1943 年
- 「為請撥給経費事ノ大連中華青年会呈」『奉天省長公署』遼寧省档案馆所蔵 JC10-23929
- 「勅令第 304 号関東州学校職員任用ニ関スル件中改正の件枢密院審査報告」国立公文書館、  
レファレンスコード A03033480400 1943 年

### 公開資料

#### 中国側（刊行年代順）

- 「奉天教育庁訓令各県知事厳禁学生假期集会、講演及散發傳單」『奉天公報』3173 号 1920  
年
- 『中華教育界』第 14 卷第 4 期 10 月号、1923 年
- 大連中華青年会『新文化』第 1 卷→『青年翼』第 2～7 卷 67 号、1923～1928 年
- 趙晋如「大有意義之大連中華青年会一會立兩等小学校第一次卒業式」『青年翼』第 3 卷第  
6 号、1924 年
- 「大連中華青年会四周年之回顧」『青年翼』第 3 卷第 6 号、1925 年
- 邵俊文（海城県教育公所）「日本在南滿洲教育施設之一覽」『東北』第 15 期、1925 年 3 月  
1 日
- 舒新城『近代中国留学史』中華書局、1928 年
- 「奉天教育庁呈為規定奨励金県学生単行章程」『奉天省長公署』第 2920 号（民国十七年  
九月一日）、1928 年
- 喬徳秀『南金郷土志』新亜印務公司、1931 年
- 金純泰「奉天市教育之現状及び将来」奉天市公署行政処教育課社教係編『遼寧省教育史誌  
資料』第 3 卷上（康德三年八月二十五日）、1936 年

「外力鉗制下之東北教育」『教育雜誌』第 27 卷第 7 号（民国二十六年五月三十日）、1937 年

張作良「抗日理論与实践」中国西安『解放日報』、1937 年 1 月 8 日

阮振铎「关于在学校教育上徹底普及日本語之見」『文教月報』21 号、1938 年

趙忠忱（滿譯）『閩東州民籍寄留規則全文』泰東日報社、1942 年、大連図書館館藏書号 M 41.1-35

国民政府中央設計局東北調查委員会『偽滿教育文化総検討』（遼寧省档案馆）、謄写版 1945 年

『東北要覽 教育及文化事業』（民国 35 年）1946 年

国民党政府教育部『第二次中国教育年鑑』、1947 年

教育部『第二次中国教育年鑑』開明書店、1948 年

王鉄崖『中外旧約章汇编』第 1 卷、三聯書店、1957 年

舒新城『中国近代教育史資料』人民教育出版社、1960 年

孫保田『旅大文献征存』大連出版社、1961 年

張之洞『奏定学堂章定』台連同風出版社、1970 年

黃福慶『清末留日学生』台湾中央研究院近代史研究所、1975 年

中国人民政治協商会議大連市文史資料委員会『大連文史資料』第 1 輯～10 輯、1984～1993 年

中国人民政治協商会議大連市金州区文史資料委員会『金州文史資料』、1985 年

中国人民政治協商会議大連普蘭店文史資料委員会『普蘭店文史資料』、1986 年

汪向荣『日本教習』三聯書店、1988 年

高丕琨『偽滿人物—偽總理大臣秘書官的回憶—』長春市地方史志編纂委員会、1988 年

崔揆武他「回顧金州農業学堂」中国人民政治協商会議遼寧省大連市委員会編『大連文史資料』第 5 輯、1988 年

金州区地方志編纂委員会『金州志』大連出版社、1989 年

中国共產党大連市委党史研究室『大連地下党人物伝略』1989 年

大連日報社『大連報史資料』1989 年

武強ほか編『東北淪陷十四年教育史料』吉林出版社、1989 年～1998 年

王野平主編『東北淪陷十四年教育史』吉林教育出版社、1989 年

李荣君「日本統治時期大連市围绕中小学教材的選用和編纂問題所進行的鬭争」中国人民政治協商会議遼寧省大連市委員会編『大連文史資料』第 7 輯、1990 年

遼寧省教育志編纂委員会『遼寧教育史志史料』全 4 卷遼寧大学出版社、1990 年

『大連中華青年会資料集』中国共產党大連市委党史研究室所収、1990 年

章伯鋒他『抗日戦争』四川大学出版社、1990 年

王家驊『儒家思想与日本文化』浙江省人民出版社、1990 年

- 齊紅深ほか編『東北地方教育史』遼寧大学出版社、1991年
- 顧明義他『日本侵占旅大四十年史』遼寧人民出版社、1991年
- 中国人民政治協商会議大連市中山区文史資料委員会『中山文史資料』1992年
- 中国人民政治協商会議大連市西崗区文史資料委員会『西崗文史資料』1988年
- 中国人民政治協商会議大連市甘井子区文史資料委員会『甘井子文史資料』1993年
- 中国人民政治協商会議大連市旅順口区文史資料委員会『旅順口文史資料』1993年
- 孫邦他『偽滿文化』吉林人民出版社、1993年
- 孫邦他『殖民政權』吉林人民出版社、1993年
- 孫邦他『偽滿社会』吉林人民出版社、1993年
- 政協大連市金州区文史資料委員会『王永江記念文集』大連出版社、1993年
- 武強『日本侵華時期殖民教育政策』遼寧教育出版社、1994年
- 芦鴻德他『日本侵略東北教育史』遼寧人民出版社、1995年
- 張洪祥『近代日本在中国的殖民統治』天津人民出版社、1996年
- 齊紅深『東北淪陷時期教育研究』遼寧人民出版社、1997年
- 顧明義他『大連近百年史』上・下卷 遼寧人民出版社、1999年
- 楊力生他「無風地帯の新文化風暴」『長夜・曙光—殖民統治時期大連的文化芸術』大連出版社、1999年
- 李振遠主編『長夜・曙光—殖民統治時期大連的文化芸術』大連出版社、1999年
- 陳丕忠『東北淪陷区教育研究（日本侵華教育史・關東州、滿鉄附屬地和偽滿州国教育）』私家本、2000年
- 劉広堂・関捷編『以史為鑒，開創未來“近百年中日關係与 21 世紀之展望”』國際學術檢討會論文集、大連出版社、2000年
- 大連市史誌弁公室編『大連市誌・教育誌』中共文献出版社、2001年
- 大連市史誌弁公室編『大連市誌・教育誌』中共文献出版社、2001年
- 齊紅深『日本侵華教育史』人民教育出版社、2002年
- 顧明遠『中国教育的文化基礎』山西教育出版社、2003年
- 大連市近代史研究所・旅順日俄監獄旧址博物館『大連近代史研究』（論集）第1卷～第9卷、遼寧人民出版社、2004～2012年
- 宋恩榮他『日本侵華教育全史』全4卷人民教育出版社、2005年
- 齊紅深『見証日本侵華殖民教育』遼海出版社、2005年
- 董正志他編『日俄戦争始末』東北財經大学、2005年
- 楊家余編『内外控制的交合—日偽統治下的東北教育研究—1931年～1945年』安徽大学出版社 2005年
- 郭鉄柱・関捷『日本殖民統治大連四十年史』上・下社会科学文献出版社 2008年
- 王勝利他編『大連近百年史人物』遼寧人民出版社



## 日本側（刊行年代順）

### 公的資料(戦前)

- 関東州都督府民政部庶務課『南満洲教育ノ状況』1908年
- 関東州都督府民政部地方課『南満洲教育概況』1918年
- 満鉄地方部地方課『南満洲株式会社経営教育施設要覧』1921年
- 関東都督府陸軍部『明治三十七八年戦役満州軍政史』第1巻1926年
- 関東長官官房文書課『関東庁施政二十年史』1926年
- 関東庁内務部学務課『満洲の教育』満洲日日新聞社、1927年
- 関東庁内務局学務課『満洲における我邦の教育施設』満洲日報社、1927年
- 大連民政署『大連要覧』大阪屋号書店、1928年
- 満洲国文教部『第一回教育庁長会議記録』1932年、「満洲国」教育史研究会『「満洲・満洲国」教育資料集成』第2巻所収、エムディ出版1995年
- 関東庁内務局学務課『関東庁文部省 朝鮮総都督府 台湾総督府現行学事法規』1932年
- 南満洲教育界教科書編集部『第二種初等日本語読本教授書』1932年
- 満鉄教育研究会『満鉄初等学校教育研究会報告（昭和6年度）』1932年
- 「奉天省・吉林省・黒竜江省公署教育省答申書」1932年、「満洲国」教育史研究会『「満洲・満洲国」教育資料集成』、エムディ出版、1995年
- 「満洲国政府公報」第551号、満洲国『文教関係法令輯覧』満洲国法令輯覧刊行会、1932年
- 南満洲鉄道株式会社地方部学務課『満鉄沿線に於ける日本語教授法の変遷』、満洲日報社、1933年
- 関東庁内務局学務課『関東庁学事統計書』、1933年
- 『新制最近日本地図』三省堂編輯所、1934年
- 満鉄経済調査会『満洲国教育方策』（昭和十年九月立案調査書類第二十九編第一巻）極秘、1935年
- 文教部編審官室『教科書審査報告書』、1935年[秘]扱
- 満洲国文教部『満洲帝国文教年鑑』、1936年
- 関東局『関東州と附属地—関東局施政概観』、1936年
- 満鉄地方部学務課『満鉄沿線児童生徒力ニ関スル調査』大連図書館 M13. 1—102、1936年
- 関東州庁内務部学務課『関東州の教育』大連編所、1936年大連図書館 M13—P37
- 南満洲鉄道株式会社地方部学務課『満鉄教育回顧三十年』満鉄地方学務課、1937年
- 満鉄初等教育研究会『満鉄初等教育研究会第一部沿革史』満鉄教育研究所、1937年
- 満鉄初等教育研究会『満鉄初等教育研究会第二部沿革史』満鉄教育研究所、1937年
- 満鉄学務課満鉄初等教育研究会第二部『（公学校日語学堂）教育の実際』、1937年
- 関東州庁内務部学務課『現行学事法規』、1937年

満洲国民生部教育司『学校令及学校規定』、1937年  
『満洲国政府公報』号外、1937年10月10日  
『教員必携』推定1938年  
大連民政署『大連民政三十一年記念誌』、1938年  
関東州庁内務部学務課『関東州の教育』江里口忠幸印刷所、1939年  
南満洲総裁室地方部残務整理委員会『南満洲鉄道附属地における学校及図書館並社会公共施設の発達』上下、1939年  
満鉄総裁室地方部残務整理委員会『満鉄附属地経営沿革全史』上・中・下、1939年  
文部省図書局『国語対策協議会議事録』、1939年  
台湾教育会『台湾教育沿革誌』、刊行不明、1939年  
教育史編纂会『明治以降教育制度発達史』第13巻、1939年  
満鉄総裁室弘報課（鈴木守）『開拓地ノ初等教育』（弘報史料102号）大連編所、1940年、  
大連図書館M13.1  
関東州庁内務部民生課『関東州における地方行政』大連編所、1941年、大連図書館M41.1  
関東州庁内務部学務課『関東州の教育』満洲日日新聞社、1941年  
満洲帝国教育界『満洲帝国文教関係法規輯覧』、1941年  
満洲国国務院法制処編『満洲国法令輯覧』第3巻 満洲国行政学会、1942年  
満洲国民生部『東亜教育大会記録』、1942年  
関東局官房文書課『関東州統治法規類集』、1942年、大連図書館M41.1-57  
満洲国民生部『第四次満洲国民生年鑑』、1943年  
関東州局令第90号『関東州人教育令』、1943年、大連図書館所蔵館蔵書号M13-127  
関東州庁内務部学務課『現行学事法規』大連編所、1945年、大連図書館館蔵書号M41.1  
-65

### 日本語教育・教育史（戦前）

岩間徳也「南満洲支那人教育論」1914年、「満洲国」教育史研究会『「満洲・満州国」教育資料集成』、エムディ、1993年  
飯河道雄『本社支那人教育施設の目的に関する私見』、満鉄地方部学務課、1920年  
奉天外国語学校『日本語読本』巻2～巻8、1920～1924年  
東亜同文会編『東亜同文書院創立二十周年・根津一院長還暦祝賀記念誌』東亜同文書院同窓会、1921年  
板橋辨治「小学校の歴史過程に於けるべき愛国教材について」、南満洲教育委員会『南満教育』70号、1924年  
遼東事情研究会『附属地の吾が支那人教育に対する支那教育家の視察報告』研究資料第20号（謄写版）1924年  
関東庁教科書編纂委員会『日本語読本』第3学年上・第4学年上下、1924年

南満洲教育会教科書編輯部『初等日本語読本』巻1～巻8、1924～1927年  
南満洲教育会編輯部『初等日本語読本巻一教授参考書』（稿本）、1924年  
岩間徳也「関東州中国人教育二十年史」満蒙文化協会『満蒙』第7年第78冊78号、1926年  
大連西崗子公学堂『大連西崗子公学堂一覽』1927年、「満洲国」教育史研究会『「満洲・満洲国」教育資料集成』エムディ出版、1993年  
南満洲教育界『日本口語提要』、1927年  
安藤基平「中国人教育の問題」『満洲公論』『満洲教育史』掲載、1928年  
国府種武『台湾における国語教育の展開』第一教育社、1931年  
作者不明『関東州教育史』1932年、「満洲国」教育史研究会『「満洲・満洲国」教育資料集成』所収、エムディ出版、1993年  
二十里堡会立蒙学堂『（二十里堡会）立蒙学堂沿革誌』二十里堡編所、大連図書館 M13.1-123、1932年  
南満洲教育会教科書編輯部『第二種 初等日本語読本』巻1～巻4、1933～1933年  
山口喜一郎『外国語としての我が国語教授法』、大阪屋号書店、1933年  
三宅俊成「南金書院碑文」『公学堂南金書院創立三十周年記念誌』南金書院同窓会、1934年  
嶋田道弥『満洲教育史』大連文教社、1935年  
大出正篤「日本語の海外普及政策実施に関する意見書」『国語運動』第3巻、1935年  
後藤新平「満鉄総裁就職情由書」、『満蒙』21年2月号、1936年  
王克當「岩間徳也先生に教へを受けて」、満蒙文化協会『満蒙』21年11月号、1936年  
閻傳紱「恩師岩間先生」、満蒙文化協会『満蒙』21年11月号、1936年  
佐藤四郎「関東州における満洲人の位置」、満蒙文化協会『満蒙』22年1月号、1937年  
安藤基平「支那人教育を顧みて」、満蒙文化協会『満蒙』22年2月号、1937年  
大出正篤『効果的速成式 標準日本語読本 巻一』満洲版、満洲図書文具株式会社、1937年  
緒石熙一「教師の苦心と意気」満鉄地方学務課『満鉄教育回顧三十年』、1937年  
飯河道雄「創業期の施設」満鉄地方学務課『満鉄教育回顧三十年』、1937年  
増田幸一「関東州における日本語教育」『国語運動』第2巻、1938年  
大出正篤『効果的速成式 日本語教授法の要領』満洲国図書文具株式会社、1938年  
一谷清昭「日本語の教室」『国語運動』第3巻6号、1939年  
皆川豊治『満洲国の教育』満洲帝国教育会、1939年  
在満日本教育会教科書編輯部『初等日本語読本』巻1～巻4、1939～1940年  
大出正篤「日本語の世界進出と教授法の研究」『文学』第8巻4号、1940年  
安藤基平「支那人教育を顧みて」、満蒙文化協会『満蒙』第22年2月号、1941年

白川今朝晴『満洲における現代の教育』教育思潮研究会 15 巻第 1 輯、1941 年  
高山照二「日本語普及に就いての諸問題」、満蒙文化協会『満蒙』、1941 年 9 月号  
堀敏夫「満洲国における日本語教育の動向」『日本語』第 1 巻創刊号、日本語教育振興、  
1941 年  
石黒修『日本語の世界化—国語の発展と国語政策—』修文館、1941 年  
満洲タイムス社『満洲の教壇より—在満諸先生随筆集』大連編所、1941 年  
保科孝一『大東亜共栄圏と国語政策』統正社、1942 年  
各務虎雄「日本語読本」『国語文化講座第 6 巻・国語進出編』朝日新聞社、1942 年  
堀敏夫「満洲国日本語教育の概況」『コトバ』第 4 第 12 号、国語文化学会、1942 年  
堀敏夫「満洲国における日本語教育の動向」『日本語』第 1 巻創刊号、日本語教育振興会、  
1942 年  
「私たちの日本語」『日本語』第 3 巻第 10 号、日本語教育振興会、1942 年  
「日本語教育研究会日程」『日本語』第 3 巻第 1 号、日本語教育振興会、1942 年  
丸山林平「満洲国における日本語」『国語文化講座第六巻・国語進出編』朝日新聞社、1942  
年  
加島福一「公学堂に於ける日本語教育」『国語文化講座第六巻・国語進出編』朝日新聞社、  
1942 年  
大石初太郎「関東州の日本語教育」『国語文化講座第六巻・国語進出編』朝日新聞社、1942  
年  
喜代原友治「本学堂における日本語教育—訓育経営と日本語指導の一元的取扱い—」『日  
本語』第 3 巻第 1 号、日本語教育振興会、1942 年  
久保一良「中等学校における講読科指導過程の研究」『日本語』第 3 巻 1 号、1942 年  
大出正篤『日本語速成教授法の研究概要』満洲国図書文具株式会社、1943 年  
堀敏夫「満鉄の日本語教育」国語文化学会『外地・大陸・南方日本語教授実践』国語文化  
研究所、1943 年  
福井優「満洲国に於ける日本語普及の状況」『外地・大陸・南方日本語教授実践』、国語文  
化研究所、1943 年  
大石初太郎「日本語教師の人格」『外地・大陸・南方日本語教授実践』、国語文化研究所、  
1943 年  
前田熙胤「日本語教育の教材に関する一考察」『外地・大陸・南方日本語教授実践』、国語  
文化研究所、1943 年  
今永茂「日本語読本編纂の思ひ出」『外地・大陸・南方日本語教授実践』、国語文化研究所、  
1943 年  
保科孝一「大東亜通用語としての日本語」『外地・大陸・南方日本語教授実践』、国語文化  
研究所、1943 年

加島福一「民族陶冶としての日本語教育」『外地・大陸・南方日本語教授実践』、国語文化研究所 1943 年

座談会「大陸戦力化と文教の課題」『日本語』第 4 卷 11 号、日本語教育振興会、1944 年  
日野静子「蒙疆における日本語教室」『日本語』第 3 卷 12 号、日本語教育振興会、1944 年

松尾茂「満洲国における日本語教育の現状」『日本語』第 4 卷 5 号、日本語教育振興会、1944 年

大石初太郎「日本語より国語へ—関東州の場合—」『日本語』第 4 卷 5 号、日本語教育振興会 1944 年

釘本久春「思想戦と日本語教育」『日本語』第 3 卷 7 号、日本語教育振興会、1944 年  
大志万準治『終戦前の日本語教育—外国及び外地における日本語教育—〈稿本〉』、不明

### その他

東亜同文会『東亜同文会第五十四回報告』1904 年

浅野虎三郎『関東州内支那紳士録』満鮮実業社 1916 年

武内忠次郎『満洲興信録』満洲通信社 1916 年

田辺種治郎編『東三省官紳録』1924 年

井上謙三郎『大連市史』原書房 1936 年

『満洲草分物語』満洲日日新聞社、1937 年

岩間徳也「明治三十三年露国の金州占領始末及び大正十一年支那の旅大回収運動」『満蒙』、1943 年 5 月号

田島富穂『王永江』満洲公論社、1944 年

川源一郎『関東州民籍手續と卅内慣習』法律時報社、1945 年、大連図書館、館蔵書号 M 41.1-33

### 日本語教育・日本語教育史（戦後）

平野健一郎「満洲における日本の教育政策—1906 年～1931 年」アジア政経学会『アジア研究』第 15 卷第 3 号、1978 年

李園会『日本統治下における台湾初等教育の研究』瑞和堂、1981 年

蔡茂豊編『台湾における日本語教育の史的研究』凡人社、1989 年

木村宗男編『講座日本語と日本語教育・日本語教育史』明治書院、1991 年

駒込武「戦前期中国大陸における日本語教育」『講座日本語と日本語教育 15』明治書院、1991 年

石鋼『植民地支配と日本語』三元社、1993 年

徐敏民編『戦前中国における日本語教育』エムディ出版、1996 年

関正昭『日本語教育史序説』スリーエーネットワーク、1997 年

多仁安代『大東亜共栄圏と日本語』勁草書房、2000 年

- 竹中憲一『「満洲」における教育の基礎的研究』柏書房、2000年
- 関正昭「大出正篤 vs 日野成美の教授法論争から見えてくるもの」『日本語教育史論考—木村宗男米寿論集』凡人社、2000年
- 木村宗男先生米寿記念論集刊行委員会『日本語教育史論考—木村宗男先生米寿記念論集—』凡人社、2000年
- 佐藤由美『殖民地教育政策の研究—朝鮮・1905—1911』龍溪書舎、2000年
- 陳培豊『「同化」の同床異夢』三元社、2001年
- 竹中憲一『「満洲」植民地日本語教科書集成』緑陰書房、2003年
- 松田吉郎『台湾原住民と日本語教育—日本統治時代台湾原住民教育史研究』公洋書房、2004年
- 久保田優子『植民地朝鮮の日本語教育—日本語教育による「同化」教育の成立過程』九州大学出版社、2005年
- 長谷川恒雄『第2次大戦期興亜院の日本語教育に関する調査研究』平成14年度～平成16年度科学研究費補助金基盤研究(B)(1)研究成果報告書、2005年
- 劉建雲『中国人の日本語学習史—清末の東文学堂』学術出版会、2005年
- 河路由佳『非漢字圏留学生のための日本語学校の誕生—戦時体制下の国際学友会における日本語教育の展開』港の人、2006年
- 長谷川恒雄『第二次大戦期—日本語教育振興会の活動に関する再評価についての基礎的研究—報告2』平成18年度～平成20年度科学研究費補助金—基盤研究(B)、2010年
- 市瀬智記・長谷川恒雄「清末中国の日本語教科書(1)—『東語初階』の言語観を中心に—」『慶応義塾大学国際センター日本語と日本語教育』第41号、2013年

## 教育全般

- 滬友会『東亜同文書院大学史』、1955年
- 石川謙『近代日本教育制度資料』第9巻、大日本雄弁講談社、1956年
- 岩波講座『現代教育学』日本近代教育史5、1962年
- 小沢有作『民族教育論』明治図書出版、1967年
- 滬友会大学史編纂委員会『東亜同文書院大学史—創立八十周年記念誌』、1982年
- 多賀秋五郎『現代アジア教育史研究』多賀出版、1983年
- 槻木瑞生「満洲」における近代教育の展開と満鉄の教育『日中教育文化交流と摩擦』第一書房、1983年
- 阿部洋『日中教育文化交流と摩擦』第一書房、1983年
- 平野健一郎「1923年の満洲」『近代日本とアジア：文化の交流と摩擦』、東京大学出版社、1984年
- 槻木瑞生「関東州普蘭店公学堂についての覚書」『同朋大学紀要』第1号、1987年
- 槻木瑞生「満鉄の教師たち—中国人教育に携わった日本人の履歴」『同朋大学紀要』第2

- 号、1988年
- 槻木瑞生「岩間徳也と「満洲」の中国人」『お雇い日本人教習の研究—アジアの教育近代化と日本人』国立教育研究所紀要115集、1988年
- 槻木瑞生「「満洲」の教育を創った人々」『同朋大学紀要』第2号、1989年
- 阿部洋『中国の近代教育と明治日本』龍溪書舎、1990年
- 槻木瑞生「満洲」開教と布教の教育活動」『同朋大学紀要』第5号、1991年
- 「満洲国」教育史研究会『「満洲・満洲国」教育資料集成』全23巻、エムディ出版、1993年
- 阿部洋『旧満州における日本の教育事業と教育権回収運動』転載中山関東長警務局長外務重細重局長あて「我施設学校に対スル支那学生ノ入学禁止」大正13年4月19日付け、東方出版、1992年
- 阿部洋『中国近代学校史研究—清末における近代学校制度の成立過程』福村出版、1993年
- 蔭山雅博「清末奉天省の教育近代化過程」『学習院大学東洋文化研究所調査研究報告』第40巻、1993年
- 野村章『「満洲・満洲国」教育史研究序説』エムディ出版、1995年
- 阿部洋「日本の「対支文化事業」と満洲国留学生—「対満文化事業」展開過程の一側面」『戦前日本の植民地教育政策に関する総合的研究』平成4.5年度科学研究費補助金研究成果報告書、1994年
- 東京文理科大学・東京高等師範学校紀元二千六百年記念会『現代支那満洲教育資料』、1998年
- 竹中憲一・渡辺宗助編『教育における民族的相克』東方書店、2000年
- 王智新ほか編『日本の植民地教育・中国からの視点』社会評論家、2000年
- 鈴木健一『満洲教育史論集』山崎印刷出版、2000年
- 柴田義松・斎藤利彦『近現代教育史』学文社、2000年
- 王智新ほか編『植民地教育史認識』社会評論社、2000年
- 槻木瑞生『「大東亜戦争」期における日本植民地・占領地教育の総合的研究』平成10.12.12年度科学研究費補助金（基盤研究（B）（1））研究成果報告書、2001年
- 近代アジア教育史研究会（代表阿部洋）『近代日本のアジア教育認識（中国篇）』龍溪書舎、2002年
- 竹中憲一『大連アカシアの学窓—証言植民地教育に抗して』明石書店、2003年
- 阿部洋『対支文化事業の研究—戦前期日中教育文化交流の展開と挫折』汲古書店、2004年
- 阿部洋他『中国近現代教育文献資料集』日本図書センター、2005年
- 佐野通夫『日本植民地教育の展開と朝鮮民衆の対応』社会評論社、2006年

顧明遠、大塚豊監訳『中国教育の文化的基盤』東新堂、2009年

田中寛「大東亜共栄圏」下の植民地文化政策—胡蝶の夢の虚構と実相—『植民地教育史研究年報』13号、2011年

## その他

石川順（東亜同文書院第19期生）『砂漠に咲く花』（私家版）、1960年

三宅俊成+鈴木武樹「『満洲・朝鮮』における戦前史学の実態」『伝統と現代』第28号  
伝統と現代社、1965年

韓雲階「幻の帝国 満洲国—その崩壊まで」『サンデー毎日』毎日新聞社、1970年8月号

満洲国史編纂刊行会『満洲国史』総論 財団法人満蒙同胞援護会、1970年

満洲国史編纂刊行会『満洲国史』各論 財団法人満蒙同胞援護会、1970年

藤村道生『日清戦争』岩波書店、1972年

松尾忠風「白磁の観音—終戦前後の大連市日本人の生活実態—」『満洲と日本人』大湊書房、1976年特別号（9月号）

山田豪一『満鉄調査部』日本経済新聞社、1977年

佐藤剛「南金書院と岩間徳也」『民族を結ぶところ』北都書房、1977年

草柳大蔵『実録 満鉄調査部』朝日新聞社、1979年

財団資料調査会『日本植民地史2 満州』毎日新聞社、1978年

大谷健夫『回想金州』1～5、南山会会誌所収、1984～1987年

三宅俊成『在満二十六年—遺跡探査と我が人生の回想』三宅中国古代文化調査室、1985年

俞辛焯『満洲事変期の中日外交史研究』東方書店 1986年

富永孝子『遺言なき自決』新評論、1988年

馬家駿・湯重男『日中近代化の比較』六興出版、1988年

易顕石『日本の大陸政策と中国東北』六興出版、1989年

半藤一利『ソ連が満州に侵攻した夏』文芸春秋、1990年

浅田喬二『日本植民地研究史論』未来社 1990年

鈴木隆史『日本帝国主義と満洲 1900～1945』（上下）、塙書房、1992年

鈴木静夫『中国人の見た中国・日本関係史』中国東北地区中日関係史研究会、1992年

『近代日本と植民地』岩波書店、1993年

小島晋治・丸山松幸『中国近現代史』岩波書店、1994年

森 正考『中国の大地は忘れない』社会評論社、1995年

山本有造「大東亜共栄圏」構想とその構造『近代日本のアジア認識』緑蔭書店、1996年

太平洋戦争研究会『満洲帝国』河出書房新社、1996年

緒方貞子『満洲事変と政策の形成過程』原書房 1966年

マーク・ピーディン・浅野豊美訳『植民地—帝国 50年の興亡』読売新聞社、1996年



滬友会『山洲根津先生伝 日清戦役時代』大空社、1997年  
蘇崇民・山下睦男・和田正広・王勇訳『満鉄史』葦書店、1999年  
宇野重昭『深まる侵略 屈折する抵抗 1930年—40年代日・中のはざま』研文出版、2001年  
松重充浩『植民地大連における華人社会の展開——一九二〇年代初頭大連華商団体の的文化的文化芸術』大連出版社、2001年  
柳沢遊・岡部牧夫『展望日本歴史 20 帝国主義と植民地』東京堂出版、2001年  
半藤一利『昭和史』（1926-1945）平凡社、2004年  
小林英夫『帝国日本と総力戦体制』有志舎、2004年  
太田直樹『満洲裏史』講談社、2005年  
小林英夫『大東亜共栄圏の形成と崩壊』増補版お茶の水書房、2006年  
岡部牧夫『満洲国』講談社、2007年  
小林英夫『「満洲」の歴史』講談社、2008年  
植民地文化学会・中国東北淪陥 14年史総編室『「満洲国」とは何だったのか』小学館、2008年  
加藤聖文『大日本帝国崩壊』中央公論新社、2009年  
田中寛『戦争記憶と歴史認識』私家版、2010年  
遠藤正敬『近代日本の植民地統治における国籍と戸籍—満洲・朝鮮・台湾』文化カラ印刷、2010年

#### 新聞・雑誌及び機関誌

『教育時論』、1885～1932年、開発社  
『泰東日報』、1908年～1931年  
南満洲教育会会報『南満教育』不明～1943年  
『満蒙』、満蒙文化協会 1920～1942年  
『満洲報』1923年  
『国語運動』第2巻、第3巻、東京国語協会 1938、1939年  
『コトバ』国語文化学会、1939～1944年  
『日本語』第1巻～第5巻、日本語教育振興会、1941年～1945年  
『国語文化講座第六巻 国語進出編』朝日新聞社、1942年  
国語文化学会『外地・大陸・南方—日本語教授実践』国語文化研究所、1943年  
『文教月報』第1号、満洲国文教部機関誌、1936年  
『建国教育』第7巻第5号、満洲帝国教育会、1941年  
日本植民地教育史研究会運営委員会『植民地教育史研究年報』①～⑮皓星社、1999年～2013年  
アジア教育史学会『アジア教育史学研究』第1～17巻、1992年～2008年

本論文と既発表論文との関係

博士学位請求論文各章	既発表論文
<p>第1章 民智開化の為の日本語教育 —軍事管制時期（1904.12～1906.8）</p>	<p>『指向』第10号大東文化大学大学院外国語学研究科日本語文化学専攻誌（2012年3月）</p> <p>●「東亜同文書院院長根津一の満洲教育構想に見る日本軍政下の金州南金書院の日本語教育の実態」</p>
<p>第2章 親日化を企図した日本語教育 —都督府統治時期（1906.10～1919.4）</p>	<p>『語学教育フォーラム』第21号大東文化大学語学教育研究所（2011年3月）</p> <p>●「関東州における日本語教育（1）—初等教育を中心に（1904～1919年）」</p>
<p>第3章 日支共存を求めた日本語教育 —関東庁統治時期の前期（1919～1929）</p>	<p>『指向』第8号大東文化大学大学院外国語学研究科日本語文化学専攻誌（2011年3月）</p> <p>●「関東州における日本語教育（2）—初等教育を中心に（1919～1927年）」</p>
<p>第4章 日満親善を鼓吹した日本語教育 —関東庁統治時期の後期（1930～1934）</p>	<p>『外国語学研究』第13号 大東文化大学大学院外国語学研究科（2012年3月）</p> <p>●「関東州における日本語教育（3）—初等教育を中心に（1928～1934年）」</p> <p>『記念文集』大東文化大学日本語学科20周年</p> <p>●「満鉄附属地における日本語教育—初等教育を中心に（1934～1937年）」</p>
<p>第5章 日満一体化を指向した日本語教育 —関東州庁統治時期の前期（1934～1940年）</p>	<p>『指向』第9号大東文化大学大学院外国語学研究科日本語文化学専攻誌（2012年3月）</p> <p>●「関東州における日本語教育（4）—初等教育を中心に（1934～1941年）」</p>
<p>第6章 皇民化教育を目指した日本語教育 —関東州庁統治時期の後期（1941～1945年）</p>	<p>『外国語学会誌』第42号 大東文化大学外国語学会（2013年3月）</p> <p>●「関東州における日本語教育（5）—初等教育を中心に（1941～1945年）」</p>

	<p>● 「「関東州日本語教育研究会」に見る太平洋戦争期の「日本語の国語的教授」 『ことばと文字』2号 ローマ字社（2014年8月）</p>
--	--